

**（仮称）宇治市第３次環境保全計画（宇治市地球温暖化対策地域推進計画含む）
の初案について**

平成２５年３月に策定した「宇治市第２次環境保全計画」および「宇治市第２次地球温暖化対策地域推進計画」は、令和５年度末をもって計画期間が終了することから、今年度、その見直し作業を行ってきたところです。この度、「（仮称）宇治市第３次環境保全計画（宇治市地球温暖化対策地域推進計画含む）」の初案を作成いたしましたのでご報告いたします。

また、本初案についてのパブリックコメントを実施いたしますので、併せてご報告いたします。

記

- １ （仮称）宇治市第３次環境保全計画（宇治市地球温暖化対策地域推進計画含む）の初案について**
※別添のとおり

２ パブリックコメントの実施について

- ・実施期間 令和５年１２月２５日（月）から令和６年１月２４日（水）まで
- ・周知方法 市政だより（１２月１５日号）及び市ホームページに掲載
- ・配架場所 環境企画課、行政資料コーナー、主な市内公共施設（「市民の声投書箱」を設置している市内公共施設等）

３ 今後の予定

- ・令和５年１２月２５日（月）から令和６年１月２４日（水）まで
パブリックコメントの実施
- ・令和６年２月中旬
宇治市環境保全審議会の開催
→パブリックコメントを踏まえた最終案の提示
- ・令和６年３月
答申
産業・人権環境常任委員会への報告
→パブリックコメントの実施結果及び最終案について

(仮称) 宇治市第 3 次環境保全計画（宇治市地球温暖化対策地域推進計画含む）の概要について

1 計画の概要

本計画は、宇治市環境保全基本条例で示す「市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための、良好な環境の保全及びその確保」を目指すことを目的とした計画です。

2022（令和 4 年）3 月に策定された宇治市第 6 次総合計画を環境の面から実現していくための環境分野における最も基本となる計画であり、国や京都府の環境基本計画等と整合を図るとともに、宇治市の各種関連計画における施策との連携を進めます。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 4 講に基づく「宇治市地球温暖化対策地域推進計画」及び気候変動適応法第 12 条に基づく「宇治市地域気候変動適応計画」を本計画に統合した計画と位置付け、市民、事業者、市が協働して着実に取り組むことにより、将来世代が安心して住み続けられる魅力あるまちをつくります。

計画期間については、第 6 次総合計画との整合を図り、2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度までの 10 年間とします。地球温暖化対策に係るものについては、国との整合を図り、基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030（令和 12）年度とし、長期目標を 2050（令和 32）年に設定します。

本計画に掲げた施策や取組は、宇治市独自の環境マネジメントシステムである宇治アクション（UA）を運用し、PDCA サイクルにより進捗管理及び評価を行い公表することに加え、計画を着実に推進するため、外部委員で組織された宇治市環境保全審議会において進捗状況の検証・評価を行います。

2 望ましい環境像

宇治市の自然環境や歴史的な魅力を活かしながら、環境問題への取組と社会・経済活動を両立させて、環境、社会、経済が統合的に向上するまちづくりを進め、持続可能な脱炭素のまちを確立し将来世代へ繋げていくことを目指して、次のように望ましい環境像を定めます。

「豊かな自然環境と歴史文化を守り、新たな未来を拓くまち」

3 温室効果ガス排出量の削減目標

2030（令和 12）年度に

2013（平成 25）年度比で 46%以上削減を目指します

温室効果ガス排出量の長期目標

2050（令和 32）年度までに

ゼロカーボンシティの実現を目指します

4 計画の基本目標

【基本目標 1】持続可能な脱炭素社会の推進（気候変動）

＜施策の方針＞

- ①脱炭素のまちをつくる
- ②再生可能エネルギーの利用を促進する
- ③エネルギー利用を効率化する
- ④ライフスタイルを転換する
- ⑤気候変動に備える（適応策）

脱炭素社会の実現に向けて、日々の生活や事業活動による環境負荷を低減するため、脱炭素型のまちづくりを進めるとともに、市民・事業者・市が協働してエネルギー利用の効率化、再生可能エネルギーの普及を図ります。

また、気候変動による環境、社会、経済的な影響を把握・低減し、安全・安心に暮らせるまちをつくるため、農業、生態系、防災、健康などの各分野に係る関連部署や近隣市町村と連携して適応策を推進します。

【基本目標 2】廃棄物ゼロ（ゼロエミッション）を目指す循環型社会の推進（資源循環）

＜施策の方針＞

- ①ごみを削減する
- ②3R+Renewable を推進する
- ③廃棄物を適正に処理する

「宇治市第3次ごみ処理基本計画」（2019（平成31）年3月策定）において、「市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進」、「効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築」、「ごみの適正処理の推進」の3つの方針に基づき、ごみ減量化に向けての取組を進めています。

限りある資源の有効活用を図り、ごみを減量化し、最終処分場の延命化を行うとともに、循環型社会の形の実現を目指します。

【基本目標 3】安全で安心な暮らしを守る生活環境の保全（生活環境）

＜施策の方針＞

- ①安らぎのある健全な生活環境を守る
- ②美しいまちをつくる

市民が健康で安全・安心に生活するためには、きれいな空気、きれいな水や土、静けさの感じられる環境などが大切です。

そのため、大気や水質、騒音などの環境モニタリングの実施により現状を把握し、日常生活における環境への負荷を低減することを目指します。

また、環境美化を推進し、住みよい生活環境を維持します。

【基本目標 4】自然、文化、人が共生する豊かな都市環境の保全（環境共生）

＜施策の方針＞

- ①豊かな自然環境を守る
- ②自然と文化が調和した都市環境をつくる
- ③森林資源の有効活用を図る

多様な生物の保全と、これまで培われてきた歴史と文化を引き継ぎ、未来に継承し、地域の特性に応じた良好な景観の保全・形成を進めます。

また、森林がもつ多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な保全、整備に努め、将来にわたって公益的機能を維持していくことを目指します。

施策推進に際しての横断的視点

＜施策の方針＞

- ①多様な主体との連携、環境教育の充実を図る
- ②時代の潮流を捉えた施策を推進する

本計画に掲げている 4 つの基本目標のいずれの分野においても、市民や企業などと市が主体的に連携・協働することが重要であり、SDGs の理念を踏まえ、あらゆる主体が参加するパートナーシップを目指します。

また、持続可能なまちを築くためには、次世代を担う子どもたちへの環境教育をさらに充実するとともに、AI や IoT などのスキルアップと活用を促進していきます。

(仮称)宇治市第3次環境保全計画
(宇治市地球温暖化対策地域推進計画含む)

初案

2023(令和 5)年 12 月

宇 治 市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間・目標年次	3
第2章 環境政策に関する現状認識	4
1 社会経済情勢の変化(国内外の動向)	4
2 宇治市の概要	12
3 宇治市における現状と課題	16
第3章 望ましい環境像と施策の基本方針	27
1 望ましい環境像	27
2 施策の基本方針	28
3 温室効果ガス排出量の削減目標	29
4 再生可能エネルギーの導入目標	32
第4章 分野毎の具体的方策	33
1 4つの基本目標と施策	35
基本目標1 持続可能な脱炭素社会の推進（気候変動）	35
施策の方針1 脱炭素のまちをつくる	39
施策の方針2 再生可能エネルギーの利用を促進する	42
施策の方針3 エネルギー利用を効率化する	45
施策の方針4 ライフスタイルを転換する	49
施策の方針5 気候変動に備える(適応策)	56
基本目標2 廃棄物ゼロ(ゼロエミッション)を目指す循環型社会の推進（資源循環）	64
施策の方針1 ごみを削減する	67
施策の方針2 3R+Renewable を推進する	70
施策の方針3 廃棄物を適正に処理する	72
基本目標3 安全で安心な暮らしを守る生活環境の保全（生活環境）	73
施策の方針1 安らぎのある健全な生活環境を守る	74
施策の方針2 美しいまちをつくる	75
基本目標4 自然、文化、人が共生する豊かな都市環境の保全（環境共生）	77
施策の方針1 豊かな自然環境を守る	78
施策の方針2 自然と文化が調和した都市環境をつくる	80
施策の方針3 森林資源の有効活用を図る	82
2 施策推進に際しての横断的視点	85
施策の方針1 多様な主体との連携、環境教育の充実を図る	86
施策の方針2 時代の潮流を捉えた施策を推進する	88

第5章 計画の推進	89
1 推進体制	89
2 進捗管理	91

資 料 編

1 現在の取組状況(前計画の達成状況)	資 1
2 温室効果ガス排出量の算定と予測の考え方	資 7
3 アンケート調査結果	資28
4 宇治市環境保全基本条例	資 44
5 市民と築くゼロカーボンのまち宣言	資 47
6 計画の推進体制と経緯	資 48
7 用語集	資 51

「＊」表記のある用語については用語集をご参照ください。

表及びグラフの中の数値については、端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

宇治市では、21 世紀に向けた宇治市の環境に関する基本的な方向性を示した計画として、身近な生活環境や地球環境の保全、資源循環型社会^{*}の構築などの実現に必要な環境施策を計画的・統合的に推進するため、2000（平成 12）年に「宇治市環境保全計画」を策定しました。また、2008（平成 20）年には、「宇治市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地球温暖化防止に関する様々な取組を展開してきました。その後、社会情勢の変化とともに「地球温暖化^{*}対策」や「循環型社会の形成」、「生物多様性^{*}の保全」、「エネルギー政策の見直し」といった課題への対応を通じて、持続可能な社会の実現を目指す必要が生じたことから、2013（平成 25）年に「宇治市第 2 次環境保全計画」及び「宇治市第 2 次地球温暖化対策地域推進計画」（以下、「前計画」といいます。）の策定を行い、幅広く環境施策を推進してきました。

近年、気候変動^{*}の影響の深刻化や海洋プラスチックごみの影響など私たちを取り巻く環境はさらに大きく変化しており、持続可能な脱炭素社会^{*}の実現に向け、社会を変えていく必要が生じています。前計画は、2023（令和 5）年度に終期を迎えることから、新たに「宇治市第 3 次環境保全計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

本計画では社会情勢の変化を的確に反映し、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、総合的な環境施策に取り組むことが必要になるため、これまで環境保全計画の下位計画として位置付けていた地球温暖化対策地域推進計画を統合するほか、新計画である「地域気候変動適応計画」の内容も盛り込んだ計画とします。

2 計画の位置付け

本計画は、宇治市環境保全基本条例で示す「市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための、良好な環境の保全及びその確保」を目指すことを目的とした計画です。

2022（令和 4）年 3 月に策定された宇治市第 6 次総合計画のめざす都市像「一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹（いぶき）を紡（つむ）ぐまち・宇治」を環境の面から実現していくための環境分野における最も基本となる計画であり、国や京都府の環境基本計画等と整合を図るとともに、宇治市の各種関連計画における施策との連携を図ります。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律*第 21 条第 4 項に基づく「宇治市地球温暖化対策地域推進計画」及び気候変動適応法*第 12 条に基づく「宇治市地域気候変動適応計画*」を本計画に統合した計画と位置付け、市民、事業者、市が協働して着実に取り組むことにより、将来世代が安心して住み続けられる魅力あるまちをつくります（図 1-1）。

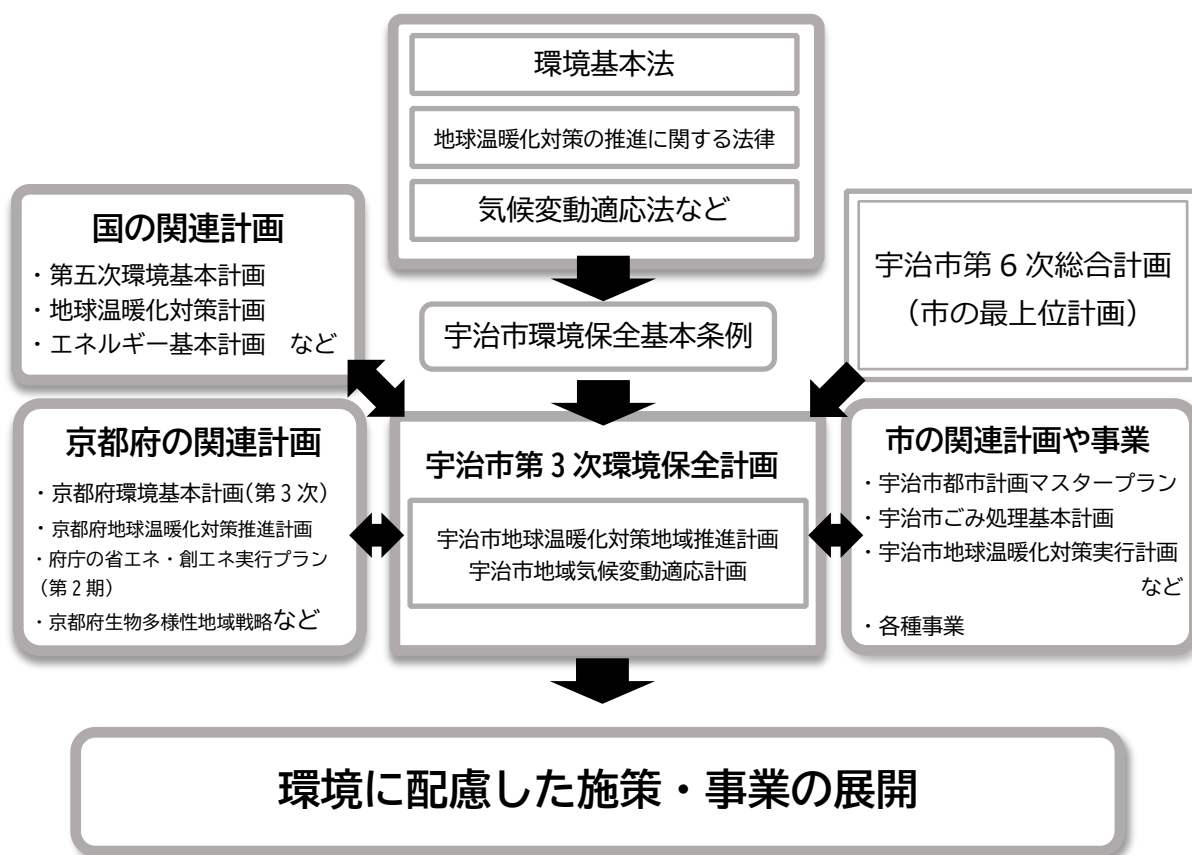


図 1-1 【宇治市第3次環境保全計画の位置付け】

3 計画期間・目標年次

2022（令和 4）年度から運用されている本計画の最上位計画である宇治市第 6 次総合計画のめざす都市像を踏まえるとともに、総合計画との計画期間の整合を図るため、2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度までの 10 年間とします（図 1-2）。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、2029（令和 11）年度に中間見直しを行います。

※地球温暖化*対策に係るものについては、国との整合を図り、基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030（令和 12）年度とし、長期目標を 2050（令和 32）年に設定します（表 1-1）。

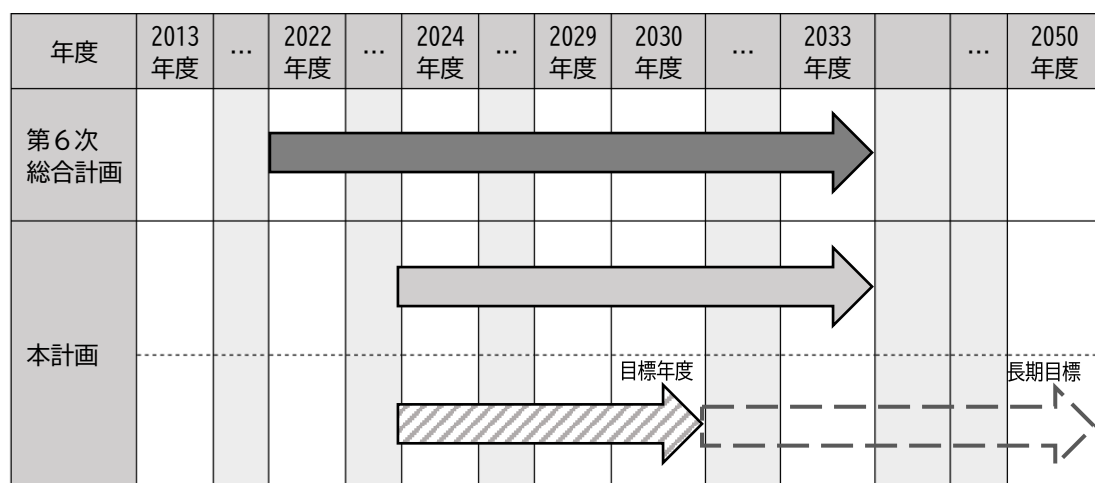


図 1-2 【計画期間】

表 1-1 【目標年次】

区分	年度
計画期間	2024（令和6）年度から2033（令和15）年度まで
目標年度 ^注	2030（令和12）年度 長期：2050（令和32）年度
基準年度 ^注	2013（平成25）年度

注）目標年度は地球温暖化対策に係る削減目標年度で、基準年度を2013（平成25）年度とする

第2章 環境政策に関する現状認識

1 社会経済情勢の変化(国内外の動向)

(1)これまでの環境問題

高度経済成長期の 1960（昭和 35）年代から 1970（昭和 45）年代にかけて、公害問題が顕在化し、水俣病や四日市ぜんそくなどを契機に、数多くの公害関連法令が整備されました。現在では、アスベストや、有機フッ素化合物の一種である PFOS、PFOA による健康への影響も注目されています。経済のグローバル化に伴い、公害も国内の問題だけではなくなっているため、国際社会が協力して持続可能な社会を築いていく必要があります。

(2)東日本大震災以後のエネルギー政策

東日本大震災を受け、再生可能エネルギー*の普及を後押しする再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）が導入されるなど、再生可能エネルギーへの転換が促進されました。また、エネルギーの効率化や省エネルギーの推進も重要な政策となり、建築基準の改正やエネルギー効率の向上を目指す製品基準の制定などが行われ、エネルギーの使用効率を高める取組が進められました。

(3)パリ協定

2015（平成 27）年の国連気候変動枠組条約締約国会議*（COP21）において、京都議定書以来 18 年ぶりの国際的な合意文書「パリ協定*」が採択されました。

「パリ協定」は、温室効果ガス*の排出量と吸収量を均衡させる実質的な脱炭素化を目指すことや、全ての国が削減目標を持ち行動することが明確に掲げられた画期的な国際枠組みとなっています。また、世界の平均気温上昇を産業革命以前の水準に比べて 2℃未満に抑えるとともに、可能な限り 1.5℃に抑える努力を追求することを目標としていますが、気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、世界全体で 2030（令和 12）年までに 2010（平成 22）年比で 45%削減が必要であり、この決定的な 10 年の行動の加速が必要であることが確認されました。

世界各国は「パリ協定」を受け、目標達成に向けて大きく動き始めています。

(4)国の「第五次環境基本計画」の策定

2018（平成 30）年に閣議決定された「第五次環境基本計画」は、SDGs*、パリ協定後に初めて策定された環境基本計画であり、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に繋げていくこととしています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくこととしています。

(5)2050 年カーボンニュートラル宣言

2020（令和 2）年 10 月、国は「2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロに

する、すなわち 2050 年カーボンニュートラル*（図 2-1）、脱炭素社会*の実現を目指す」ことを宣言しました。これを受け、2050 年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ*」を表明する自治体が増加しています。

宇治市では、2022（令和 4）年 3 月に「市民と築くゼロカーボン宣言」を行い、2050（令和 32）年までに宇治市での温室効果ガス排出量実質ゼロ*を目指す「ゼロカーボンシティ」に向けて取り組むことを宣言しました。

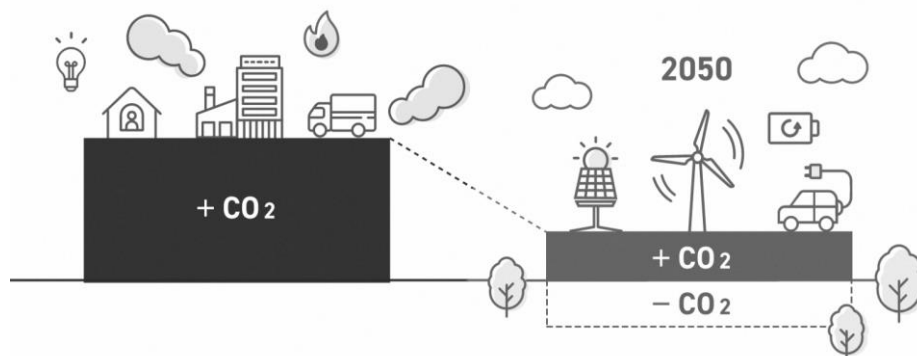


図 2-1 【カーボンニュートラルのイメージ図】

出典：脱炭素ポータル（環境省）(https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/)

（6）地域脱炭素ロードマップ

2021（令和 3）年 6 月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」では、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」や、2030（令和 12）年度に温室効果ガス*を 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指すこと、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けるとの表明を踏まえ、地域が主役となる地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に 2030（令和 12）年までに集中して行う取組・施策を中心に行程と具体策を示しています。

本ロードマップは、地域における脱炭素への取組が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、2025（令和 7）年度までを集中期間として施策を総動員するとしています（図 2-2）。

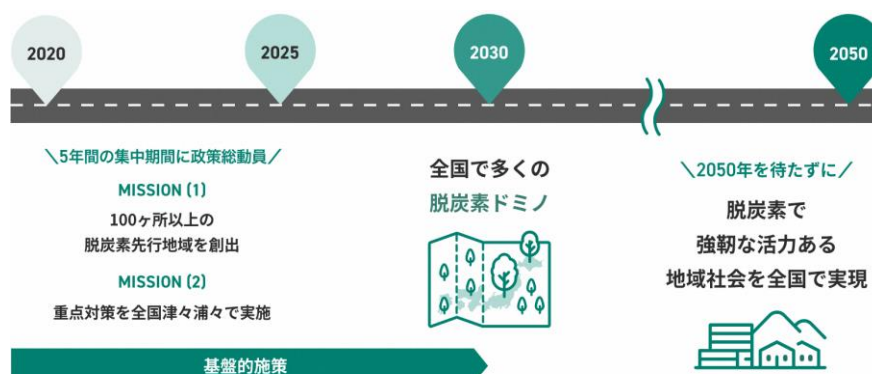


図 2-2 【脱炭素ロードマップのイメージ図】

出典：脱炭素ポータル（環境省）(https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/)

(7)第 6 次エネルギー基本計画

2021（令和 3）年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画は、「2050 年カーボンニュートラル宣言」及び「2030 年度の新たな温室効果ガス削減目標」の実現に向けた道筋を示したものであり、「2050 年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応」や「2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応」が掲げられています。その中で、様々な課題の克服を野心的に想定した 2030（令和 12）年度のエネルギー需給見通しとして、2030（令和 12）年度の電源構成における再生可能エネルギー*の比率を 36～38%とし、現在取り組んでいる研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の更なる高みを目指すとしています。

(8)海洋プラスチック汚染

海洋には現在 1 億 5,000 万 t 以上のプラスチックごみが存在していると言われており、それに加えて毎年約 800 万 t に及ぶ量が新たに流れ出ていると推定されています。環境省の調べによると、毎年海に流出するプラスチックごみのうち 2～6 万 t が日本から発生したものと推計されています。このままでは 2050（令和 32）年の海は、魚よりもごみの量が多くなると言われるほど問題は深刻化しており、マイクロプラスチックによる海洋生物への影響など海洋汚染は新たな環境問題として注目されています。国は、プラスチック資源循環戦略において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するとしています。

(9)生物多様性

森林伐採、都市化、農地の拡大、環境汚染、気候変動*などが生物の生息地の破壊を引き起こしています。これにより、絶滅の危機に瀕した種や生態系のバランスが崩れるなど、生物多様性*が脅かされています。

宇治市にも多くの外来生物*が生息しており、そのなかでも特定外来生物として指定されているオオキンケイギク、アライグマやヌートリアなどがしばしば発見され、農作物への被害、在来生物の生態系を大きく乱すなど影響が大きいと、これらの外来生物をいかに管理するかが課題となっています。

国は、今後の自然共生社会のあり方を示した生物多様性国家戦略を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるとしています。

(10)食品ロス対策

農林水産省の調査によると、日本ではまだ食べられるのに捨てられた食品ロス*は、年間約 523 万 t（令和 3 年度農林水産省推計）となっています。これは、世界全体の食料援助量約 420 万 t を大きく上回る量です。

また、食材の生産の際に使用した水、加工するために使用した電気、配送するために消費した燃料など、それぞれの過程で使用した資源やエネルギーも無駄になってしまい、これらの資源やエネルギー消費は地球温暖化*の原因の一つになります。地球温暖化が進むと、気温の上昇や異常気象により、農作物の生育に影響を及ぼし、食品の値上がりにもつながります。

国は、2000 年度比で 2030 年度までに食品ロスを半減するとの目標を定めています。

(11)気候変動の深刻化

気候変動問題は今や「気候危機」とも言われ、私たち一人ひとり、地球上のすべての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。すでに世界で平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、日本においても記録的な猛暑、豪雨、台風による被害、農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など様々な影響が現れています。また、今後、各国において最大限に温室効果ガス*の排出の抑制を図った場合であっても、気候変動による影響は避けられないことが予測されています。

(12)気候変動の「緩和」と「適応」

気候変動*による市民の生命、財産、経済、社会、自然生態系などへの被害を出来るだけ回避し、最小化するため、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策*」に加え、今後予測される影響に対して適応するための「適応策*」に取り組むことが不可欠です。

こうした中、国は、2018（平成 30）年に「気候変動適応法*」を施行し、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担う役割を明確化しました。また、本法に基づき策定された、気候変動適応計画*では、「気候変動影響による被害の防止・軽減、更には国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること」を目標とし、7つの基本戦略のもと各分野の適応策が示されています。

さらに、国は気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、2021（令和 3）年度より「熱中症警戒アラート*」の運用を開始し、2023（令和 5）年 4 月の気候変動適応法の改正を受け、同年 5 月に熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更を行いました。

【コラム】緩和策と適応策

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。



気候変動適応情報プラットフォーム（環境省）（https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate_change_adapt/index.html）から作成

(13) 京都府の現況

京都府は「地球温暖化対策の推進に関する法律*」第 21 条第 3 項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法*」第 12 条に規定する「地域気候変動適応計画*」として、「京都府地球温暖化対策推進計画」を 2021（令和 3）年 3 月に策定しました。また、京都府では 2020（令和 2）年 2 月に、「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ*」を目指すことを宣言しています。

そして、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、京都府地球温暖化対策条例を 2023（令和 5）年に改訂し、「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を長期的な目標とし、当面の目標として 2030（令和 12）年度の温室効果ガス*を 2013（平成 25）年度比 46%以上削減することを掲げています。

また、地球温暖化対策や気候変動への適応について、京都に適した正確な情報を発信するために、京都府地球温暖化防止活動推進センターや京都気候変動適応センターを設置し、府民への普及啓発を行っています。

【コラム】 京都府地球温暖化防止活動推進センター

京都府地球温暖化防止活動推進センターは、京都府内の温暖化防止に向けた取り組みをサポートする組織です。センターは、「地球温暖化対策を担う中核的支援組織として、事業者、府民、環境保全団体の積極的な取組を推進する役割を果たす」と位置付けられ、「脱炭素型のステキな京都」の実現に向け、「担い手のサポート」「モデル事例づくり」「対策の面的展開」の 3 つの柱を掲げ、環境省や京都府、市町村と連携して、脱炭素社会づくりのための様々な取組や情報発信を行っています。



京都府地球温暖化防止活動推進センター(<https://www.kcfca.or.jp/>)から作成

【コラム】 京都気候変動適応センター

京都気候変動適応センターは、地域の自然と社会の状況に応じた気候変動適応の推進に資するため、京都府及び京都市、総合地球環境学研究所の共同のもと設置されました。「長期的な視点」「幅広く対象を想定」「同時解決」「ビジネスにつなげる」「京都ならではの対策」5つの視点から適応策の取組を進めています。



京都気候変動適応センターホームページ(<https://kccac.jp/>)から作成

(14)ESG 投資とグリーンリカバリー

国は、脱炭素社会実現のために、産業政策・エネルギー政策の両面から成長が期待される 14 の重要分野について実行計画を策定し、目標実現の後押しをするべく、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を 2021（令和 3）年に策定しました（図 2-3）。また、新型コロナウイルス感染拡大による経済の低迷に対し、経済の復興とともに脱炭素な循環型社会への転換を同時に行い、脱炭素な方向への復興（グリーンリカバリー*）の促進が行われています。

このような脱炭素へ向かう国の意向や気候変動による生活への影響の周知が進むとともに、顧客の投資選択にも変化が生じています。近年注目が高まっている ESG 投資*は、財務的な要素に加え、環境（Environment）、社会（Social）、管理体制（Governance）を考慮して行う投資を指します。気候変動は投資のリスクとなりますが、その一方で環境へ配慮した取組には多額の資金が投じられており、社会的責任や管理体制の欠如による損失のリスクと合わせ、新たな収益機会として、ESG 投資の規模は世界的に拡大しつつあります。



図 2-3 【グリーン成長戦略における 14 の重要分野】

出典：「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（経済産業省）

(https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/pdf/green_koho_r2.pdf)

(15)持続可能な開発目標(SDGs)

世界が気候変動*や貧困など様々な問題に直面する中で、2015（平成 27）年にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として持続可能な開発目標*（SDGs）が掲げられました。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では「環境（生物）」「社会」「経済」の 3 つの分野が SDGs 達成への取組と互いにリンクし、なおかつそれを分けて考えることができないものとされています。SDGs は、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ*及び地球の 5 つの要素（図 2-4）について、「誰一人取り残さない」ことを理念に持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和 12）年を期限とする包括的な 17 の目標と 169 のターゲットを設定しています（表 2-1）。

この中には、地球環境の課題や地球環境と密接に関わる課題に係る目標が数多く含まれており、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

2021（令和 3）年に内閣官房・外務省から発表された「2030 アジェンダの履行に関する自発的國家レビュー」（VNR）では、ポスト・コロナ時代での SDGs 達成へ向けた課題や取組の方向性が示されました。VNR では、深刻化する少子高齢化等の社会問題や気候変動等の環境問題をともに解決するためには社会システムの変革が不可欠であり、また、新型コロナウイルス感染拡大からの「よりよい回復」のためには、日本だけでなく国際社会と連携し、SDGs 達成に向け取り組む必要があることが明記されています。



図 2-4 【SDGsを構成する 5 つの要素】

出典：SDGs を広めたい・教えたい方のための「虎の巻」 国際連合広報センター(https://www.unic.org/jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

表 2-1 【SDGs17 のゴール】

1 貧困をなくそう 	ゴール 1（貧困） あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 	ゴール 10（不平等の是正） 各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 	ゴール 2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食料保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	ゴール 11（安全な都市） 包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を 	ゴール 3（健康な生活） あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任 	ゴール 12(持続可能な生産・消費) 持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに 	ゴール 4（教育） すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	ゴール 13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ゴール 5（ジェンダー平等） ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワメントを行う	14 海の豊かさを守ろう 	ゴール 14（海洋） 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 	ゴール 6（水） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさを守ろう 	ゴール 15（生態系・森林） 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	ゴール 7（エネルギー） すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	ゴール 16（法の支配等） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
8 働きがいも経済成長も 	ゴール 8（雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する	17 パートナースhipで目標を達成しよう 	ゴール 17（パートナーシップ） 持続可能な開発のための実施手続きを強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	ゴール 9（インフラ） レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る		

国際連合広報センター(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)より作成

2 宇治市の概要

(1)位置・面積

宇治市は、京都盆地の南東部に位置し、東が宇治田原町と滋賀県大津市、西が久御山町、南が城陽市、北が京都市に隣接しています（図 2-5）。面積は 67.54 平方キロメートル、市域の長さは、東西に 10.0 キロメートル、南北に 10.7 キロメートルとなっています。



図 2-5 【宇治市位置図】

(2)地勢の概況

東部に豊かな自然環境が残された山麓丘陵地が広がり、西部は巨椋池干拓田に連なる平坦地となっています。琵琶湖から唯一流れ出る河川である宇治川が市中央部を南北に縦断しています。

市内には、JR 奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線・京都市営地下鉄東西線の 4 つの鉄道が通っているとともに、14 の鉄道駅が存在し、高度経済成長期の小規模な住宅地が多数あるなど、細分化されているのが宇治市の都市構造の特徴となっています。

また、宇治川を中心とした景観が国の重要文化的景観に選定されるなど、都市化が進んだ市街地に隣接して歴史的景観が残されており、これらの景観を保全、創造していくことが必要不可欠となっています。

1880（明治 13）年以降、京都府の年平均気温は 100 年あたり約 2℃上昇しており（図 2-6）、猛暑日も増加しています（P13 図 2-7）。日降水量 50 mm 以上及び 100 mm 以上の日数については大きな変化はみられません（P13 図 2-8）。

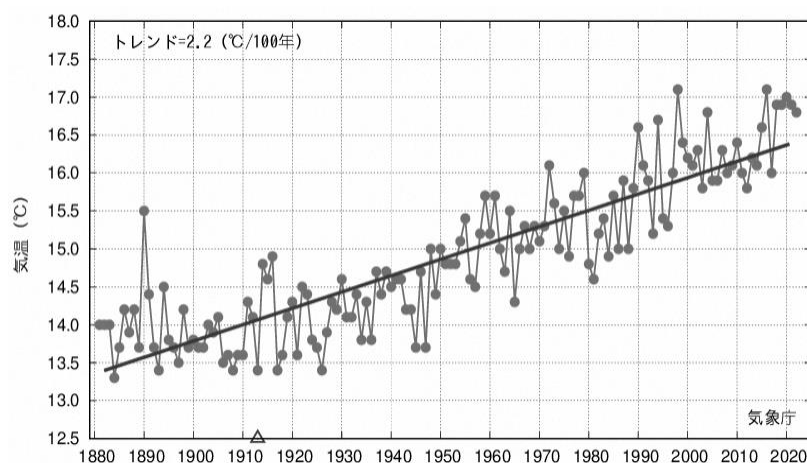


図 2-6 【京都府平均気温の推移】

出典：気候変動情報プラットフォーム

(https://adaptation-platform.nies.go.jp/map/Kyoto/index_past.html)

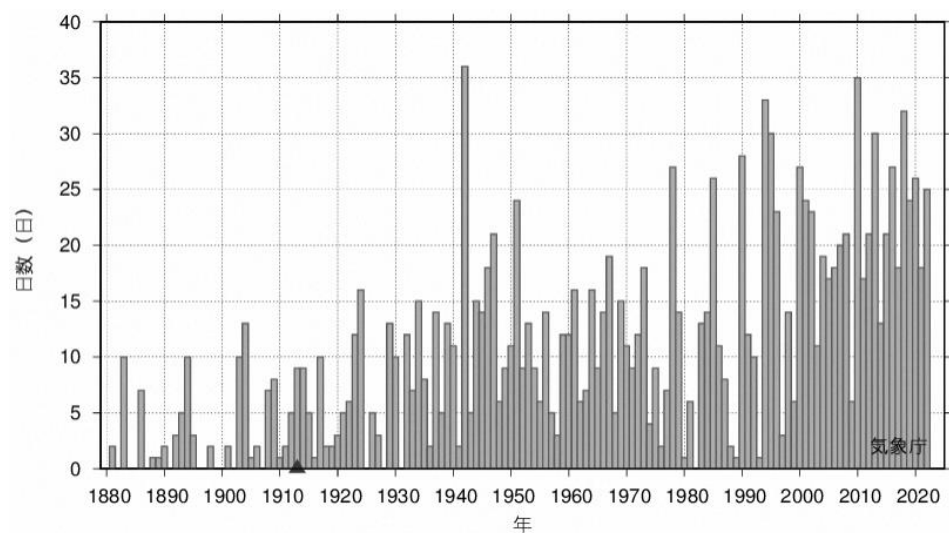


図 2-7 【京都府の日最高気温 35℃以上の年間日数（猛暑日）の推移】

出典：気候変動適応情報プラットフォーム(https://adaptation-platform.nies.go.jp/map/Kyoto/index_past.html)

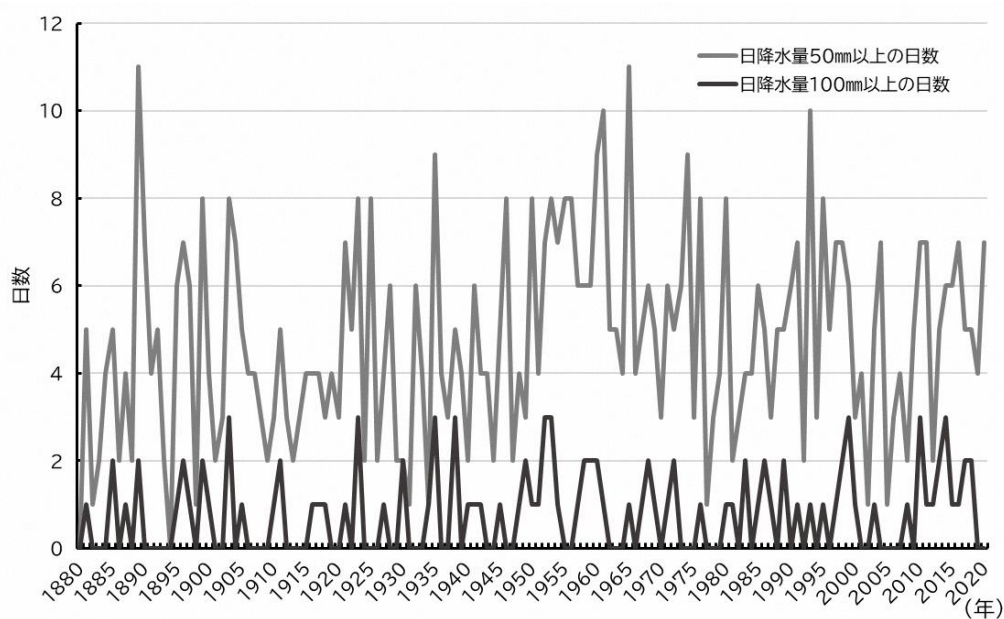


図 2-8 【京都府の日降水量 50 mm 以上、100 mm 以上の日数の推移】

気象庁データ (<https://www.data.jma.go.jp/risk/obsdl/index.php>) より作成

(3)歴史的な背景

京都・奈良の中間に位置する宇治市は、646（大化2）年に宇治橋が架けられ、古代から交通の要衝として発展してきました。平安時代には風光に恵まれていることもあり、貴族の別業の地として栄え、源氏物語宇治十帖の舞台にもなっています。世界遺産として登録されている平等院や宇治上神社などは、この頃に建立され、華麗な王朝文化を体現できる数少ない都市として知られています。

安土桃山時代には、天下を統一した豊臣秀吉が伏見城を築くとともに、氾濫を繰り返していた宇治川や淀川の大規模な土木工事を行い、その時に築かれた堤防が、後に太閤堤と呼ばれています。

市域の西側に位置する巨椋池の干拓事業は、1941（昭和16）年にほぼ現在の形ができ上がり、1951（昭和26）年3月1日、宇治市は当時の東宇治町・宇治町・槇島村・小倉村・大久保村の2町3村の合併によって、人口3万8千人の市として誕生しました。

(4)人口

1951（昭和26）年3月1日に人口約3万8千人で発足した宇治市は、今日では18万人の市民が暮らす京都府内第2の都市となっています。

人口増加率の推移を見ると、高度経済成長期の1960（昭和35）年～1970（昭和45）年には急激な増加をしていましたが、その後は徐々に鈍化し、2010（平成22）年～2015（平成27）年では1.7%の減少、2015（平成27）年～2020（令和2）年では2.4%の減少となり、これまでの人口増加傾向から人口減少へと変化しています。今後も減少が続くと予測されており、2040（令和22）年には市の人口は15万人を下回り、2050（令和32）年には2020（令和2）年から31.3%減少すると考えられています。

年齢構成では、2015（平成27）年と2020（令和2）年と比較すると、15歳未満の人口が13.5%から12.3%へ減少、15歳から64歳の生産年齢人口が60.0%から58.4%へ減少、65歳以上の高齢者人口が26.6%から29.4%へ増加しており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

宇治市の2020（令和2）年の高齢者人口は54,383人であり、高齢化率は29.4%となっていますが、2050（令和32）年には43.0%に達すると見込まれ、急激に高齢化が進むことが予想されます（図2-9）。

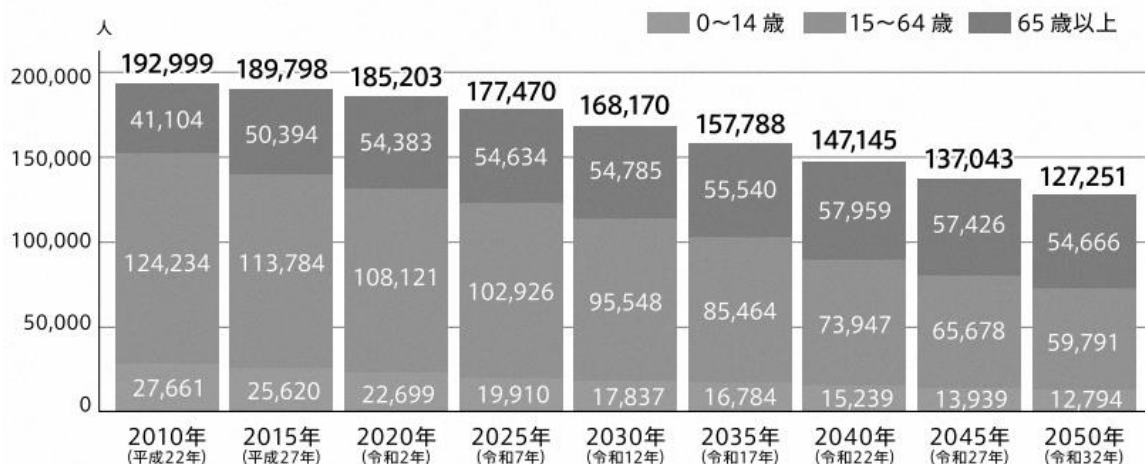


図 2-9 【宇治市の年齢3区分による人口推移と将来推計】

出典：宇治市第6次総合計画

(5)産業の動向

2020（令和2）年の国勢調査による産業別就業者数は、77,084人で、2015（平成27）年の国勢調査に比べると4,680人の減少となっています。産業別で見ると第2次産業で減少が見られます（図2-10）。

宇治市の農業は、稲作を中心に、大都市近郊という条件を活かした都市近郊型農業が行われています。中でも、「宇治茶」は高級日本茶の代名詞と言われており、茶業は全国に誇れる伝統産業となっています。

2020（令和2）年の農業センサスによると、経営耕地面積は592haで、その内訳は、田は539ha、畑は18ha、樹園地は34haとなっています。

2019（令和元）年の従業者4人以上の事業所にかかる工業統計調査によると、従業者数29人以下の事業所が全体の79.1%、50人以上99人以下の規模の事業所は7.0%です。地域別では、槇島地域に事業所数の59.5%と集中しています。

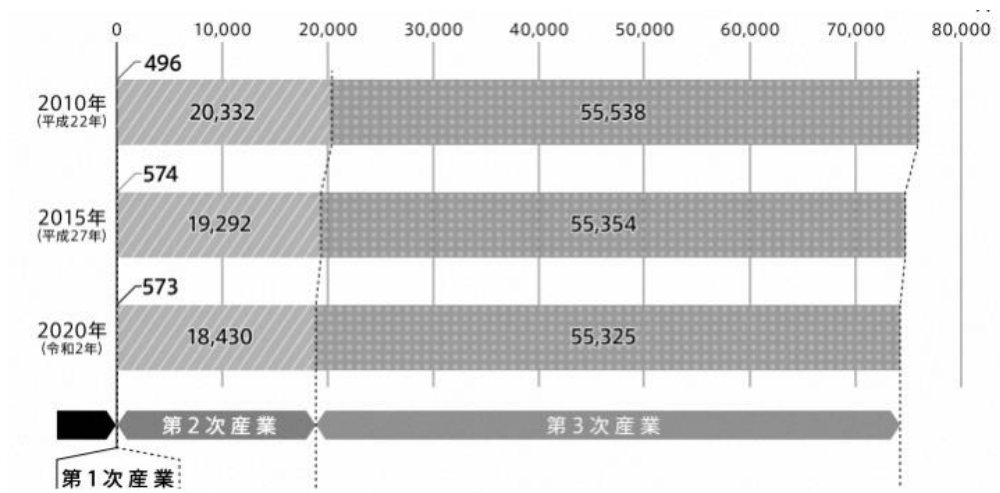


図 2-10 【宇治市産業別就業者数】

注）産業別就業者数は分類不能の産業を含むため、産業別就業者数の内訳合計と合わない

出典：宇治市第6次総合計画

3 宇治市における現状と課題

(1) 宇治市の温室効果ガス排出量の推移

宇治市から排出される温室効果ガス*排出量は、2020（令和 2）年度において、859,524t-CO₂ であり、基準年度である 2013（平成 25）年度比で 25.4%減少しています（図 2-11）。

宇治市の温室効果ガス排出量は、2019（令和元）年度まで減少していましたが、2020（令和 2）年度は前年度に比べて増加しています（表 2-2）。

部門別にみると、産業部門が 39.7%と最も多く、次いで家庭部門が 23.2%、運輸部門が 20.4%、業務その他部門*が 15.5%となっています（図 2-12）。

表 2-2 【温室効果ガス排出量の推移】

部門・分野		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	411,838	388,645	315,119	274,530	276,078	297,982	280,372	341,279
	農林業	515	505	465	497	472	2,062	2,230	2,368
	建設・鉱業	13,080	13,098	13,114	10,912	8,855	5,101	4,563	6,602
	製造業	398,243	375,042	301,540	263,121	266,751	290,819	273,579	332,309
	運輸部門	218,690	208,242	206,708	206,529	207,237	202,540	197,659	174,944
	乗用車・軽自動車	148,802	135,401	133,422	132,931	133,128	132,422	128,949	112,355
	貨物車・バス等	55,091	58,044	58,725	58,813	59,324	56,628	56,321	52,566
	鉄道	14,797	14,797	14,561	14,785	14,785	13,490	12,389	10,023
	業務その他部門	229,357	229,440	222,695	228,146	196,269	135,111	124,734	132,945
その他の	家庭部門	284,189	271,683	247,550	248,251	224,800	201,209	164,258	199,197
	廃棄物分野	8,354	9,030	9,469	9,877	11,029	9,125	9,528	11,159
	廃棄物の焼却	6,118	6,825	7,285	7,735	9,011	7,159	7,587	9,198
	排水処理	2,236	2,205	2,184	2,142	2,018	1,966	1,941	1,961
合計		1,152,428	1,107,040	1,001,541	967,333	915,413	845,967	776,551	859,524

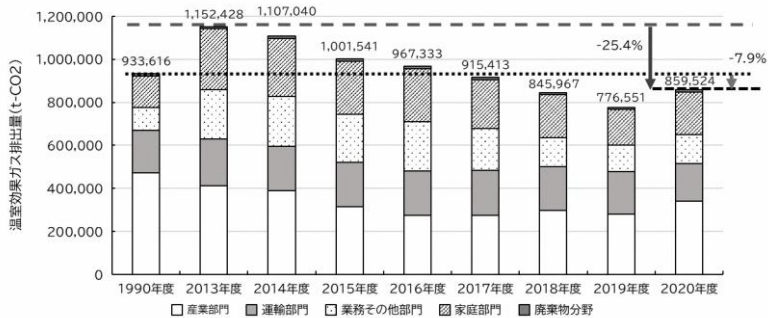


図 2-11 【温室効果ガス排出量の推移（部門別）】

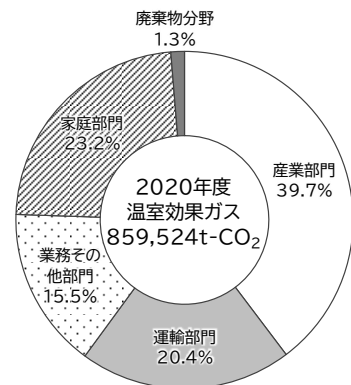


図 2-12 【2020 年度温室効果ガス排出量の部門別内訳】

(2)-1 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民及び事業者を対象として前計画の内容の振り返り及び地球温暖化*など環境に関するアンケート調査を実施しました。

今回の調査結果を基に、環境に関する意識、関心などの現状を把握します。

※調査結果の詳細については、P 資 28-43 に掲載しています。

【市民アンケート】

対象：無作為抽出した 18 歳以上の市民 3,000 人
調査方法：郵送配布（回答は郵送または WEB）
調査期間：令和 5 年 7 月～8 月
回答数：955 人（31.8%）

【事業者アンケート】

対象：無作為抽出した 500 事業者
調査方法：郵送配布（回答は郵送または WEB）
調査期間：令和 5 年 7 月～8 月
回答数：165 事業者（33.0%）

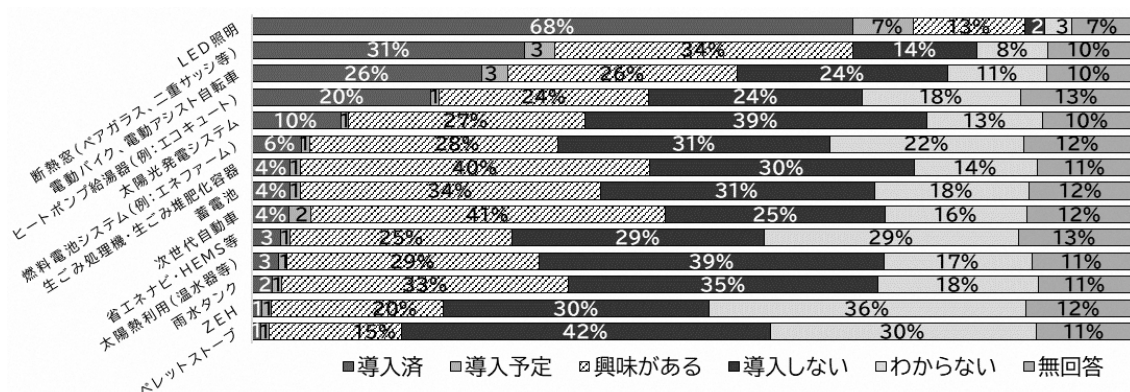


図 2-13 【自宅への省エネ設備等の導入状況について】

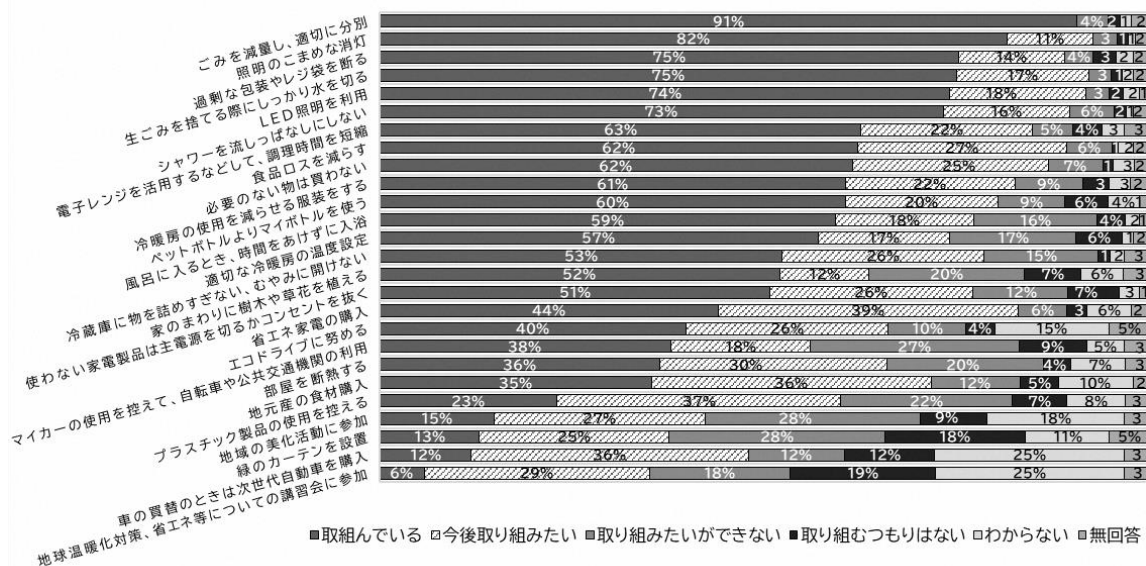


図 2-14 【家庭での地球温暖化対策の取組状況に最も近いもの】

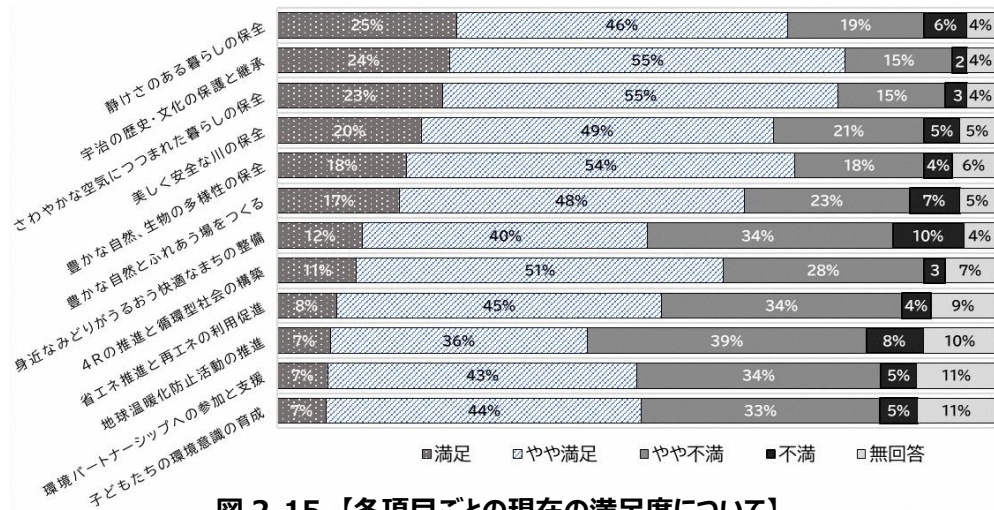


図 2-15 【各項目ごとの現在の満足度について】

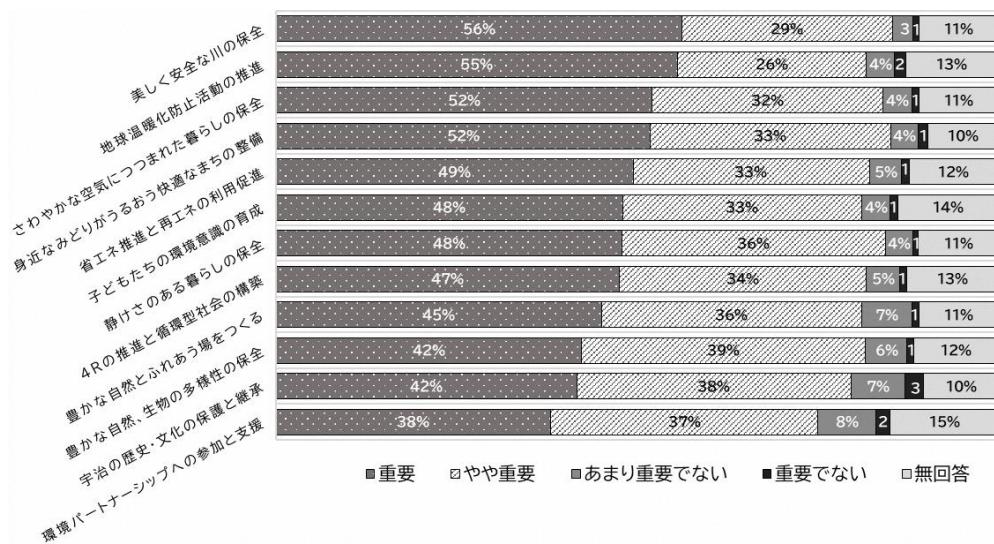


図 2-16 【各項目ごとの今後の重要度について】

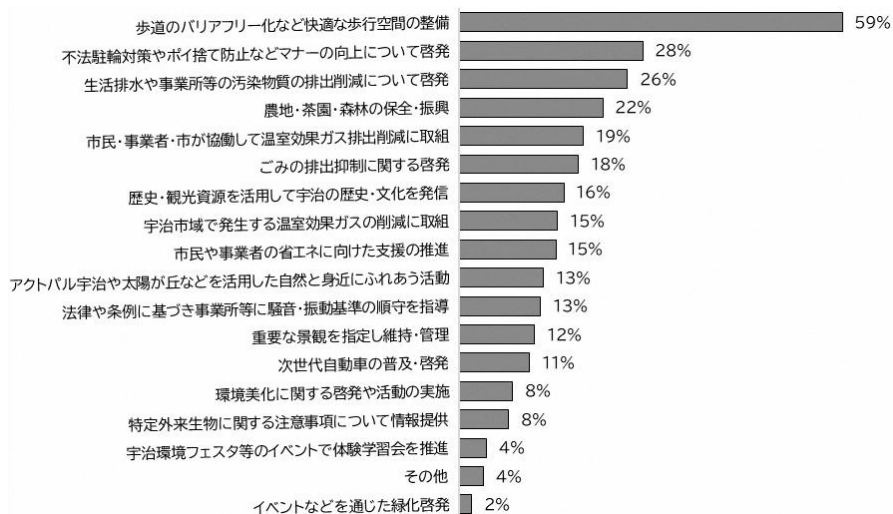


図 2-17 【今後の宇治市の環境を良くするために必要な取組について】

(2)-2 前計画の取組状況(第2次地球温暖化対策地域推進計画)

宇治市では、「持続可能な社会づくりをめざすまち」を実現するため、第2次地球温暖化対策地域推進計画に基づき、様々な取組を展開してきました。

同計画では温室効果ガス*排出量について、2023（令和5）年度を目標年度とし、基準年度である1990（平成2）年度比で25%削減を目標値として定めていましたが、2019（令和元）年度までは着実に減少していたものの、最新の2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により増加に転じ、目標達成は難しい状況となっています（表2-3）。

今後は、2050（令和32）年のゼロカーボンシティの実現に向け、環境部門だけでなく、全ての部門が実効性のある施策や取組を進めるとともに、地球温暖化による具体的な影響や必要な対策について周知し、社会全体の意識変容を図る必要があります。

表 2-3 【温室効果ガス削減目標】

基準年度 1990(H2)年度	目標年度（目標値） 2023(R5)年度	現況（最新値） 2020(R2)年度
93.4 万 t - CO ₂	70.1 万 t - CO ₂ (△25.0%)	86.0 万 t - CO ₂ (△7.9%)

前計画において、地球温暖化対策を推進するために設定した5つのテーマの進捗状況及び概要は次のとおりです。

前計画のテーマ (基本目標)	その1	エネルギーを大事にしよう〈省エネルギーの推進〉
	その2	エネルギーを変えてみよう〈再生可能エネルギーの導入促進〉
	その3	みどりを生かそう〈緑化対策の推進〉
	その4	ものを循環させよう〈循環型社会づくりの推進〉
	その5	移動もエコにしよう〈交通面での対策推進〉

❖ その1 エネルギーを大事にしよう〈省エネルギーの推進〉

市民・事業者一人ひとりが省エネ行動を実践・継続し、建物自体の省エネ化を進めるため、家庭で出来る省エネ行動等を掲載した市民向け冊子の配布、宇治環境フェスタや環境展の開催、子ども環境学習会、出前講座の実施、省エネ相談所の開設など様々な取組を実施してきました。

市民アンケートでは、家庭におけるLED照明や断熱窓は前回調査時に比べると普及したものの、初期経費が高額となる機器や設備の導入が進んでいないことが読み取れます。

今後は、省エネ機器や設備を導入した場合のCO₂削減量や光熱水費の軽減額などのメリットについて啓発し、エネルギー効率の高い住宅の普及促進を図る必要があります。

❖ その2 エネルギーを変えてみよう〈再生可能エネルギーの導入推進〉

太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギー*の利用を進めるため、再生可能エネルギーや家の断熱などに関する講座や事業所向けエコセミナー、ゼロエネルギーハウスに関する情報提供と支援、家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業への支援、マネジメントシステム認証取得事業者への支援などを実施してきたほか、市の公共施設における照明のLED化などにも取り組んできました。

市民アンケートでは、太陽光発電*や蓄電池*についての関心は高いものの、初期費用や投資回収年数

を重視する傾向が高いことが読み取れ、太陽光発電システムを導入済とした回答は10%にとどまっています。

今後は、再生可能エネルギーの必要性を改めて広く周知する必要があるほか、太陽光発電や蓄電池を導入した場合の効果や防災面での有用性について啓発し、断熱や二重窓、高効率給湯器の導入など高効率住宅についての普及・啓発も重要です。

さらに、再生可能エネルギーによる電力の導入、太陽熱やバイオマス*等の利用について検討する必要があります。

❖ その3 みどりを生かそう〈緑化対策の推進〉

森林や緑地による二酸化炭素の吸収・固定化や、ヒートアイランド*現象の緩和を図るため、市有林の整備、建物の敷地内や公園、道路など身近な場所の緑化に取り組んできました。

また、緑のカーテンの普及・啓発、森林ボランティア1日体験、地域住民やボランティアによる花壇の維持管理、イベントにおける緑化の啓発を進めるとともに、市の公共施設内における京都府内産木材の活用、京都府地球温暖化対策条例に基づく、府内産木材の使用基準量の適合に関する指導を行ってきました。

今後は、市域の60%を占める山林の適正な整備を進める必要があります。

❖ その4 ものを循環させよう〈循環型社会づくりの推進〉

ごみの発生抑制、再利用、再生利用の3Rを推進し、環境への負荷が少ない循環型社会*を構築するため、小学校や幼稚園などでの環境学習会、イベント開催時のマイバッグやマイ箸持参の呼びかけ、災害備蓄のローリングストック、海外リユース事業、制服リユース事業、廃食油、小型家電、蛍光灯などの拠点回収、不法投棄パトロールなど様々な取組を実施してきました。

また、食品ロス*の削減に向けた「ごみゼロレシピ」、「たべきりレシピ」の作成・配付、エコクッキング教室の実施や図書館が所蔵していた図書のリサイクルなどにも取り組んできました。

市民アンケートでは、ごみを減量し適切に分別しているとの回答が91%、包装やレジ袋を断るとの回答が75%と非常に高くなっていますが、プラスチック製品の使用抑制に取り組んでいるとの回答は23%に過ぎず、今後は、海洋プラスチックごみによる汚染等を含め、プラスチック製品の使用抑制についての周知を図る必要があります。

❖ その5 移動もエコにしよう〈交通面での対策推進〉

自動車等から排出される温室効果ガス*排出量の削減を目指すため、公共交通機関の利用促進を図るとともに、のりあい交通事業、エコドライブ*教室、ノーマイカーデー、市庁舎への電気自動車専用急速充電器の設置やイベントでの電気自動車の展示等に取り組んできました。

また、フードマイレージ*や地産地消*について、イベントや子ども環境学習会において啓発するとともに、学校給食での地元産食材の利用を進めることにより、配送にかかる温室効果ガスの排出量抑制にも取り組んできました。

市民アンケートでは、次世代自動車*への関心は高いものの、導入済みとの回答は4%にとどまっており、前回調査時から、ほとんど普及していないことが明らかになりました。

今後は、電気自動車などの普及・啓発を行うとともに、市域での電気自動車専用充電器の整備促進が重要です。また、食材や木材の地産地消を進めるため、フードマイレージやウッドマイレージ*について周知を図る必要があります。

(2)-3 前計画の取組状況(第2次環境保全計画)

宇治市では、望ましい環境像を実現していくため、第2次環境保全計画に基づく様々な取組を実施してきました。前計画においては、市の取組における具体的な数値目標として取組指標を設定していました。取組指標は概ね達成できている状況にありますが、現況値の緑地面積割合、都市公園面積の取組指標は達成できていません。計画期間中の緑地や都市公園の大規模な整備等はなく、結果として、取組指標の設定が現状と整合していなかったものと考えています。前計画において、目標実現していくために設定した基本目標の進捗状況、指標の達成状況及び概要は次のとおりです。

【前計画の基本目標ごとの基本方向】	基本目標1 環境に配慮した安全・安心のまち (生活環境の保全)	基本方向① さわやかな空気につつまれた暮らしを守る
		基本方向② 静けさのある暮らしを守る
		基本方向③ より美しく安全な川をつくる
	基本目標2 豊かな自然とふれあえるまち (自然環境の保全)	基本方向④ 豊かな自然、生物の多様性を守る
		基本方向⑤ 豊かな自然環境を守る
	基本目標3 身近なみどりがうるおう、快適なまち (都市環境の創造)	基本方向⑥ だれもが快適に移動できるまちをつくる
		基本方向⑦ 身近なみどりにふれあえる美しいまちをつくる
	基本目標4 豊かな歴史・文化とふれあえるまち (歴史・文化環境の保全・活用)	基本方向⑧ 宇治の歴史・文化を守り、活用する
		基本方向⑨ まち・自然・歴史が調和した景観を守り、育む
	基本目標5 持続可能な社会づくりをめざすまち (資源の循環的な利用、地球環境保全)	基本方向⑩ 3Rをすすめ、循環型社会を築く
		基本方向⑪ 未来のエネルギーシステムを築く
		基本目標⑫ 低炭素社会を築く
	基本目標6 環境問題にともに取り組みまち (パートナーシップ体制の構築)	基本方向⑬ 子どもたちが環境問題について学び、行動する力を育む
		基本方向⑭ 地域の力を活かし、環境保全活動に取り組む

❖ 基本目標1 環境に配慮した安全・安心のまち(生活環境の保全)

基本方向①のさわやかな空気につつまれた暮らしを守るため、大気汚染の調査・監視、工場・事業所による大気汚染の防止、自動車による大気汚染の軽減の取組として、浮遊粉じんや降下ばいじんの測定など、必要な監視測定、京滋バイパス沿道の大気観測局による大気汚染物質の常時観測、工場、事業所への立ち入り調査などを実施してきました。前計画の取組指標(表2-4)は達成できました。

市民アンケートの結果から、さわやかな空気につつまれた暮らしについての満足度は、満足・やや満足合わせて78%と多くの方が満足し、今後の重要度では、重要・やや重要合わせて84%と今後も重要と認識しており、今後も引き続き良好な大気環境を守る取組を継続していく必要があります。

表 2-4 【さわやかな空気につつまれた暮らしを守る取組指標】

項目	2009(H21)年度	将来展望	現況 2022(R4)年度	達成 状況
京滋バイパス(福角)大気観測局での大気汚染に関する環境基準の達成状況	100%	100%	100%	○

基本方向②の静けさのある暮らしを守るため、騒音・振動の発生源の調査、監視などの取組として、生活環境騒音や道路交通騒音、鉄道騒音の測定、道路拡幅や交差点改良、事業所立ち入り調査などを実施してきました。前計画の取組指標（表 2-5）は達成できました。

市民アンケートの結果から、静けさのある暮らしについての満足度は、満足・やや満足を合わせて 71%と多くの方が満足し、今後の重要度では、重要・やや重要を合わせて 84%と今後も重要と認識しており、今後も引き続き静けさのある暮らしを守るための取組を継続していく必要があります。

表 2-5 【静けさのある暮らしを守る取組指標】

項目	2009(H21)年度	将来展望	現況 2022(R4)年度	達成 状況
自動車騒音の環境基準の達成状況	69%	増加	80.8%	○

基本方向③のより美しく安全な川をつくるため、水質の調査・排出源の監視や汚濁原因に対する水質改善対策・豊かで安全な水辺環境を創造するための取組として、河川や木幡池の水質測定や監視、工場・事業所などへの立ち入り調査や水質測定、公共下水道の計画的な整備、合併処理浄化槽設置費用への助成などを実施してきました。前計画の取組指標（表 2-6）は 3 項目のうち達成 2 項目、一部達成できていないものが 1 項目となっています。公共下水道普及率については、進捗に遅れがあるものの、概ね計画的に進められています。

市民アンケートの結果から、美しく安全な川についての満足度は、満足・やや満足を合わせて 69%と多くの方が満足し、今後の重要度では、重要・やや重要を合わせて 85%と今後も重要と認識しており、今後も引き続きより美しく安全な川をつくるための取組を継続していく必要があります。

表 2-6 【より美しく安全な川をつくる取組指標】

項目	2009(H21)年度	将来展望	現況 2022(R4)年度	達成 状況
ダイオキシンに関する環境基準などの達成状況	100%	100%	100%	○
公共下水道普及率 (下水道の整備率)	77.5%	2013(H25)年度までに 87.0% 2021(H33)年度末に 完了予定	98.4%	△
公共下水道接続率	80.2%	増加 2013(H25)年度までに 83.0%	89.3%	○

❖ 基本目標2 豊かな自然とふれあえるまち(自然環境の保全)

基本方向④の豊かな自然、生物の多様性を守るため、ふるさと宇治の自然、生態系を守り、自然と共生したまちづくりを進めることや、水資源を保全する取組として、植樹事業、市有林での森林病虫害の防除、特定外来生物*（アライグマ・ヌートリア）の拡散防止、稚魚の放流などを実施してきました。前計画の取組指標（表 2-7）はやや未達成となっています。未達成の要因としては、太陽光発電*設備や公共用地（アイスアリーナ）、ストックヤード等に転用されたことにより森林面積が微減したものです。

市民アンケートの結果から、豊かな自然・生物多様性*についての満足度は、満足・やや満足を合わせて 72%と多くの方が満足し、今後の重要度では、重要・やや重要を合わせて 81%と今後も重要と認識しており、今後も引き続き豊かな自然、生物の多様性を守るために更なる取組が必要です。

表 2-7 【豊かな自然、生物の多様性を守る取組指標】

項目	2009(H21)年度	将来展望	現況 2021(R3)年度	達成 状況
保全する森林面積	3,377ha	現状維持	3357.2ha	△

基本方向⑤の豊かな自然環境を守るため、自然とふれあえる場・機会をつくる取組として、天ヶ瀬森林公園内維持管理・整備、森林ボランティア団体フォレストアージュへの支援を実施してきました。取組指標は設定していません。

市民アンケートの結果から、豊かな自然とふれあう場についての満足度は、満足・やや満足を合わせて 62%、今後の重要度では、重要・やや重要を合わせて 81%と、今後も重要と認識しており、今後は、豊かな自然環境を活用するための取組をさらに推進していく必要があります。

❖ 基本目標3 身近なみどりがうるおう、快適なまち(都市環境の創造)

基本方向⑥のだれもが快適に移動できるまちをつくるため、安全で快適な歩行空間を整備する、自動車に頼らなくてよいまちづくりを進める取組として、歩道などの交通安全施設の整備、J R 黄檗駅等のバリアフリー化、バス・エコファミリー、自転車等駐車場の設置などを実施してきました。前計画の取組指標（表 2-8）の目標は未達成となっています。なお、市内鉄道駅乗降客数及び主要バス停乗降客数については、令和元年度はほぼ達成していたものの、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未達成となったものと推測できます。バス路線数については、人口減少や過度なマイカー依存が進んだことで、利用者が減少したため、不採算路線が廃止されたものです。

市民アンケートの結果から、自転車や公共交通機関の利用に取り組んでいるのは 38%、前計画策定時のアンケート結果でも 40%と取組の低調さが伺え、今後は、だれもが快適に移動できるまちをつくるための取組をさらに推進していく必要があります。

表 2-8 【だれもが快適に移動できるまちをつくる取組指標】

項目	2009(H21)年度	将来展望	2019(R1)年度	現況 2020(R2)年度	達成 状況
市内鉄道駅 乗降客数	15 万人/日 (2008(H20)年度)	増加	15.3 万人/日 達成状況○	12 万人/日	×
主要バス停 乗降客数	1.2 万人/日 (2008(H20)年度)	現状維持	1.1 万人/日 達成状況△	0.8 万人/日	×
バス路線数	58 路線	現状維持	49 路線 達成状況×	48 路線	×

基本方向⑦の身近なみどりにふれあえる美しいまちをつくるため、美しいまちなみをつくる、みどりとふれあう空間をつくる取組として、屋外広告物への規制誘導や景観重要建造物の指定、環境美化啓発活動、緑のカーテン講習会などを実施してきました。前計画の取組指標（表 2-9）は 3 項目の内、わずかに達成に届かなかったものが 1 項目、未達成が 2 項目となっています。市街地などにおける緑地面積の割合については、市街化区域内農地等の減少によるもの、市民 1 人あたりの都市公園等の面積については、大規模な住宅開発が少なくなってきたり、新規の公園設置も少なくなってきたことが影響しているもの、宇治市植物公園入園数については、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により 86,134 人であったものが、令和 4 年度に 123,541 人まで回復したものです。

市民アンケートの結果から、身近なみどりがうらやましいまちについての満足度は満足・やや満足合わせて 52%、今後の重要度では重要・やや重要合わせて 85%となっており、今後も引き続き身近なみどりにふれあえる美しいまちをつくるための取組をさらに推進していく必要があります。

表 2-9 【身近なみどりにふれあえる美しいまちをつくる取組指標】

項目	2009(H21)年度	将来展望	現況 2022(R4)年度	達成 状況
市街地などにおける緑地面積 の割合	24.5%	増加 30% 2020 年度末	23.02%	×
市民 1 人あたりの都市公園 等の面積	14.01 m ² /人	増加 20 m ² /人 2020 年度末	15.70 m ² /人	×
宇治市植物公園入園者数	114,527 人	増加 130,000 人	123,541 人	△

❖ 基本目標4 豊かな歴史・文化とふれあえるまち(歴史・文化環境の保全・活用)

基本方向⑧の宇治の歴史・文化を守り、活用するため、歴史・文化遺産を保全・継承する、歴史・文化遺産を身近に生かしたまちづくりを進める取組として「お茶と宇治のまち歴史公園」の整備、宇治橋上流景観の保全と推進及び宇治茶まつり等の伝統行事の啓発に係る推進委員会、宇治十帖スタンプラリーなどを実施してきました。前計画の取組指標（P25 表 2-10）は達成 1 項目、未達成 1 項目となっています。未達成となっている重要文化的景観地区選定面積については、新たな地区を選定する予定としていましたが、現況は選定ができておらず、選定面積の拡大には至っていません。

市民アンケートの結果から、宇治の歴史・文化についての満足度は、満足・やや満足を合わせて 79%と多

くの方が満足し、今後の重要度では、重要・やや重要を合わせて 80%と今後も重要と認識しており、今後も引き続き宇治の歴史・文化を守り、活用する取組を進めていく必要があります。

表 2-10 【宇治の歴史・文化を守り、活用する取組指標】

項目	2009(H21)年度	将来展望	現況 2022(R4)年度	達成 状況
宇治川太閤堤跡の拠点 整備進捗率	0.0%	増加 2013 年度までに 45% 将来 100%	100%	○
重要文化的景観地区選定 面積	228.5ha	拡大のあと現状維持	228.5ha	×

基本方向⑨のまち・自然・歴史が調和した景観を守り、育むため、宇治らしい景観の保全・形成を進める、市民みんなで宇治らしいまちづくりを進める取組として、景観重要建造物の指定、良好な景観の形成に寄与すると認められる建築物等の修景工事に対する助成、地区まちづくり審議会の開催などを実施してきました。取組指標は設定していません。

市民アンケートの結果から、環境を良くするために必要な取組として、重要な景観を指定し、維持・管理するについては、12%と市民の関心は非常に低く、今後は、まち・自然・歴史が調和した景観を守り、育むことについて啓発を実施していく必要があります。

❖ 基本目標5 持続可能な社会づくりをめざすまち(資源の循環的な利用、地球環境保全)

基本方向⑩の 3 R をすすめ、循環型社会*を築くため、リユース・リサイクル事業、公共施設でのてんぷら油の回収、エコクッキング教室などを実施してきました。前計画の取組指標(表 2-11)については、達成 2 項目、未達成 1 項目となっています。未達成となっているリサイクル率については、リサイクル率の高い新聞紙などの古紙類の排出量が大きく減少していることなどから、全体のリサイクル率が低下しているものです。

市民アンケートの結果では、4 R の推進と循環型社会の満足度は、満足・やや満足を合わせて 62%であり、今後の重要度では重要・やや重要を合わせて 81%となっており、今後も 4 R 等をすすめ、循環型社会を築く取組を実施していく必要があります。

表 2-11 【3 R をすすめ、循環型社会を築く取組指標】

項目	2009(H21)年度	将来展望	現況 2021(R3)年度	達成 状況
家庭系ごみ(可燃・不燃) 1 人 1 日あたり平均排出量	528 g	減少 504g 2018 年度末	447 g	○
事業系ごみ 1 日あたり平均排出量	33.6 t	減少 32.6t 2018 年度末	28.6 t	○
リサイクル率	24%	増加 28% 2018 年度末	18.6%	×

基本方向⑪の未来のエネルギーシステムを築くため、省エネルギー化を推進する、再生可能エネルギー*の利用を促進する取組として、ゼロ・エネルギー・ハウスへの補助、エコ・アクション・ポイント、省エネ相談所の実

施などを実施してきました。取組指標は設定していません。

市民アンケートの結果から、省エネ推進と再エネの利用促進の満足度については、満足・やや満足を合わせて 53%、今後の重要度では、重要・やや重要を合わせて 82%と高く、今後も未来のエネルギーシステムを築くための取組をさらに実施していく必要があります。

基本方向⑩の低炭素社会を築くため、地球温暖化*防止活動を推進する取組として、山城マルシェ、KES*取得事業所に取得費用を補助、省エネ講演会などを実施してきました。取組指標は設定していません。

市民アンケート調査の結果から、地球温暖化問題について、最も重要な環境問題である・重要な環境問題であるを合わせて 92%、前回調査の 87%から増加しており、地球温暖化問題に対する関心は高く、今後も脱炭素社会*を築くための取組をさらに積極的に実施していく必要があります。

❖ 基本目標6 環境問題にともに取り組むまち(パートナーシップ体制の構築)

基本方向⑬の子どもたちが環境問題について学び、行動する力を育むため、環境教育を推進する、体験学習を通じ、環境を守るために行動する力を育む取組として市内小・中学校での環境学習、宇治環境フェスタでの親子向け体験学習、親子で学ぶゼロカーボンツアーなどを実施してきました。取組指標は設定していません。

市民アンケートの結果から、子どもたちの環境意識の今後の重要度については、重要・やや重要を合わせて 81%と高く、今後も子どもたちが環境問題について学び、行動する力を育むための取組を積極的に実施していく必要があります。

基本方向⑭の地域の力を活かし、環境保全活動に取り組むため、市民・事業者・市の協働体制をつくる、市民・事業者へ情報を提供する、市民・事業者の環境保全活動を支援する取組として、「宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議」（愛称：eco ット宇治）による温暖化防止活動の市民への啓発、家庭などでできる省エネや環境にやさしい行動等を掲載した広報誌「すすめ！eco ット宇治」の配付などを実施してきました。前計画の取組指標（表 2-12）は未達成となっています。新型コロナウイルスの影響によるイベントの中止などが影響したことが推測できます。

市民アンケートの結果から、環境パートナーシップの満足度については、満足・やや満足を合わせて 50%、今後の重要度では、重要・やや重要を合わせて 75%と、重要であるとの認識は高く、今後は地域の力を活かし、環境保全活動の取組をさらに推進していく必要があります。

表 2-12 【地域の力を活かし、環境保全活動に取り組む取組指標】

項目	2009(H21)年度	将来展望	現況 2022(R4)年度	達成 状況
環境美化活動の参加延べ人数	3,400 人	増加	1,627 人	×

第3章 望ましい環境像と施策の基本方針

1 望ましい環境像

豊かな自然環境と歴史文化を守り、 新たな未来を拓くまち

宇治市は、古代から京都と奈良を結ぶ交通の要衝地として発展してきました。平安時代には、都との距離が近く山紫水明の地であることから、宇治川のほとりに藤原氏ら貴族の別業が築かれ、源氏物語宇治十帖の舞台となるなど、華やかな王朝文化が栄えました。室町時代以降は宇治茶の産地として名声を博し、葦で覆った茶畑や茶商の屋敷など宇治茶に関連する特色ある景観が形成されました。

市東部には喜撰山や鳳凰湖周辺などに山麓丘陵地が広がり、炭山・笠取地区などの里山地域や巨椋池干拓地を中心とした耕作地域など、緑豊かな自然環境が育まれてきました。また、宇治川を中心とした景観は国の重要文化的景観に選定され、世界遺産に登録された平等院、宇治上神社など数多くの歴史遺産が今日に継承されています。

一方、世界で気候変動は深刻化を増しており、現在の社会構造やライフスタイルを大きく変革しない限り、これまで通りの暮らしを続けることはできないことが予測されています。その他、生物多様性の損失、プラスチックごみ汚染など、地球規模の新たな環境問題への対応が求められます。

本計画での望ましい環境像「豊かな自然環境と歴史文化を守り、新たな未来を拓くまち」の理念には、宇治市の自然環境や歴史的な魅力を活かしながら、環境問題への取組と社会・経済活動を両立させて、環境、社会、経済が統合的に向上するまちづくりを進め、持続可能な脱炭素のまちを確立し将来世代へ繋げていくことを表現しています。



出典：京都・宇治観光パンフレット(宇治市 HP)

2 施策の基本方針

宇治市が望ましい環境像を実現するため、SDGs*の考え方を活用し、本計画を推進します。

SDGsは17のゴールと169のターゲットにより構成されており、ウェディングケーキモデルでは、ゴールを「環境」、「社会」、「経済」の3層で表現しています。

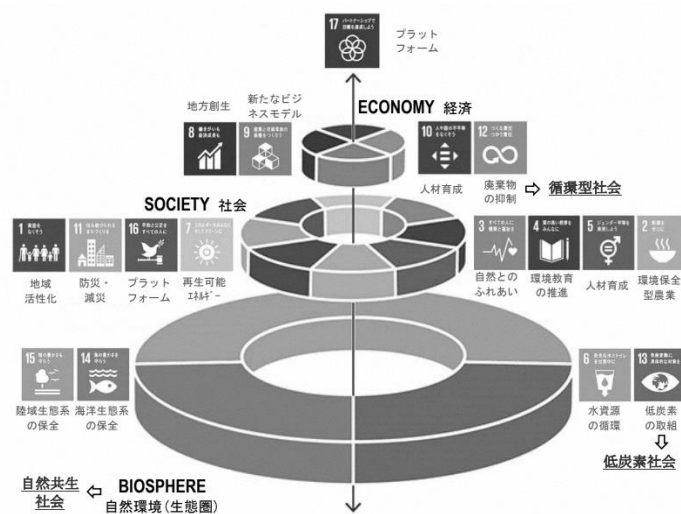
「環境」の上に「社会」が、その上に「経済」が位置しており、土台である「環境」は全てのゴールを包括する最も重要な階層として位置づけられています。それぞれのゴールは密接に関連しているため、持続可能な社会を実現するには、分野横断的な視点から「環境」、「社会」、「経済」の統合的向上を図る必要があります。

本計画においても、SDGsの視点のもと、一つの課題を解決することにより、他の複数の課題を統合的に解決するマルチベネフィット*を目指し、持続可能でレジリエント（強靱）な社会をつくれます。

また、地域循環共生圏の理念に基づき、地域の活力を最大限に発揮し、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創造や気候変動適応ビジネスなど、将来にわたり質の高い生活をもたらす「新たな成長」を目指します。

【コラム】ウェディングケーキモデル

下の図はSDGsの17の目標を3層に分類して総合的に整理した「SDGsのウェディングケーキ図」です。「経済」は「社会」に、「社会」は「（自然）環境」に支えられて成り立つという考え方を示しています。環境・経済・社会の同時解決を図る地域循環共生圏構築の取組がSDGs達成に向けた優れたアプローチ（手段）となっていることがわかります。



森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き 2019年3月（環境省）(https://www.env.go.jp/nature/morisatokawaumi/pdf/kyouseiken/tebiki_1.pdf)より作成

3 温室効果ガス排出量の削減目標

ア 削減目標（2030（令和12）年度）

脱炭素社会*を実現するためには、省エネルギー対策や吸収源対策について継続した取組に加え、更なる削減努力が必要です。

宇治市の2030（令和12）年度における温室効果ガス*排出量は、これまでの削減努力の継続に加え、現状趨勢ケース*（BAU）による2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量の推計結果と温室効果ガス削減見込量の推計から、国の示す施策に積極的に取り組んだ場合、45.0%削減することが出来ると見込まれました。さらに再生可能エネルギー*の導入を積極的に進め、「2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の基準年度比で46%以上削減」を目標とします（図3-1）。

再生可能エネルギーを最大限導入した場合は46%を超えて更なる削減が見込めます（表3-1）。

温室効果ガス排出量の削減目標

2030(令和12)年度に

2013(平成25)年度比で46%以上削減を目指します

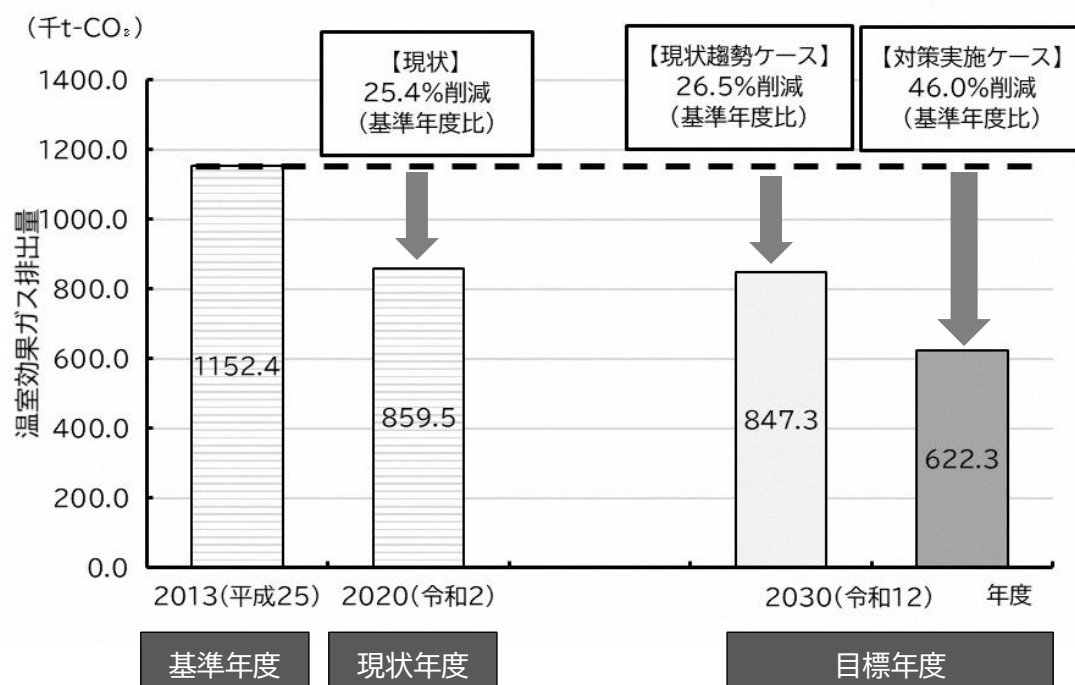


図 3-1 【温室効果ガス排出量の削減目標】

表 3-1 【温室効果ガス排出量の削減目標値】

項目	削減見込量 (千 t-CO ₂)	2013（平成 25） 年度比削減率
2019（令和元）年度までの削減量（実績）	292.9	25.4%
現状趨勢ケース（BAU）	12.3	1.1%
電気の二酸化炭素排出係数の低減	117.3	10.2%
国等との連携による対策の実施	95.9	8.3%
再生可能エネルギーの導入	54.0	4.7%
合 計	572.4	49.7%

注）端数処理の関係から、合計等と一致しない場合がある。

イ 長期目標（2050（令和 32）年度）

国は、「地球温暖化対策計画*」においても、2050（令和 32）年カーボンニュートラル*の実現を目指しています。宇治市においても長期的な目標として、2050（令和 32）年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロ*とする「ゼロカーボンシティ*」の実現を目指します（図 3-2）。

温室効果ガス排出量の長期目標

2050(令和 32)年度までに
ゼロカーボンシティの実現 を目指します

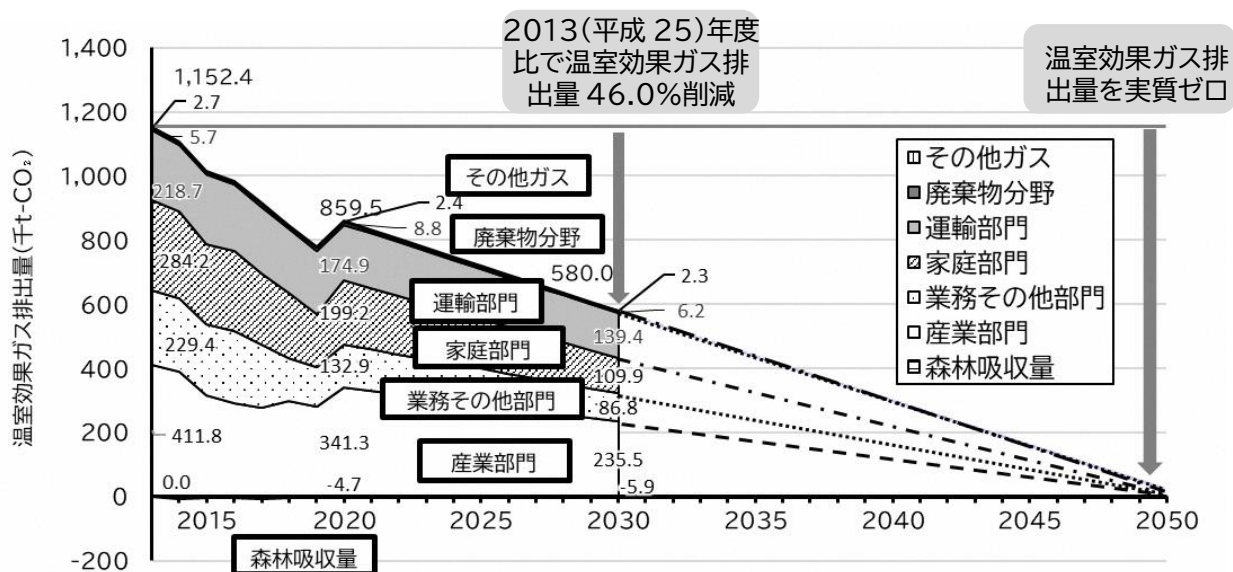


図 3-2 【温室効果ガス排出量実質ゼロ達成への推移イメージ】

表 3-2 【部門別 CO₂排出削減目標】

部門		2013 年度 排出量 (基準年度) (t-CO ₂)	2020 年度 排出量 (現状年度) (t-CO ₂)	基準年度 2013 年 度比削減 割合 (%)	2030 年度 排出目標 (目標年度) (t-CO ₂)	目標年度 2013 年 度比削減 割合 (%)	現状年 度から の削減 割合 (%)
エネルギー 起源 CO ₂	産業 部門	411.8	341.3	17.1	235.5	42.8	31.0
	業務 その他 部門	229.4	132.9	42.0	86.8	62.2	34.7
	家庭 部門	284.2	199.2	29.9	109.9	61.3	44.8
	運輸 部門	218.7	174.9	20.0	139.4	36.3	20.0
非エネルギー 起源 CO ₂	廃棄物 分野	5.7	8.8	(+55.2)	6.2	注(+8.8)	29.0
その他ガス		2.7	2.4	11.7	2.3	14.8	4.5
合計		1,152.4	859.5	25.4	580.0	49.7	32.5

注) 廃棄物分野では、目標年度は基準年度と比較して排出量が増加していますが、現状年度からは削減を行い、長期的には基準年度比での削減を目指します。

4 再生可能エネルギーの導入目標

宇治市における再生可能エネルギー* 導入目標を以下のとおり設定します。

再生可能エネルギーの導入目標

短期目標: 2030(令和 12)年度までに

777.6TJ/年

(設備容量: 165.9MW(54.0 千t-CO₂))

長期目標: 2050(令和 32)年度までに

2,201TJ/年

(設備容量: 469.7MW(152.9 千t-CO₂))

【コラム】 TJ と MW って何？

T (テラ) は 10 の 12 乗のことで、J (ジュール) は熱量の単位で、電気 (Wh) やガス (m³) など、異なる単位で示されるエネルギーをまとめてあつかうために使われます。J を使うことで各種排出係数等の影響を受けないため、総合的なエネルギー使用量を把握することが出来ます。

M (メガ) は 10 の 6 乗をあらわしており、W (ワット) は電力を表す単位です。一般的には消費電力のことをいい、太陽光発電では設備容量を表しています。また、Wh (ワットアワー) は 1 時間に使う電気の量、つまり電力量を表しています。

電気の場合、1 (Wh) = 3,600 (J)、都市ガス (大阪ガス) の場合、1 (m³) = 45,000,000 (J) となります。

第4章 分野毎の具体的方策

❖ 施策体系

環境像

豊かな自然環境と歴史文化を守り、
新たな未来を拓くまち

基本目標

【基本目標1】

持続可能な脱炭素社会の推進(気候変動)



【基本目標2】

廃棄物ゼロ(ゼロエミッション)を目指す循環型社会の推進
(資源循環)



【基本目標3】

安全で安心な暮らしを守る生活環境の保全(生活環境)



【基本目標4】

自然、文化、人が共生する豊かな都市環境の保全(環境共生)



施策推進に際しての横断的視点



【市の取組】… 施策の方針に沿った市の取組

【市民の取組】… 施策の方針に沿って、市民が行う取組として市が考えている努力目標等

【事業者の取組】… 施策の方針に沿って、事業者が行う取組として市が考えている努力目標等

	施策の方針	基本施策
基本目標1	1 脱炭素のまちをつくる	公共交通機関や自転車の利用推進、環境負荷の少ない都市基盤の整備、脱炭素電力の利用推進
	2 再生可能エネルギーの利用を促進する	家庭・事業所における再生可能エネルギー設備等の導入促進、市有施設・遊休地における再生可能エネルギー設備等の導入促進
	3 エネルギー利用を効率化する	ZEH、ZEB の導入推進、高効率機器・設備の導入推進、家庭・事業所における電気自動車等の導入推進
	4 ライフスタイルを転換する	省エネルギー行動の普及、デコ活の普及促進、テレワークなどの導入推進、食品等の地産地消の推進、グリーン購入・調達の推進
	5 気候変動に備える（適応策）	幅広い分野における適応策の推進、気候変動の影響や備えなどについての情報発信、最新の科学的知見の収集、災害時廃棄物の処理体制の構築
基本目標2	1 ごみを削減する	プラスチックごみの削減、食品ロスの削減、有料ごみ袋制の検討
	2 3R+Renewable を推進する	ごみの発生抑制、リサイクルの推進、3R+Renewable の普及啓発の充実
	3 廃棄物を適正に処理する	ごみの分別の促進、事業系ごみの適正排出の推進
基本目標3	1 安らぎのある健全な生活環境を守る	大気や水質、騒音等の環境監視
	2 美しいまちをつくる	環境美化活動の推進、空き地・空き家の適正管理
基本目標4	1 豊かな自然環境を守る	生物多様性の保全、自然環境の保全、豊かな自然の保全・利活用
	2 自然と文化が調和した都市環境をつくる	歴史・文化や景観を守り育てるまちづくりの推進、屋外広告物の規制、みどりの保全と緑化の推進
	3 森林資源の有効活用を図る	森林の保全・整備と活用、府内産木材の利用促進
横断的視点	1 多様な主体との連携、環境教育の充実を図る	あらゆる主体と連携した活動、次世代を担う子ども達への環境教育の充実、すべての世代への環境学習の推進
	2 時代の潮流を捉えた施策を推進する	SDGs の視点からの施策の推進、デジタル技術を活用した施策の推進

1 4つの基本目標と施策

基本目標 1

持続可能な脱炭素社会の推進（気候変動）



❖ 現状と課題

宇治市では、「宇治市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・市が協働して地球温暖化対策の取組を進めています。併せて、市が一事業者として、環境保全やエネルギー使用量の削減を率先して行うための「宇治市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組んでいます。

2022（令和 4）年 3 月には、「市民と築くゼロカーボンのまち宣言」を表明し、2050 年までに宇治市での温室効果ガス排出量実質ゼロ*を目指す「ゼロカーボンシティ*」に向けた取組を進めています。

宇治市域における温室効果ガス*排出量は、2013（平成 25）年度以降、毎年減少していましたが、2020（令和 2）年度は、市内製造業の生産量が増加した産業部門や新型コロナウイルス感染症による在宅時間の増加等で電力使用量が増加した家庭部門などの影響により、前年度を上回る結果となりました（図 4-1）。今後、2030（令和 12）年度温室効果ガス排出量 46%以上削減、2050（令和 32）年ゼロカーボンの実現に向けて、より一層の取組が必要となっています。

また、気温上昇に伴い、近年激甚化する台風及び局地的な大雨などの気候変動*の影響による災害（P38 図 4-2）や、熱中症搬送者の増加（P56 図 4-3）、感染症を媒介する生物の生息域拡大による感染症リスクの増加などに対して、継続的に「適応策*」を講じていくことも重要です。

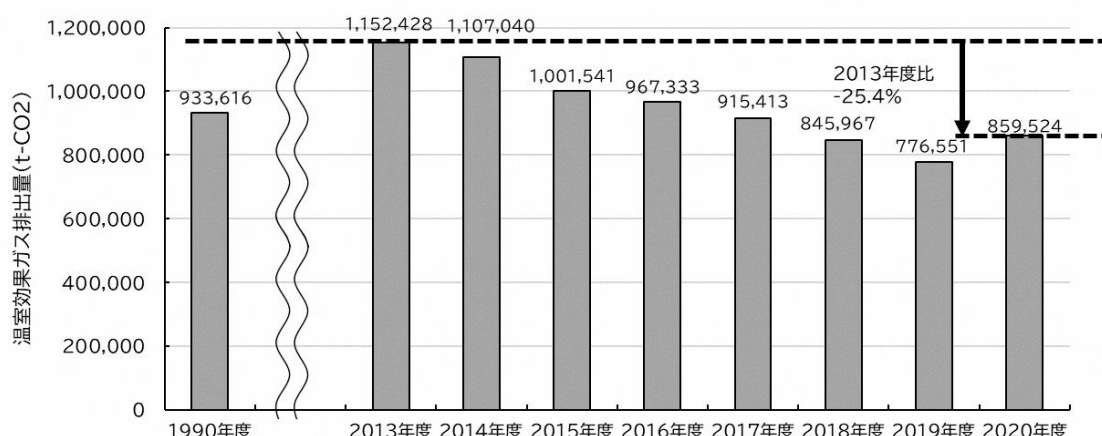


図 4-1 【温室効果ガス排出量の推移】

❖ 基本的な考え方

「気候危機」とも言われている気候変動問題は、避けることのできない喫緊の課題です。世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、我が国においても、自然災害をはじめとした様々な分野に影響が及んでいます。課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造をより強靱で持続可能なものに変革する観点から、また、カーボンニュートラル*を目指す観点からも、まさに今、取組を加速することが必要と言えます。

脱炭素社会*の実現に向けて、日々の生活や事業活動による環境負荷を低減するため、脱炭素型のまちづくりを進めるとともに、市民・事業者・市が協働してエネルギー利用の効率化、再生可能エネルギー*の普及を図ります。また、気候変動*による環境、社会、経済的な影響を把握・低減し、安全・安心に暮らせるまちをつくるため、農業、生態系、防災、健康などの各分野に係る関連部署や近隣市町村と連携して適応策*を推進します。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2030(R12)年度
市域の温室効果ガス排出量	86.0 万 t-CO ₂ (2020(R2)年度)	62.2 万 t-CO ₂
地球温暖化防止活動の推進に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	43%	75%

❖ 今後の方向性

近年、世界各地で命にかかわる被害をもたらす熱波や豪雨などの異常気象が増加しており、これまでも増して気候変動問題に立ち向かう必要性を認識せざるを得ません。生命や財産を守り、経済や社会の持続可能な発展を図るため、脱炭素化を進める「緩和」と気候変動への「適応」を積極的に推進します。

2050 年カーボンニュートラルと 2030 年度温室効果ガス*46%削減という目標の実現は、決して容易なものではなく、国は 2030 年までの期間を「勝負の 10 年」と位置づけており、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして、持続可能な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠です。

世界では、気候変動への対応は経済活動にとってマイナスであるとの発想を転換し、産業や経済の大きな成長の機会と捉える動きが広がっています。日本でも、グリーン成長戦略が策定され、経済と環境の好循環を創出する取組が促進されています。さらに、大企業を中心に、自社だけでなく、サプライチェーン*全体での排出量削減に取り組むため、取引先にも脱炭素化を求める事業者が増えており、宇治市でも脱炭素化に対応した事業活動や脱炭素ビジネスの重要性が高まることが予測されます。

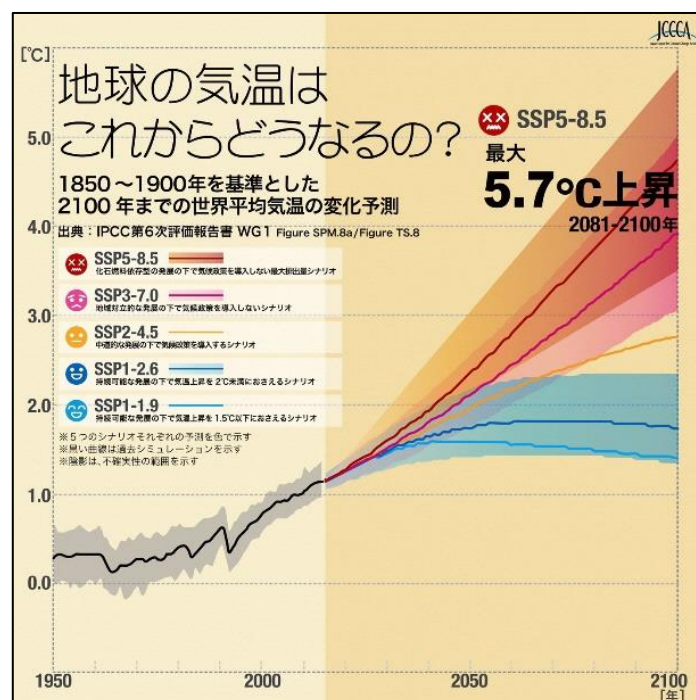
宇治市の温室効果ガス排出量は、産業部門が約 4 割を占めており、2016（平成 28）年度を底に近年は横ばい、もしくは増加の傾向にあります。産業部門のうちそのほとんどが製造業からの排出となっており（P16 表 2-2 参照）、製造業に対する脱炭素への取組を進める必要があります。また、電気使用量が排出量の増減に大きく影響している業務その他部門*、家庭部門も最新の 2020（令和 2）年度の排出量が前年度から増加に転じており^注、これらの部門に対する脱炭素への取組も進めていく必要があります。

注）宇治市の温室効果ガス排出量（2020（令和 2）年度）の電気使用量の割合は、業務その他部門 68.4%、家庭部門 72.4%。

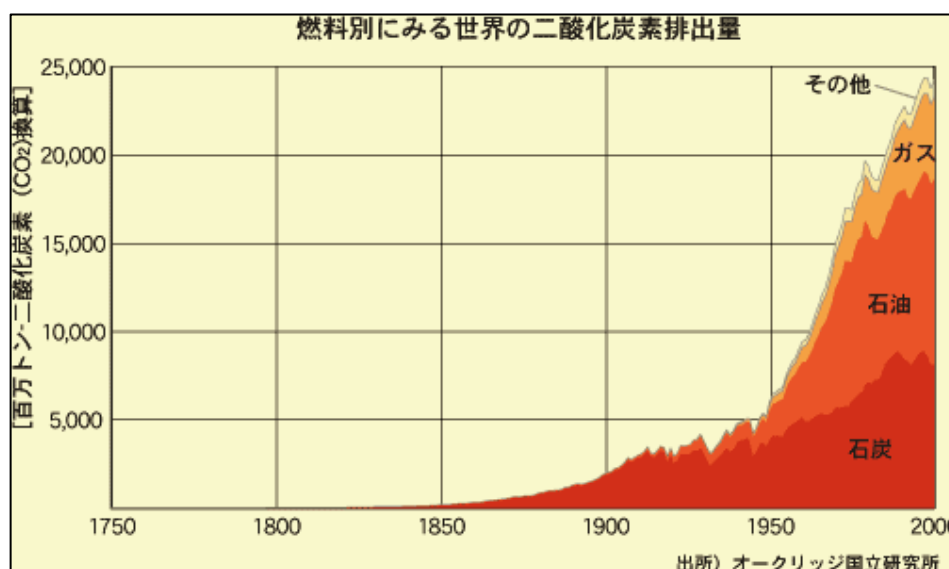
【コラム】地球温暖化の影響予測(世界)

IPCC 第 6 次評価報告書では、将来の影響予測として、気温上昇世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇が続くことが予測されています。数十年の間に温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21 世紀中に地球温暖化は 1.5℃及び 2.0℃を超えることが予測されています。

また、温室効果ガスの排出量が「非常に高い」シナリオにおいては、世界の平均気温は工業化前と比較して今世紀末までに最大 5.7℃上昇するとされています。

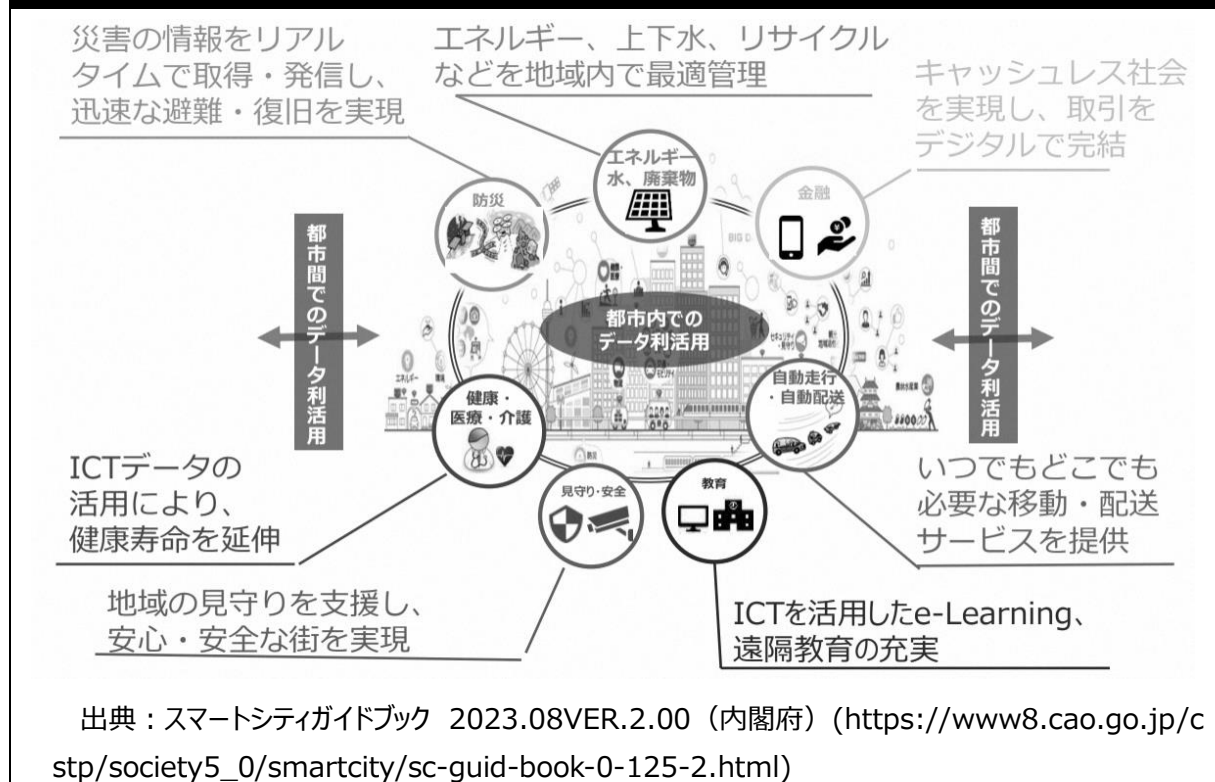


出典：世界平均気温の変化予測（観測と予測）（全国地球温暖化防止活動推進センター）

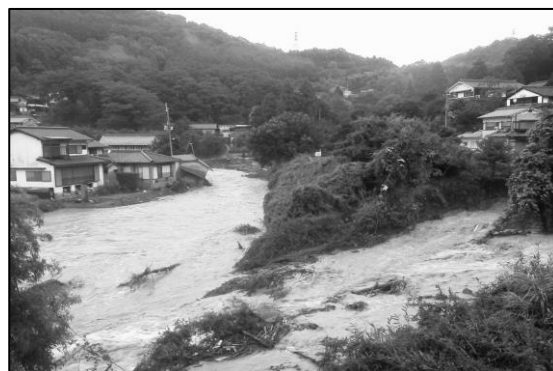


出典：燃料別に見る世界の二酸化炭素排出量の推移（全国地球温暖化防止活動推進センター）

【コラム】スマートシティ



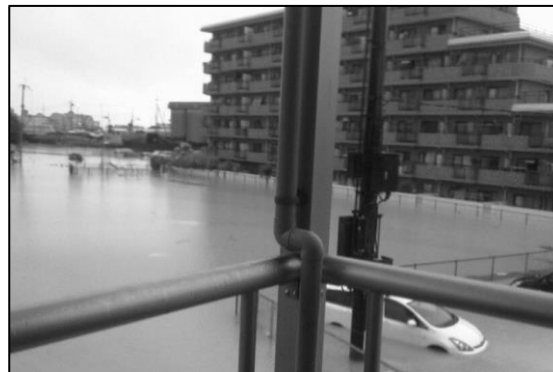
五ヶ庄



志津川区



炭山区



五ヶ庄

図 4-2 【宇治市内で発生した豪雨災害】

出典：宇治市（京都府南部地域豪雨災害記録集）平成 24 年 8 月

施策の方針1 脱炭素のまちをつくる

ゼロカーボン達成するためには、社会システムや都市・地域構造を脱炭素型に変えていく必要があります。エネルギー利用の効率化や化石燃料から再生可能エネルギー*への転換はもちろん、温室効果ガス*を吸収・固定していくことも重要です。2030年までの脱炭素への取組は、今後の気候変動*に大きな影響を与え、その影響は数千年先まで続くと考えられており、今すぐに行動することが必要不可欠となっています。

近年、国や自治体だけでなく、民間事業者においてもSDGsを取り入れる動きが加速しており、事業活動において、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選択して行う、ESG投資が拡がりつつあります。宇治市においても、環境配慮に取り組む市内企業やESG投資などに関する情報提供を行い、認知度を高めていきます。

また、住宅や建築物のZEB・ZEH化や、EV充電設備等のインフラ整備、自家用車だけに頼らない地域公共交通の利用促進、大気中の温室効果ガス吸収源となる森林、公園、まち、住宅などの緑地保全等による脱炭素のまちづくりに取り組みます。

基本施策

- 公共交通機関や自転車の利用促進
- 環境負荷の少ない都市基盤の整備
- 脱炭素電力の利用推進

市の取組

- 近距離の移動の際には、自転車の利用や徒歩での移動に努めます。
- 公共交通機関や自転車の利用促進のため、カーシェアリングやシェアサイクル等のシェアリングサービスを推進します。
- 公共施設及び民間施設におけるクールシェア・ウォームシェアの取組を推進し、家庭での冷暖房によるエネルギー消費の削減を推進します。
- 住宅等への木材利用について情報提供を行い、利用を促進します。
- 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえた建築物等への一層の木材利用を促進します。
- ESG投資に関する情報や、市内で脱炭素に取り組む事業所の普及啓発を行います。
- 市有施設で調達する電力を再生可能エネルギー比率の高い電力への切り替えを検討します。
- 地域の再生可能エネルギーを活用し脱炭素化を推進する地域新電力等の事業体について検討します。

市民の取組

- 近距離の移動の際には、自転車の利用や徒歩での移動に努めます。
- 長距離の移動の際には、バスや電車などの公共交通機関の利用に努めます。
- 宅配サービスをできるだけ1回で受け取るように努めます。
- 温室効果ガス排出量の少ない電気や再生可能エネルギー由来の電気への切り替えを検討します。
- 都市（まち）の木造化推進法を踏まえた木材の利用の促進に努めます。

事業者の取組

- 近距離の移動の際には、自転車の利用や徒歩での移動に努めます。
- 長距離の移動の際には、バスや電車などの公共交通機関の積極的な利用に努めます。
- 温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換に努めます。
- 事業所での脱炭素への取組情報を発信します。
- 温室効果ガス排出量の少ない電気や再生可能エネルギー由来の電気への切り替えを検討します。
- 都市（まち）の木造化推進法を踏まえた木材の利用の促進に努めます。
- ESG 投資等の情報を収集するとともに、環境に配慮した事業活動に努めます。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2033(R15)年度
自転車や公共交通機関の利用の取組状況 （環境に関する市民アンケート）	38%	60%

【コラム】世界のゼロカーボンに向けた目標

温室効果ガス排出量削減のため、世界各国で省エネルギー・再生可能エネルギー導入に関する目標が設定されており、住宅や施設に対する省エネ・再エネ設備の導入の義務化を進めている国もあります。

エネルギー目標

2025 年度	GDP あたりのエネルギー消費量を 2020 年度比 13.5%削減（中国）
2030 年度	再エネ導入目標 40%（EU） 再エネ比率 80%（ドイツ） 再エネ比率 48%（インド） 再エネ比率 33%、化石燃料消費 40%削減（フランス） 最終エネルギー消費量を 2012 年度比 20%削減（フランス）
2035 年度	電力部門の脱炭素化（イギリス、アメリカ）
2050 年度	発電部門での脱炭素化（中国）

建築・住居部門

施行済み	ほぼすべての建物に省エネ基準の適合の義務化（イギリス） 低省エネ率物件の賃貸の禁止（イギリス）
2030 年度	ZEB 義務化、低性能建物の省エネ改修の義務化（EU） 商業施設などの新築時に太陽光パネル設置を原則化（ドイツ）

エネルギー白書 2022（経済産業省資源エネルギー庁）（<https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2023/html/1-3-1.html>）より作成

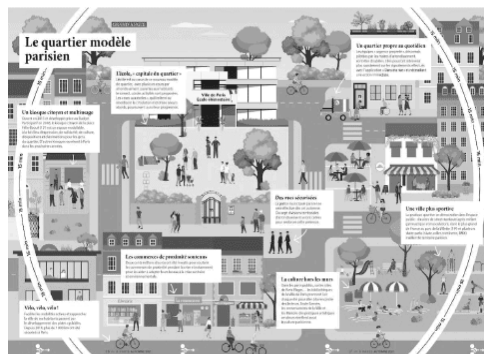
【コラム】海外の取組～パリの 15 分都市圏～

フランスの首都パリでは大気汚染や騒音、交通渋滞などの課題に対応するため、自家用車利用の低減、歩行者空間の増大、環境に優しいモビリティの活用、公共空間の緑化などの政策が積極的に展開されており、環境負荷の低減とともに市民の暮らしやすさを支えています。

まちづくりの方針の 1 である、生活に必要なものが全て自宅から徒歩 15 分、自転車 5 分圏内でアクセスできる「15 分都市圏」構想の実現にあたっては、既存の施設をさまざまな形で有効活用することを基本としています。

国土交通白書 2022（国土交通省）（<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r03/hakusho/r04/html/n1312c03.html>）より作成

◆15 分都市圏のイメージ

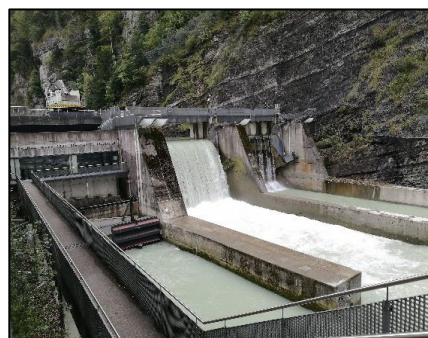


【コラム】 海外の先進的取組事例

オーストリアの西部に位置し、スイスや北テンシュタインに隣接する人口 3.5 万人の街、フェルトキルヒ。ここでは、気候変動対策と住民の生活の質の向上を両立させる様々な取り組みが実施されています。

例えば、スーパーマーケットの建設時には電気自動車の充電設備設置や宅配サービスの実施を義務づけ、街の中心部への車の乗り入れを規制しています。市が 100% 出資する公社は、電力・熱供給・バス事業などを運営しています。

（写真 1）は公社が市民出資を募って建設した水力発電所です。住民の参加を得てエネルギーの地産地消に取り組み、その収益を地域に還元しているのです。また、エネルギー事業の収益の一部は、バス事業に活用され拡充が図られました。バスの定期券は市内エリアが 174 ユーロ、州全体でも 385 ユーロと低価格に設定されており、乗客の 75% は年間定期券を利用しています。市内バスの利用者は 15 年間で 2 倍に伸び、市内移動の自動車分担率は大きく低下しました。



（写真 1） 水力発電所

（写真 2）は、市内中心部のコンサートホール。極めて高い省エネルギー性能を有するとともに再生可能エネルギー 100% の電力を利用することで、CO₂ 排出ゼロで運営されています。2000 人収容のホールを有するにも関わらず駐車場は 75 台分。公共交通中心の街づくりの理念が、建築物にも反映されています。ここでは頻繁にクラシックコンサート等が開催され、住民は、公共交通でこの施設を訪れ、「脱炭素型のステキな社会」を肌で感じることができます。



（写真 2） コンサートホール

施策の方針2 再生可能エネルギーの利用を促進する

宇治市の自然的社会的条件などに配慮しながら、再生可能エネルギー*の利用促進やエネルギーの面的利用の推進に取り組み、住宅や事業所などへの再生可能エネルギー設備等の導入を促進します。また、太陽光発電設備については、屋根や遊休地だけでなく、駐車場などへの設置も検討します。

地域で創った電気等を地域内で使うことをエネルギーの地産地消と言い、主に海外に流出しているエネルギー代金が地域内で使われることにより、地域経済の活性化が図れます。宇治市においても、エネルギーの地産地消について普及啓発を進めます。

また、再エネ電力メニューへの切替えに関する情報提供等を通じて、脱炭素な電気への移行を促進します。

基本施策

○家庭・事業所における再生可能エネルギー設備等の導入促進

○市有施設・遊休地における再生可能エネルギー設備等の導入推進

市の取組

- 市民・事業者の住宅・建築物やカーポート等への太陽光発電設備の導入を推進します。
- 太陽光発電システム等の設置に対する補助を行うとともに、各種補助制度に関する情報提供を行います。
- PPA※事業についての情報提供を行い、再生可能エネルギーを普及・促進します。
- 家庭や事業所に対して、脱炭素電力への切替えのメリットなどの情報提供を行います。
- 太陽熱など、地域の特性に応じた多様な再生可能エネルギーの活用を検討します。
- ペロブスカイト太陽電池などの次世代型太陽電池の情報収集を行い、導入を検討します。
- 公共施設の屋根や駐車場などへの太陽光パネルの設置等、公共部門での率先実行を図ります。
- 市有施設や市有遊休地へ再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池を導入し、自立分散化することで災害時の活動拠点化を目指します。

市民の取組

- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 太陽光発電システムから発電された電気の有効活用のため、蓄電池の導入を検討します。

事業者の取組

- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 太陽光発電システムから発電された電気の有効活用のため、蓄電池の導入を検討します。

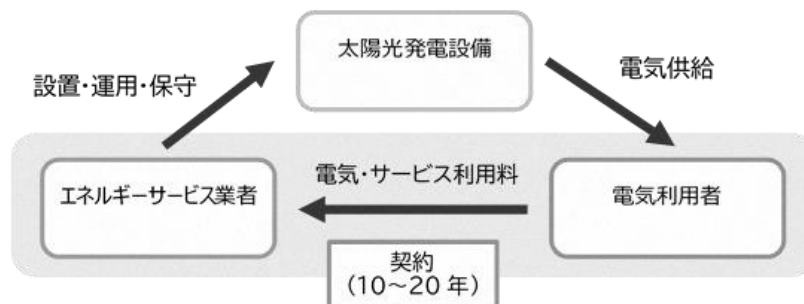
取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2030(R12)年度
住宅の太陽光発電システムの導入状況 (環境に関する市民アンケート)	10%	40%
省エネ推進と再エネの利用促進に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	53%	72%

【コラム】 PPA モデル

初期投資 0 円で発電設備を設置し、その電気を利用することで電気料金と CO₂ 排出を削減できます。PPA (Power Purchase Agreement) とは電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出の削減ができます。設備の所有は第三者(事業者又は別の出資者)が持つ形となりますので、資産保有することなく再エネ利用が実現できます。

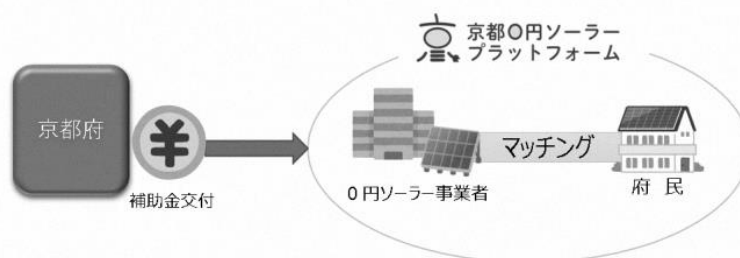
◆PPA モデルのイメージ図



再エネスタート PPA モデルとは(環境省)(<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/howto/03/>)より作成

【コラム】 再エネ電力を家庭に～0円ソーラー～

京都府では、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、建築物への太陽光発電の普及拡大に取り組んでいます。現在、初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入できる「0 円ソーラー」というビジネスモデルが登場しており、オンラインポータルサイト「京都 0 円ソーラープラットフォーム」において、「0 円ソーラー」プランを提供している事業者(0 円ソーラー事業者)と、太陽光発電設備の導入を検討している皆様とのマッチングを促進しています。住宅用では、最大 10 万円相当額の導入支援が受けられるプランもあります。



京都 0 円ソーラー (京都府) (<https://www.pref.kyoto.jp/energy/ppa.html>)より作成

【コラム】環境に関する認証ラベル

環境ラベルとは、商品やサービスがどのようにして環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるしのことです。製品や包装などについており、環境負荷低減に資するモノやサービスを買いたいときに、とても参考になるマークです。

商品やサービスを選ぶときは、認証ラベルを見て、価格や品質だけでなく、リサイクルのしやすさや環境のことを考えて、グリーンな商品やサービスを選びましょう。

認証ラベルの例

	識別表示マーク		エコマーク
	リユース・リサイクルのために製品の素材を示すマークです。 PET ボトル等は法的に商品への記載が義務付けられています。		日本唯一の ISO14024 規格第三者認証による環境ラベルで、ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資すると認定されたことを示しています。
	グリーンマーク		エコリーフ環境ラベル
	製品の原料に古紙を既定の割合以上使用していることを示すマークです。		製品の環境情報を定量的に表示・情報公開をしていることを示します。
	FSC®認証制度（森林認証制度）		レインフォレスト・アライアンス認証
	適切な森林管理が行われていることを示す「FM 認証」と認証を受けた森林からの木・木材製品を示す「CoC 認証」からなる認証ラベルです。		森林の保護、気候変動への対策等持続可能な農業を推進するための認証制度。厳しい基準要件を満たした農園で生産された作物が使用されていることを示しています。
	RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)認証		カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム
	持続可能な生産を行っているパーム油を使用していることを示します。		商品のライフサイクル全体で排出される温室効果ガス排出量を示します。

環境ラベル等データベース（環境省）(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/seido.html>)

Roundtable on Sustainable Palm Oil HP (<https://rspo.org/ja/>) より作成

施策の方針3 エネルギー利用を効率化する

住宅や建築物そのものの断熱性能の強化や高効率機器・設備の導入等によるエネルギー利用の効率化は、中長期にわたる温室効果ガス* 排出の抑制に大きく貢献します。また、建物の断熱性向上や高効率設備等の導入により、消費エネルギーを減らすだけでなく、快適な室内環境と経費削減が実現できます。

効率的なエネルギーの利用や効果に関する情報提供を通じ、建て替えや改修を契機とした断熱化や高効率機器・設備の導入や ZEH*、ZEB* の普及を促進します。

加えて、電気自動車などの普及・促進を図ります。

基本施策

- ZEH、ZEB の普及・促進
- 高効率機器・設備の導入・促進
- 電気自動車等の普及・促進
- 公共施設におけるエネルギー効率化の率先実行

市の取組

- 住宅や事業所などの新築や建て替え、改修を契機とした断熱性・気密性の向上や高効率機器・設備の導入と太陽光発電等の組み合わせにより、ZEH、ZEB の普及を促進します。
- 家庭や事業所における EMS（エネルギー・マネジメント・システム）の導入支援、情報提供等を行い、エネルギー利用の効率化を推進します。
- 高効率機器・設備の導入に関する情報提供を行い、購入補助制度の充実を検討します。
- 次世代自動車及び充電設備等の情報提供等を行い、電気自動車等の普及・促進を図ります。
- 公共施設の建て替えや改修を契機とした断熱性向上や高効率機器の導入を図り、また大規模改修時には ZEB を目指します。
- 新設する公共施設は、原則 ZEB を目指します。
- 今後更新する公用車は電気自動車等とすることを目指します。

市民の取組

- 住宅を新築する際には、ZEH 基準の省エネルギー性能が確保されていることを目指します。
- 既存住宅の断熱リフォームや、ヒートポンプ給湯器などの高効率給湯器の導入に努めます。
- 省エネルギー家電の購入に努めます。
- 車の買い替え時には電気自動車等の購入を検討します。

事業者の取組

- 建築物を新築する際には、ZEB 基準の省エネルギー性能が確保されていることを目指します。
- ヒートポンプ給湯器など、エネルギー効率の高い機器・設備への更新や導入を検討します。
- 省エネルギー診断の積極的な受診に努めます。
- 「KES」や「ISO14001」等の環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- 社用車は、電気自動車等の導入を検討します。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2030(R12)年度
ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）の導入状況 （環境に関する市民アンケート）	20%	50%
断熱窓の導入状況 （環境に関する市民アンケート）	31%	70%
次世代自動車の導入状況 （環境に関する市民アンケート）	4%	50%

【コラム】ゼロカーボン・ドライブ

ゼロカーボン・ドライブ（ゼロドラ）とは、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時の CO₂ 排出量がゼロのドライブです。

環境にやさしい自動車を選んで、ゼロカーボン・ドライブをしませんか？

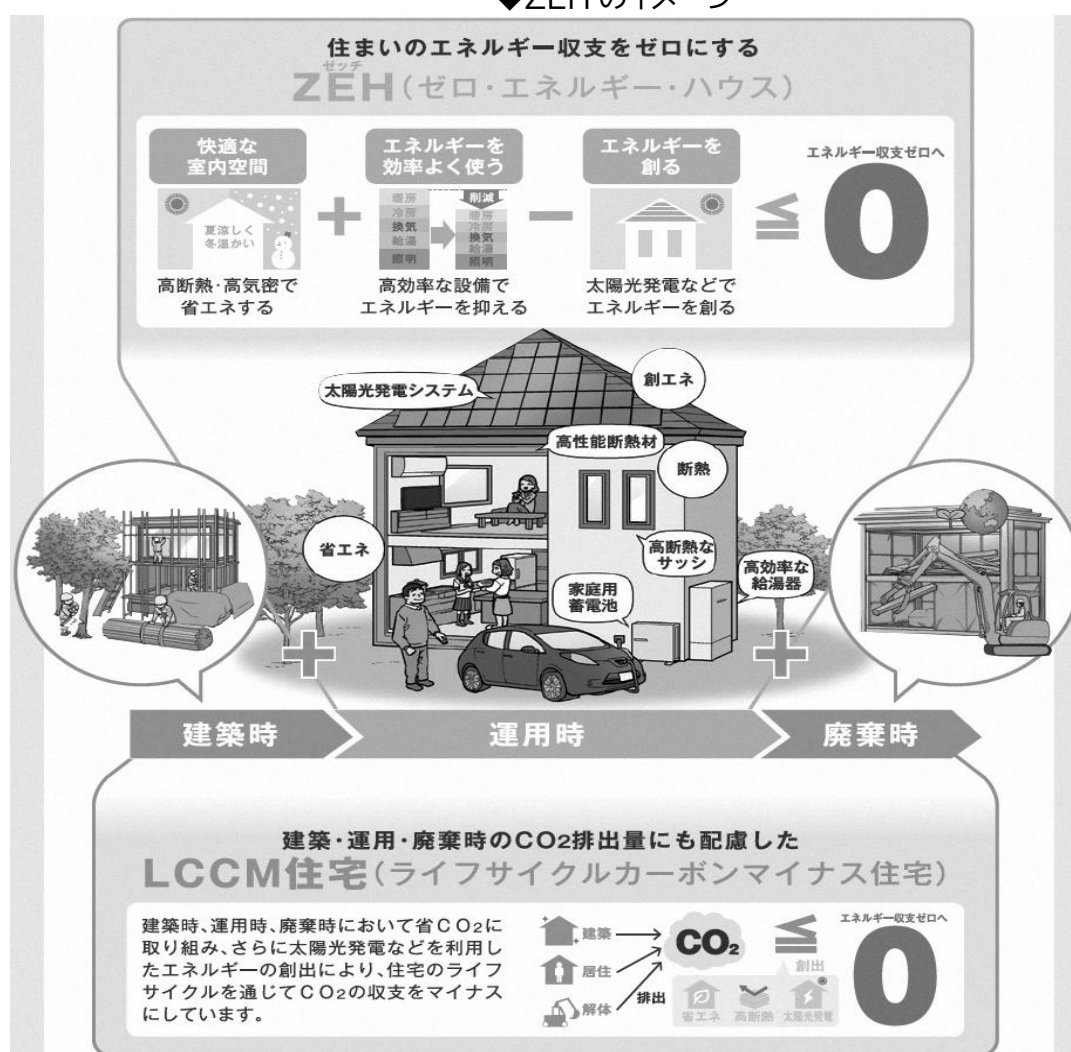


環境省ホームページ(https://www.env.go.jp/air/zero_carbon_drive/index.html)より作成

【コラム】ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

ZEH（ゼッチ）とは、高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のことです。少ないエネルギーで室温を快適に保つことができ、冷暖房によるCO₂排出量の削減につながります。さらに、室温差によるヒートショック等を防ぐ効果も期待できるなど、健康面のメリットや、電気料金の抑制や停電時に自宅につくった電力を使える防災力の高さも特徴です。政府は、2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現することを目標に掲げ、戸建住宅や集合住宅に対するさまざまな補助金制度を設けています。

◆ZEHのイメージ



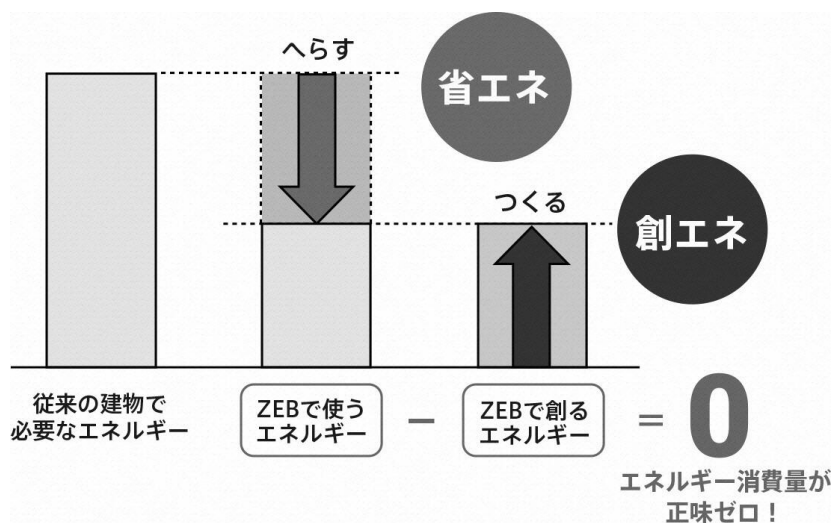
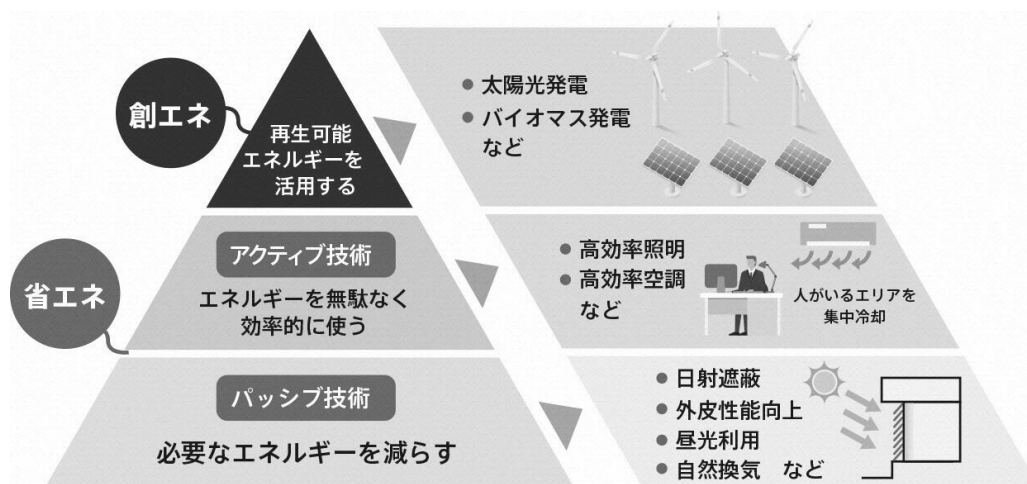
ecojin（環境省）(<https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/scope/20210609.html>)

ご注文は省エネ住宅ですか？(国土交通省)(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoeneho_u_assets/img/library/setsumeigimunganga.pdf)より作成

【コラム】ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)

ZEB（ゼブ）とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次消費エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。新築の建物だけでなく、既存の建物であっても、断熱性能の向上や室内機器の効率化などの省エネと再生可能エネルギーによる創エネを組みあわせることで、建物内の消費エネルギーをゼロにします。

◆ZEB 実現のイメージ



ZEB PORTAL（環境省）(<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>)より作成

施策の方針4 ライフスタイルを転換する

カーボンニュートラル*の実現に向けては、エネルギーの効率的な使用や省エネルギー対策を徹底して進め、脱炭素型のライフスタイルへと転換していく必要があります。現在の便利な生活の中では、常に省エネを意識していないとエネルギーを大量に消費してしまいます。脱炭素型ライフスタイルへの転換を図るためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であり、市が率先して省エネルギーに配慮した行動を行うとともに、情報の提供を通じて効率的なエネルギーの使用を推進します。

また、環境に配慮した商品を購入することが、社会を変える一歩となり、ゼロカーボンシティ実現につながります。そのため、市民が脱炭素に配慮した商品や食べ物を選択しやすいよう、地域で脱炭素に取り組む企業や商品等に関する情報提供を行います。

基本施策

- 省エネルギー行動の普及・促進
- デコ活*の普及・促進
- テレワーク*などの導入推進
- 食品等の地産地消*の推進
- グリーン購入*・調達の推進

市の取組

- エコ・アクション・ポイントの普及啓発を行うことにより、市民の意識改革・行動変容を促します。
- デコ活の普及・促進を図ることで、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを目指します。
- 地産地消を推進し、フード・マイルージやウッド・マイルージの削減を図ります。
- 環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを選ぶグリーン購入の推進に取り組みます。
- 事業者に対しては、環境に配慮した材料の調達や製造を行うよう働きかけます。
- 事業者へ、KES などの環境マネジメントシステムの普及を促進します。
- 広報やホームページを活用し、省エネルギー行動による削減効果を周知し、行動の促進を図ります。

市民の取組

- 照明等をこまめに消す、冷暖房の設定温度に気を付けるなど、省エネルギー行動に努めます。
- 省エネルギー行動に関する情報収集に努めるとともに、省エネナビの設置などエネルギー消費の「見える化」を進めます。
- 地域で生産された食材等を購入し地産地消に努めます。
- 環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを選ぶグリーン購入に努めます。

事業者の取組

- クールビズ、ウォームビズに努めます。
- テレワークなどの導入に努めます。
- 省エネルギー行動に関する情報収集に努めるとともに、省エネナビの設置などエネルギー消費の「見える化」を進めます。
- 地域で生産された食材や木材を利用した食品や製品の製造を検討します。
- 環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを選ぶグリーン購入に努めます。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2030(R12)年度
地元産食材の購入に関する取組状況 (環境に関する市民アンケート)	35%	70%
省エネナビ・HEMS 等の導入状況 (環境に関する市民アンケート)	3%	30%

【コラム】デコ活

2050（令和32）年カーボンニュートラル及び2030（令和12）年度削減目標達成に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しするために、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」が2023年8月から開始されました。

同時に、官民連携での効果的な実施に繋げるためのプラットフォーム、「デコ活応援団」も立ち上げられました。

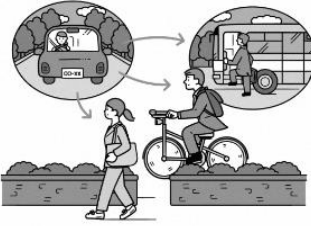


デコ活 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動（環境省）(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)より作成

【コラム】 生活の中でできる温室効果ガス排出量削減～アクション 30～

脱炭素なライフスタイルへの転換は、身近なところでも取り組むことが重要です。アクション 30 は、生活の中でできる 30 のライフスタイルの転換アクションです。

アクション	二酸化炭素削減量（/年）
再エネ電力への切り替え 現在の 1 世帯の電力消費量等から算出	1,232 kg/人
クールビズ・ウォームビズ 冷房の設定温度を今よりも 1℃高く、暖房の設定温度を今よりも 1℃低く変更した場合	19 kg/人
節電 エアコンの使用時間を 1 日 1 時間短くした場合	26 kg/台
節水 水使用量を約 2 割削減した場合	11 kg/世帯
省エネ家電の導入 冷蔵庫を 10～14 年程度前の製品から最新型の製品に買い換えた場合	163 kg/世帯
宅配サービスをできるだけ一回で受け取る 年間 72 個（月 6 個程度）の宅配便を、全て 1 回で受け取った場合	7 kg/人
消費エネルギーの見える化 家庭の消費エネルギーを 3%削減した場合 	59kg/世帯
太陽光パネルの設置 太陽光発電した場合に削減できる CO ₂ 排出量	1,275kg/戸
ZEH（ゼッチ） 戸建住宅を ZEH に変更した場合 	3,543kg/戸
省エネリフォーム窓や壁等の断熱リフォーム 平均的な断熱材から断熱等性能等級 4 に変更した場合 二重窓に取り替えた場合	断熱リフォーム 142kg/世帯 窓の断熱 47kg/世帯
蓄電池（EV・車載の蓄電池）・蓄エネ給湯機の導入・設置 ガス・石油給湯器をヒートポンプ式給湯器に置き換えた場合	121kg/人
暮らしに木を取り入れる 一般住宅を国産木材で建てた場合	34kg/戸
分譲も賃貸も省エネ物件を選択 集合住宅を ZEH-M に変更した場合	2,009kg/世帯
働き方の工夫 通勤にかかる移動距離がゼロになった場合	279kg/人

アクション	二酸化炭素削減量 (/年)
スマートムーブ 通勤・通学以外の目的のための都市部での自動車移動がバス・電車・自転車に置き換えられた場合 通勤・通学の目的のための都市部での自動車移動がバス・電車・自転車に置き換えられた場合 エコドライブで燃費が 20%改善された場合 自家用車がカーシェアリングに置き換えられた場合 	都市内プライベート 410kg/人 通勤時 243kg/人 エコドライブ 148kg/人 カーシェアリング 213kg/人
ゼロカーボン・ドライブ 電気自動車を通常の電力で充電して使用した場合 電気自動車を再生可能エネルギーで充電して使用した場合	通常電力充電 242kg/人 再生電力充電 467kg/人
食事を食べ残さない 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 家庭と外食の食品ロスがゼロになった場合	54kg/人
自宅でコンポスト 生ごみを可燃ごみとして処理せずに、コンポスト等で堆肥化した場合	18kg/世帯
今持っている服を長く大切に着る 長く着られる服をじっくり選ぶ 衣類の購入量を 1/4 程度にした場合 	194kg/人
環境に配慮した服を選ぶ 1 年間に購入する服の 10% (1.8 枚) をリサイクル素材を使った服にした場合	29kg/人
使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 使い捨てのペットボトル (500ml) をステンレス製のマイボトルに置き換え、年間 30 回、5 年利用した場合 年間 300 枚のレジ袋を、ポリエステル製のマイバッグ (3 枚) に代替した場合 	マイボトルの活用 4kg/人 マイバッグの活用 1kg/人
修理や補修をする ホビー、家電、アクセサリーの購入が 1/4 程度になり、家具は壊れたり汚れた時だけに廃棄・購入した場合	ホビー製品を長く使う 113kg/人 家電製品を長く使う 45kg/人 アクセサリーを長く使う 32kg/人 家具を長く使う 29kg/人
フリマ・シェアリング 1 年間に購入する服の 10% (1.8 枚) をフリマで購入した場合	40kg/人
ごみの分別処理 家庭から出る容器包装プラスチックを全て分別してリサイクルした場合	4kg/人

アクション	二酸化炭素削減量 (/年)
脱炭素型の製品・サービスの選択 年間で使用する洗剤（2,800ml）のうち、本体購入を年 1 本として、それ以外を詰替製品にした場合	0.03kg/人
植林やごみ拾い等の活動 木を 1 本植林した場合	0.8kg/本
ゼロカーボンアクション 30（環境省）(https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/)より作成	

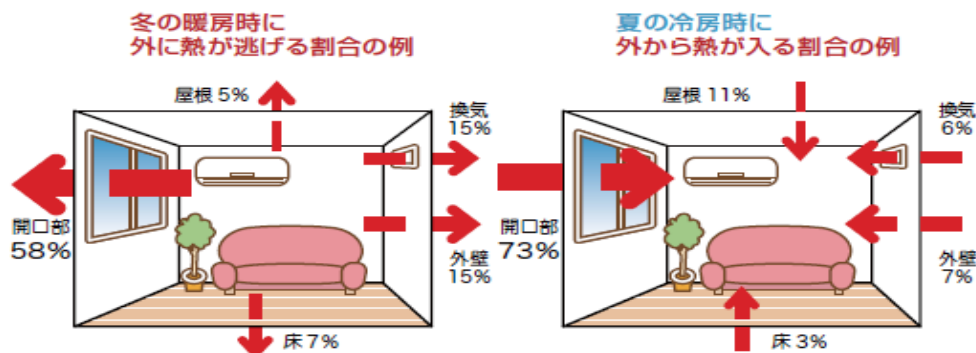
【コラム】 国が定める脱炭素への取組目標
2030 年温室効果ガス排出量 2013 年度比 46%削減、および 2050 年カーボンニュートラル実現に向け、各分野で温室効果ガス削減のための目標が掲げられています。
各部門の主な目標
運輸部門 2030 年：商用車新車販売で電動車 20～30% 2035 年：乗用車の新車販売で電動車 100% 2040 年：商用車も新車販売で電動車・脱炭素燃料車 100%
エネルギー部門 2030 年：洋上風力発電 1,000 万 kW 2040 年：洋上風力発電 3,000～4,500 万 kW 2050 年：合成メタンによる都市ガスのカーボンニュートラル化
資源循環 2050 年：カーボンフリー合成燃料の価格をガソリン価格以下に
農林水産部門 2050 年：耕地面積に占める有機農業取組面積割合を 25%（100 万 ha）拡大
建設部門 2030 年：新築住宅・建造物の ZEH・ZEB 水準化 新築戸建住宅の 6 割に太陽光発電設備の導入
公共施設 2030 年：設置可能な公共建設物及び土地における太陽光発電設備の最大限導入 公用車の電動化 100% LED 照明導入割合 100%
グリーン成長戦略（経済産業省） 第 6 次エネルギー基本計画（経済産業省） 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画より作成

【コラム】窓の断熱

住宅の断熱で重要なのが、開口部の断熱性能を高めることです。夏は窓など開口部から73%の割合で外気の暑さが室内に伝わり、冬は58%の割合で室内の温かさが外に逃げています。

窓の断熱性能は、ガラスとサッシの組み合わせにより決まりますが、夏の対策としては、断熱性能に加えて遮熱性能のある窓にすると効果があります。

また、既存の窓の内側に新しく内窓を設置して二重窓にしても、複層ガラス窓と同程度の断熱性能が確保できます。二重窓は手軽にできる方法として、戸建てやマンション等のリフォームに有効です。



出典：家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬 2017 年 8 月（資源エネルギー庁）

窓の性能表示制度

窓の断熱性能表示マーク

断熱性能は6つの★マークで表示し、星の数が多いほど断熱性能も高くなります。地域によっても異なりますが、★が3つ以上の窓を用いることでZEH※3を達成できる可能性があります。窓の断熱性能はサッシとガラスの組合せで決まります。

断熱性能	住宅の断熱水準 の目安 (地域の区分が 6地域の場合)	窓の断熱性能 表示マーク	JIS 等級	熱貫流率	窓(サッシ・ガラス)の組合せ(濃い部分が該当)			
					樹脂製サッシ	アルミ樹脂複合製サッシ	アルミ製サッシ	
					Low-E 二層複層 ガラス	Low-E 二層複層 ガラス	Low-E 複層 ガラス	複層 ガラス
高い	等級7	★★★★★★	H-8	1.1				
	等級6	★★★★★	H-7	1.5				
	等級5	★★★★	H-6	1.9				
		★★★	H-5	2.3				
		★★	H-4	2.9				
		★	H-3	3.5				
	等級4	☆☆☆☆	H-2	4.1				
		☆☆	H-1	4.7				
低い		(☆☆☆☆☆☆)		4.7超				

(注) 熱貫流率：窓や壁などの両側の温度差が1℃のとき、1㎡、1時間あたりに伝わる熱量で、この値が小さいほど熱が伝わりにくくなります。

※1 住宅の断熱等級とは
住宅性能表示制度における等級(断熱
等性能等級)で表します。数字が大き
いほど断熱性能は高くなります。

※2 温熱環境と健康の関係について
断熱性能が高く暖かい住宅は、住まい
手の健康づくりにつながるとの報告が
あります。

※3 ZEH(ゼッチ)とは
[Net Zero Energy House]の略称で、
年間の一次エネルギー消費量ゼロを
目指した住宅です。



4つ星相当の窓の例(左：樹脂製サッシ、右：アルミ樹脂複合製サッシ)



断熱性能4つ星の表示ラベル
(熱貫流率 1.9W/(㎡・K))

出典：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく窓の性能表示制度パンフレット（一般社団法人日本サッシ協会・樹脂サッシ工業会・一般社団法人板硝子協会）

<https://www.mlit.go.jp/common/001601996.pdf> より抜粋

【コラム】エコ・アクション・ポイント

エコ・アクション・ポイントとは、エコアクション（環境にやさしい商品の購入、サービスの利用など）に特化した全国共通のポイントプログラムです。

参加会員は、さまざまな分野でポイント対象となるエコアクションを行うことで、参加事業者（自治体、企業、団体など）からポイントがもらえ、貯めたポイントは、様々な商品などに交換できます。また同時に参加会員ごとに環境貢献が累計で数値化され、環境貢献意識を高められます。

エコアクションのテーマは、「地球温暖化対策(CO₂削減)」「生物多様性/自然保護」「廃棄物対策/3R（リサイクル・リユース・リデュース）」「公害対策/化学物質管理」が柱となっており、消費者が多岐にわたる環境意識行動を積み重ねることにより、生活レベルから地球環境保全を実現していきます。

宇治市においても令和4年度より独自のエコ・アクションメニューを設定し、市民の環境意識向上を目指し、啓発に努めています。



エコアクションポイント公式キャラクター

宇治市 エコ・アクション・ポイント

ポイントがたまる♪ 地球にやさしい。わたしたちも。

エコ・アクション・ポイントって？
環境にやさしいエコアクション（環境にやさしい商品の購入、サービスの利用など）による環境貢献のポイントプログラムです。

エコ・アクションに取り組むことで
ポイントがもらえ、貯めたポイントは、商品と交換できます。

エコ・アクションメニュー

エコ・アクションメニュー	ポイント
省エネ製品購入 エココン・テレビ・冷蔵庫 （いずれも省エネ基準品以上）	1,000P
宅配ボックス購入 （宅配ボックスとして活用されている商品（食料など）を除く）	300P
LED製品購入 家庭用のLED照明器具	100P
啓発イベントに参加 （環境省主催の「エコ・アクション・ポイント」セミナーなど）	50P
緑化活動に参加 （市民参加の緑化活動など）	50P
省エネ相談所に相談 （省エネ診断、省エネアドバイス、省エネアドバイス）	50P
公共施設で資源回収 （資源回収、資源回収、資源回収）	5P
市の広報誌等閲覧 （市広報誌など）	1~3P

身近なお店で使えるお食事券や商品券など
魅力的な交換商品が揃っています！

さらに詳しくは「エコアクションポイント」検索

エコアクション事例

共通 - カーボン、オフセットされた商品の購入 - 中古品の購入 - マイバックスの利用	飲食 - 地産地消、旬産旬消費の飲食品の購入 - 無農薬栽培農産物の購入 - 使用済みたばこ・油の回収施設等への持ち込み
居住 - 森林認証木材を主原料とした建築物等の購入 - 太陽光発電システムの購入 - 省エネ家電の購入 - バイオ燃料の購入	被服 - 天然有機素材から作られた衣料品の購入 - 環境化学物質の使用量が少ないクリーニングサービスの利用
資産運用 - ペーパーレス金融サービスの利用 - 環境配慮行動への寄付金付金融サービスの利用 - 環境事業への出資、融資	交通・通信 - ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車の購入 - 公共交通機関の利用
教育 - 環境教育への参加 - 環境配慮型イベントの参加	教養・娯楽 - ペーパーレスチケットの購入 - 宿泊施設等におけるアメニティグッズの辞退
その他 - 温室効果ガス削減、吸収活動への参加 - 温室効果ガス削減量を削減した施設の利用[※] - 本基準における対策エコアクションと同等の環境負荷低減効果が期待される商品の購入 ※有価証券報告書での報告となるため、報告日数が基準よりも長期となる場合がある	

【公式】エコ・アクション・ポイント (<https://www.eco-action.jp/about>) より作成

施策の方針5 気候変動に備える（適応策）

猛暑日やゲリラ豪雨などの異常気象、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動*による影響が全国で発生しています。気候変動を抑えるためには、温室効果ガス*排出量を削減する「緩和策*」が最も必要かつ重要な対策です。しかし、最大限の対策を行ったとしても、温室効果ガスの排出量はすぐにはゼロにならないため、今後も、温室効果ガスによる影響は避けられないことが予測されています。

そのため、「環境」、「社会」、「経済」への影響をできるだけ抑制し回避するためには「緩和策」に加え、「適応策*」を実施することが必要不可欠となっています。

宇治市でも、既に豪雨災害や台風被害、猛暑日の増加、熱中症搬送者の増加（図 4-3 図 4-3）などの影響が現れており、今後もリスクが高まる恐れがあるため、気候変動の影響を受ける対象を幅広く想定し、科学的な知見に基づき、効果的に適応策を進める必要があります。

もちろん、変化する気候が私たちにとって有利に働くことを活用する適応も考えられます。例えば農業では、気温の上昇に伴ってこれまで作物を栽培できなかった場所で新たな農業ができるようになり、付加価値の高い品種に転換することができるようになるなど、こうした気候変動がもたらす正の影響も生かしていく視点も大切です。

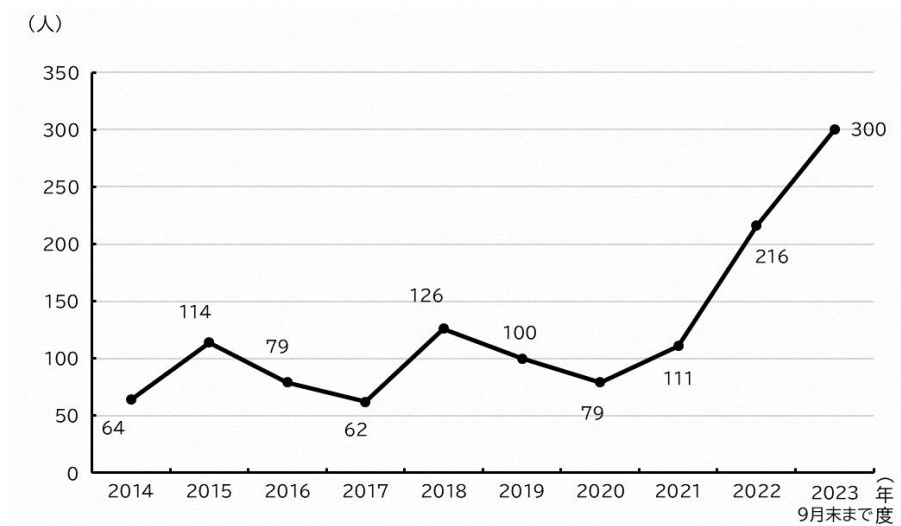


図 4-3 【宇治市熱中症搬送者数の推移】

●将来予測

21 世紀末の京都府では、日最高気温が 35℃を超える猛暑日は 60 日を超え、2 か月以上もの間、猛暑日が続くと予想されています（P57 図 4-4）。また、日最低気温が 25℃以上の熱帯夜は 80 日を超えると予想されており、昼夜問わず熱中症のリスクが急激に高まることが予想されています。

気温の上昇は、感染症を媒介する生物の生息地拡大や豪雨の増加、農作物の発育障害等、様々な影響をもたらすとされており、このまま予測どおりに気温が上昇した場合、今までどおりの生活を送ることは非常に難しいと考えられます。

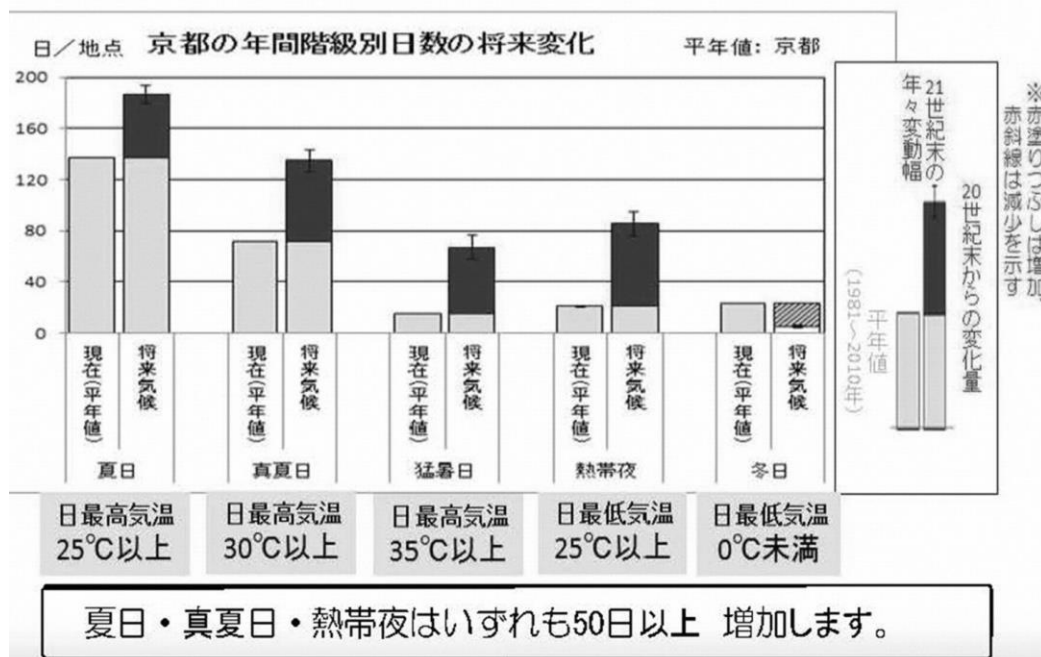


図 4-4 【京都府の 21 世紀末の今予測】

出典：京都気候変動適応センター(<https://kccac.jp/tekiou/>)

● 各分野における気候変動影響の影響評価

国の気候変動影響評価報告書は、7つの分野を対象として「重大性」、「緊急性」、「確信度」の3つの観点から気候変動が与える可能性のある影響を評価しています。宇治市では、国及び府の影響評価を踏まえるとともに地域特性を考慮し、重要と考えられる分野・項目を選定しました（表 4-1、P59 表 4-2）。

なお、今回選定しなかった項目についても、最新の知見の収集と将来の影響等の把握に努め、今後必要となる取組について検討していきます。

表 4-1 【気候変動の影響評価】

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	水稻	○	○	○
		果樹	○	○	○
		麦、大豆、飼料作物等	○	△	△
		畜産	○	○	△
		病害虫・雑草等	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	○
	林業	木材生産（人工林等）	○	○	△
	水産業	沿岸域・内水面漁場環境等	○	○	△
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	○	△	△
		河川	◇	△	□
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○

分野	大項目	小項目		国の評価		
				重大性	緊急性	確信度
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林		○	○	○
		人工林		○	○	△
		野生鳥獣被害		○	○	□
	その他	生物季節		◇	○	○
		分布・ 個体群の変動	在来種	○	○	○
			外来種	○	○	△
	生態系サービス	生態系サービス		○	-	-
		流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等		○	△	□
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等		○	△	□
自然災害・沿岸域	河川	洪水		○	○	○
		内水		○	○	○
	山地	土石流・地すべり等		○	○	○
	その他	強風等		○	○	△
健康	暑熱	死亡リスク等		○	○	○
		熱中症等		○	○	○
	感染症	水系・食品媒介性感染症		◇	△	△
		節足動物媒介感染症		○	○	△
		その他の感染症		◇	□	□
	その他	脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)		○	○	△
産業・経済活動	エネルギー	エネルギー需給		◇	□	△
	観光業	レジャー		◇	△	○
	建設業			○	○	□
	その他	海外影響		◇	□	△
国民生活・都市生活	都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等		○	○	○
	文化・歴史など を感じる暮らし	生物季節		◇	○	○
		伝統行事・地場産業等		-	○	△
	その他	暑熱による生活への影響等		○	○	○

評価結果

【重大性】○：特に大きい ◇：「特に大きい」とは言えない -：現状では評価できない

【緊急性】○：高い △：中程度 □：現状では評価できない -：現状では評価できない

【確信度】○：高い △：中程度 □：現状では評価できない -：現状では評価できない

気候変動影響評価報告書 詳細 令和2年12月（環境省）(<https://www.env.go.jp/content/000120416.pdf>)より作成

表 4-2 【予測される影響】

分野			考えられる影響例
農業・林業・水産業	農業	水稲	収量・品質の低下
		果樹	品質の低下、栽培適地の変化
		麦、大豆、飼料作物等	茶の生育障害、一番茶の減収
		畜産	肉質の低下、産卵率・卵重の低下、生産性の低下
		病害虫・雑草等	害虫の増加・分布拡大、発病率の上昇、害虫・天敵の構成の変化
		農業生産基盤	農業用施設災害の増加、用水の不足
	林業	木材生産（人工林等）	人工林の脆弱性の増加、炭素吸収量の低下、風害の増加
	水産業	沿岸域・内水面漁場環境等	河川水産資源の流出、魚類の分布域の北上
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	水質の悪化、下流生態系への悪影響
		河川	水温の上昇、土砂生産量の増加、水質の悪化
	水資源	水供給(地表水)	渇水の深刻化、給水制限、融雪の早期化、農業水需要期の河川流量の減少
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	分布適域の高緯度・高標高化、生理過程への影響
		人工林	水ストレスの増加、脆弱性の増加
		野生鳥獣被害	ニホンジカ・イノシシの分布拡大、食害・剥皮被害の増加、希少野生生物の生育環境への影響
	その他	生物季節	サクラの開花の早期化、紅葉の長期化
		分布・個体群の変動	在来種 生息可能域の変化、伝統産業・食文化の衰退、生育地の分断化、種の絶滅
			外来種 驚異の顕在化、外来種の定着・分布拡大
	生態系サービス	生態系サービス	生態系サービスの劣化
		流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	水質浄化機能の低下、環境リスクの増加
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	生物季節の変化に伴う観光業へ影響
自然災害・沿岸域	河川	洪水	大雨による浸水被害の増加、洪水発生率の増加
		内水	大雨による浸水被害の増加、水害被害額の倍増、浸水の長期化
	山地	土砂流・地すべり等	倒木・流木の発生増加、土砂災害の増加、災害の大規模化、治水機能の低下
	その他	強風等	台風・集中豪雨の増加、台風の強度上昇

分野			考えられる影響例
健康	暑熱	死亡リスク等	熱ストレス超過による死亡者の増加、心血管疾患による死亡者の増加、高齢者の死亡リスク増加
		熱中症等	熱中症搬送者数・死亡者数の増加
	感染症	水系・食品媒介性感染症	ウイルス流行時期の長期化、感染症発生数の増加、大雨による飲料水源への感染源流入
		節足動物媒介感染症	媒介生物の分布拡大・増加
		その他の感染症	インフルエンザ等の流行時期の変化、発生リスクの変化
	その他	脆弱性が高い集団への影響	暑熱によるリスクの増加、院外心停止リスクの増加
産業・経済活動	エネルギー	エネルギー供給	電力需要の増加、災害による設備への被害・停電、冷房負荷の増加
	観光業	レジャー	交通機関の運行停止、観光客の移動への障害
	建設業		建設現場での熱中症の増加
	その他	海外影響	輸入作物の価格高騰、感染症のグローバル化、海外サプライチェーンを有する企業の生産性への影響
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	濁水発生、水道施設への障害、鉄道の運休、災害によるインフラ・ライフラインへの影響
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節	サクラの開花時期の変化、野生動植物の生物季節の変化
		伝統行事・地場産業等	花見可能日数の減少、観光資源への影響
	その他	暑熱による生活への影響等	熱ストレスの増大、熱中症リスクの増加、睡眠の質の低下、労働生産性の低下、健康被害の増加

京都府地球温暖化対策推進計画 令和5年3月改定

(<https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/documents/plan-2023.pdf>)

気候変動影響評価報告書 詳細 令和2年12月（環境省）

(<https://www.env.go.jp/content/000120416.pdf>)より作成

基本施策

市民の生命や財産を守り、経済や社会の持続可能な発展を図るため、既に起きている、又は今後予測される気候変動*による影響を回避・軽減するための適応策*を推進し、気候変動に強いまちづくりを進めます。

- 幅広い分野における適応策の推進
- 気候変動の影響や備えなどについての情報発信
- 最新の科学的知見の収集
- 災害時廃棄物の処理体制の構築

市の取組
農林業 ●異常気象による農作物の不作に備え、リスクや対応策を情報提供します。 ●高温適応性の高い品種への切替について周知を図ります。 水環境・水資源 ●雨水の流出を抑制し、雨水の有効利用を図るため、雨水流出抑制施設の整備を進めるとともに、事業者に対して雨水流出抑制施設の設置を求めます。 ●雨水の流出の抑制、有効利用を図ることができる雨水タンクの普及を図ります。 ●道路整備の際は、可能な限り歩道への透水性舗装を採用するなど雨水の地下浸透を促進します。 健康 ●熱中症被害を防止するため、予防法と対処法についての情報提供や啓発を行います。 ●気温の上昇と感染症の発生リスクの変化について、情報収集及び提供を行います。 ●クールスポットを設置します。 市民生活 ●ハザードマップの周知・啓発や災害時の適切な情報提供・避難誘導に努めます。 ●避難行動要支援者への支援体制づくりに努めます。 ●停電時や災害時の電源が確保できる太陽光発電や蓄電池の普及を促進します。 ●京都府や近隣市町村、民間企業と連携して、廃棄物処理体制の構築を進めます。 ●災害発生時の廃棄物に関するルールを定め、市民・事業者への周知を行います。 ●災害時の廃棄物処理特例の対象となる事業者について、平時から連携するよう努めます。

市民の取組
●雨水を貯留する雨水タンク等の設置を検討します。 ●食料や水などの備蓄に努めます。 ●猛暑時は屋外活動を控え、こまめに水分・塩分を補給するなど、熱中症対策に努めます。 ●熱中症警戒アラートの活用など、熱中症について情報収集に努めます。 ●感染症について情報収集を行い、予防に努めます。 ●クールスポットの活用を検討します。

- ハザードマップなどを活用し、災害発生時の避難経路や行動の確認に努めます。
- 防災訓練等に参加に努めます。
- 災害時のごみの分別、仮置場等、非常時のルールを平時から把握するよう努めます。

事業者の取組

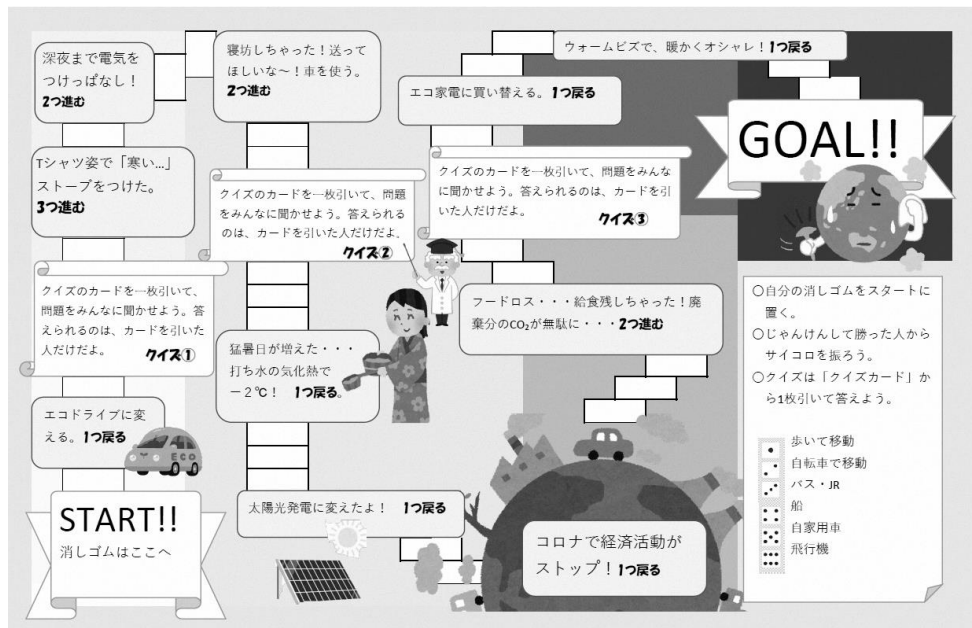
- 農作物の栽培時は高温適応性の高い品種の選択について検討します。
- 気候変動が事業に与える影響を把握し、企業としての適応策を検討します。
- 災害に備えた事業継続計画（BCP）の策定に努めます。
- 自然災害発生時に建物の破壊・破損や倒木が起こらないよう点検などに努めます。
- 熱中症警戒アラートの活用など、熱中症について情報収集に努めます。
- 事業活動中の熱中症対策の実施に努めます。
- 商業施設などで、街中のクールスポットの設置を検討します。
- 災害時の廃棄物処理特例について平時から把握するよう努めます。

【コラム】楽しく学ぶ気候変動「緩和」・「適応」

北海道千歳市立千歳中学校では2年生向けにクイズやゲームを通して気候変動「緩和」及び「適応」について意識させることを目指した授業を行っています。本授業のために作成されたすごろくは「地球温暖化」がゴールに設定されており、「節制によってコマが戻る」仕組みとなっています。

地球温暖化による「気象災害」を「未来」ではなく「現在」既に起こっていることとして生徒が認識し、将来の生活にSDGsの一つである「気候変動への適応」が欠かせないことを意識させることを目的としたこの授業では、生徒が本授業を通して気候変動やSDGsについての興味、意識、理解を深めたことが確認されています。

◆地球温暖化がゴールのすごろく



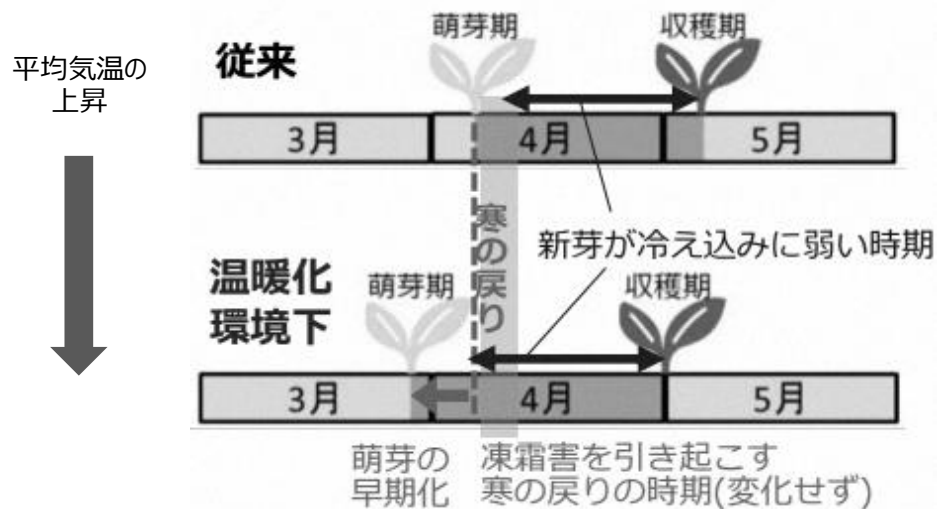
A-PLAT 国内外の適応策事例集（環境省）(https://adaptation-platform.nies.go.jp/db/measures/report_169.html)より作成

【コラム】気候変動がお茶に与える影響

気候変動の影響は、農作物にも及んでいます。宇治市の特産品であるお茶の新芽は、寒さに非常に弱く、萌芽（芽が出ること）後に冷え込みが起こると、枯れたり変色したりします（凍霜害）。3月の平均気温が平年より高いと萌芽が早まりますが、寒さに弱い時期に4月の寒の戻り（最低気温 0℃以下）が重なってしまい、凍霜害の発生リスクが高まります。

近年、3月は高温化、4月は低温化といった傾向の年が増加しており、実際に2021（令和3）年には京都府内で深刻な凍霜害が発生しています。今後も気候変動により凍霜害のリスクが高まる可能性があります。

◆気候変動による凍霜害リスク増加のイメージ図



京都気候変動適応センター通信 第2号(https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/adaptation/documents/kccac_document_no2.pdf)より作成

【コラム】災害時の廃棄物処理に関する特例

災害廃棄物は一般廃棄物に分類されるため、処理には一般廃棄物処理の許可が必要です。特例として、災害廃棄物については産業廃棄物の許可しか有していない処理施設でも、自治体からの委託で処理を行うことが可能です。（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第十五条二の五）

技術基準を満たした事業者、緊急時の委託を適切に行うためにも、平時から事業者と行政が協力することが重要です。

基本目標 2

廃棄物ゼロ(ゼロエミッション)を目指す循環型社会の推進 (資源循環)



❖ 現状と課題

宇治市の住民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、近年横ばいの傾向にあり、またリサイクル率は減少傾向にあります。

市では、2019（平成 31）年 3 月に「宇治市第 3 次ごみ処理基本計画」を策定し、目標年度である 2028（令和 10）年度に、住民 1 人当たりのごみ排出量（家庭系）を基準年度である 2017（平成 29）年度比で 8%削減（400g/人・日）、リサイクル率を 25%とする目標を掲げ、ごみの減量化やリサイクルの推進に係る取組を進めています。

2022（令和 4）年度における 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 434 g であり、基準年度比で 0.5%減少しています。また、2022（令和 4）年度におけるリサイクル率は 20.8%であり、1.5 ポイント減少しています（図 4-5）。

目標達成のためには市民一人ひとりが意欲的にごみの削減、リサイクルを行うことが必要であり、市民の意欲を支えられるような施策を行う必要があります。

❖ 基本的な考え方

現在の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。

私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来へと引き継ぐ義務があります。

私たち一人ひとりが「自分ごと」として捉え、地球環境への負荷を低減するために、モノを大切にす文化を育み、循環型社会*の形成に向けて取組を進めなければなりません。

宇治市では、ごみ処理基本計画において、「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」を基本理念として、「市民、事業者、行政の連携・協働による 3R の推進」「効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築」「ごみの適正処理の推進」の 3 つの方針に基づき、ごみ減量化に向けての取組を進めています。

限りある資源の有効利用を図り、ごみを減量化し、最終処分場の延命化を行うとともに、循環型社会の形成の実現を目指します。

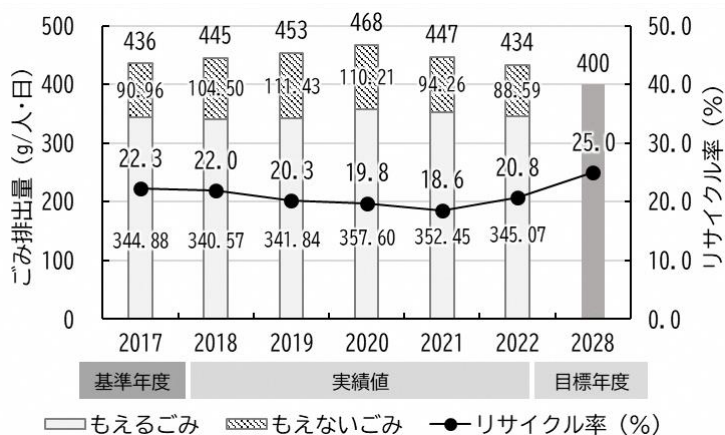


図 4-5 【1 人 1 日当たりのごみ排出量（家庭系）】

❖ 今後の方向性

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される健全な物質循環を阻害するほか、気候変動*問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性*の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。

こうしたこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、企業間の競争条件への影響も踏まえ、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動全体の在り方が強調されている「循環経済（サーキュラーエコノミー*）」の取組は、気候変動対策、生物多様性の保全と並んで、行動を強化すべき分野として位置づけられるなど、国際社会共通の課題となっています。

2021（令和 3）年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画*」において、地球温暖化対策の基本的考え方の 1 つとして 3R+Renewable をはじめとするサーキュラーエコノミーへの移行を大胆に実行する旨が明記されました。ライフサイクル全体での資源循環に基づく脱炭素化の取組を、官民が一体となって推進していくことが求められています。

【コラム】国際フェアトレード認証ラベル

「フェアトレード」は、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」で、SDGs が掲げる 17 の目標のほぼすべてに関係しています。

国際フェアトレード認証ラベルは、児童労働や低賃金等の労働環境だけでなく、森林破壊や危険な農薬の使用を禁止するなど、社会的、環境的、経済的基準を満たした製品につけられる認証ラベルです。

FAIRTRADE JAPAN(<https://www.fairtrade-jp.org/>)より作成



【コラム】 3R+Renewable

2019（令和元）年に政府は3R +Renewableを基本原則としたプラスチック資源循環を総合的に推進するための戦略、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。「Reduce(ごみを減らす)」「Reuse(繰り返し使う)」「Recycle(再利用する)」の3Rに加え、「Renewable(再生可能な資源への切り替え)」にも取り組むことでプラスチック資源の循環を促進するとしています。

環境省によると日本の廃プラスチックのリサイクル率は27.8%で、世界のプラスチックリサイクル率14%を上回っていますが、一方で使い捨てプラスチックの一人あたり廃棄量が世界で2番目に多くなっています。プラスチックはリサイクル率が低く、燃焼時のCO₂排出や海洋プラスチック等様々な問題の原因となっています。本戦略はプラスチックの使用削減や既存品の長期利用に加え、紙やバイオプラスチック等の再生可能資源に切り替えていくことで廃プラスチックによる課題の解決を図るものです。

2022（令和4）年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環の促進が進められています。



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ（環境省）(<https://plastic-circulation.env.go.jp/>)より作成

施策の方針1 ごみを削減する

一人ひとりが今まで当たり前に行っていた行動を少し見直すことでごみを削減することができます。必要以上のものを購入しない、食べ残しをしない、一度だけ利用して廃棄されるワンウェイプラスチックの削減などをはじめとして、家庭及び事業所からのごみの削減・分別を推進します。

基本施策

- プラスチックごみの削減
- 食品ロス*の削減
- 有料ごみ袋制の検討

市の取組

- マイバッグやマイボトルの持参促進等に関連した周知を行うことで、プラスチック使用量の削減を進めます。
- 小型家電やてんぷら油、紙パックなどの資源ごみの拠点回収に取り組みます。
- 食品を購入する際のもえどりや飲食時の食べ切りなどを呼びかけます。
- 食品販売店や飲食店における売り切りや仕入れ・生産量の見直し等の取組の普及啓発を行います。
- 食品ロス削減協力店登録制度等の事業者連携事業の検討を行います。
- フードドライブ*の実施を推進します。
- 商品を購入する際には、環境に配慮して製造された商品の選択・購入を促します。
- 事業者に対しては、環境に配慮した材料の調達や製造を行うよう働きかけます。
- 廃棄物に関連する講座や学習活動の提供に努めます。

市民の取組

- マイバッグやマイボトルの活用等によるプラスチック製品の購入や使用の削減に努めます。
- 食品を購入する際にはもえどりを行うように努めます。
- 食べ物を残さないことや食材を無駄にしない調理を行うなど、食品ロスの削減に努めます。
- 生ごみとして出す前に、水分をよく切るように努めます。
- 廃棄物に関連する講座や学習活動への参加に努めます。

事業者の取組

- マイボトルの活用や簡易包装の推進等により、プラスチック製品の購入や使用の削減に努めます。
- リサイクル製品等のグリーン購入の積極的な実施に努めます。
- 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品の製造・販売を検討します。
- リターナブル容器の利用や回収を促進し、使い捨て容器の使用抑制に努めます。
- 事業活動を通じて発生する食品ロスの削減に努めます。

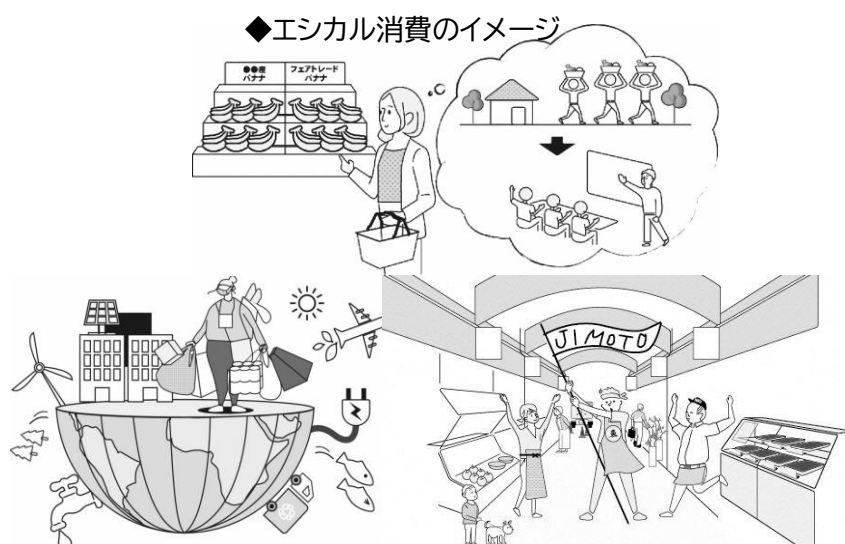
取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値・達成状況 2028(R10)年度
家庭系ごみ（可燃ごみ及び不燃ごみ）の 1 人 1 日あたり平均排出量	434 g/人・日	400 g/人・日 (2017 年度比 8 %削減)
事業系ごみの 1 日あたり平均排出量	28.4 t/日	達成済 ^注

注) 事業系ごみの 1 日あたりの平均排出量の目標値は、「宇治市第 3 次ごみ処理基本計画」において、基準年度 2017（平成 29）年度（35.2 t/日）に対し、目標年度 2028（令和 10）年度に 8%削減（33.7t/日）と設定していますが、現況値の 2022（令和 4）年度は 28.4 t/日とすでに目標に達しているため、目標値に捉われず、更なる削減を目指します。

【コラム】エシカル(倫理的)消費

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことをエシカル（倫理的）消費と言います。私たち一人一人が、社会的な課題に気づき、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることに、これが、エシカル消費の第一歩です。地域の活性化や雇用など、社会的な課題の解決や、課題解決に取り組む事業者を応援した消費のことを指します。エシカル消費は、SDGs の 17 のゴールのうち、ゴール 12「つくる責任つかう責任」に強く関連している取組です。



エシカル消費特設サイト(消費者庁) (<https://www.ethical.caa.go.jp/ethical-consumption.html>) より作成

【コラム】食品ロス削減への取組～フードドライブ～

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

フードドライブの実施は、食料の支援を必要とする人への支援を通じた貧困問題の解消、分け合う心（福祉）の醸成を図る、地域の関係性作り、共助・公助の土台作り、といった本来的な目的・効果をもたらすだけでなく、地方自治体自らがフードドライブを実施することで、地域住民の食品ロスへの関心を高められるほか、地域住民個人々々による家庭系食品ロス削減に向けた取組につながります。



フードドライブ実施の手引き（環境省） (<https://www.env.go.jp/content/900518625.pdf>)より作成

施策の方針2 3R+Renewable を推進する

ごみの減量化を進めるため、市民、事業者、市が連携して、3R+Renewable（Reduce＜リデュース：発生抑制＞、Reuse＜リユース：再使用＞、Recycle＜リサイクル：再生利用＞、Renewable＜再生可能＞）を推進し、環境への負荷が少ない循環型社会*を構築します。

基本施策

- ごみの発生抑制
- リサイクルの推進
- 3R+Renewable の普及啓発の充実

市の取組

- 使わなくなったかばんやくつ、衣類等の海外でのリユースに取り組みます。
- 着られなくなった中学校の制服等のリユースに取り組みます。
- 羽毛ふとんのリサイクルに取り組みます。
- 簡易包装の商品を求めるなど、簡易包装の定着を呼びかけます。
- 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選び、必要以上のものを貰わない「もったいない」の実践を呼びかけます。
- ごみのリサイクルについて情報提供し、分別収集への協力を呼びかけます。
- 不用品等の再使用を推進します。
- 3R+Renewable への関心や適切な処理方法を普及するため、情報提供及び支援に努めます。

市民の取組

- 再生品、再生利用可能な商品、詰め替え商品、繰り返し使用できる商品の選択に努めます。
- 不用品交換情報やリサイクルショップ、フリーマーケット等を活用して再利用に努めます。
- 修理や修繕により、製品を長期間使うように努めます。
- ごみの分別に努めるとともに、拠点回収や地域における資源物回収等への参加・協力を通じてリサイクルに努めます。

事業者の取組

- 組織内での資源削減に努めます。
- 修理や修繕により、製品を長期間使うように努めます。
- 再生資源の素材・材料やリサイクル製品等を優先的に使用するように努めます。
- 修理修繕体制や自主回収システムの整備を検討します。

取組指標

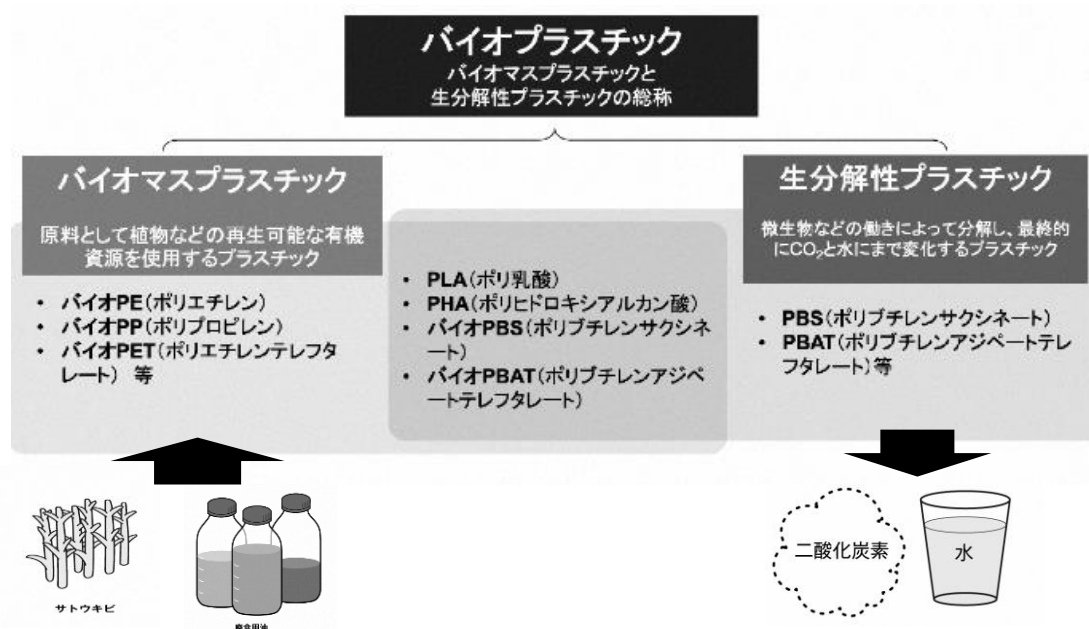
指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2028(R10)年度
リサイクル率（集団回収を含む）	20.8%	25%

【コラム】 バイオプラスチック

「バイオプラスチック」とは、植物などの再生可能な有機資源から作られる「バイオマスプラスチック」と微生物などの働きで最終的に水とCO₂まで分解する「生分解性プラスチック」の総称です。紙やセルロース等のプラスチック代替素材とともに、石油由来プラスチックに変わる素材として、導入が進められています。

バイオマスプラスチックは、従来のプラスチックの原料である石油等の化石資源に比べて、比較的短いサイクル（1～10年）で再生産することができる植物等の再生可能な資源を使用しています。生分解性プラスチックは、微生物によって分解されるため、マイクロプラスチックや海洋プラスチックとして蓄積されにくくなっています。また、バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの両方の性質を兼ね備えたバイオプラスチックも存在します。

原料、製法、化学構造や機能は様々であり、それぞれの特徴を正しく理解して目的や解決したい環境問題に応じて適切な用途で使うことが重要となります。



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ（環境省）（<https://plastic-circulation.env.go.jp/shien/bio/bio>）より作成

施策の方針3 廃棄物を適正に処理する

資源の循環利用を進めていくためには、ごみの分別収集の徹底が必要です。ごみの分別の徹底、資源物回収やごみ処理体制の整備、収集ごみや回収された資源物の適正処理を推進します。また、ごみ出し困難な高齢者や障がい者世帯等を対象とした戸別収集を行うふれあい収集などを推進します。

基本施策

- ごみの分別の促進
- 事業系ごみの適正排出の推進

市の取組

- ごみの分別方法や排出方法を、すべての市民に分かりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進し、リサイクル率を向上させます。
- 雑紙の分別について普及啓発を図ります。
- ごみの不適正排出や不法投棄に対して、指導の徹底を図るとともに、自治会等と協力して啓発に努めます。
- ごみの分別方法や収集日程等について、新たな情報提供の手法を検討します。
- ごみの出し方について、多言語への対応に取り組みます。
- ごみ出し困難な高齢者や障がい者世帯等への対応の充実に努めます。

市民の取組

- 再資源化された商品の購入や、必要なものを必要な量だけ購入するように努めます。
- ルールに従ったごみの分別に努めます。

事業者の取組

- ごみの発生を抑制し、再生利用を促進することによりごみを減量するとともに、排出したごみは適正に処理します。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2033(R15)年度
ごみを減量し、適切に分別する取組状況 (環境に関する市民アンケート)	91%	95%

基本目標 3

安全で安心な暮らしを守る生活環境の保全（生活環境）



❖ 現状と課題

宇治市では、市民生活の安全で安心な暮らしを守るため、大気や水質、騒音等の環境モニタリングを実施するとともに、発生源への指導・監督等により環境リスクの管理に取り組んでいます。

大気は気象状況に影響される光化学オキシダントを除くすべての環境基準を達成しており、水質、騒音等に関してもほぼ全ての項目で環境基準を達成しています。

また、環境美化を推進し、住みよい生活環境を維持するためには市民一人ひとりのさらなる意識の向上が不可欠です。宇治市では、環境美化ボランティアと協働して、美化啓発活動を進めるとともに、所有者への指導等により空き地、空き家の適正管理に努めています。

❖ 基本的な考え方

市民が健康で安全・安心に生活するためには、きれいな空気、きれいな水や土、静けさの感じられる環境などが大切です。そのため、大気や水質、騒音などの環境モニタリングの実施により現状を把握し、日常生活における環境への負荷を低減する取組が必要です。

宇治市では、「宇治市環境保全基本条例」を制定し、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の実現をめざし、市民、事業者、市がその力を結集して環境問題に対処し、「明るく健康なまち」を未来に継承することとしています。

また、「宇治市環境美化推進条例」及び「宇治市空き地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、環境美化の促進、宇治市の美観形成に資すること、市民の生活環境の保全等に寄与することとしています。

❖ 今後の方向性

市民が健康で安全かつ快適な生活を確保できるよう、大気や水質、騒音等の環境モニタリングを継続的に実施するとともに、発生源となる工場・事業所に対する指導等を継続します。

また、散在性ゴミを発生させないための市民意識を醸成するとともに、市民などと連携して美化活動を実施します。加えて、空き地・空き家など土地所有者に対して適正な管理を求めています。

施策の方針1 安らぎのある健全な生活環境を守る

市民が健康で安全・安心に生活するためには、大気・水・音・土壌等が良好な状態に保持されなければなりません。それらの保持のためには、環境汚染の未然防止と大気・水・音・土壌等の生活を取り巻く環境の監視を継続することで公害等を防止し、穏やかで健康的な生活環境を目指します。

基本施策

○大気や水質、騒音等の環境監視

市の取組
●大気や水質、騒音等の環境モニタリングを実施します。 ●工場、事業場の指導、監視等を行います。 ●公害苦情に適切に対応します。 ●公共下水道への接続を進めます。
市民の取組
●公共下水道への接続など生活排水の水質改善に努めます。 ●日常生活に伴う生活騒音を生じないように配慮し、近隣の静穏の保持に努めます。 ●ごみの野焼きは行いません。
事業者の取組
●大気や水質、騒音等について適切に届出を行い、規制基準を遵守します。 ●施設、設備を適切に維持管理するように努めます。 ●騒音や悪臭など近隣に配慮した事業活動を行うように努めます。 ●ごみの野焼きは行いません。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2033(R15)年度
大気、水質、騒音・振動、土壌の環境基準達成状況	77.8% (2021(R3)年度)	100%
さわやかな空気に包まれた暮らしの保全に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	78%	87%
静けさのある暮らしの保全に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	71%	83%
美しく安全な川の保全に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	69%	82%

施策の方針2 美しいまちをつくる

宇治市が魅力あふれる美しいまちであり続けるため、市民、事業者が取り組む活動に支援を行うなど、まちの美化に努めるとともに、所有者等への指導などによる空き地・空き家の適正管理に努めます。

基本施策

- 環境美化活動の推進
- 空き地・空き家の適正管理

市の取組

- ボランティア団体などと協働して、環境美化啓発活動に努めます。
- 市民・事業者・市が主体的に取り組む環境美化活動を推進します。
- パトロールや啓発活動などにより、不法投棄の抑制に努めます。
- 空き地・空き家などを適正に管理するよう、指導します。
- 犬・猫などペットの適正飼育・飼育マナーの周知啓発に努めます。

市民の取組

- 環境美化啓発活動などへの積極的な参加に努めます。
- ごみのポイ捨て禁止の徹底に努めます。
- 自宅周辺を清潔に保つよう、努めます。
- 草刈りなど所有する土地の適正な維持管理に努めます。
- 犬・猫などペットの適正飼養に努めます。
- 所有地を適正に管理し、不法投棄の未然防止に努めます。

事業者の取組

- 環境美化活動などへの積極的な参加に努めます。
- 事業所周辺を清潔に保つよう、努めます。
- 所有地を適正に管理し、不法投棄の未然防止に努めます。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2033(R15)年度
地域の美化活動に参加する取組状況 (環境に関する市民アンケート)	15%	40%

【コラム】環境美化啓発活動

宇治市は、歴史文化都市としての美化の推進と市民意識の高揚を目的として、宇治市環境美化推進条例制定後の平成 12 年 5 月に宇治市環境美化推進ボランティアの組織を結成しました。結成後はポイ捨て抑制や環境美化への啓発のため、ボランティアと一緒にグリーンジャケットを着用し、環境美化推進重点地域の清掃活動を実施しています。

令和 5 年度は 10 月 31 日（火）9:30～12:00 に JR 宇治駅から宇治橋、京阪宇治駅周辺で活動を行い、ボランティア 14 名が参加し、約 6kg のゴミを回収しました。



基本目標 4

自然、文化、人が共生する豊かな都市環境の保全（環境共生）



❖ 現状と課題

宇治市は、東部に豊かな自然環境が残された山麓丘陵地が広がり、西部は巨椋池干拓田に連なる平坦地となっており、琵琶湖から唯一流れ出る河川である宇治川が市中央部を南北に縦断しています。宇治川や巨椋池干拓地などの自然環境は、私たちに安らぎや憩いといった心の豊かさを与えてくれており、巨椋池干拓地や宇治川は、府内有数の野鳥の飛来地として多様な生態系を育んでいます。

また、宇治川を中心とした景観は国の重要文化的景観に選定されるなど、都市化が進んだ市街地に隣接して歴史的景観が残されており、これらの景観を保全、創造していくことが必要不可欠となっています。

さらに、農地や森林の保全などを目指し、地域特性を活かした農業振興、森林環境の整備など、農地や森林が持つ多面的な機能を持続的に発揮させる必要があります。

❖ 基本的な考え方

宇治にある多様な自然の保全と、これまで培われてきた宇治の歴史と文化を引き継ぎ、未来に継承していきます。

宇治市では、「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」を定め、宇治のまちづくりにおいては、恵まれた環境を生かし、それとの調和を図るものであることが求められるとしており、市民、事業者、市が協働して、良好な居住環境の整備と景観の形成を図るものとしています。

❖ 今後の方向性

多様な自然について地域の特性に合わせた保全を行うとともに、生育・生息環境間をつなぐ生態系ネットワークの形成・保全を目指し、自然環境の保全や生物多様性*に対する理解の促進を図ります。

また、恵まれた歴史・文化や文化財などの重要性への理解を深め、地域の特性に応じた良好な景観の保全・形成を進めます。

加えて、国内外の人々が宇治茶に魅了され、伝統的な茶製法を継承し、高品質茶の生産と環境にやさしい茶づくりが実現しているまちを目指します。

施策の方針1 豊かな自然環境を守る

田園、山地、河川といった多様な自然について地域の特性に合わせた保全を行うとともに、生育・生息環境間をつなぐ生態系ネットワークの形成・保全を目指します。

また、市内の身近な自然に関する情報を環境学習や環境保全活動などに活用するとともに、自然環境の保全や生物多様性*に対する理解の促進を図ります。

基本施策

- 生物多様性の保全
- 自然環境の保全
- 豊かな自然の保全・利活用

市の取組

- 生物多様性の重要性の普及啓発などに努めます。
- 生態系について学べる体験学習の提供に努めます。
- 国・府と連携し、生物多様性に関する情報の共有に努めます。
- 外来生物について正しい理解を深めてもらい、特定外来生物の侵入や拡散防止に努めます。
- 宇治茶の伝統を守り伝えるため、茶園面積の減少抑制と優良茶園の保全に努めます。

市民の取組

- 身近な動植物に関心を持ち、体験学習などを通じ、生態系について学ぶように努めます。
- 自然環境保全活動に参加するよう努めます。
- 外来生物による影響などについて正しい理解に努めます。

事業者の取組

- 開発を実施する際は、周辺環境を考慮し生態系の保全の配慮に努めます。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2033(R15)年度
豊かな自然、生物多様性の保全に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	72%	85%
豊かな自然とふれあう場をつくるに対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	65%	83%

【コラム】 特定外来生物

「特定外来生物」とは海外を起源とする外来生物で、日本の生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官等も含まれます。

このような特定外来生物による影響を防ぎ、生物多様性を守るためのルールが「外来生物法」にまとめられています。

私たちの身近なところでは、アライグマやカミツキガメ、ヌートリア、ウシガエルなど、植物ではオオキンケイギクやボタンウキクサ（ウォーターレタス）、オオフサモ等も「特定外来生物」です。

ここ数年では、外国船のコンテナからヒアリが見つかったり、セアカゴケグモが各地で繁殖していたり、クビアカツヤカミキリによるサクラへの被害が問題になっています。また、2023 年（令和 5 年）6 月から子どもにも人気のあるミドリガメ（アカミガメ）やアメリカザリガニが条件付きで特定外来生物に追加されました。

<オオキンケイギク>

道端や線路際、高速道路ののり面等に生える多年草で、初夏から夏に黄色のコスモスのような花を咲かせます。1880 年に緑化植物として導入され、急速に全国に広まりました。非常に強健な性質で育て易く、花もかわいらしいためにご家庭でも好まれましたが、家庭以外に逸脱し、繁殖力が強いいため、いたるところで増え始め、やがて在来植物の生育地を占領するなど、生態系への影響が懸念されるようになり、2006 年に特定外来生物に指定されました。



出典（環境省 外来種写真集）（<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asi mg.html>）

施策の方針2 自然と文化が調和した都市環境をつくる

恵まれた歴史・文化や文化財などの重要性への理解を深め、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観や歴史的な資産を守り育てるまちづくりを推進するなど、地域の特性に応じた良好な景観の保全・形成を進めます。

環境に関する市民アンケートでは、「宇治の歴史・文化の保護と継承」に関する満足度について 79%が「満足」または「やや満足」と回答しており（P18 図 2-15）、今後も引き続き、宇治の歴史・文化遺産の保護・継承と地域の景観保全に努めます。

基本施策

- 歴史・文化や景観を守り育てるまちづくりの推進
- 屋外広告物の規制
- みどりの保全と緑化の推進

市の取組

- 重要文化的景観に選定された宇治の文化的景観を守り、保存・活用に努めます。
- 「宇治市歴史的風致維持向上計画」に沿って、歴史・文化・伝統と調和したまちづくりを推進します。
- 「宇治市景観計画」に基づき、市民・事業者・市の協働による良好な都市景観を保全・形成するため、周辺景観と調和した建築物等への規制・誘導を行うとともに、景観重要建造物の指定の推進や良好な景観形成活動への支援を行います。
- 誰もが暮らしやすい都市づくりのため、「みどり」の保全に努め、公共施設や民有地の緑化を推進します。
- 植物公園の魅力増進と公園を活用した緑化の普及・啓発に努めます。
- 緑化ボランティア等市民の主体的な緑化活動への支援に取り組みます。
- 地域の実情に応じた公園・緑地の整備を行い、計画的かつ効果的な管理に取り組みます。
- 「宇治市名木百選」の保全のための支援を行います。
- 無秩序な開発事業を防止し、良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るため、事業者に対し、適正な指導を行います。
- 市民がまちづくりへの参画ができる機会の提供に努めます。

市民の取組

- 宇治の歴史・文化について関心を持ち、理解するよう努めます。
- 自宅の緑化に努めます。
- まちづくりへの参画に努めます。

事業者の取組

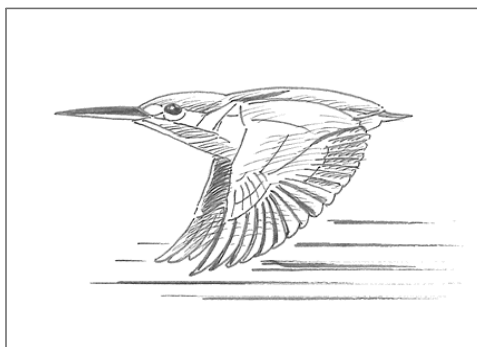
- 広告の設置等をする際には、地域の景観を損なわないように努めます。
- 事業所の緑化に努めます。

- 農地及び森林を適切に管理・利用するように努めます。
- 自らがまちづくりの担い手であることを認識し、良好な居住環境の整備及び景観の形成に努めます。
- 行政機関が実施するまちづくりに関する施策に積極的に協力するように努めます。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2033(R15)年度
宇治の歴史・文化の保護と継承に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	79%	87%
身近なみどりがうるおう快適なまちの整備 に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	52%	75%

【コラム】宇治市の野鳥



「炭鉱のカナリア」という言葉があります。炭鉱夫が坑道に入る時に鳥かごに入れたカナリアを連れて坑道に入ったことから、酸欠や有毒ガス等の危険を察知することです。とりわけ鳥類は、環境変化に敏感であることを物語っています。

宇治市は、カワセミを市の鳥として定めています。カワセミは背中が明るいブルーに輝き「空飛ぶ宝石」とも言われています。カワセミの語源には、川沿いにいる背（セ）の美しい（美・ミ）鳥というものもあります。太閤堤跡の宇治川沿い、水管橋あたり、黄檗自衛隊の川辺・池、木幡池などで見られました。近年は、護岸の整備などにより、営巣が難しくなってきた、カワセミを見かけることは少なくなっています。

カナリアと同様に、環境の変化を教えてくれるのでしょうか。

施策の方針3 森林資源の有効活用を図る

森林は、木材の生産機能だけでなく、水源かん養機能や災害の防止、地球温暖化*の防止等の様々な恩恵を市に暮らす人々をはじめ多くの人々にもたらしています。森林がもたらす恩恵を継続して享受するためには、間伐や伐採後の植林等を実施し、適切な森林整備を継続的に行う必要があります。宇治市の半分以上の面積を占める森林を有効に活用していくため、適正な保全、整備に努め、将来にわたって公益的機能を維持していくことが必要です。

基本施策

- 森林の保全・整備と活用
- 府内産木材の利用促進

市の取組

- 森林が有する多面的機能を持続的に発揮していくため、森林の適正な整備・保全を図ります。
- 天ヶ瀬森林公園の遊歩道等の維持管理を適切に行い、市民が森林にふれることができる場の提供に努めます。
- 森林ボランティアなどの取組の育成・支援します。
- 林道の適切な維持管理に努めます。
- 公共施設における府内産木材の率先利用を促進します。
- 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）を踏まえた建築物等への一層の木材利用を促進します。

市民の取組

- 天ヶ瀬森林公園など、森林に親しみ、ふれあうように努めます。
- 都市（まち）の木造化推進法を踏まえた木材の利用の促進に努めます。

事業者の取組

- 森林を適切に管理・利用するように努めます。
- 都市（まち）の木造化推進法を踏まえた木材の利用の促進に努めます。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2033(R15)年度
身近なみどりがうるおう快適なまちの整備 に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	52%	75%

【コラム】 木材の地産地消で炭素固定～木材利用による脱炭素～

森林を構成する個々の樹木等は、光合成によって大気中の二酸化炭素の吸収・固定を行っています。森林から生産される木材をエネルギーとして燃やすと二酸化炭素を発生しますが、この二酸化炭素は、樹木の伐採後に森林が更新されれば、その成長の過程で再び樹木に吸収されることになります。木材のエネルギー利用は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないというカーボンニュートラルな特性を有しています。このため、化石燃料の代わりに木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制が可能となり、地球温暖化防止に貢献します。また、国土の保全や水源のかん養などの様々な機能を持っています。森林がこれらの機能を十分に発揮するには、間伐や伐期を迎えた樹木を伐採するなどの適切な森林の整備が不可欠です。これらの森林整備などにより、年間約 2,000 万 m³（推計値）発生している未利用間伐材等が燃料等として価値を持つことが出来れば、林業経営にも寄与し、森林整備の推進にも繋がることが期待されます。

2021（令和 3）年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正が行われ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（都市（まち）の木造化推進法）が施行され、公共建築物だけでなく、建築物一般で木材利用促進が行われています。

◆木材利用サイクルのイメージ



令和元年度森林・林業白書（林野庁）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r1hakusyo_h/all/tokusyu1_2.html）

なぜ木質バイオマスを使うのか（林野庁）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/con_2.html）より作成

【コラム】最新の木材利用建築物

都市（まち）の木造化推進法のもと、日々住宅への木材利用技術は進化しています。耐火性や耐震性、機能性を兼ね備えた木造建築物に注目が集まっています。

◆鉄筋と木材を組み合わせた建築物(茨城県水戸市)



◆地域木材率 97%の公共建築物(岡山県英田群西粟倉村)

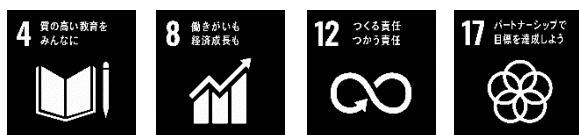


◆一時間準耐火構造による木造 3 階建て学校(神奈川県足柄上郡松田町)



令和 4 年 10 月発行 中大規模木造公共建築物事例集（林野庁）(<https://mokusouzouportal.jp/cgi-data/doc/doc/10002178-3-1667548672.pdf>)より作成

2 施策推進に際しての横断的視点



❖ 現状と課題

高度化・複雑化した環境課題を解決し、未来に向けて持続可能な社会を築くには、基本目標に関わらず、横断的に取り組みを進めなければなりません。

市民アンケートでは、子どもたちの環境意識の育成や環境について学ぶ機会に関する設問に、重要とした回答が 48%であるのに対し、満足とした回答は 7%にとどまっており（P18 図 2-15,16）、今後、学校や地域活動を通じて、環境について学ぶ機会の充実を図り、環境保全に関する意識を高める必要があります。

また、宇治市では、市民・事業者・市との連携により、環境イベント、講座、環境美化活動などを実施してきましたが、新型コロナウイルスの影響による中止が続き、コロナ前の状況に回復しているとは言えない状況です。その他、環境に関する理解や意識の向上、ともに行動する人材の確保、様々な主体が協働する機会、協働するための体制づくり、適切な情報提供などが課題となっています。

❖ 基本的な考え方

本計画において、「気候変動*」「資源循環」「生活環境」「環境共生」の4つを基本目標に定めていますが、いずれの分野においても、市民や企業、関係団体、NPO、大学等と市が主体的に連携・協働することが重要となります。SDGs*の、「誰一人取り残さない」との理念を踏まえ、あらゆる主体が参加するパートナーシップを目指します。また、持続可能なまちを築くためには、次世代を担う子どもたちへの環境教育をさらに充実するとともに、AI*やIoT*などのスキルアップと活用を促進する必要があります。

❖ 今後の方向性

SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットは相互に関連しており、複数の課題の統合的な解決を図り、一つの行動が様々な副次的効果をもたらすマルチベネフィット*を目指しています。本計画の推進にあたっては、AI や IoT*などの新たな技術を活用するとともに、グリーンリカバリー*や ESG 投資などの拡大を図ることにより、環境・社会・経済の統合的な向上だけでなく、地域の活性化、産業振興、などを目指します。

このため、あらゆる世代への環境教育の推進、問題解決を担う将来世代の人材育成と新たな担い手の確保、様々な主体同士のパートナーシップの推進を図ります。

また、横断的な視点のもと、最新の知見に基づく情報を的確に収集するとともに、新たな技術や考え方を広く情報発信し活用していきます。

施策の方針1 多様な主体との連携、環境教育の充実を図る

SDGs*では、「誰一人取り残さない」という理念のもと、あらゆる主体が参画するパートナーシップの推進が掲げられています。本計画においても、主体的に行動できる人材の育成を図るとともに、市民、事業者、団体、市など様々な主体によるパートナーシップの活性化を図ります。また、環境問題について考え、自ら行動する人材の育成を図るため、幼稚園などの就学前施設や学校、地域において環境教育に取り組むなど、あらゆる年代の市民や事業者等が学ぶ機会を提供します。

基本施策

- あらゆる主体と連携した活動
- 次世代を担う子ども達への環境教育の充実
- すべての世代への環境学習の推進

市の取組

- 市民・事業者・環境団体との協働による啓発や活動を行います。
- 市民・事業者・環境団体の活動内容を情報発信し見える化を図ります。
- 市民・事業者・環境団体の先進的な取組事例について情報発信します。
- 国・府・近隣市町村と情報を共有し施策に活かします。
- 小中学校の「宇治学」などの時間を活用し、環境学習を推進します。
- 就学前施設や小学校等において子ども環境学習会を実施します。
- 自治会やPTAなどの主催事業等において出前講座を実施します。
- 環境に関連した施設の見学会や体験会を実施します。
- 事業者向け研修を実施します。
- 職員研修を実施します。

市民の取組

- 事業者・環境団体・市との協働による啓発や活動を行います。
- 市民同士による環境活動の輪を広げます。
- 地域で主体的な環境学習会やイベントを実施します。
- 環境に関する協働活動に参加します。
- 地域での環境学習や環境教育に参加し協力します。
- 家庭で環境問題について話し合います。
- 環境イベントや講座などに積極的に参加します。
- 自然観察会や体験会に参加し自然と触れ合う機会をつくれます。
- 地域の環境美化活動に参加します。

事業者の取組

- 市民・環境団体・市との協働による啓発や活動を行います。
- 事業者同士の連携による環境活動の輪を広げます。
- 事業活動を通じた環境活動を実施します。
- 事業内容に応じた環境講座や見学会を実施します。
- 従業員に対する環境教育を行います。
- 事業所内に環境に関する担当者を設け、事業内容に応じた知識を深めます。
- 市民を対象とした出前講座や見学・体験の受け入れを行います。
- 環境イベントへの出展や講師の派遣などに協力します。
- 地域の環境美化活動等に参加し協力します。

取組指標

指標項目	現況値 2022(R4)年度	目標値 2033(R15)年度
子どもたちの環境意識の育成に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	51%	70%
環境パートナーシップへの参加と支援に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	50%	70%

施策の方針2 時代の潮流を捉えた施策を推進する

国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs*）は、世界共通の目標であり、本計画においてもSDGsのゴールを目指して取組を推進する必要があります。

人口減少・少子高齢化社会を迎える中、急速内容な社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、新たな科学的知見やDX*、AI、IoTなどの新たな技術を柔軟に取り入れていく必要があります。新たな技術を活用することにより、エネルギー利用や物流の効率化、最適な交通手段の選択、コストの低減などが期待されています。家庭では家中の家電がインターネットでつながることが標準になると言われており、IoTによる電力のピークカットなどが可能となります。

宇治市においても、新たな技術等を活用した課題解決を図り、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。

基本施策

- SDGsの視点からの施策の推進
- デジタル技術を活用した施策の推進
- 新たな技術を活用した取組についての情報提供

市の取組

- あらゆる事業の推進にあたってはSDGsの観点から取り組みます。
- 環境と経済・社会課題の同時促進を目指した取組を推進します。
- デジタル化を推進し、新しい生活様式に対応します。
- AI・IoT等の新たな技術を活用し、課題解決に取り組みます。
- HPや広報誌等を通じて新たな技術の活用事例を周知します。

市民の取組

- SDGsを理解し、日々の生活で取り組みます。
- デジタル化に取り組み、新しい生活様式に対応します。
- 新たな技術に関する情報を取り入れ、活用します。

事業者の取組

- 企業経営にSDGsの考え方を取り入れます。
- 環境・社会・経済に貢献する事業活動を推進します。
- デジタル化を推進し、新しい生活様式に対応します。
- AI・IoT等の新たな技術を活用し、課題解決に取り組みます。

第5章 計画の推進

1 推進体制

計画を効果的に推進していくためには、市民・事業者・市などの各主体が自らの役割を理解し、互いに協働して取り組む必要があります。広範囲な対応が求められる環境問題については、国・府、他の自治体と連携し、解決を図ります（図 5-1）。

① パートナーシップ体制

SDGs*の17のゴールのひとつに、パートナーシップが定められています。宇治市においても、市民、事業者、団体等と行政とのパートナーシップ体制を構築し、ともに計画を推進していきます。

○宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（eco ット宇治）

市民・事業者・関連団体・市が協働し、本計画に基づく具体的な取組の企画、提案、情報発信や啓発活動などを行い、地球温暖化対策の取組を推進します。

また、計画の点検・見直しを行い、活動へのフィードバックを図り、必要に応じて市に提言をします。

② 宇治市環境保全審議会

学識経験者、市民代表、市議会議員、関係団体等により構成され、環境の現状や環境施策の進捗状況などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。また、必要に応じて市に提言を行います。

③ 庁内体制

庁内では、環境部局のみならず全ての部署が計画推進に取り組む必要があります。また、庁内の関連計画と整合を図り、部局間で課題を共有することが重要です。そのため、市長を本部長とする環境管理推進本部のもと、環境管理部会、環境保全連絡調整会議及び脱炭素推進プロジェクトチームを組織し、計画に基づく施策や取組を横断的に推進していきます。

また、計画を効果的に推進し、柔軟に対応していくためには、国や府の動向や最新の知見に基づく情報を庁内で共有する必要があります。そのため、外部講師による幹部職員研修及び一般職員研修を毎年実施します。

環境管理推進本部

市長、副市長、教育長、部長級職員及び環境管理事務局長で構成され、計画に係る推進状況やマネジメントレビュー等に関する事について審議し、決定します。

環境管理部会

各課等の所属長で構成され、主に各所属の取組の質的量的向上に繋がる事項について情報共有し、

計画の横断的な推進を図ります。

環境保全連絡調整会議

関係各課等で構成され、計画推進にあたり庁内の関係部局の調整を行うとともに、進捗状況の把握・進行管理を行います。また、宇治市環境保全審議会の提言を受け、取組内容の見直し等を行います。

脱炭素推進プロジェクトチーム

関係各課等で構成され、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向け、庁内の各部局での取り組みの連絡調整や進行管理を行うとともに、目標達成に向けた取組を総合的かつ計画的に実施します。

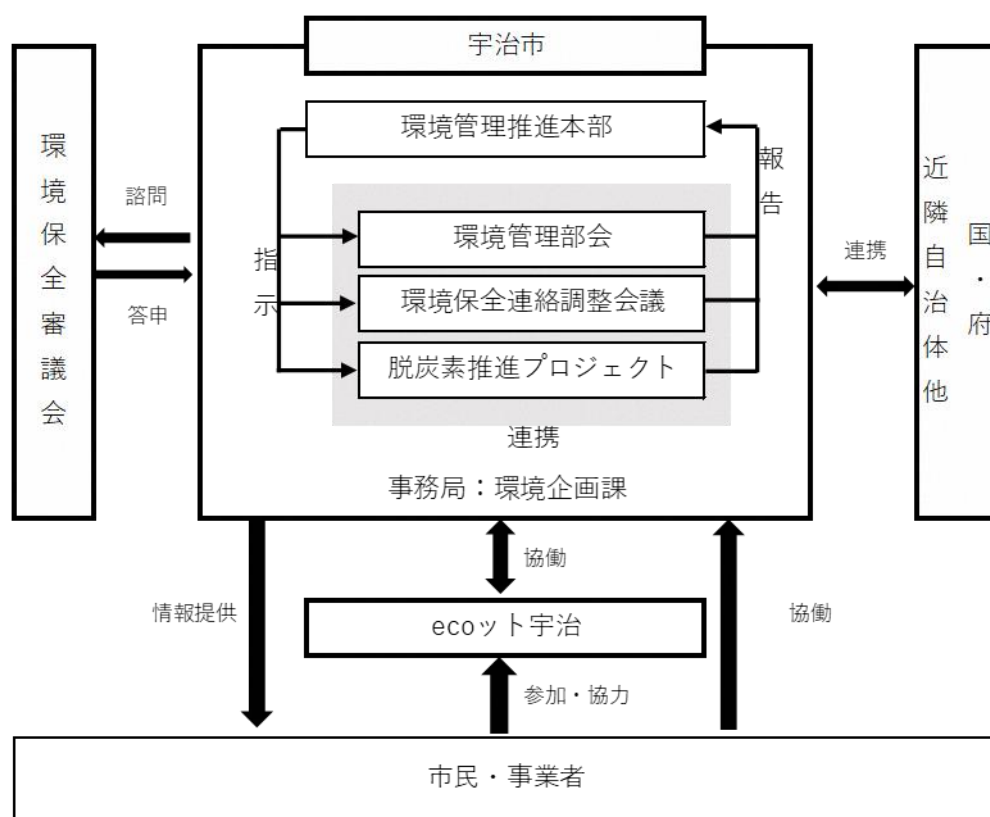


図 5-1 【推進体制】

2 進捗管理

本計画に掲げた施策や取組は、市独自の環境マネジメントシステム*である宇治市環境アクション（UA）を運用し、PDCA サイクルにより進捗管理及び評価を行い公表します（図 5-2）。

また、計画を着実に推進するため、外部委員で組織された宇治市環境保全審議会において、進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じて市に提言します。

さらに、ecoット宇治においても、計画の点検・見直しを行うとともに活動へのフィードバックを図り、必要に応じて市に提言をします。

① 毎年度の進捗管理(短期的な PDCA サイクル)

環境管理事務局は、市内の環境に関するデータや情報を収集するとともに、毎年度終了後、各所属の取組結果についてとりまとめを行い、環境管理部会、環境保全連絡調整会議、脱炭素プロジェクトチームに報告します。報告された取組結果に基づき、それぞれが取組の進捗状況を点検・評価し、適切な見直しを行っていきます。また、その際、新たな科学的知見、技術革新、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて速やかに施策の改善を図り柔軟に対応していきます。環境管理推進本部はこれらの点検評価及び改善等について審議し、見直し内容の検証を行った上マネジメントレビューを決定します。

また、宇治市環境保全審議会は専門的な立場から審議し、必要に応じて市に提言を行います。

これらの点検・評価結果については、市ホームページや広報誌などを通じて公表します。

② 計画期間全体の進捗管理(長期的な PDCA サイクル)

毎年度の PDCA とは別に、計画期間全体にわたる施策や取組についての評価・見直しを PDCA サイクルにより行います。このため、各基本目標に指標を設け、進捗状況の見える化を図ります。継続的な改善を図るため、WEB を活用したアンケート調査を概ね 2 年毎に実施します。また、短期的な PDCA サイクルにおける結果を踏まえ、計画全体についての見直し及び改定を行います。

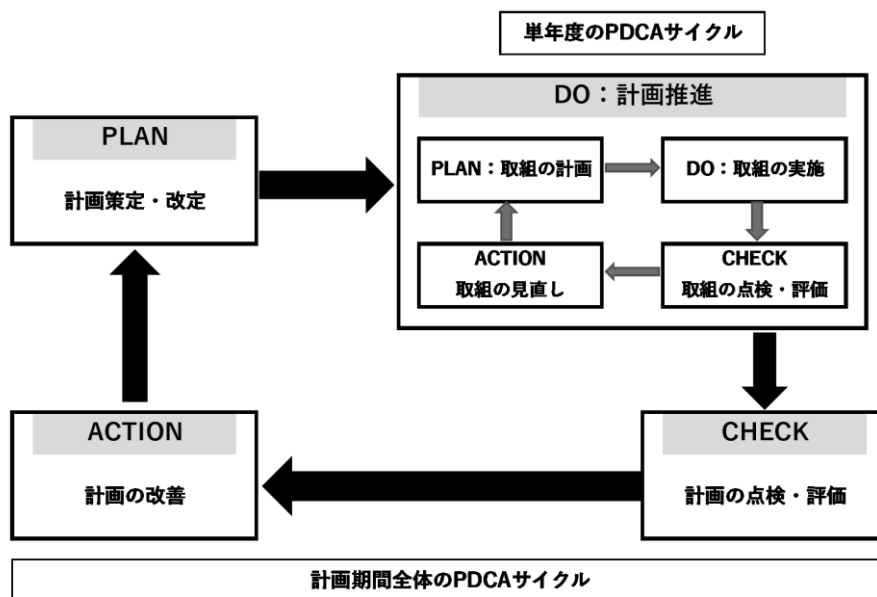


図 5-2 【進捗管理】

資 料 編

資 料 編

1 現在の取組状況(前計画の達成状況)	資 1
2 温室効果ガス排出量の算定と予測の考え方	資 7
3 アンケート調査結果	資 28
4 宇治市環境保全基本条例	資 44
5 市民と築くゼロカーボンのまち宣言	資 47
6 計画の推進体制と経緯	資 48
7 用語集	資 51

1 現在の取組状況(前計画の達成状況)

(1)宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画の取組状況

表 資 1-1 【宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画の取組状況】

具体的な取組		所属名
テーマ1 省エネルギーの推進		
対策1 暮らしの中でエコを楽しむ		
施策① 家庭で身近にできる省エネ行動の実践・継続		
「宇治環境フェスタ」や「環境展」などのイベントを開催し、地球温暖化対策等について啓発を行っている。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
家庭などのできる省エネや環境にやさしい行動等を掲載した広報誌を年4回発行し、配布している。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
本庁舎や商業施設等で「家庭の省エネ相談所」を実施している。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
自分たちがチャレンジできるエコ・アクションの提案を小中学生の部と一般の部に分けて募集している。	環境企画課	
市内転入者に対し、省エネ行動等を掲載したリーフレットを配布した。	環境企画課	
省エネ家電への買換えや対象イベントへの参加などに対してエコ・アクション・ポイントを付与している。	環境企画課	
自ら行った省エネ行動を日記にした市民に対し、エコ・アクション・ポイントを付与するエコ日記の取組を行った。	環境企画課	
エアコン利用の抑制を図るため、緑のカーテン講習会やゴーヤの種や苗の配布を行い、緑のカーテンの普及啓発を行っている。	環境企画課	
家庭内での省エネ・節電につなげるため、市内公共施設や商業施設などでクールスポット事業を行った。	環境企画課	
市民・事業者・市が一斉に地球温暖化防止に取り組む日を設定する「ライトダウン」の取組を実施してきたが、現在は自主的な取組としている。	環境企画課	
地球温暖化対策月間等において、関連する図書を集めた展示を行っている。	中央図書館	
毎年6月の環境月間にテーマ図書展示を実施し SDGs など環境問題のトピックスを意識した内容で啓発を行っている。	西宇治図書館	
施策② 省エネ行動に取り組む市民の認定・登録		
家族で省エネに取り組むエコファミリー事業を実施していたが、応募者の減少により現在は終了している。	環境企画課	
施策③ 学校や地域での環境学習の推進		
小学校の「宇治学」の時間に「宇治市の自然と環境問題について」などの出前学習を行った。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
小学校で「はかってみよう」「昔の暮らしと比べて考えよう、これからの私たちの暮らし」など地球温暖化に関する子ども環境学習会を行った。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
小学生に家庭で取り組める省エネ行動を掲載したエコレンジャーシールや小冊子等を配布した。	環境企画課	
「親子で学ぶゼロカーボンツアー」を実施し脱炭素に先進的に取り組む施設の見学と学習会を行っている。	環境企画課	
自治会などで「日本徒歩縦断の旅とエコの話」などの出前講座を開催した。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
PTA 主催事業などで自転車発電の体験などを行った。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
夏休み子ども★わくわくフェア等においてソーラーカー作りを行っている。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
小中学校で、「宇治学」(相互的な学習の時間)や社会科、理科などの関連教科で環境学習に取り組んでいる。	学校教育課	
南宇治中学校、黄檗中学校の2校で「目指せ!ゲリラ豪雨マスター」の取組を進めている。	学校教育課	
小学校や幼稚園等で市職員やeco ット宇治による環境学習会を実施している。	教育部	
学校版環境ISOを実施していた。	教育部	
夏休みの宿題等で「CO ₂ チャレンジ」に取り組んだ。	教育部	
「社会・時代の変化に対応した学習の推進」の一環として平成16～30年度まで環境講座を開催した。	生涯学習センター	
環境講座受講者が平成19年度より「楽園クラブ」として活動開始し、日頃の活動成果を「夏休み子ども★わくわくフェア」や「宇治まなびんぐフェスタ」へ出展することで他の市民へ還元している。	生涯学習センター	
太陽電池で動くオルゴールやソーラーランタン、ソーラーカー作りを通して地球温暖化について学ぶ教室を開催した。	中央図書館	
小学生を対象に「夏休みリサイクル工作教室」を実施している。	西宇治図書館	
成人を対象に「大人のリサイクル工作」を実施している。	西宇治図書館	
Eco・ポート長谷山と住民ボランティアEco・フレンズの方に講師を依頼し、廃ガラスや古布で工作をするほか、環境学習も行っている。	西宇治図書館	
対策2 住まいもエコに		
施策① 省エネ機器・省エネ型家電製品の普及		
省エネ製品や家庭用LED照明器具を購入した市民に対しエコ・アクション・ポイントを付与している。	環境企画課	
環境講演会の参加者を対象にLEDの無料交換を行った。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
施策② 住宅の省エネ性能の向上		
ホームページやチラシ等でゼロ・エネルギーハウス導入補助金の情報提供を行っている。	環境企画課	
ホームページやチラシ等で住宅の断熱・気密などについての情報提供を行っている。	環境企画課	
ZEHを導入した住宅を新築・購入、既存住宅を改修する人への補助制度を実施している。	環境企画課	
「家の断熱」をテーマとした講演会を実施した。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
植物公園でのキッズフェスタにおいて断熱窓の啓発を行った。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
対策3 エコに配慮した事業活動		
施策① 自主的な省エネ運動の推進		
事業者向けエコセミナーを開催し、事業者にとって有効な省エネ方法について情報提供した。	環境企画課	
市民・事業者・市が一斉に地球温暖化防止に取り組む日を設定する「ライトダウン」の取組を実施してきたが、現在は自主的な取組としている。	環境企画課	
建築物に係る京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の届出についてHPで周知し、提出された特定建築物排出量削減計画書を公表している。	建築指導課	
施策② マネジメントシステムの認証取得の推進・支援		
KESを認証取得した事業者に対し、取得に要した費用の一部を補助している。	環境企画課	
KESなどを取得した事業者を広報誌で紹介している。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
施策③ エコ研修の推進		
事業者を対象とした講習会「測れば分かる!エネルギーのムダ使い」「節電のための最新LED照明」などを開催している。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
環境配慮活動に積極的に取り組む事業者による活動事例の講演会を実施した。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
施策④ 環境にやさしい事業者の認定・登録		
環境配慮活動に積極的に取り組む事業者の活動事例を広報誌で紹介している。(eco ット宇治と連携)	環境企画課	
施策⑤ 市の事務事業における温暖化対策の推進		
「宇治市地球温暖化対策実行計画(第5期計画)」を策定し事業者として温暖化対策に取り組んでいる。	環境企画課	
脱炭素化推進プロジェクトチームを発足し、市役所の脱炭素の取組を進めている。	環境企画課	
道路街灯をはじめ、小中学校、公園灯などのLED化を進めている。	維持課他	
令和4年～6年度の3年間で学校照明を蛍光灯からLED灯に交換中	学校管理課	
小中学校、幼稚園、コミュニティセンター、青少年センターなどの公共施設において緑のカーテンに取り組んでいる。	教育部他	

具体的な取組		所属名
対策4 エコに配慮したもののづくり		
施策① 環境に配慮した製品・技術の開発		
該当なし		
対策5 工場・お店・オフィスもエコに		
施策① 省エネ型設備機器の普及		
生産性の向上、省電力化による生産コストの削減、環境負荷の軽減につながる設備の導入促進を行っている。		産業振興課
② 建築物の省エネ性能の向上		
建築物に係る京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の届出について HP で周知し、提出された特定建築物排出量削減計画書を公表している。		建築指導課
テーマ2 再生可能エネルギーの導入推進		
対策6 再生可能エネルギーを取り入れよう		
施策① 再生可能エネルギーの導入推進		
家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業により住居に太陽光発電及び蓄電設備を同時設置した人に設置費用の一部を補助している。		環境企画課
再生可能エネルギーや地域新電力に関する講演会を行った。(eco ット宇治と連携)		環境企画課他
水力発電等の調査・検討を行い、環境フェスタ等のイベントにおいて再生可能エネルギーの啓発を行った。(eco ット宇治と連携)		環境企画課
小水力発電や水車発電見学ツアーを行った。(eco ット宇治と連携)		環境企画課
「親子で学ばせゼロカーボンツアー」を実施し、ごみの焼却熱で発電を行っている施設の見学と学習会を実施した。		環境企画課
公共施設への再生可能エネルギーの導入を進め、普及啓発を図ります。		環境企画課
京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の届出時に基準に適合するように指導している。		建築指導課
指定避難所として災害時に停電した際、利用するための電力を太陽光発電により確保するため、太陽光発電パネルを設置した。(平成 26 年度総合野外活動センター、平成 27 年度生涯学習センター)		生涯学習課
テーマ3 緑化対策の推進		
対策7 身近なみどりがうるおうまちづくり		
施策① 工場・お店・オフィスの緑化推進		
京都府地球温暖化対策条例に基づき、屋上緑化や壁面緑化、駐車場の緑化など、事業所敷地内の緑化を推進している。		公園緑地課
京都府地球温暖化対策条例に基づいた事業所内の緑化推進を呼びかけている。		公園緑地課
開発事業の内容に応じて特定事業者と事前に協議を行い、宇治市開発事業ガイドラインに基づき、事業所敷地内の緑化推進について調整及び指導を行っている。		開発指導課
本庁舎等公共施設において緑のカーテンに取り組んでいる。(市の率先取組)		環境企画課他
施策② 住まいの緑化推進		
緑のカーテン講習会やゴーヤの種・苗の配布により緑のカーテンの普及啓発を行っている。(eco ット宇治と連携)		環境企画課
環境展や緑のウォークラリーにおいて、緑のカーテン相談会を実施している。(eco ット宇治と連携)		環境企画課
夏休み子ども★わくわくフェアにおいて、ゴーヤ狩り体験を行っている。(eco ット宇治と連携)		環境企画課
施策③ 公園や道路の緑化推進		
公園や木幡緑道などの整備を推進している。		公園緑地課
地域住民やボランティアによる花壇の維持管理など、自主的な緑化活動を支援している。		公園緑地課
対策8 みどり豊かな森づくり		
施策① 森林保全・里山保全活動の推進		
どんぐりプロジェクトによる植林活動や森の役割についての普及啓発を行っている。(eco ット宇治と連携)		環境企画課
森林ボランティアの日に1日体験と森の木工作体験会を実施した。(eco ット宇治と連携)		環境企画課
森林保全のための間伐等に対して補助を行っている。		農林茶業課
森林ボランティア団体フォレストアージュへの支援を通じ、市民に対して森林保全の普及啓発を行っている。		農林茶業課
緑の募金を原資に森林及び市街地内で植樹事業に取り組んでいる。		農林茶業課
市有林においてナラ枯れ、松枯れ対策として森林病害虫の防除事業を行っている。		農林茶業課
市有林の間伐等を順次行うなど適正管理を推進している。		管財課
どんぐりプロジェクトなどの緑化啓発に取り組んだ市民に対し、エコ・アクション・ポイントを付与している。		環境企画課
施策② 京都府産木材の利用推進		
京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金を活用し、公共施設内において府内産木材の利用促進に取り組んでいる。(市の率先取組)		農林茶業課
令和2年度に「豊かな森を育てる府民税市町村交付金事業」を活用し、JR 宇治駅市民交流プラザ「ゆめりあうじ」3階の情報ライブラリー内に府内産木材を使用したキッズスペースを新設し、絵本棚やステージを製作・設置した。(市の率先取組)		こども福祉課
「豊かな森を育てる府民税市町村交付金事業」を活用し、令和4年度に市庁舎1階「来庁者子育て支援コーナー」を府内産木材を活用して改修し、壁面や床面の木質化、入口扉や下駄箱、テーブル等を製作・設置した。(市の率先取組)		こども福祉課
京都府地球温暖化対策条例の届出時に府内産木材の使用基準量に適合するよう指導している。		建築指導課
「豊かな森を育てる府民税市町村交付金事業」を活用し、令和5年度に総合野外活動センターに設置している「子ども読書コーナー」や宿泊室に、府内産木材を使用した本棚や幼児用遊具などの木製備品を、総合野外活動センター管理棟内の「子ども読書コーナー」等に設置する。(市の率先取組)		生涯学習課
テーマ4 循環型社会づくりの推進		
対策9 ごみを出さない暮らしをしよう		
施策① ごみ減量に関する啓発および環境教育の充実		
環境フェスタ、環境展、宇治まなびんぐフェスタ等においてかえっこバザールを実施し不用品の再利用を図っている。(eco ット宇治と連携)		環境企画課
廃棄物発電を行っているごみ処理施設による「ごみの抑制」、「廃棄物発電」についての講演会と施設紹介を行った。(eco ット宇治と連携)		環境企画課
保育園児・幼稚園児には、ものを大切にすることやごみの分別を題材とした紙芝居を通して学んでもらっている。		まち美化推進課
小学校4年生には社会科の授業の一環としてごみ問題の現状、限りある資源の有効利用、ごみの減量、分別収集の重要性についての理解を深めてもらっている。		まち美化推進課
ごみ減量やリサイクルの大切さを伝えるため、随時、町内会・自治会等の要望に応じて、ごみの分別方法等についての出前講座を行っている。		まち美化推進課
地域子育て支援拠点げんきひろばで「SDGs なおはなし会」を実施した。		東宇治図書館
児童書コーナーにおいて SDGs を理解するきっかけとなるような本を展示する「親子で学ぶ SDGs」を行った。		東宇治図書館
成人書コーナーにおいて環境問題を理解するきっかけとなるような本を展示する「聞こえませんか?地球からの SOS」を行った。		東宇治図書館
施策② ごみを出さない行動の推進		
イベント開催時等はチラシやポスターでマイバッグやマイ箸などの持参を呼びかけている。		環境企画課
災害時用の備蓄について、「ローリングストック」を推進している。(市の率先取組)		危機管理室
食堂では、令和5年1月からごはんの盛り付けをし、食べ残しの削減に取り組んでいる。(市の率先取組)		職員厚生課
使わなくなった状態の良い「かばん、くつ、ぬいぐるみ、衣類等」を集め、海外で再利用してもらう取組みである「海外リユース事業」を実施している。		まち美化推進課
環境フェスタにおいて不要な食品を持ち寄り、必要な人に持ち帰ってもらうフードサイクルを実施した。		まち美化推進課

具体的な取組		所属名
	施策③ ごみの再利用・再生利用の推進	
	ごみの分別収集・リサイクル・リユースについて、毎年1回、市政だより特集号を発行している。	まち美化推進課
	宇治市と協定を締結した古紙類の集団回収に取り組む町内会・自治会などに対し、民間再生事業者に引き渡した古紙類の量に応じて報奨金を交付している。	まち美化推進課
	リサイクル事業として、公民館等で、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管、小型家電、使用済インクカートリッジの拠点回収を実施している。	まち美化推進課
	公共施設で行っている拠点回収事業に協力した市民に対し、エコ・アクション・ポイントを付与している。	環境企画課
	夏休みや環境月間に牛乳パックや古新聞を使ったリサイクル工作教室を実施した。	中央図書館
	施策④ ごみの適正処理の推進	
	違法行為や不適正処理の防止、ごみの排出マナーの向上などに努め、秩序ある安全で快適な社会を目指している。	まち美化推進課
	不法投棄の抑止及び不法に投棄されたごみなどの回収のため、職員によるパトロールを行うとともに、特に不法投棄が多い市内山間地について、地域住民にパトロールを委託している。	まち美化推進課
	対策10 使えるものはとことん使おう	
	施策① 生ごみの資源化推進	
	「生ごみの堆肥化講習会」や「エコクッキング教室」などを開催し、生ごみの減量化・資源化を啓発している。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
	食堂で生ごみ処理機を運用していたが、故障により現在は中止している。（市の率先取組）	職員厚生課
	食品ロス削減に向けて、「ごみゼロレシピ」、「たべきりレシピ」を作成・啓発している。	まち美化推進課
	施策② てんぷら油の活用推進	
	「親子で学ぶゼロカーボンツアー」で廃食油からバイオ燃料を精製する施設を見学し環境にやさしい取組を学んだ。	環境企画課
	環境フェスタにおいて、てんぷら油カートの試乗体験を行い、廃食油活用の啓発を行った。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
	公共施設でてんぷら油の拠点回収事業に協力した市民に対し、エコ・アクション・ポイントを付与している。	環境企画課
	公民館等で、てんぷら油の拠点回収を実施している。	まち美化推進課
	市内の営利を目的としない団体で、家庭から出る廃食油を自主的に回収する団体に対して、回収資材（啓発のぼり、回収ポリ容器）を無償貸与している。	まち美化推進課
	施策③ その他	
	図書館で除籍した再利用が可能な資料（図書・雑誌）等を市民に無料で提供し資源を有効利用するために、年1回「リサイクル市」を実施している。	中央図書館
	汚破損されてしまった図書館の図書について、出来る限り修理をして、再度利用できるようにしている。	中央図書館
テーマ5 交通面での対策推進		
	対策11 車に頼らない暮らしをしよう	
	施策① 公共交通機関の利用推進	
	イベント開催時はチラシやポスター等で公共交通機関の利用を呼びかけている。	環境企画課
	市内の公共交通網をまとめた「お出かけマップ」を作成し各公共施設での配架や・市民への配布を行っている。	交通政策課
	環境フェスタやわんさかフェスタなどにおいて公共交通に関する利用啓発を行っている。	交通政策課
	京都府の「バスエコファミリー」の取組に参画し子育て世帯への利用啓発を行っている。（R5年度から京都市と統合し「きょうとエコサマー」に名称変更）	交通政策課
	H25年度にバス路線が廃止された地域を対象に「のりあい交通事業」を創設し、明星町では地域が主体となつてバス運行を継続されている。	交通政策課
	駅のバリアフリー化を進めるため、関係者との調整や工事の一部費用を負担している。	交通政策課
	イベントを実施する際は、受付時に公共交通機関での来場を呼び掛けている。	東宇治図書館
	施策② 交通渋滞対策の推進	
	ノーマイカーデーの取組を実施していたが、現在は休止している。（市の率先取組）	環境企画課
	宅配業者の再配達削減のため、自宅に設置する宅配ボックスを購入した市民に対し、エコ・アクション・ポイントを付与している。	環境企画課
	施策③ 快適な歩行空間の整備	
	歩道のバリアフリー化などを進め、快適な歩行空間の整備を図っている。	道路建設課
	三色パトロールを実施し、不法駐車に対して啓発を行っている。	建設総務課
	放置自動車やバイクの警告・撤去を行っている。	建設総務課
	駐輪場の整備や、放置自転車の警告・撤去を行っている。	交通政策課
	対策12 エコドライブしよう	
	施策① エコドライブの推進	
	環境フェスタにおいてドライブシュミレーターを使ったエコドライブの体験を行った。	環境企画課
	環境フェスタにおいて「誰でもできるエコ運転」の展示を行った。	環境企画課
	公用車貸出窓口等でエコドライブの普及・啓発に努めている。（市の率先取組）	秘書広報課
	アイドリングストップ搭載車に啓発ステッカーを貼付している。（市の率先取組）	秘書広報課
	対策13 環境にやさしい車を使おう	
	施策① 次世代自動車の導入推進	
	環境フェスタにおいて水素自動車の展示を行い、災害時に電源として活用できることなどを啓発した。	環境企画課
	市役所本庁舎来庁者駐車場に市民向け電気自動車急速充電器を設置し、電気自動車の導入を促進している。	環境企画課
	施策② 低燃費自動車の導入推進	
	該当なし	
	対策14 地域でつくって地域で使おう	
	施策① 地産地消の推進	
	地産地消やフードマイレージについて学ぶクッキング教室「旬の野菜を食べよう」などを行っている。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
	地産地消の取組に協力した市民に対し、エコ・アクション・ポイントを付与している。	環境企画課
	様々なイベントにて市内産農産物のPRを行う「宇治あぐりPR委員会」を支援している。	農林茶業課
	直売会「山城マルシェ」や市内業者とのマッチング等を行なう「宇治を食べようキャンペーン」などにおいて、地産地消を進めている。	農林茶業課
	学校給食において、積極的に地産産物の食材を選定して地産地消を進めている。	学校管理課

(2)環境保全計画に基づく取組状況

表 資 1-2 【環境保全計画に基づく取組状況】

具体的な取組		所属名
基本目標1 環境に配慮した安全・安心のまち（生活環境の保全）		
基本方向① さわやかな空気につつまれた暮らしを守る		
基本施策 大気汚染の調査・監視を行います		
大気汚染を未然に防止するために、浮遊粉じんや降下ばいじんの測定など、必要な監視測定を行っている。また、京滋バイパス沿道には大気観測局を設置し、大気汚染物質を常時観測している。		環境企画課
基本施策 工場・事業所による大気汚染の防止に努めます		
工場、事業所などにおいて、立ち入り調査等を行い、ダイオキシソ類、悪臭などの発生の防止に努めている。		環境企画課
基本施策 自動車による大気汚染を減らします		
公用車貸出窓口での電気自動車の積極的な貸出を行っている。		秘書広報課
公用車貸出窓口にてエコドライブ啓発ポスターの掲示を行っている。		秘書広報課
自動車による大気汚染に対しては、道路拡幅や交差点改良等により、円滑な通行が図られるよう取り組んでいる。		道路建設課
迷惑駐車減少の取り組みとして、市・警察・消防の3者で市内パトロールを行っている。		交通政策課
事業区域内の道路の道路や交差点の形状について、事業者と事前協議を行っている。		開発指導課
市内の公共交通網をまとめた「お出かけマップ」を作成し、公共施設での配架や市民への配布を通じて公共交通の利用啓発を行うとともに各種イベント（宇治橋通りわんさかフェスタ、宇治環境フェスタなど）に公共交通に関するブース出展を行うことで、来場者に対して公共交通の利用啓発を行っている。		交通政策課
市民向けの電気自動車急速充電器を設置し、多くの市民に利用してもらうなど、エコカーの普及、啓発に努め、自動車による大気汚染軽減を図った。		環境企画課
基本方向② 静けさのある暮らしを守る		
基本施策 騒音・振動の発生源の調査・監視を行います		
騒音、振動の発生源対策として生活環境騒音、道路交通騒音、鉄道騒音の測定を行っており、その動向の監視をしている。		環境企画課
基本施策 騒音・振動対策を行います		
交通による騒音・振動対策としては、道路拡幅や交差点改良等により、円滑な通行が図られるよう取り組んでいる。		道路建設課
事業区域内の道路や交差点の形状について、事業者と事前協議を行っている。		開発指導課
市内の公共交通網をまとめた「お出かけマップ」を作成し、公共施設での配架や市民への配布とともに、市内各種イベント（宇治橋通りわんさかフェスタ、宇治環境フェスタなど）に公共交通に関するブース出展を行うことで、公共交通の利用啓発を行っている。		交通政策課
バスエコファミリー（R5 年度からきょうとエコサマー）のお知らせを、公立の幼稚園・保育所・小学校の全園児・全生徒に配布している。		交通政策課
迷惑駐車減少の取組として、市・警察・消防の3者で市内パトロールを行っている。		交通政策課
道路の維持修繕工事を必要に応じて行っている。		維持課
建設工事や工場、カラオケ店などの事業所などにおいて、法律や条例における騒音・振動基準を遵守するよう立ち入り調査等を行い、騒音・振動の防止に努めた。		環境企画課
基本方向③ より美しく安全な川をつくる		
基本施策 水質の調査・発生源の監視を行います		
放流水の水質測定を行っている。		水管理センター
河川や木幡池の水質測定や監視及び工場、事業所などへの立ち入り調査や水質測定を行っている。		環境企画課
終末処理場の排出水中に含まれるダイオキシソ類を調査している。		環境企画課
基本施策 汚濁原因に対する水質改善対策を行います		
水質汚濁防止及び環境に配慮した水路の保全・整備について、事業者と事前協議を行っている。		開発指導課
水路や道路側溝について必要に応じて清掃を行っている。		維持課
公共下水道普及率は令和5年度 99.0%を目指し計画的に整備を進めている。東宇治浄化センターからの放流水の水質について、京都府の「大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画」に適合するため、水処理施設の高度処理化を進めている。		下水道計画課
公共下水道水質化率の向上のため、供用開始に伴う広報活動・早期接続の啓発活動を行っている。		下水道管理課
家庭の生活排水や事業所への排出制限について啓発を行っている。		下水道管理課
環境保全型農業の推進について周知を行っている。		農林茶業課
苦情発生時などに不適正な浄化槽について適正な維持管理を行うよう指導している。		環境企画課
合併処理浄化槽設置費用の一部を助成している。		環境企画課
必要に応じて家庭への生活排水対策や工事・事業所に対して啓発を行っている。		環境企画課
基本施策 豊かで安全な水辺環境を創造します		
排水路の維持修繕工事を必要に応じ実施している。		維持課
事業区域内の排水に必要な施設の整備について、事業者と事前協議を行っている。		開発指導課
雨水地下貯留施設の整備、排水路の改良を実施している。		治水対策課
自然環境保全水系の水生指標生物の調査を行っている。		環境企画課
河川周辺における、釣り針や釣り糸の放置禁止の啓発看板等の提供を行っている。		環境企画課
基本目標2 豊かな自然とふれあえるまち（自然環境の保全）		
基本方向④ 豊かな自然、生物の多様性を守る		
基本施策 ふるさと宇治の自然を守ります		
市有林の適正管理を宇治市森林組合に委託して実施している。		管財課
茶園の改植・新植に係る経費に対して補助金を交付している。		農林茶業課
環境保全型農業の推進について周知を行っている。		農林茶業課
緑の基金を原資に森林及び市街地内で植樹事業に取り組むとともに、市有林においてナラ枯れ、松枯れ対策として森林病害虫の防除事業を行っている。		農林茶業課
森林ボランティア団体フォレストアージュへの支援を行っている。		農林茶業課
京都府内産木材や間伐材の利用について、基本方針をホームページに掲載し啓発を行っている。		農林茶業課
森林ボランティア1日体験を行っている。		環境企画課
貴重な樹木を「宇治市名木百選」に指定し、定期的な調査、アドバイザーの派遣など、保全のための支援を行っている。		公園緑地課
京都府内産木材を使用した椅子を公立小学校に配布した。		学校管理課
基本施策 生態系を守り、自然と共生したまちづくりを進めます		
特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）の捕獲・処理を行い生態系の保全に取り組んでいる。また、外来生物に関する情報をホームページへの掲載などを通じて市民に情報提供を行っている。		農林茶業課
外来種に関する情報をホームページへの掲載などを通じて市民に情報提供を行っている。		環境企画課
基本施策 水資源を保全します		
稚魚の放流に助成し、水産資源の増殖及び河川の環境改善を図っている。		農林茶業課
基本方向⑤ 豊かな自然環境を活用する		
基本施策 自然とふれあえる場・機会をつくります		
大ケ瀬森林公園内の散策道、広場周辺の維持管理を行うとともに、木製ベンチや木製テーブル等の整備を行った。		農林茶業課
森林ボランティア団体フォレストアージュへの支援を通じ、市民に対して森林保全の普及啓発を行っている。		農林茶業課
貴重な樹木を「宇治市名木百選」に指定し、定期的な調査、アドバイザーの派遣など、保全のための支援を行っている。		公園緑地課
基本目標3 身近なみどりがあるよう、快適なまち（都市環境の創造）		
基本方向⑥ だれもが快適に移動できるまちをつくる		
基本施策 安全で快適な歩行空間を整備します		
路上放置車両の適正処理と再発防止策等に努めている。		建設総務課
交通安全対策として歩道などの交通安全施設の整備に取り組んでいる。		道路建設課
道路維持修繕工事に必要に応じ取り組んでいる。		維持課
迷惑駐車減少の取組として、市・警察・消防の3者で市内パトロールを行っている。		交通政策課
事業区域内の道路整備について事業者と事前協議を行っている。		開発指導課
J R黄葉駅等のバリアフリー化等の改良工事の費用の一部を負担している。		交通政策課
京都府とともに期間限定でバスエコファミリー（大人1人につき、小学生以下2人までのバス運賃が無料、R5 年度からきょうとエコサマー）の取組を行うことで、子育て世帯への公共交通の利用促進を行っている。		交通政策課
自転車放置禁止区域を定め、放置自転車の撤去を行っている。		交通政策課

具体的な取組		所属名
基本施策 自動車に頼らずによいまちづくりを進めます		
市内14駅中11駅前周辺に16カ所の自転車等駐車場を設置し、駅周辺道路等における駐車秩序の確立を図っている。自転車放置禁止区域を定め、放置自転車対策の撤去を行っている。		交通政策課
市民の公共交通網をまとめた「お出かけマップ」を作成し、公共施設での配架や市民へ配布するとともに、市内各種イベント（宇治橋通りわんさかフェスタ、宇治環境フェスタなど）に公共交通に関するブース出展を行うことで、公共交通の利用啓発を行っている。		交通政策課
基本方向⑦ 身近なまどりにふれあえる美しいまちをつくる		
基本施策 美しいまちなみをつくります		
平成20年4月に策定した、宇治市景観計画に基づき、建築物や工作物、屋外広告物への規制誘導や景観重要建造物の指定などにより、良好な景観の形成を図っている。良好な景観の形成に貢献する改修工事に経費の一部を助成している。屋外広告物許可事務を行うとともに、違反広告物の一斉撤去を実施している。		歴史まちづくり推進課
都市緑化基金事業などを活用した住宅緑化を推進している。イベントなどを通じて緑化啓発を行っている。		公園緑地課
「宇治市環境美化推進ボランティア」と協働して、重点地域におけるポイ捨てのこみの回収など環境美化啓発活動を実施している。空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て禁止看板や、犬の糞回収袋、犬の糞害防止看板を配布し、環境美化の啓発に努めている。各種団体や市民ボランティアに対し、火ばさみやゼッケン等、清掃用具の貸し出しを行っている。		環境企画課
緑のカーテンを実施する公共施設にゴーヤ苗を配布した。		環境企画課
緑の棚・緑のカーテンコンテストを実施した。		環境企画課
基本施策 みどりとふれあう空間をつくります		
事業区域内の緑化について事業者と事前協議を行っている。		開発指導課
市民が身近に緑にふれあえる公園を整備した。緑化ボランティアを育成し、住民主体による、花壇の管理などの緑化活動を支援している。		公園緑地課
緑の月間に緑化の普及啓発を行う緑のウォークラリーを実施している。		公園緑地課
京都府条例に基づき、事業所内の緑地の確保について協議を行っている。		公園緑地課
緑のカーテン講習会を実施している。（eco ット宇治と連携）		環境企画課
基本目標4 豊かな歴史・文化とふれあえるまち（歴史・文化環境の保全・活用）		
基本方向⑧ 宇治の歴史・文化を守り、活用する		
基本施策 歴史・文化遺産を保全・継承します		
観光振興計画後期アクションプランとして、宇治橋上流景観の保全と推進及び宇治茶まつり等の伝統行事の啓発に係る推進委員会を実施している。		観光振興課
宇治田楽祭りを実施している。		文化スポーツ課
歴史的風致維持向上計画は令和4年度で第1期の計画期間を終え、令和5年度から第2期計画の計画期間に入った。第1期では宇治の歴史・文化の発信拠点として「お茶と宇治のまち歴史公園」を整備するとともに、周辺道路の無電柱化等美装化や観光案内サインの整備などより宇治の魅力を感じてもらえる街づくりに取り組んだ。第2期では第1期で整備したハードを活用して魅力発信事業を展開していく。		歴史まちづくり推進課
屋外広告物許可事務を行うとともに、違反広告物の一斉撤去を実施している。		歴史まちづくり推進課
ポイ捨て防止の啓発物品を希望者へ貸与している。		環境企画課
基本施策 歴史・文化遺産を身近に生かしたまちづくりを進めます		
地区まちづくり審議会を認定し、審議会を開催している。		都市計画課
宇治十帖スタンプラリーを実施している。		文化スポーツ課
観光振興計画後期アクションプランとして、歴史的風致の維持向上に資する事業の推進に係る推進委員会を実施している。		観光振興課
文化的景観「宇治の文化的景観」の重要な構成要素である家屋や茶園等について、文化的景観保存管理計画に基づき修理を実施し、賑わいのある沿道景観の魅力向上に寄与した。また、景観重要建造物の指定や、宇治市景観計画重点区域内の建築物、工作物、屋外広告物の規制誘導、良好な景観の形成に寄与すると認められる建築物等の修繕工事に対し助成を行うことで、歴史的な街並みと調和した賑わいと風情あるまちづくりを推進した。		歴史まちづくり推進課
市内14駅中11駅前周辺に16カ所の自転車等駐車場を設置し、駅周辺道路等における駐車秩序の確立を図っている。自転車放置禁止区域を定めており、放置自転車の撤去を行っている。		交通政策課
宇治学の副読本を作成し、市内小学校4年生に配布している。		学校教育課
源氏物語ミュージアムにおいて源氏物語をはじめとする古典や平安時代の歴史・文化に関する企画展示、講座等教育普及事業を実施している。		博物館管理課
歴史資料館において特別展・企画展を実施している。		博物館管理課
歴史資料館において、小学校の施設見学を受け入れ及び出前事業を行っている。		博物館管理課
基本方向⑨ まち・自然・歴史が調和した景観を守り、育む		
基本施策 宇治らしい景観の保全・形成を進めます		
平成21年に重要な文化的景観に選定された「宇治の文化的景観」を保存していくため、「宇治の文化的景観」整備計画を策定し、これに基づき宇治の歴史的特色を生かした修景整備や、茶業関連の家屋等の整備活用を推進し、宇治らしい景観づくりを行った。また、景観重要建造物の指定や宇治市景観計画重点区域内の建築物、工作物、屋外広告物の規制誘導、良好な景観の形成に寄与すると認められる建築物等の修繕工事に対し助成を行うことで、良好な景観の形成を図った。		歴史まちづくり推進課
基本施策 市民みんなで宇治らしいまちづくりを進めます		
善法夏まつり等の地域のまちづくりイベントを実施している。		人権啓発課
地区まちづくり審議会を認定し、審議会を開催している。		都市計画課
市民参加型のうじ井戸端会議を実施している。		都市計画課
恵まれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民とともに、快適で潤いのある景観づくりを進めていくために平成20年4月に宇治市景観計画を策定し、建築物や工作物、屋外広告物への規制誘導を行うなど良好な景観の形成を図っている。		歴史まちづくり推進課
基本目標5 持続可能な社会づくりをめざすまち（資源の循環的な利用、地球環境保全）		
基本方向⑩ 3Rをすすめて、循環型社会を築く		
基本施策 3Rを推進します		
リユース（再使用）・リサイクル（再資源・再利用）の推進については、市民団体や事業者と連携して、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）の3Rが取り組みやすい環境を整えていくことで、循環型社会の形成を進めている。		まち美化推進課
リユース・リサイクル事業を実施している。		まち美化推進課
生ごみの水切り・食べ残しを減らすこと・簡易包装の定着・マイバック・マイボトル・マイ箸の持参などごみの排出抑制に関する普及啓発を市政だより等で行っている。		まち美化推進課
ごみの分別回収を徹底し、違反ごみには違反シールを活用し啓発を行っている。		まち美化推進課
ゴミのリサイクルについて市政だより等で啓発を行っている。		まち美化推進課
地域住民による古紙等の集団回収に報奨金を支払っている。		まち美化推進課
違法行為や不適切処理の防止、ごみの排出マナーの向上のために青色灯搭載車でのパトロールを実施している。		まち美化推進課
公共施設でてんぷら油の回収を行っている。		まち美化推進課
食品ロス軽減のため、小学校4年生が作成したてまどとりPOPをコンビニエンスストアで活用した。		まち美化推進課
ごみ減量やごみ分別をテーマとしたアート作品を募集し、入選作品を市役所口ビーで展示した。		まち美化推進課
介護用品のリサイクル事業を実施している。		長寿いきがい課
宇治学の副読本を作成し、市内小学校4年生に配布している。		学校教育課
公共施設での小型家電等の拠点回収にエコ・アクション・ポイントを付与している。		環境企画課
「生ごみの堆肥化講習会」や「エコクッキング教室」などを開催し、生ごみの減量化・資源化を啓発している。（eco ット宇治と連携）		環境企画課
環境美化啓発活動として、ポイ捨て対策、美化活動を実施した。		環境企画課
基本方向⑪ 未来のエネルギーシステムを築く		
基本施策 省エネルギー化を推進します		
ホームページやちらし等でゼロ・エネルギーハウス導入補助金の情報提供を行っている。		環境企画課
ゼロ・エネルギーハウスを導入した住宅を新築・購入、既存住宅を改修する人への補助制度を実施している。		環境企画課
ホームページやちらし等で住宅の断熱・機密についての情報提供を行っている。		環境企画課
省エネ製品や家庭用LED照明器具を購入した市民に対しエコ・アクション・ポイントを付与している。		環境企画課
環境講演会の参加者を対象にLEDの無料交換を行った。（eco ット宇治と連携）		環境企画課
事業所向けエコセミナーを実施している。（eco ット宇治と連携）		環境企画課
省エネ相談所を実施している。（eco ット宇治と連携）		環境企画課

具体的な取組		所属名
	基本施策 再生可能エネルギーの利用を促進します	
	学校モビリティ・マネジメントの取組については、実施していたが、現在は休止中。小学生・中学生を対象とした「バスの乗り方教室」の継続開催に向けて調整中。	交通政策課
	地球温暖化防止行動の推進について、市役所庁内に対しては、2000年（平成12年）度に「宇治市地球温暖化対策実行計画」を策定し、2018年（平成30年）度からは第5期計画として、2018年（平成30年）度から2023年（平成35年）度までに2013年（平成25年）年度比で温室効果ガスを15.8%削減することを目標に、宇治市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減を推進している。また、事業としては、天然ガス車や電気自動車などの低公害車両の導入を行っている。職員に対してもエコドライブに関する啓発や研修を行っている。	環境企画課
	宇治市内全体に対しては、宇治市域における温室効果ガス排出量を2013年（平成25年）度から2023年（令和5年）度までに1990年（平成2年）年度比で25%削減するために、「宇治市地球温暖化対策地域推進計画」を2013年（平成24年）度に策定し、市・市民・事業者が協働して地球温暖化防止活動を推進している。	環境企画課
	再生可能エネルギーの活用については、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、設置費用の一部を助成することで、太陽光エネルギーを利用した発電システムの普及を図っている。	環境企画課
	ホームページやちらし等でゼロ・エネルギーハウス導入補助金や住宅の断熱・気密などについての情報提供を行っている。	環境企画課
	ゼロ・エネルギーハウスを導入した住宅を新築・購入、既存住宅を改修する人への補助制度を実施している。	環境企画課
	「家の断熱」をテーマとした講演会や植物公園でのキッズフェスタにおいて断熱窓の啓発を行った。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
	省エネ製品や家庭用LED照明器具を購入した市民に対しエコ・アクション・ポイントを付与している。	環境企画課
	地域新電力会社設立に向けた検討を行ったが実現には至っていない。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
	小水力発電設置場所の検討を行ったが候補地の選定には至っていない。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
基本方向⑫ 低炭素社会を築く		
	基本施策 地球温暖化防止活動を推進します	
	公共施設内において府内産木材の利用促進に取り組んだ。森林保全のための間伐等に対して補助した。	農林茶業課
	山城マルシェを実施している。	農林茶業課
	道路拡幅や交差点改良等により、円滑な通行が図られるよう取り組んだ。	道路建設課
	事業区域内の道路や歩道の形状について事前協議を行っている。	開発指導課
	市内の公共交通網をまとめた「お出かけマップ」を作成し、公共施設での配架や市民への配布を通じて公共交通の利用啓発を行っている。	交通対策課
	市内各種イベント（宇治橋通りわんさかフェスタ、宇治環境フェスタなど）に公共交通に関するブース出展を行うことで、来場者に対して公共交通の利用啓発を行っている。	交通対策課
	宇治市地球温暖化推進パートナーシップ会議（eco ット宇治）を通じて地球温暖化防止活動の普及啓発を行った。	環境企画課
	省エネ製品や家庭用LED照明器具を購入した市民に対しエコ・アクション・ポイントを付与している。	環境企画課
	家族で省エネに取り組むエコファミリー事業を実施していたが、応募者の減少により現在は終了している。	環境企画課
	市民・事業者・市が一斉に地球温暖化に取り組む日として午後8時でのライトダウンを実施した。（現在休止中）	環境企画課
	公共施設において緑のカーテンに取り組んでいる。	環境企画課
	小学校からの依頼により「宇治学」（総合的な学習の時間）の時間に環境出前講座を実施している。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
	自治会等からの依頼により省エネ講演会を実施している。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
	KESを新規に取得した事業所に取得費用の一部を補助している。	環境企画課
基本目標6 環境問題にともに取り組むまち（パートナーシップ体制の構築）		
	基本方向⑬ 子どもたちが環境問題について学び、行動する力を育む	
	基本施策 環境教育を推進します	
	3Rについて保育所・小学校・中学校での学習会を実施している。	まち美化推進課
	市内小・中学校で「宇治学」（総合的な学習の時間）や社会科、理科などの関連教科で環境学習に取り組んでいる。	学校教育課
	市内小学校からの依頼により、「宇治学」（総合的な学習の時間）に環境出前講座を実施している。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
	基本施策 体験学習を通じ、環境を守るために行動する力を育みます	
	日本気象協会関西支社 環境・エネルギー事業課と連携し、南宇治中学校・黄檗中学校の2校で、気象変動適応近畿広域協議会ゲリラ豪雨分科会の協力のもと、「目指せ！ゲリラ豪雨マスター」の取組を進めている。	学校教育課
	宇治環境フェスタにおいて、親子向け体験学習を行っている。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
	小学校5・6年生の親子を対象に「親子で学ぶゼロカーボンツアー」を実施し脱炭素に先進的に取り組む施設の見学と学習会を行っている。	環境企画課
基本方向⑭ 地域の力を活かし、環境保全活動に取り組む		
	基本施策 市民・事業者・市の協働体制をつくります	
	宇治市域における温室効果ガス排出量を2023年（令和5年）度までに1990年（平成2年）年度比で25%削減するために、「宇治市地球温暖化対策地域推進計画」を2013年（平成25年）度に策定し、市・市民・事業者が協働して地球温暖化防止活動に取り組んでいる。	環境企画課
	宇治市地球温暖化推進パートナーシップ会議（eco ット宇治）との協働取組みとして、家庭の省エネ相談所を始めとした各種事業を実施した。	環境企画課
	基本施策 市民・事業者へ情報を提供します	
	宇治商工会議所報を活用した事業者への情報提供（R4～KES補助金制度のチラシの折込）を行っている。	産業振興課
	家庭などでできる省エネや環境にやさしい行動等を掲載した広報誌「すすめ！eco ット宇治」を年4回発行し、配付している。（eco ット宇治と連携）	環境企画課
	基本施策 市民・事業者の環境保全活動を支援します	
	計画の推進母体として「宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議」（愛称：eco ット宇治）を設立し、温暖化防止活動の市民への啓発を担っています。	環境企画課

2 温室効果ガス排出量の算定と予測の考え方

(1) 現状排出量の算定方法

各部門における現状の温室効果ガス* 排出量の算定は、ガイドラインに基づき下表の方法により行います。
算定の際には、各種統計資料などを使用し、エネルギー消費状況や活動量の把握、推計を行いました。

表 資 2-1 【温室効果ガス現状排出量の算定方法(エネルギー起源 CO₂分野)】

部門	エネルギー	算定式	出典
産業部門			
農林業	石炭・石炭製品 石油製品・都市ガス	京都府各エネルギー消費による排出量 ×宇治市就業者数÷京都府就業者数	都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）
	電力	京都府農林業電力消費量×宇治市就業者数÷京都府就業者数×排出係数	農林業センサス（農林水産省） 漁業センサス（農林水産省）
鉱業・建設業	石炭・石炭製品 石油製品・都市ガス	京都府各エネルギー消費による排出量 ×宇治市就業者数÷京都府就業者数	都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）
	電力	京都府鉱業・建設業電力消費量 ×宇治市就業者数÷京都府就業者数×排出係数	経済センサス（総務省） 事業所・企業統計調査（総務省）
製造業	石炭・石炭製品 石油製品・都市ガス	京都府各エネルギー消費による排出量 ×宇治市出荷額÷京都府出荷額	都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）
	電力	京都府製造業電力消費量 ×宇治市出荷額÷京都府出荷額×排出係数	工業統計（経済産業省） 京都府統計書・宇治市統計書
運輸部門			
自動車	軽油・ガソリン L P G	全国車種別燃料消費量×宇治市車種別保有台数 ÷全国車種別保有台数×排出係数	自動車輸送統計調査（国土交通省） 宇治市統計書
鉄道	電力など	各鉄道事業者全体の排出量 ×宇治市内営業キロ数÷全線営業キロ数	温室効果ガス排出量算定・報告・公表 制度（環境省、経済産業省） 鉄道統計年報（国土交通省）
家庭部門			
	灯油 L P G	府庁所在地（京都市）世帯あたり購入量 ×世帯人員補正係数×宇治市世帯数×排出係数	家計調査年報（総務省） 国勢調査（総務省）・宇治市統計書
	都市ガス	京都府都市ガス消費量（家庭用） ×宇治市世帯数÷京都府世帯数×排出係数	都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）・国勢調査（総務省）
	電力	宇治市電力販売量×排出係数	部門・市町村別電気販売量実績（京都府）
業務その他部門			
	石炭・石炭製品 石油製品	京都府各エネルギー消費による排出量 ×宇治市業務系延床面積÷京都府業務系延床面積	都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）
	電力	京都府業務系電力消費量×宇治市業務系延床面積 ÷京都府業務系延床面積×排出係数	固定資産税の価格等の概要調査（総務省）・宇治市統計書
	都市ガス	京都府業務系ガス消費量×京都府に対する宇治市の消費割合（過去3年平均）×排出係数	都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）・国勢調査（総務省）
廃棄物部門			
CO ₂ の排出	廃棄物の焼却によるもの	一般廃棄物焼却量（乾燥ベース） ×廃プラスチック率×排出係数	宇治市資料
CH ₄ N ₂ Oの排出	廃棄物の焼却によるもの	一般廃棄物焼却量（排出ベース） ×排出係数	宇治市資料
	排水処理によるもの	下水処理量、し尿及び浄化槽汚泥処理量、排出処理施設処理対象人口 ×排出係数	宇治市資料

排出係数（発熱係数、炭素排出係数など）は、主に温対法*に定められた値を用います。

エネルギー起源 CO₂分野における都市ガス及び電力の使用に伴う排出係数については、それぞれ大阪ガス(株)、関西電力(株)の公表値を用います。

表 資 2-2 【主な排出係数】

エネルギー種別	単位	単位発熱係数 (MJ)				炭素排出係数 (kg/MJ)			
		1990～ 1999 年度	2000～ 2004 年度	2005～ 2008 年度	2009 ～	1990～ 1999 年度	2000～ 2004 年度	2005～ 2008 年度	2009 ～
一般炭	kg	26.0	26.6	26.6	25.7	0.0247	0.0247	0.0247	0.0247
コークス	kg	30.1	30.1	30.1	29.4	0.0294	0.0294	0.0294	0.0294
原油	L	38.7	38.2	38.2	38.2	0.0187	0.0187	0.0187	0.0187
ガソリン	L	35.2	34.6	34.6	34.6	0.0183	0.0183	0.0183	0.0183
灯油	L	37.3	36.7	36.7	36.7	0.0185	0.0185	0.0185	0.0185
軽油	L	38.5	38.2	38.2	37.7	0.0187	0.0187	0.0187	0.0187
A重油	L	38.9	39.1	39.1	39.1	0.0189	0.0189	0.0189	0.0189
B重油・C重油	L	41.0	41.7	41.7	41.9	0.0195	0.0195	0.0195	0.0195
液化石油ガス(LPG)	kg	50.2	50.2	50.2	50.8	0.0163	0.0163	0.0163	0.0161
液化天然ガス(LNG)	kg	54.4	54.5	54.5	54.6	0.0135	0.0135	0.0135	0.0135
都市ガス	m³	45.0				0.0509			

エネルギー種別	単位	二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)					備考
		1990年度	2013年度	2018年度	2019年度	2020年度	
電力	kWh	0.353	0.522	0.352	0.340	0.362	基礎排出係数
		-	0.516	0.334	0.318	0.351	調整後排出係数

種類	単位	1990～ 2008 年度	2009 年度～
一般廃棄物（プラスチック類）の焼却	t-CO ₂ /t	2.69	2.77

表 資 2-3 【廃棄物処理に伴い発生するメタン(CH₄)、二酸化窒素(N₂O)】

種類		CH ₄			N ₂ O		
		単位	1990～ 2008 年度	2009 年度 ～	単位	1990～ 2008 年度	2009 年度 ～
焼却							
	一般廃棄物の焼却 (全連続燃焼式焼却施設)	t-CH ₄ /t	0.00000096	0.00000095	t-N ₂ O/t	0.0000565	0.0000567
排水処理（下水処理）							
	下水処理量	t-CH ₄ /m³	0.00000088	0.00000088	t-N ₂ O/m³	0.00000016	0.00000016
排水処理（し尿処理）							
	し尿および浄化槽汚泥処理量 (標準脱窒素処理施設)	t-CH ₄ /m³	0.00000059	0.00000059	t-N ₂ O/m³	0.00000045	0.00000045
排水処理（排水処理施設別人口）							
	コミュニティプラント	t-CH ₄ /人	0.0002	0.0002	t-N ₂ O/人	0.000039	0.000039
	単独処理浄化槽		0.0002	0.0002		0.00002	0.00002
	合併処理浄化槽		0.0011	0.0011		0.000026	0.000026
	汲み取り		0.0002	0.0002		0.00002	0.00002

表 資 2-4 【地球温暖化係数】

温室効果ガス	地球温暖化係数	
	2015(平成 27)年 4 月以降	2015(平成 27)年 3 月 31 日以前
二酸化炭素 (CO ₂)	1	1
メタン (CH ₄)	25	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	310

また、計画期間中における各年度の温室効果ガス排出量の算定の際には、京都議定書(第 3 条 3 項および 4 項)にもとづく吸収源活動を対象とし、日本国温室効果ガスインベントリ報告書に従い、宇治市の森林による二酸化炭素吸収量を合わせて算定します。

(2)宇治市の温室効果ガス排出量

宇治市から排出される温室効果ガス*排出量は、2020（令和 2）年度において、859,524t-CO₂ であり、基準年度である 2013（平成 25）年度比で 25.4%減少しています（図 資 2-1）。

宇治市の温室効果ガス排出量は、2019（令和元）年度まで減少していましたが、2020（令和 2）年度は増加しています（表 資 2-5）。

部門別にみると、産業部門が 39.7%と最も多く、次いで家庭部門が 23.2%、運輸部門が 20.4%、業務その他部門*が 15.5%となっています（図 資 2-2）。

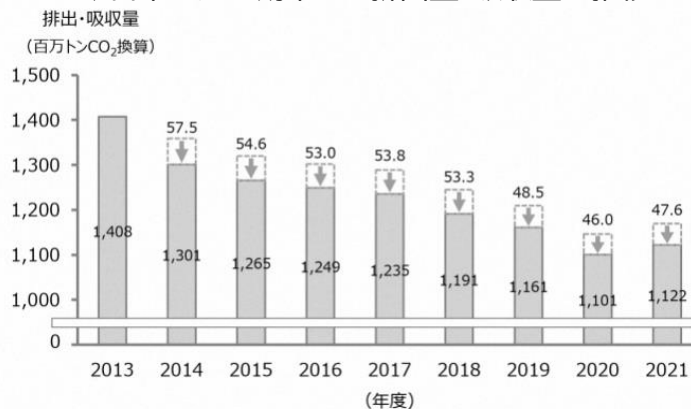
表 資 2-5 【温室効果ガス排出量の推移】

部門・分野		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	411,838	388,645	315,119	274,530	276,078	297,982	280,372	341,279
	農林業	515	505	465	497	472	2,062	2,230	2,368
	建設・鉱業	13,080	13,098	13,114	10,912	8,855	5,101	4,563	6,602
	製造業	398,243	375,042	301,540	263,121	266,751	290,819	273,579	332,309
	運輸部門	218,690	208,242	206,708	206,529	207,237	202,540	197,659	174,944
	乗用車・軽自動車	148,802	135,401	133,422	132,931	133,128	132,422	128,949	112,355
	貨物車・バス等	55,091	58,044	58,725	58,813	59,324	56,628	56,321	52,566
	鉄道	14,797	14,797	14,561	14,785	14,785	13,490	12,389	10,023
	業務その他部門	229,357	229,440	222,695	228,146	196,269	135,111	124,734	132,945
その他の	家庭部門	284,189	271,683	247,550	248,251	224,800	201,209	164,258	199,197
	廃棄物分野	8,354	9,030	9,469	9,877	11,029	9,125	9,528	11,159
	廃棄物の焼却	6,118	6,825	7,285	7,735	9,011	7,159	7,587	9,198
	排水処理	2,236	2,205	2,184	2,142	2,018	1,966	1,941	1,961
合計		1,152,428	1,107,040	1,001,541	967,333	915,413	845,967	776,551	859,524

【コラム】日本の温室効果ガス排出・吸収量の推移

2021 年度の日本全体における温室効果ガス排出量は 1,122 百万 t-CO₂、吸収量は 47.6 百万 t-CO₂ でした。排出量は 2020 年まで減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復等の影響により、2021 年は排出量が増加しています。吸収量は減少傾向にあり、森林整備等の吸収源の確保が課題となっています。

◆日本の温室効果ガス排出量・吸収量の推移



2021 年温室効果ガス排出・吸収量（確報値）概要（環境省）(<https://www.env.go.jp/content/000128750.pdf>)より作成

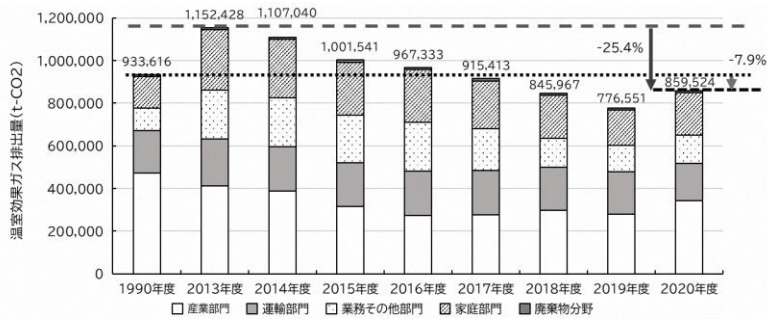


図 資 2-1 【温室効果ガス排出量の推移(部門別)】

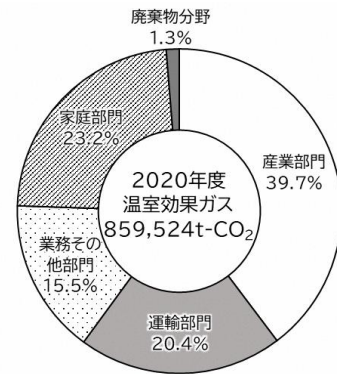


図 資 2-2 【2020 年度温室効果ガス排出量部門別内訳】

部門・分野別温室効果ガス排出量の推移

① 産業部門

産業部門の 2020（令和 2）年度における温室効果ガス* 排出量は 341,279 t-CO₂ であり、年度によって排出量の変動はあるものの、基準年度である 2013（平成 25）年度比で 27.6%減少しています。また、前計画の基準年度である 1990（平成 2）年度からは 31.6%減少しています。

産業部門からの温室効果ガス排出量は 2016（平成 28）年度まで減少傾向にあったものの、2019（令和元）年度まで横ばいで推移しており、2020（令和 2）年度に大きく増加しています（図 資 2-3）。

産業部門においては、製造業からの排出が 9 割以上を占めており（図 資 2-4）、製造業での電気及び都市ガスの使用に伴う排出量の削減及び電気の二酸化炭素排出係数* の低下が産業部門全体の排出量の減少に影響していると考えられます（図 資 2-4,P 資 11 図 資 2-5）。

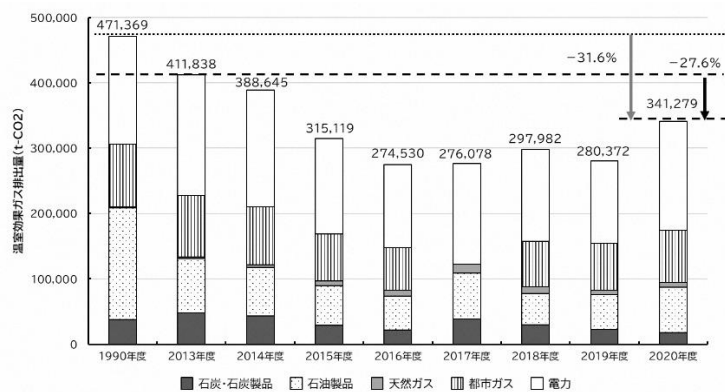


図 資 2-3 【産業部門温室効果ガス排出量の推移(エネルギー別)】

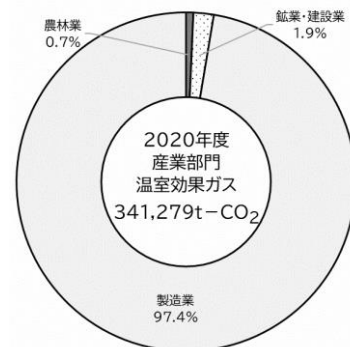


図 資 2-4 【産業部門 2020 年度温室効果ガス排出量の業種別内訳】

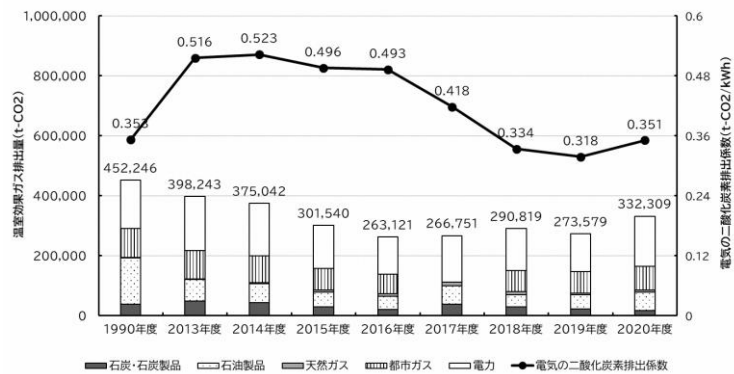


図 資 2-5 【製造御業の温室効果ガス排出量の推移（エネルギー別）】

② 運輸部門

運輸部門の 2020（令和 2）年度における温室効果ガス* 排出量は 174,944t-CO₂ であり、基準年度である 2013（平成 25）年度比で 20.0%減少しています。また、前計画の基準年度である 1990（平成 2）年度比では 12.0%減少しています。排出量は 2013（平成 25）年度以降緩やかな減少傾向にあります（図 資 2-6）。

運輸部門では温室効果ガス排出量の 9 割以上が自動車の使用に起因するものでした（図 資 2-7）。自動車の保有台数は、1990（平成 2）年度と比べると増加しているものの、2013（平成 25）年度以降はほぼ横ばい傾向にあるため（図 資 2-8）、自動車の燃費向上等により排出量が減少したと考えられます（図 資 2-9）。

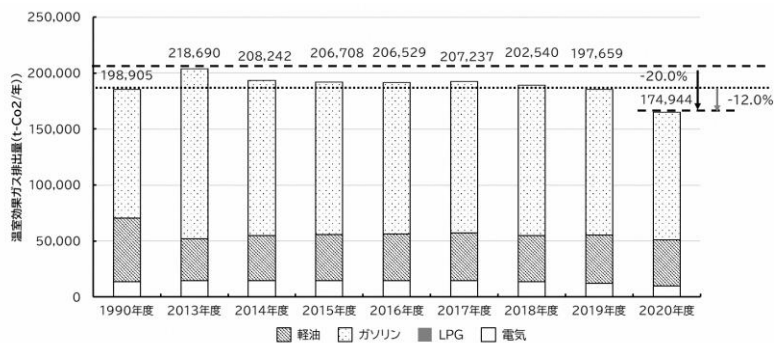


図 資 2-6 【運輸部門温室効果ガス排出量の推移(エネルギー別)】

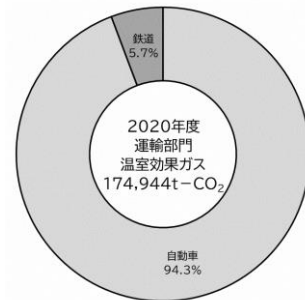


図 資 2-7 【運輸部門
2020 年度温室効果ガス
排出量の車種別内訳】

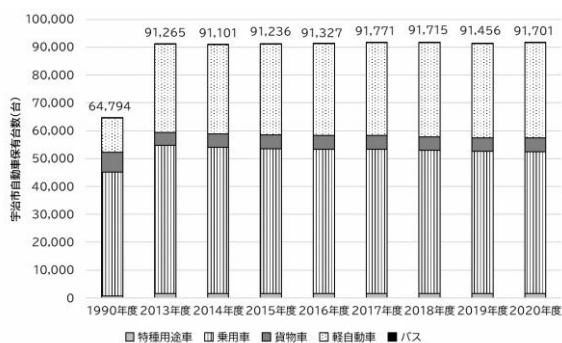


図 資 2-8 【宇治市自動車保有台数(車種別)】

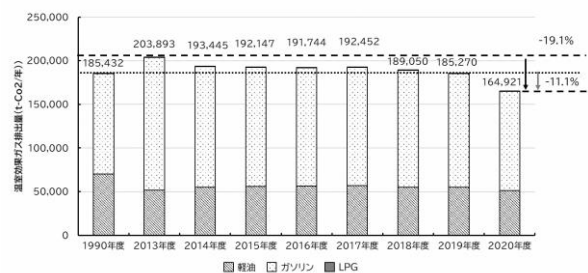
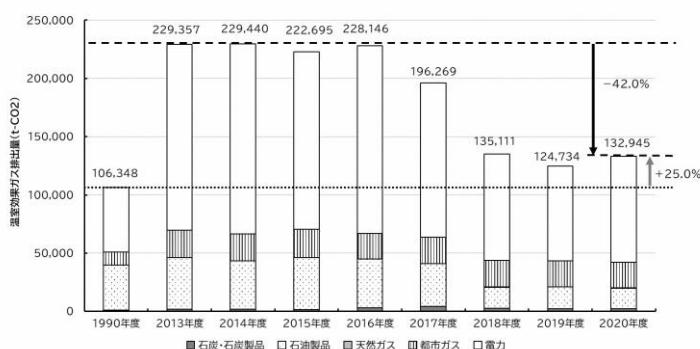


図 資 2-9 【自動車エネルギー別温室効果ガス排出量の推移】

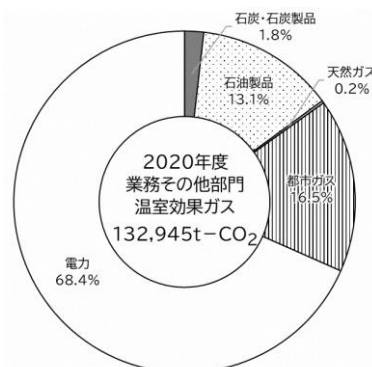
③ 業務その他部門

業務その他部門*の2020（令和2）年度における温室効果ガス*排出量は132,945t-CO₂であり、基準年度である2013（平成25）年度比で42.0%削減しています。また、前計画の基準年度である1990（平成2）年度比では25.0%増加しています。業務その他部門における温室効果ガス排出量は2016年以降減少傾向にあり、2013（平成25）年度から大きく減少しています（図資2-10）。

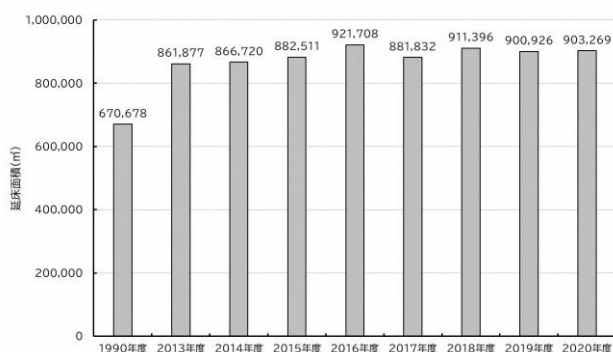
延床面積は1990（平成2）年度と比べると大幅に増加していますが、2013（平成25）年度以降は概ね横ばい傾向となっています（図資2-12）。業務その他部門においては、電気の使用による温室効果ガス排出が約7割を占めており（図資2-11）、電気の使用量及び電気の二酸化炭素排出係数*が、排出量の増減に影響していると考えられます（図資2-13）。



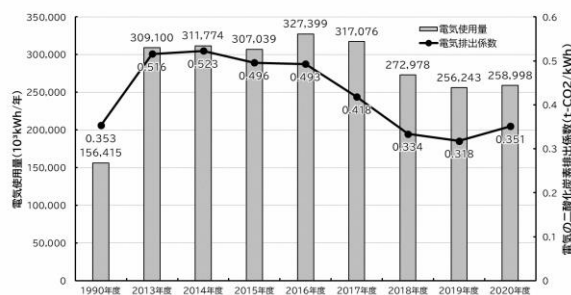
図資2-10 【業務その他部門温室効果ガス排出量の推移(エネルギー別)】



図資2-11 【業務その他部門2020年度温室効果ガス排出量のエネルギー別内訳】



図資2-12 【業務その他部門の延床面積の推移】



図資2-13 【業務その他部門の電気使用量及び二酸化炭素排出係数の推移】

④ 家庭部門

家庭部門の2020（令和2）年度における温室効果ガス*排出量は199,197t-CO₂であり、基準年度である2013（平成25）年度比で29.9%削減しています。また、前計画の基準年度である1990（平成2）年度比では35.7%増加しています。2013（平成25）年度以降減少傾向にあったものの、2020（令和2）年度は排出量が大きく増加しています（P資13図資2-14）。

家庭部門においても電気使用による温室効果ガス排出量が約7割を占めており（P資13図資2-15）、電気の使用量及び電気の二酸化炭素排出係数*が排出量の増減に影響していると考えられます（P資13図資2-16）。

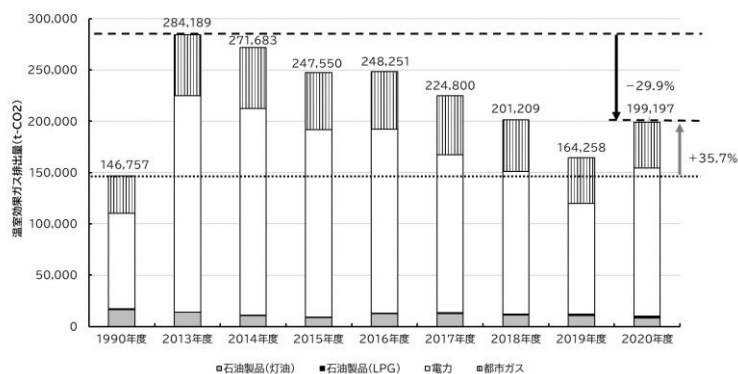


図 資 2-14 【家庭部門温室効果ガス排出量の推移(エネルギー別)】

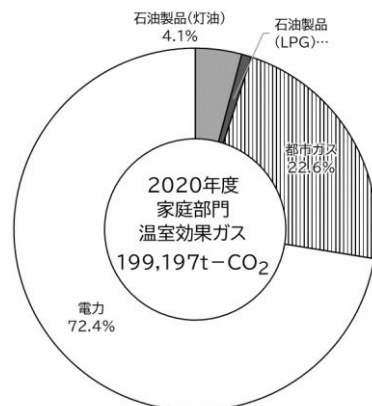


図 資 2-15 【家庭部門の電気使用量及び二酸化炭素排出係数の推移】

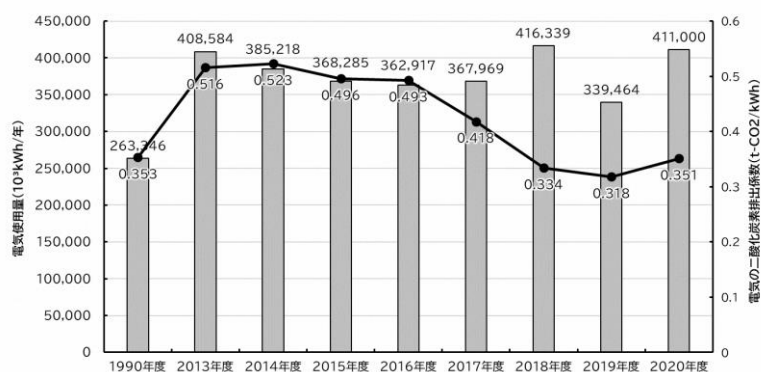


図 資 2-16 【家庭部門 2020 年度温室効果ガス排出量のエネルギー別内訳】

⑤ 廃棄物部門

廃棄物部門の 2020（令和 2）年度における温室効果ガス*排出量は 11,159t-CO₂ であり、基準年度である 2013（平成 25）年度比で 33.6%増加しています。また、前計画の基準年度である 1990（平成 2）年度比でも 9.0%増加しています（図 資 2-17）。

一般廃棄物処理量は 2013（平成 25）年度以降ほぼ横ばいがありますが、一般廃棄物内のプラスチックの割合が増加傾向にあり、廃棄物部門全体の温室効果ガス排出量増加につながっていると考えられます（図 資 2-18）。

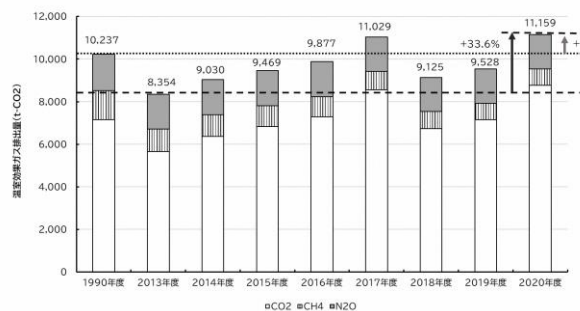


図 資 2-17 【廃棄物部門温室効果ガス排出量の推移(ガス別)】

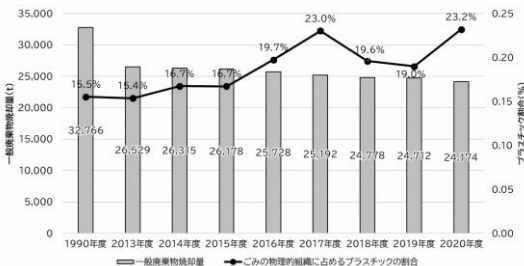


図 資 2-18 【一般廃棄物焼却量及びプラスチックの割合の推移】

(3) 温室効果ガス排出量の将来推計

① 現状趨勢ケース(BAU)における温室効果ガス排出量

✳ 推計方法

宇治市の 2020（令和 2）年度における温室効果ガス* 排出量に基づき、今後、追加的な施策を見込まないまま推移した場合、つまり、無対策の場合における排出量に当たる現状趨勢ケース*（BAU）の 2030（令和 12）年度及び 2050（令和 32）年度における将来推計を行いました。

推計は、環境省のマニュアルに基づき、温室効果ガス排出量と相関の高い人口等を活動量として設定し（資 2-6）、直近年度における温室効果ガス排出量に活動量の変化を乗じることで推計しました。

現状趨勢ケース(BAU)排出量＝直近年度の温室効果ガス排出量×活動量の変化率

$$\text{活動量の変化率} = \frac{\text{対象年度における活動量の推計値}}{\text{直近年度における活動量}}$$

表 資 2-6 【現状趨勢ケース排出量推計における活動量の推計方法】

部門			活動量	推計方法
産業	製造業		製造品出荷額等	現状維持とした
	建設業・鉱業		就業者数	過去の実績値の回帰分析により推計
	農林水産業		就業者数	過去の実績値の回帰分析により推計
業務その他部門			延床面積	過去の実績値の回帰分析により推計
家庭部門			世帯数	「第２期宇治市人口ビジョン」における人口ビジョンのとおりとした
運輸	自動車	旅客	貨物・旅客自動車台数	「第２期宇治市人口ビジョン」を踏まえた人口の変化率と等しいとした
		貨物	乗用車・軽自動車台数	過去の実績値の回帰分析により推計
	鉄道		人口	「第２期宇治市人口ビジョン」を踏まえた人口の変化率と等しいとした
廃棄物	一般廃棄物		一般廃棄物処理量	「第２期宇治市人口ビジョン」を踏まえた人口の変化率と等しいとした（一般廃棄物処理基本計画等の目標は見込まない）
	排水処理		衛生処理人口	「第２期宇治市人口ビジョン」を踏まえた人口の変化率と等しいとした

✳ 推計結果

2030（令和 12）年度における現状趨勢ケース（BAU）の温室効果ガス排出量は 847.3 千 t-CO₂、2050（令和 32）年度の排出量は 820.3 千 t-CO₂となり、基準年度である 2013（平成 25）年度と比較して、2030（令和 12）年度は 26.5%削減、2050（令和 32）年度は 28.8%削減する見込みとなりました（P 資 15 表 資 2-7）。

表 資 2-7 【温室効果ガスの将来推計結果(現状趨勢ケース(BAU))】

区分		温室効果ガス排出量 (実績値)(千 t-CO ₂)		現状趨勢ケース (推計値) (千 t-CO ₂)			
		基準年度 2013 (平成 25) 年度	現状年度 2020 (令和 2) 年度	2030(令和 12)年度		2050(令和 32)年度	
				排出量	2013 (平成 25) 年度比 増減率	排出量	2013 (平成 25) 年度比 増減率
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	411.8	341.3	340.0	-17.4%	339.6	-17.6%
	業務その他部門	229.4	132.9	135.8	-40.8%	139.0	-39.4%
	家庭部門	284.2	199.2	190.3	-33.0%	172.0	-39.5%
	運輸部門	218.7	174.9	170.5	-22.0%	160.1	-26.8%
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野	5.7	8.8	8.4	48.3%	7.6	34.0%
CO ₂ 合計		1,149.7	857.1	845.0	-26.5%	818.3	-28.8%
CH ₄		1.1	0.8	0.7	-30.8%	0.7	-37.5%
N ₂ O		1.6	1.6	1.5	-5.9%	1.4	-14.9%
温室効果ガス排出量		1,152.4	859.5	847.3	-26.5%	820.3	-28.8%

表 資 2-8 【エネルギー消費量の将来推計結果 (現状趨勢ケース(BAU))】

区分		エネルギー消費量 (実績値)(TJ)		現状趨勢ケース (推計値) (TJ)			
		基準年度 2013 (平成 25) 年度	現状年度 2020 (令和 2) 年度	2030(令和 12)年度		2050(令和 32)年度	
				消費量	2013 (平成 25) 年度比 増減率	消費量	2013 (平成 25) 年度比 増減率
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	4,890.8	4,637.5	3,926.0	-19.7%	3,919.7	-19.9%
	業務その他部門	2,251.5	1,659.6	1,694.7	-24.8%	1,734.4	-23.0%
	家庭部門	2,844.6	2,532.2	2,393.3	-15.9%	2,163.6	-23.9%
	運輸部門	3,126.4	2,544.9	2,472.1	-20.9%	2,322.7	-25.7%
合計		13,113.3	11,374.2	10,485.4	-20.0%	10,140.4	-22.7%

② 対策による削減見込量

✳ 電気の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量(2030(令和12)年度)

電気の二酸化炭素排出量係数*は、温室効果ガス*排出量に大きく影響を及ぼす項目の一つです。

国の「地球温暖化対策計画*」では、2030（令和12）年度の国全体の電気の二酸化炭素排出係数の目標値は0.25 kg-CO₂/kWhとされています。

宇治市で使用される電気の二酸化炭素排出係数も同様の0.25kg-CO₂/kWhに低減した場合、本計画の中期目標年度（2030（令和12）年度）において、117.3 千 t -CO₂の削減が見込まれます（表資2-9）。

**表 資 2-9 【電気の二酸化炭素排出係数の低減による
温室効果ガス排出量の削減見込み量(2030 年度)】**

部門 (電気を使用する 部門のみ)		①	②	③ = (①×②)	④	⑤ = (③-④)	2013 (平成 25) 年度比 削減率 (%)
		現状趨勢ケース 温室効果ガス 排出量 (千 t-CO ₂)	電力 比率 (%)	電気の使用に伴う 2030 (令和 12)年度温室効果ガス 排出量 (千 t-CO ₂)		削減見込量 (千 t -CO ₂)	
				現状の係数	係数低減後		
産業 部門	製造業	332.3	50.3	167.3	119.2	48.1	12.1
	建設業・鉱 業	6.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	農林水産業	1.5	6.4	0.1	0.1	0.0	5.5
業務その他部門		135.8	68.4	92.8	66.1	26.7	11.6
家庭部門		190.3	72.4	137.8	98.2	39.7	14.0
運輸 部門	鉄道	9.6	100.0	9.6	6.8	2.8	18.6
合計		675.6		407.6	290.3	117.3	10.2
電気の二酸化炭素 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)				0.351	0.250		

注) 1.各数値は、端数処理により合計値と一致しない場合がある。

2.①から⑤の数値の説明は以下のとおり。

- ①：現状趨勢ケース（BAU）の2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量
- ②：①の排出量のうち、電気の使用により排出される温室効果ガスの割合（2020（令和2）年度と同じ）
- ③：電気の使用による2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量（現状年度の電気排出係数 0.351kg-CO₂/kWhを使用）
- ④：電気の使用による2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量（2030（令和12）年度目標の電気排出係数 0.25 kg-CO₂/kWhを使用）
- ⑤：電気の二酸化炭素排出係数の低減により見込まれる削減量

● 国等と連携して進める各種エネルギー対策等による削減見込量(2030(令和12)年度)

国の削減目標「温室効果ガス排出量を2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比46%削減」の根拠として、「地球温暖化対策計画*」(2021(令和3)年10月閣議決定)では、地方公共団体や事業者などと連携して進める各種対策について、削減見込量の推計が行われています。

それらについて、宇治市における2020(令和2)年度以降の二酸化炭素排出量の削減見込量を推計した結果、2030(令和12)年度における温室効果ガス*削減見込量は、95.9千t-CO₂であり、2013(平成25)年度比で8.3%の削減となります(表 資2-10)。

表 資2-10 【国等と連携して進める対策による削減見込量(対策実施ケース：部門別)】

部門		主な対策	2030 (令和12)年度 削減見込量 (千t-CO ₂)	2030 (令和12)年度 削減見込量 (TJ)
産業 部門	製造業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	35.5	615.4
		業種間連携省エネルギーの取組促進	0.1	1.3
		燃料転換の推進	0.3	0.0
		FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.2	3.9
	建設業・ 鉱業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入推進	0.0	0.2
業務その他部門		建築物の省エネルギー化	5.2	80.9
		高効率な省エネルギー機器の普及・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	1.1	89.5
		BEMSの活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	2.1	40.4
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.0	0.8
		廃棄物処理における取組(エネルギー起源CO ₂)	0.1	0.6
家庭部門		住宅の省エネ化	8.4	133.0
		高効率な省エネルギー機器の普及	3.8	154.6
		トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	3.0	70.8
		HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	6.9	108.2
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.2	6.4
運輸部門		次世代自動車の普及、燃費改善	23.2	331.0
		公共交通機関及び自転車の利用促進	1.1	0.0
		鉄道分野の脱炭素化	0.0	0.0
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	2.6	37.5
廃棄物分野		廃棄物焼却量の削減	2.2	
2030(令和12)年度 合計			95.9	1,674.6
2013(平成25)年度比削減率			8.3%	12.8%

注) 1. 国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」に基づき、市域における削減効果を算定している。

2. 端数処理により、合計値と一致しない場合がある。

● 2050(令和 32)年脱炭素社会実現に向けた対策

「2050 年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」(2021 (令和 3) 年、国立環境研究所 AIM プロジェクトチーム) では、2050 (令和 32) 年脱炭素社会を実現するための技術・社会変容を見込んだ場合(脱炭素シナリオ*)の部門別エネルギー消費量及びエネルギー構成について、2018 (平成 30) 年から 2050 (令和 32) 年の推移が示されています。

それら部門ごとのエネルギー消費量の変化を踏まえることで、脱炭素シナリオにおける 2050 (令和 32) 年のエネルギー消費量を推計した結果、宇治市におけるエネルギー消費量は 4,878.7TJ となり、2013 (平成 25) 年度比で 40.1%の削減となります(表 資 2-11、図 資 2-19)。

表 資 2-11 【2050 年脱炭素社会実現に向けた対策による削減見込量(2050 年)】

部門・分野			2013 (平成 25)年度 エネルギー 消費量 (TJ)	①	②	③ = ①×②	④ = ①-③	2013 (平成 25) 年度比 削減率 (%)
				現状趨勢 エネルギー 消費量 (TJ)	エネルギー 消費量 変化率 (%)	脱炭素シナリオ エネルギー 消費量 (TJ)	対策による 削減 見込量 (TJ)	
産業部門			4,890.8	3,919.7	65.1	2,552.6	1,367.0	28.0
業務その他部門			2,251.5	1,734.4	49.2	853.7	880.7	39.1
家庭部門			2,844.6	2,163.6	48.4	1,047.5	1,116.1	39.2
運 輸 部 門	自動車	旅客	2,216.8	1,434.9	10.1	144.6	1,290.2	58.2
		貨物	805.4	798.5	29.0	231.6	566.9	70.4
	鉄道		104.2	89.3	54.5	48.7	40.6	39.0
合 計			13,113.3	10,140.4		4,878.7	5,261.6	40.1

注) 1.「②エネルギー消費変化率」は「2050 年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」に示される部門別エネルギー消費量の推移から算出した。

2.端数処理の関係から、合計等と一致しない場合がある。

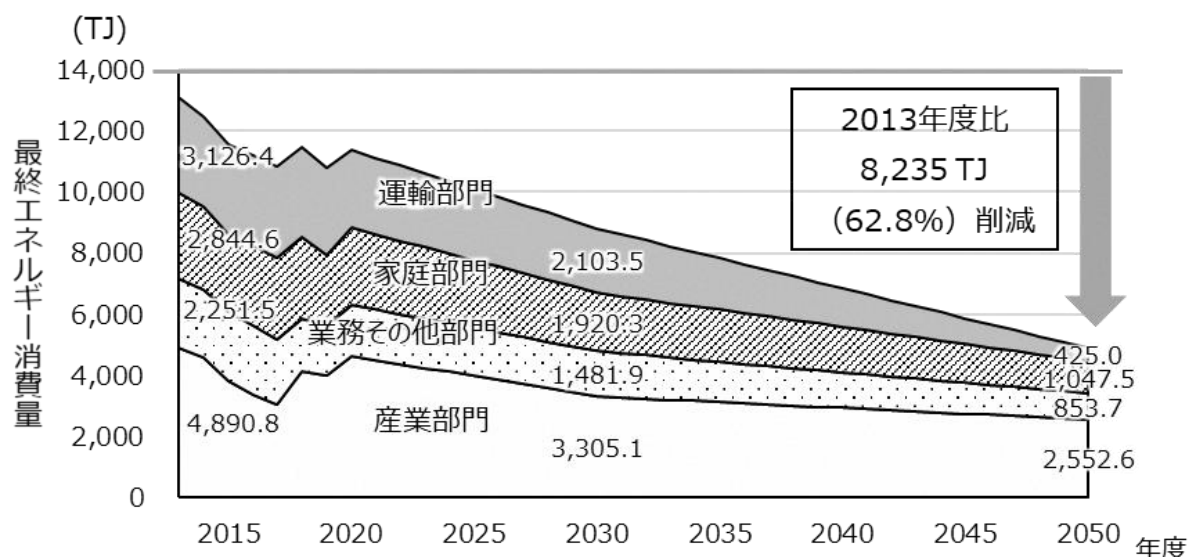


図 資 2-19 【エネルギー消費量(脱炭素シナリオ)の推移】

③ 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

● 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

環境省は 2020（令和 2）年 6 月に、ウェブサイト「再生可能エネルギー情報提供システム*」（以下、「REPOS」といいます。）を開設し、全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル*情報等を提供しています。

REPOS において、「導入ポテンシャル」とは、「賦存量の内、エネルギー採取・利用に関する種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）により利用できないものを除いた推計時点のエネルギーの大きさ（kW）または量（kWh 等）」と定義付けられています。

なお、REPOS の太陽光発電*ポテンシャルにはソーラーカーポート*は含まれていません（図 資 2-20）。

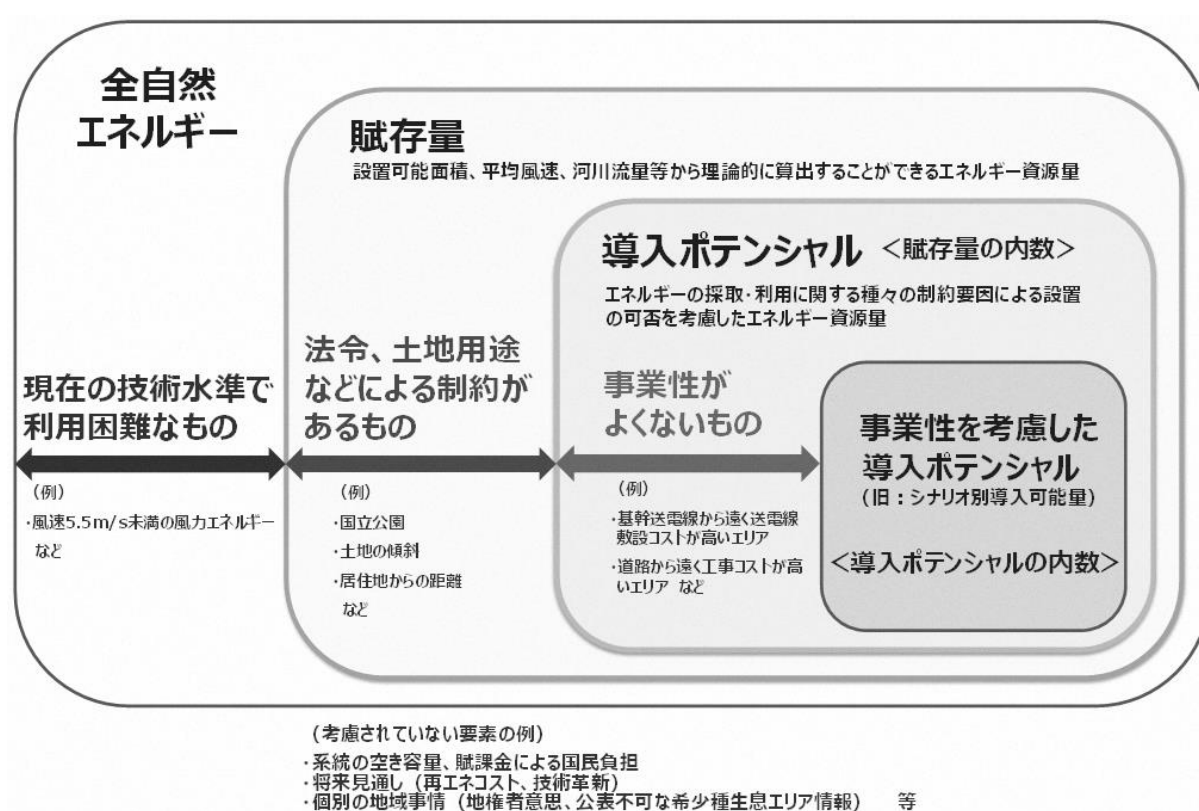


図 資 2-20 【REPOS における導入ポテンシャルの定義】

出典：我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル（環境省）

(<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/doc/gaiyou3.pdf>)

● 導入ポテンシャル推計方法の概要

➤ 太陽光(建物系)

太陽光（建物系）は、「官公庁」、「病院」、「学校」、「戸建住宅」、「集合住宅」、「工場・倉庫」、「その他建物」、「鉄道駅」を対象とし、GIS 情報より取得したポリゴン面積に係数を乗じて設置可能面積を算出し、さらに設置密度を乗じることで、導入ポテンシャルを推計しています。（図 資 2-21）

全国で 45,521 万 kW（59,853 万 kWh/年）の導入ポテンシャルが見込まれています。

➤ 太陽光(土地系)

太陽光(土地系)は、「最終処分場/一般廃棄物」、「耕地/田・畑」、「荒廃農地/再利用可能・再利用困難」、「水上/ため池」を対象とし、算定元データに係数を乗じて設置可能面積を算出し、さらに設置密度を乗じることで、導入ポテンシャルを推計しています(図 資 2-21)。

全国で 100,984 万 kw (127,736 万 kWh/年) の導入ポテンシャルが見込まれています。

太陽光発電* (土地系) の推計方法では除外条件があり、浸水想定区域(洪水) 浸水深 1.0m以上等のエリアはポテンシャルから除外されています。

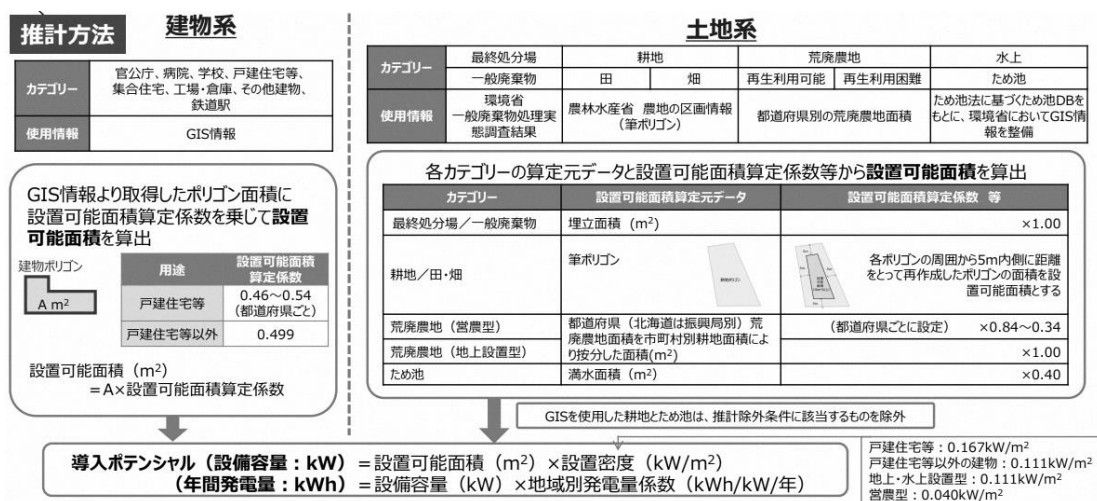


図 資 2-21 【太陽光発電(建物系・土地系)の推計方法】

出典：我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル 概要資料導入編 (環境省)
https://naso.jp/potential&fit/renewable_ene_potential/potential_gaiyou.pdf

➤ 風力電力(陸上)

500mメッシュ単位で高度 80mにおける風速が 5.5m/s 未満を除き、設置可能面積を算出し、単位面積当たりの設備容量を乗じることで導入ポテンシャルを推計しています。

全国で 48.4 万 kw (126.2 万 kWh/年) の導入ポテンシャルが見込まれています。

➤ 太陽熱

建物区分ごとに設置係数を設定し、500mメッシュ単位の太陽熱の利用可能熱量と給湯熱需要量を算出・比較し、より小さい推計結果を導入ポテンシャルとして採用しています。

全国で 1,071PJ の導入ポテンシャルが見込まれています。

➤ 地中熱

採熱可能面積や地質ごとの採熱率等を設定し、500mメッシュ単位の地中熱の利用可能量と冷暖房熱需要量を算出・比較し、より小さい推計結果を導入ポテンシャルとしています。

全国で 5,050PJ の導入ポテンシャルが見込まれています。

● 宇治市の導入ポテンシャル

➤ REPOS における宇治市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

REPOS * において、宇治市の再生可能エネルギー種別導入ポテンシャルは、太陽光発電 * 481.1MW (624,919.9MWh)、風力（陸上風力）32.5MW (61,919.9MWh)、太陽熱 1,136.5TJ、地中熱 6,401.3TJ の導入ポテンシャルが見込まれています（表 資 2-12）。

なお、木質バイオマス*については、導入ポテンシャルは公開されていませんが、賦存量として、発電換算で 0.2MW (1,831.0MWh) が見込まれています。

表 資 2-12 【宇治市における再生可能エネルギー種別導入ポテンシャル】

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	431.7	MW
	土地系	49.3	MW
	合計	481.1	MW
風力	陸上風力	32.5	MW
中小水力	河川部	0.0	MW
	農業用水路	0.0	MW
	合計	－	MW
再生可能エネルギー（電気）合計		513.6	MW
		685,946.0	MWh/年
太陽熱		1,136.5	TJ/年
地中熱		6,401.3	TJ/年
再生可能エネルギー（熱）合計		7,537.9	TJ/年

※地中熱は2019(令和元)年度推計、その他は2022(令和4)年度推計に基づき
 ※木質バイオマスの導入ポテンシャルは現段階では未公開

自治体再生可能エネルギー情報カルテ（環境省）(https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/karte_overview.html?tool=promotion&pref=26&city=26204) より作成

建物系では「戸建住宅等」で 318,929.1MWh/年、「その他建物」で 165,962.4MWh/年と太陽光発電導入ポテンシャルが大きくなっています。

土地系では「荒廃農地（再生利用困難）」で 49,010.3MWh/年、「畑」で 12,113.7MWh/年と太陽光発電導入ポテンシャルが大きくなっています（表 資 2-13）。

表 資 2-13 【宇治市における区分別太陽光発電導入ポテンシャル】

中区分	小区分		導入ポテンシャル	
			(MW)	(MWh/年)
建物系	官公庁		5.2	6,720.2
	病院		3.2	4,153.6
	学校		13.8	17,893.2
	戸建住宅等		244.8	318,929.1
	集合住宅		14.3	18,471.3
	工場・倉庫		22.0	28,481.7
	その他建物		128.1	165,962.4
	鉄道駅		0.3	395.6
	小計		431.7	561,007.2
土地系	最終処分場	一般廃棄物	0.0	0.0
	耕地	田	1.3	1,642.0
		畑	9.4	12,113.7
	荒廃農地	再生利用可能(営農)	0.9	1,146.7
		再生利用困難	37.8	49,010.3
	ため池		0.0	0.0
	小計		49.3	63,912.7
合計			481.1	624,919.9

自治体再エネ情報カルテ（環境省）(https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/karte_overview.html?tool=promotion&pref=26&city=26204)より作成

➤ 太陽光導入ポテンシャルから除外する地区

宇治市では国定公園区域、風致地区区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、史跡及び名勝の区域、重要文化的景観区域、近郊緑地保全区域の一部については「宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」で太陽光発電*施設の設置に関して制限があることから、再生可能エネルギー*導入ポテンシャルからは除いて考えるものとします。ちなみに、自然公園区域（国定公園）、鳥獣保護区（国指定）などは一律に除外すべき区域（温対法*施行規則第五条の二第1項第1号）としてREPOS*の再生可能エネルギー導入ポテンシャルの除外区域となっています（表 資 2-14）。

表 資 2-14 【太陽光導入ポテンシャル除外区分】

区分	範囲
近郊緑地保全区域	市街化区域及び市街化調整区域の境界線から水平距離 25m以内
重要文化的景観区域	宇治の文化的景観選定区域

以上を踏まえ、宇治市における再生可能エネルギー*の導入を太陽光発電*設備の設置を中心に木質バイオマス*も利用すると考えると、再生可能エネルギー導入ポテンシャルは 2,201.3TJ（469.7MW）となります（表 資 2-15）。

表 資 2-15 【宇治市における再生可能エネルギーのポテンシャル量(発電)】

再生可能エネルギー		ポテンシャル	
		導入量 (MW)	発電エネルギー量 (TJ/年)
太陽光	建物系	431.7	2,019.6
	土地系	37.8	176.4
バイオマス	木質バイオマス	0.2	5.3
合計		469.7	2,201.3

● 再生可能エネルギー導入量

宇治市における将来的な再生可能エネルギーの必要量を把握するため、エネルギーの内訳を推計しました。2030（令和 12）年度のエネルギー消費構成は、2020（令和 2）年度と同様と考え、また、2050（令和 32）年のエネルギー消費構成は、「2050 年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」（2021（令和 3）、国立環境研究所 AIM プロジェクトチーム）に示される 2050（令和 32）年の部門別エネルギー消費構成に基づき設定しました。

その結果、2030（令和 12）年度のエネルギー消費量（脱炭素シナリオ*）8,810.8TJ のうち、電力が 3,275.5TJ、電力以外は 5,535.2TJ となりました（表 資 2-16）。この電力による消費エネルギー量が再生可能エネルギーに転換可能なエネルギーと考えられます。

表 資 2-16 【宇治市における脱炭素シナリオでの温室効果ガス排出量】

項目	2030（令和 12）年		2050（令和 32）年	
	エネルギー消費量 (TJ)	温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂)	エネルギー消費量 (TJ)	温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂)
エネルギー消費量（脱炭素シナリオ）	8,810.8	631.7	4,878.7	271.5
うち電力	3,275.5	227.5	3,555.6	246.9
うち電力以外	5,535.2	404.3	1,323.1	24.5

また、再生可能エネルギーの導入量について、現状のまま導入が推移した場合（低位ケース）、再生可能エネルギーをポテンシャルに基づき最大限導入した場合（最大限導入ケース）にわけ、毎年一定量の導入を推進した場合の再生可能エネルギー量を推計しました。

推計の結果、現状（低位ケース）のままで、2030（令和 12）年度において 2013（平成 25）年度比 46%削減を達成するために必要な再生可能エネルギーによるエネルギー量が不足すると推計されます。このため、目標達成のためには、これまで以上に再生可能エネルギーの導入を推進し、最大限導入ケース並みの導入を図っていく必要があります。

■再生可能エネルギーの導入ケース

最大限導入ケース：再生可能エネルギーをポテンシャルに基づき最大限導入した場合
 低位ケース：現状の FIT 導入量の推移で再生可能エネルギーの導入が進んだ場合

表 資 2-17 【再生可能エネルギー導入ケース別の削減見込量】

項目		2030（令和 12）年		2050（令和 32）年	
		エネルギー消費量（TJ）	CO ₂ 排出量（千 t-CO ₂ ）	エネルギー消費量（TJ）	CO ₂ 排出量（千 t-CO ₂ ）
エネルギー消費量（脱炭素シナリオ）		8,810.8	631.7	4,878.7	271.5
うち電力		3,275.5	227.5	3,555.6	246.9
削減見込量	最大限導入ケース	777.6	54.0	2,201.3	152.9
	低位ケース	180.4	12.5	266.6	18.5

最大導入ケースにおける太陽光パネルの設置面積を、各メーカーのパネル面積あたりの発電量から推計すると（表 資 2-18）、2030（令和 12）年度で 81.9ha、2050（令和 32）年度で 232.0ha となります（表 資 2-19）。

表 資 2-18 【各メーカーのパネル面積あたりの発電量】

メーカー	1m ² あたりの発電量（kW/m ² ）
国内企業 A	0.203
国内企業 B	0.202
平均	0.203

表 資 2-19 【最大限導入ケースにおける目標年度の太陽光パネル設置面積の推計】

	再生可能エネルギー（MW）	パネル面積（m ² ）	パネル面積（ha）
2030 年度	165.9	819,259	81.9
2050 年度	469.7	2,319,506	232.0

※宇治市の面積 67.54 平方キロメートル（6,754ha）

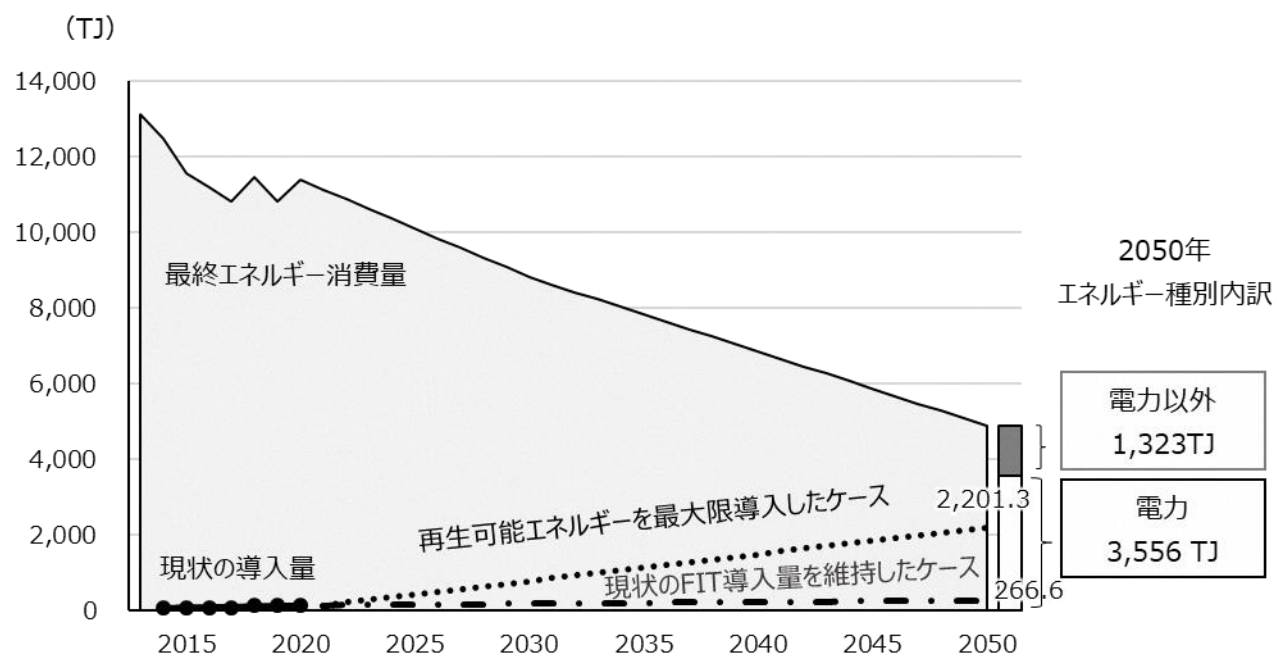


図 資 2-22 【導入ケース別の再生可能エネルギー導入量の推移】

✿ 2030(令和 12)年度における温室効果ガス排出量

2030（令和 12）年までに再生可能エネルギー*を最大限導入した場合（最大限導入ケース）の 2030（令和 12）年度におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス*排出量は以下のとおりとなります（表 資 2-20）。

表 資 2-20 【エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の削減見込(対策実施(最大限導入ケース))】

		エネルギー消費量 (TJ)	CO ₂ 排出量 (千 t -CO ₂)
現状趨勢ケース（BAU）		10,485.4	847.3
削減項目	電力排出係数の低減	注)1_	-117.3
	国等との連携による削減対策	-1,674.6	-95.9
	再生可能エネルギーの導入	注)2 (-777.6)	-54.0
合計		8,810.8	580.0
2013 年度比削減率		32.8%	49.7%

注) 1.「電気の二酸化炭素排出係数の低減」について、電力消費量は変わらないため、エネルギー消費量は変動しない。

2.「再生可能エネルギーの導入」について、消費するエネルギー量は変わらないため、再生可能エネルギーの発電により得られるエネルギーは削減量に含めない。

✿ 2050(令和 32)年度における温室効果ガス排出量

2050（令和 32）年までに再生可能エネルギーを最大限導入した場合（最大限導入ケース）の 2050（令和 32）年度におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は以下のとおりとなります（表 資 2-21）。

表 資 2-21 【エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の削減見込(対策実施(最大限導入ケース))】

		エネルギー消費量 (TJ)	CO ₂ 排出量 (千 t -CO ₂)
現状趨勢ケース（BAU）		10,140.4	820.3
削減項目	電力排出係数の低減	注)1_	-
	国等との連携による削減対策	-	-
	2050 年脱炭素社会実現に向けた対策	-5,261.6	-543.0
	エネルギー分野 非エネルギー分野	-5,261.6	-539.2
		-	-3.8
	再生可能エネルギーの導入	注)2(-2201.3)	-152.9
合計		4,878.7	124.4
2013 年度比削減率		62.8%	89.2%

注) 1.「電気の二酸化炭素排出係数の低減」について、電力消費量は変わらないため、エネルギー消費量は変動しない。

2.「再生可能エネルギーの導入」について、消費するエネルギー量は変わらないため、再生可能エネルギーの発電により得られるエネルギーは削減量に含めない。

④ 森林による温室効果ガス吸収量の将来推計

宇治市における森林による温室効果ガス*吸収量を京都府の森林吸収量から森林面積を用いて算出しました。

宇治市における2020（令和2）年度の森林吸収量*は、4.7千t-CO₂となります（図 資2-23）。

また、2030（令和12）年度及び2050（令和32）年度の森林吸収量は、森林の活用と保全の取組を推進することで現状の森林吸収量の維持に努めることとします。

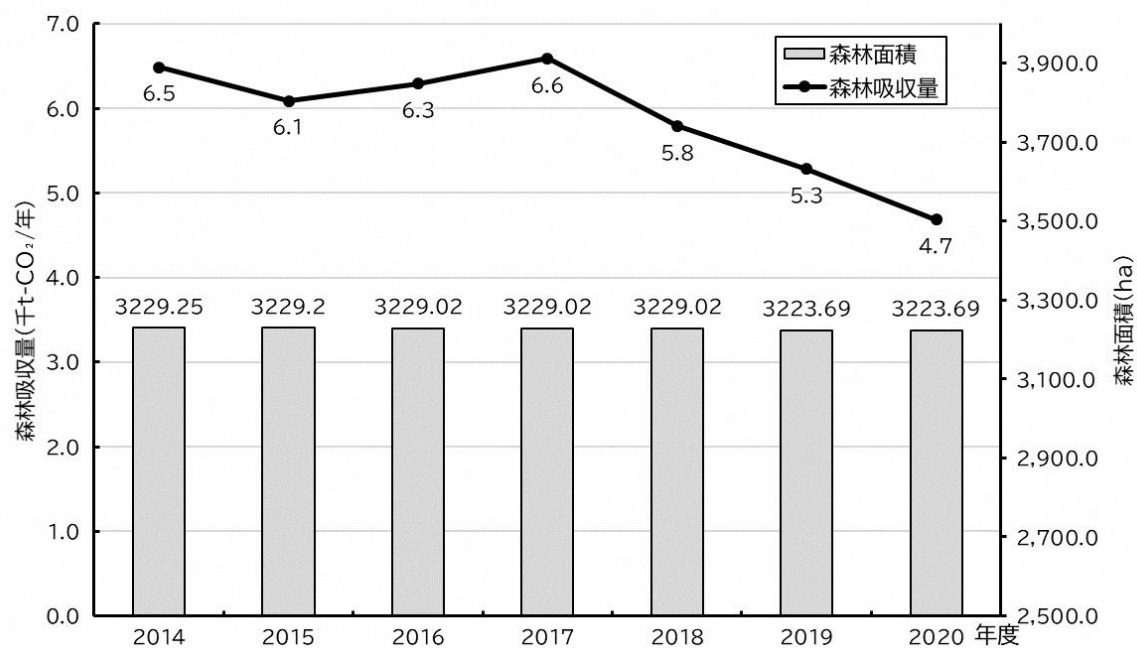


図 資2-23 【宇治市の森林吸収量・森林面積の推移】

3 アンケート調査結果

(1) 市民アンケート

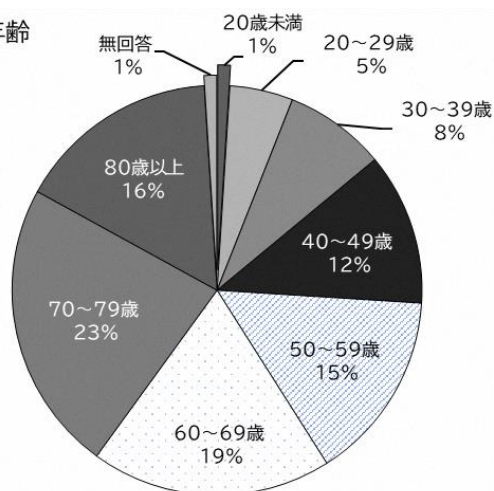
① 調査概要

項目	市民アンケート
対象	市民 3,000 人 ※18 歳以上の市民から無作為抽出
調査方法	直接郵送(回答は郵送または WEB)
調査期間	令和 5 年 7 月 21 日(金)～令和 5 年 8 月 10 日(木) ※調査終了後も一定期間回答を受付
回収数	955 人(31.8%) うち Web 回答(102 人)

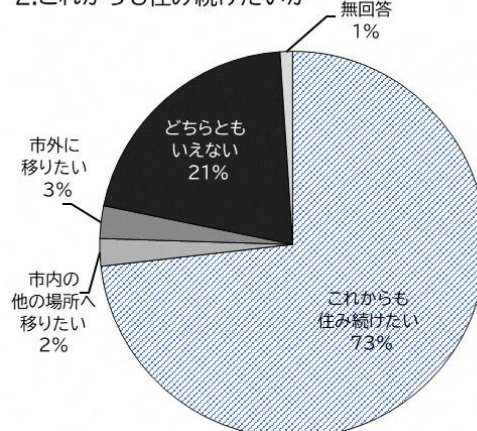
② 市民アンケート調査結果

【回答者の属性】

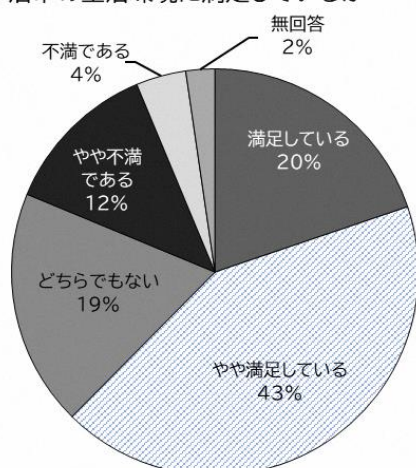
1. 年齢



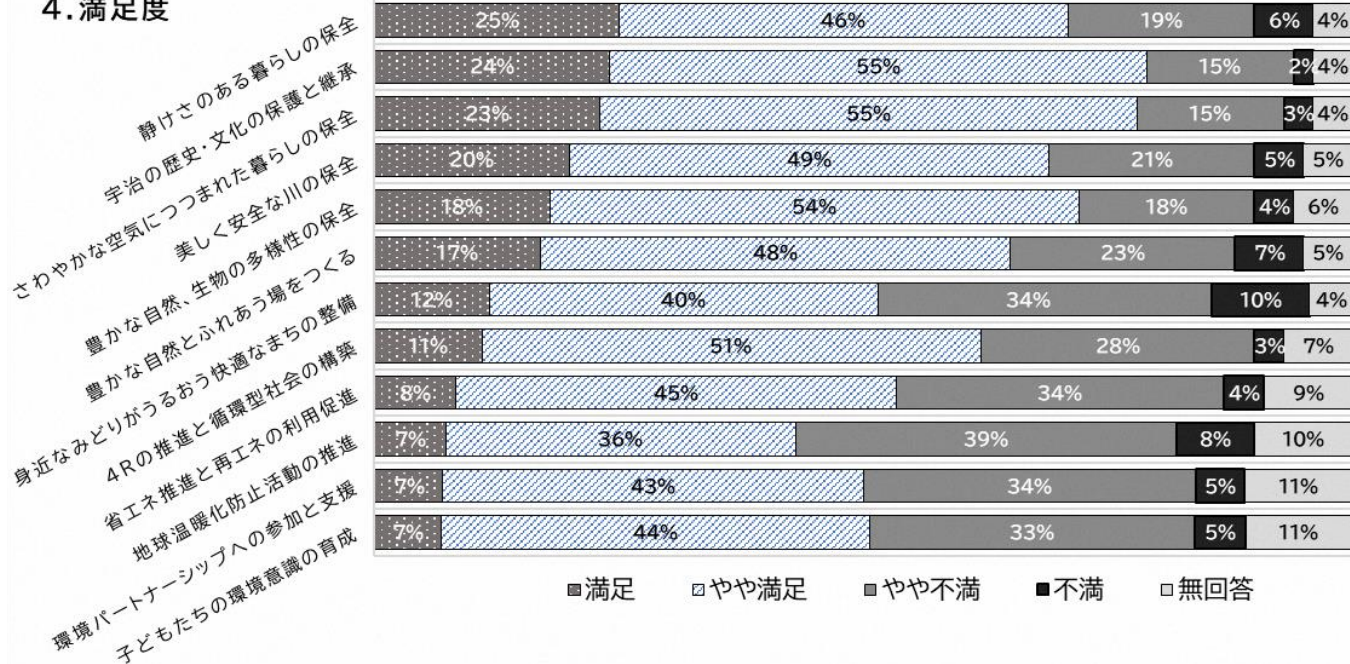
2. これからも住みたいか



3. 宇治市の生活環境に満足しているか

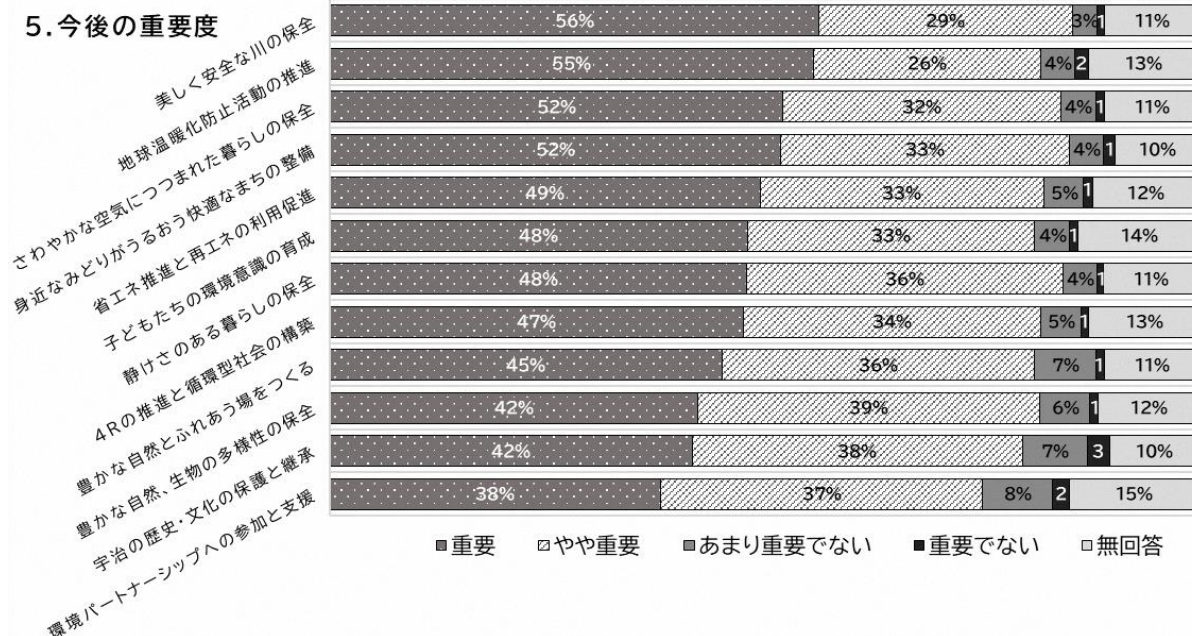


4. 満足度



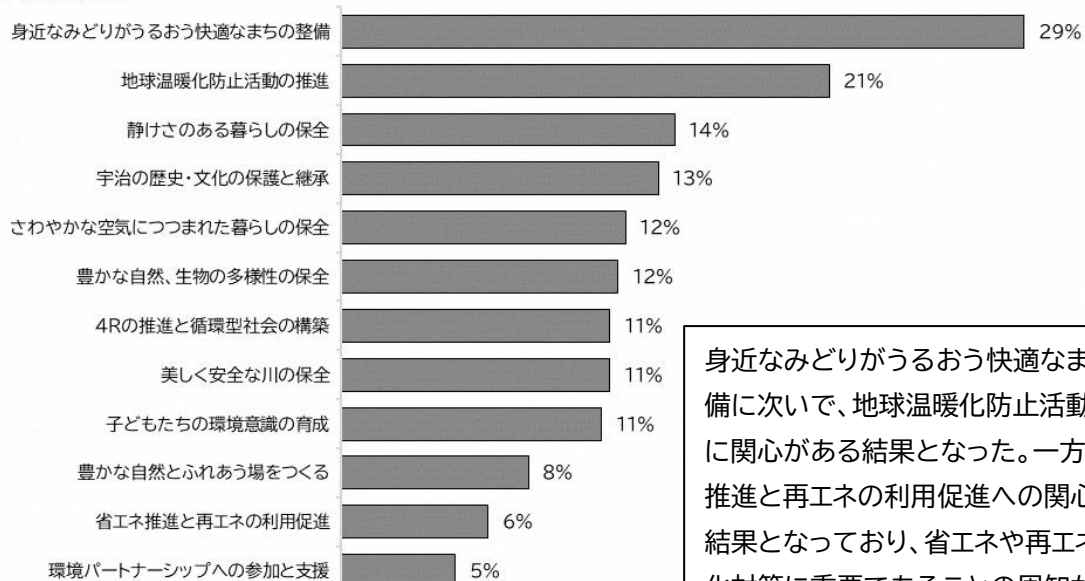
歴史・文化のまちとしての取組に 79%が満足している反面、温暖化をはじめとした取組に関しては不十分さを感じており、今後はこれらへの取組の強化が必要。

5. 今後の重要度



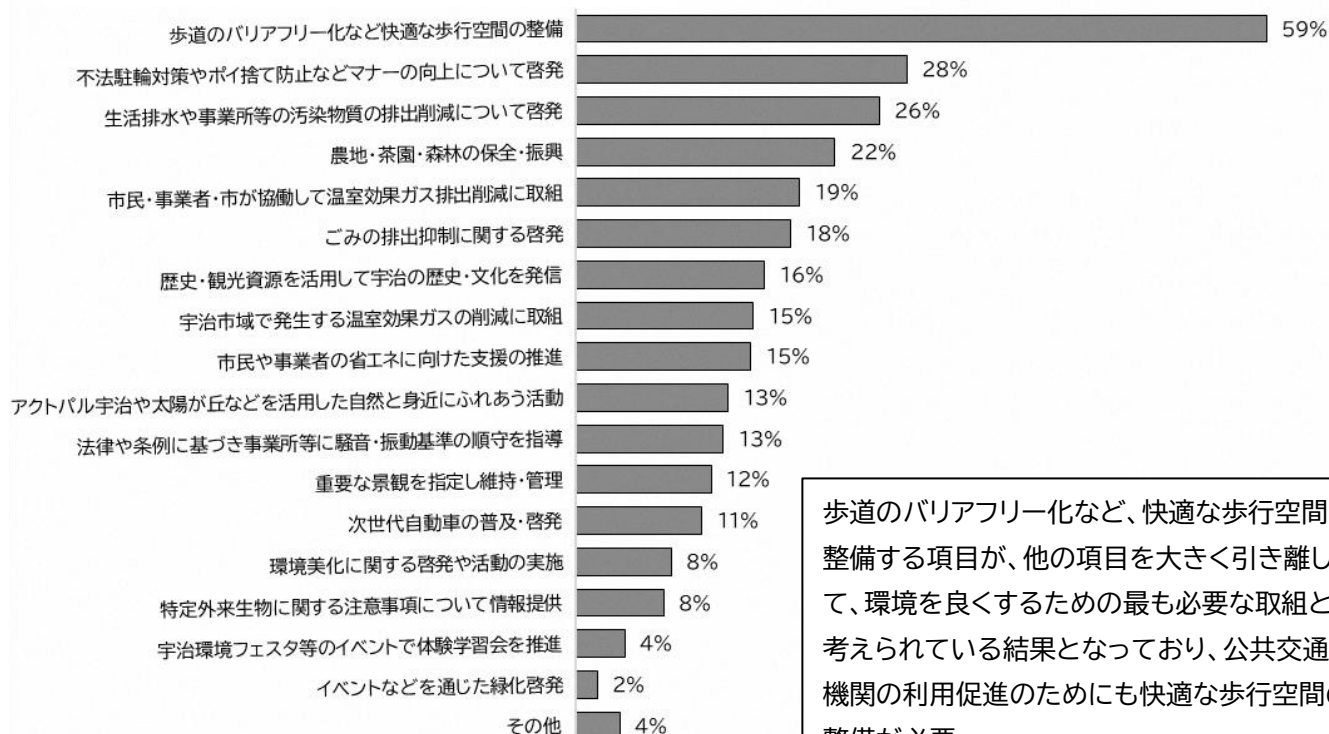
多くの項目において「重要」「やや重要」の合計が 80%を超えていることから、市民の都市環境・生活環境などに対する意識の高さがうかがえる。また、温暖化防止活動については、現状に満足していないが、重要であると認識している市民が多い結果となっており、今後はこれらへの取組の強化が必要。

6.関心がある項目



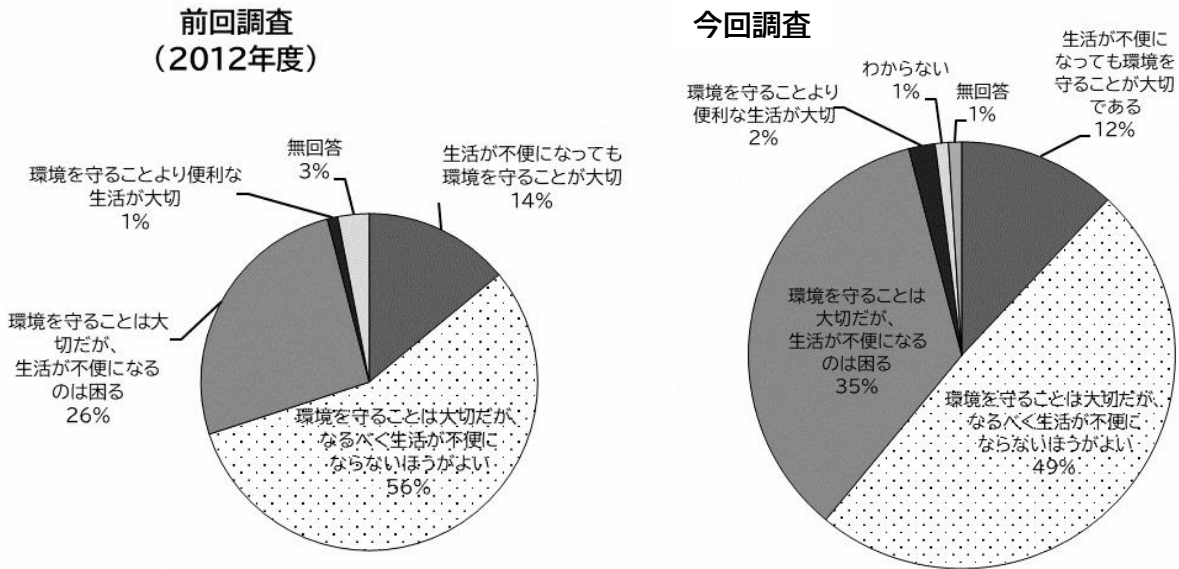
身近なみどりがうるおう快適なまちの整備に次いで、地球温暖化防止活動の推進に関心がある結果となった。一方、省エネ推進と再エネの利用促進への関心は低い結果となっており、省エネや再エネが温暖化対策に重要であることの周知が必要。

7.環境を良くするために必要な取組



歩道のバリアフリー化など、快適な歩行空間を整備する項目が、他の項目を大きく引き離して、環境を良くするための最も必要な取組と考えられている結果となっており、公共交通機関の利用促進のためにも快適な歩行空間の整備が必要。

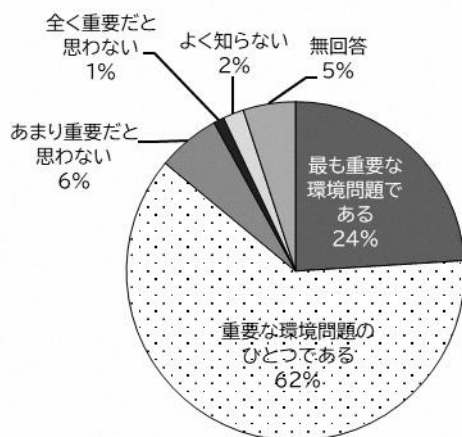
8.環境を守ることについての考え方



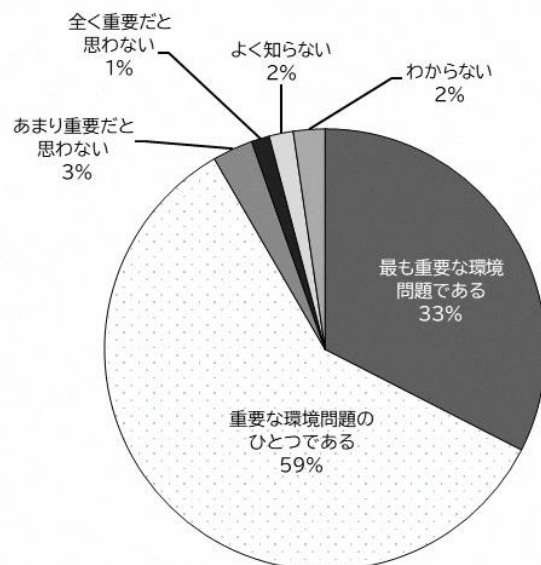
前回調査時に比べて、「生活が不便になるのは困る」と回答された方が増えている。そのような中、いかに生活の質を下げることなく、環境を守るための施策をしていくことが必要。

9.地球温暖化問題に対する考え方

前回調査 (2012年度)

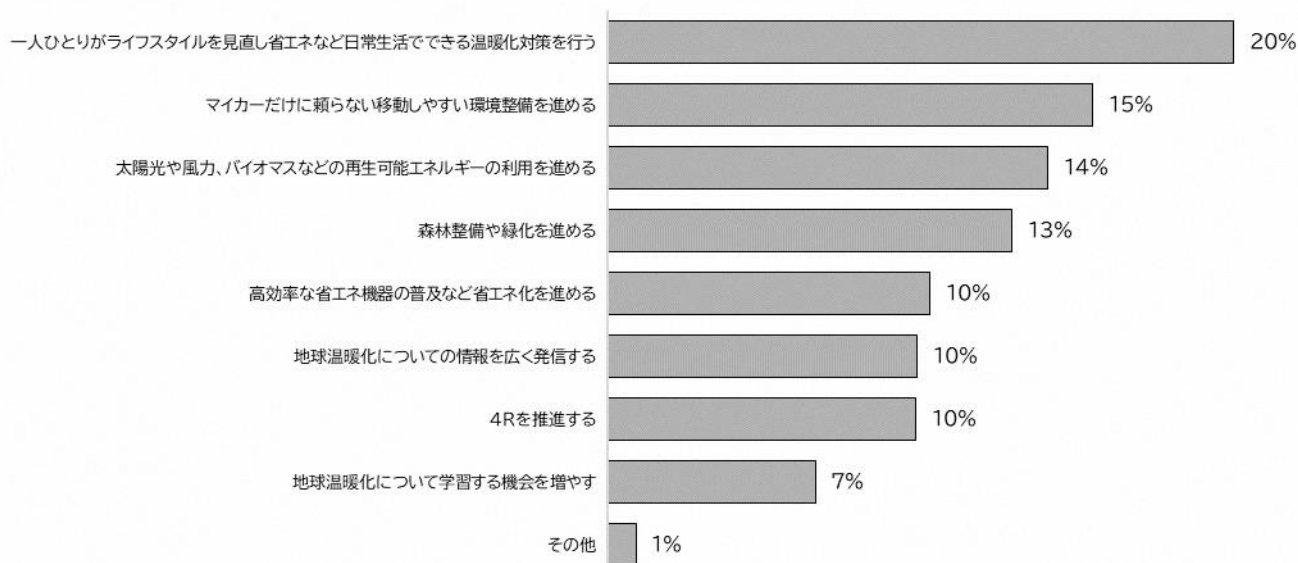


今回調査



前回調査時に比べて、「最も重要な環境問題である」「重要な環境問題のひとつである」を合わせた回答が86%から92%に増加し、地球温暖化問題に対する市民の関心が高くなっており、また同時に解決すべき大きな環境問題のひとつとなっている。

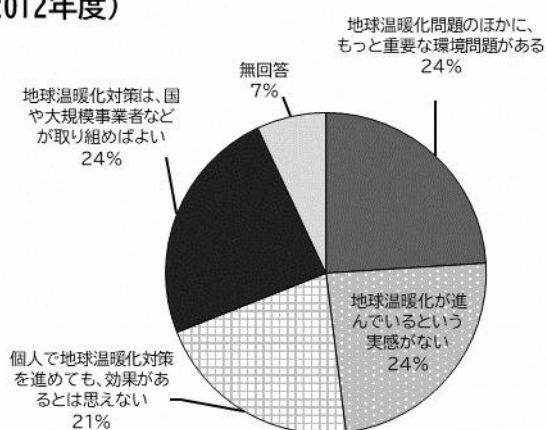
10. 地球温暖化問題に対する考え方で「最も重要な環境問題である」「重要な環境問題のひとつである」を選んだ回答者が地球温暖化防止のためには、どのような取り組みが必要だと思うか(複数回答)



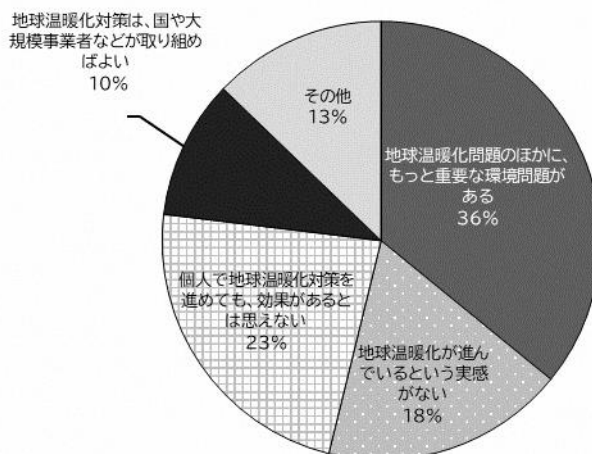
地球温暖化問題が重要と回答した方は、一人ひとりのライフスタイルの見直し、日常生活でできる温暖化対策が最も必要な取組と考えているが、その割合は2割程度となっており、温暖化対策における市民の機運の向上が必要。

11. 地球温暖化問題に対する考え方で「あまり重要だと思わない」「全く重要だと思わない」を選んだ回答者の選択理由

前回調査
(2012年度)

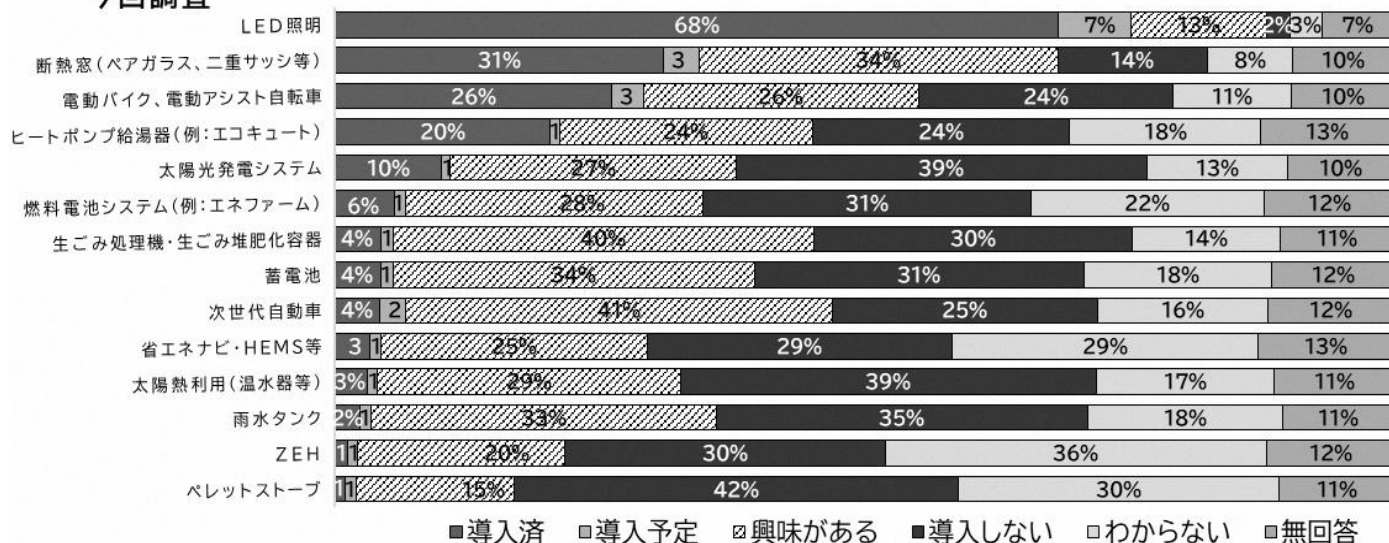


今回調査

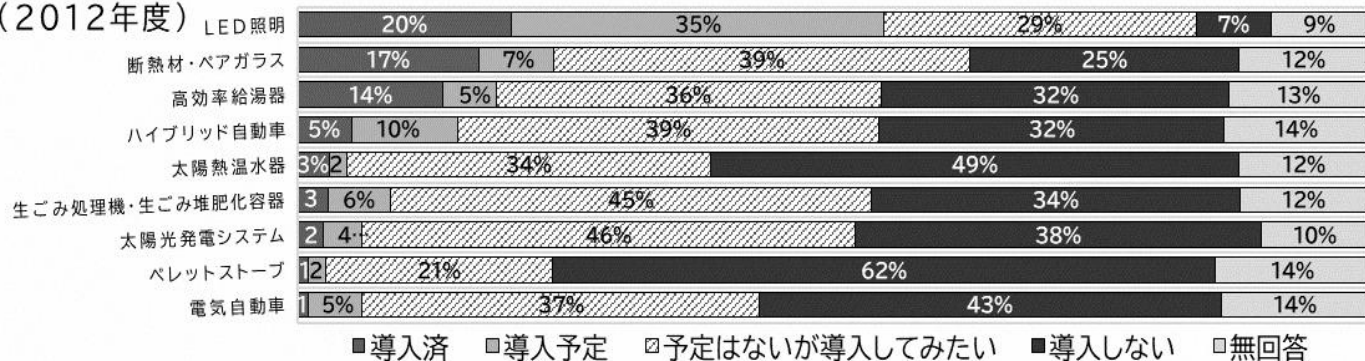


前回調査時と比べて、「地球温暖化対策は、国や大規模事業者などが取り組めばよい」が14%減少しており、地球温暖化問題が重要でないと考えている方でも、温暖化対策は一人ひとりが取り組むなど、小さな単位での取組が重要と考えている。

12. 自宅への省エネ設備等の導入状況について、あてはまるものはどれか 今回調査

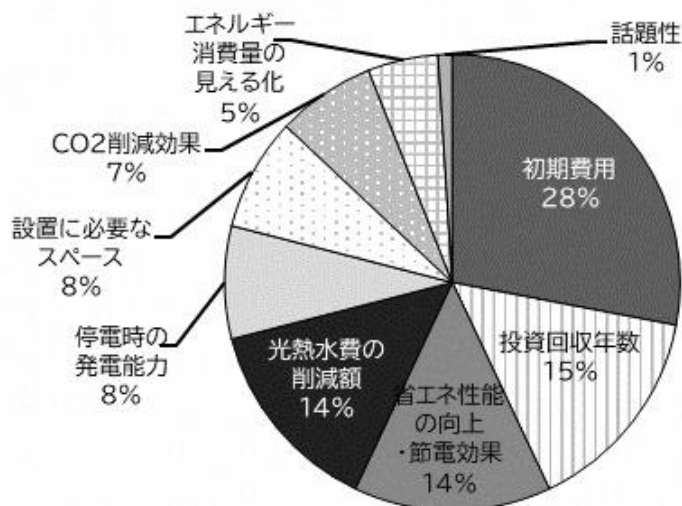


前回調査 (2012年度)



前回調査時と比べて、「LED 照明」を導入している割合は大きく増加し、同様に「断熱窓」の導入も増加しているが、「太陽光発電システム」など、より費用がかかる省エネ設備等は普及が難しいことが伺える。

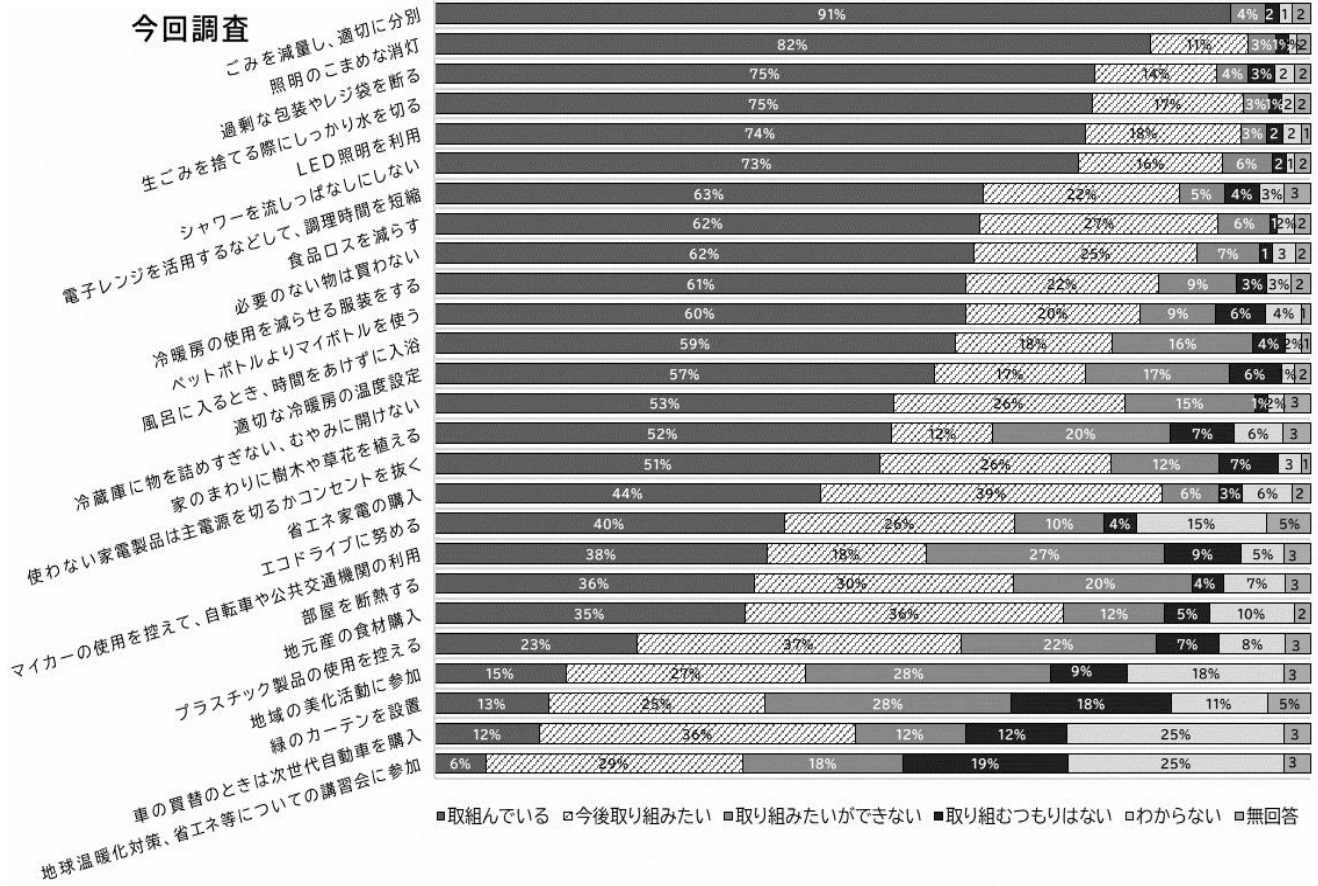
13. 省エネ設備を導入する際、重視するもの



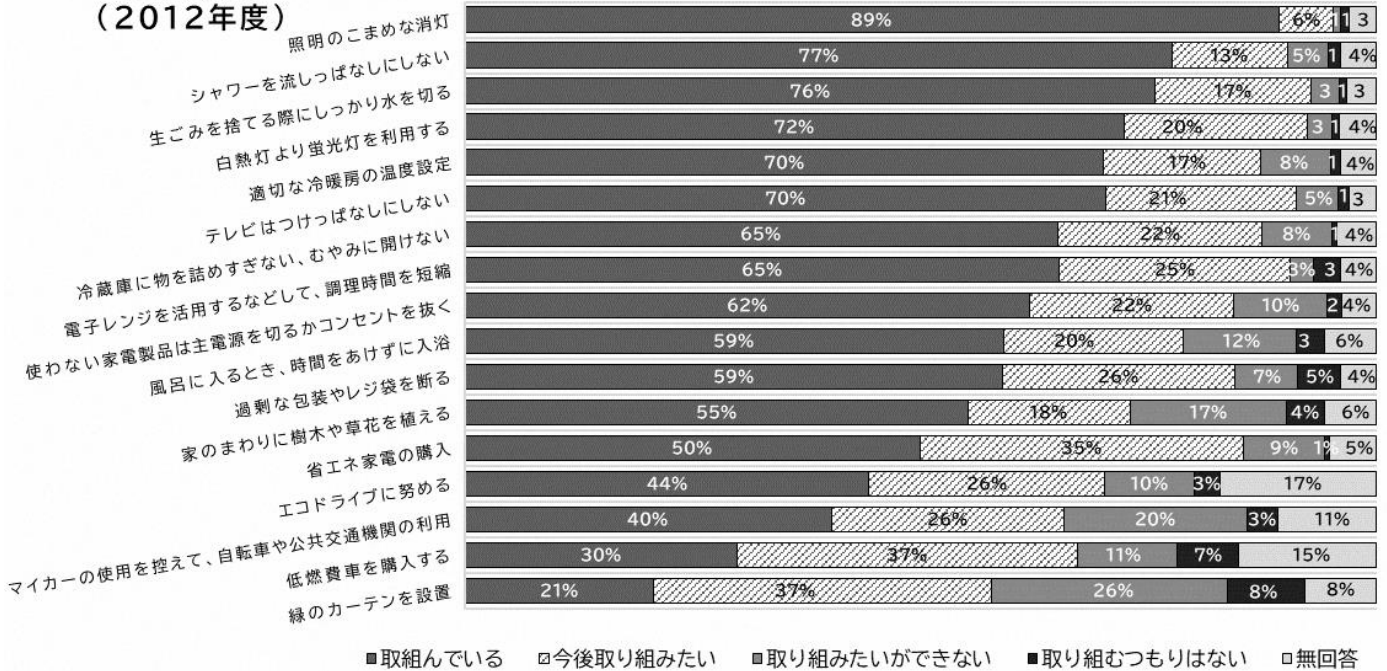
省エネ設備の導入に関しては、初期費用や投資回収年数など、費用面に関する項目が重視されており、費用面などへの解決策の提案が必要。

14.家庭での取組状況

今回調査

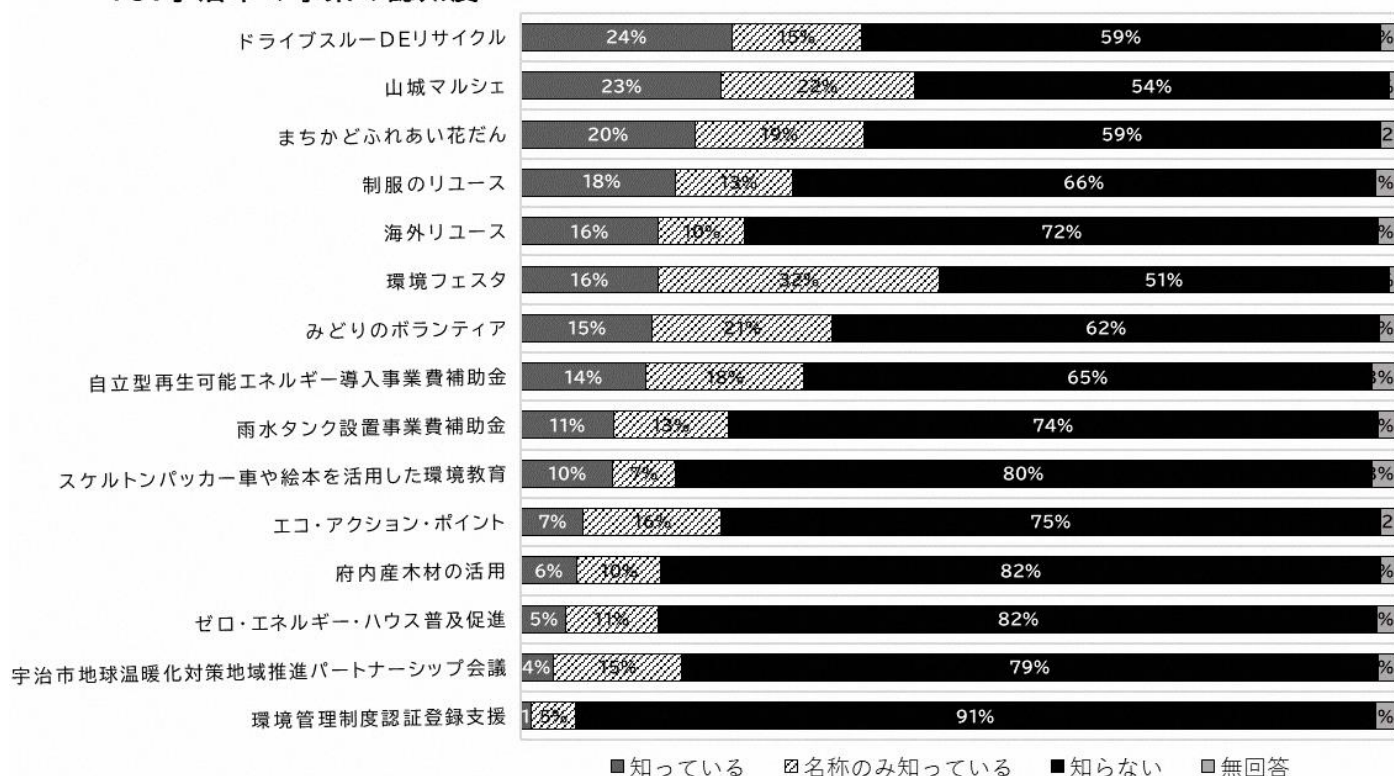


前回調査 (2012年度)



前回調査時に比べると、スマートフォンの普及促進などライフスタイルの変化が見られるが、前回調査時と同じ質問項目については大きな変化は見られない。

15. 宇治市の事業の認知度

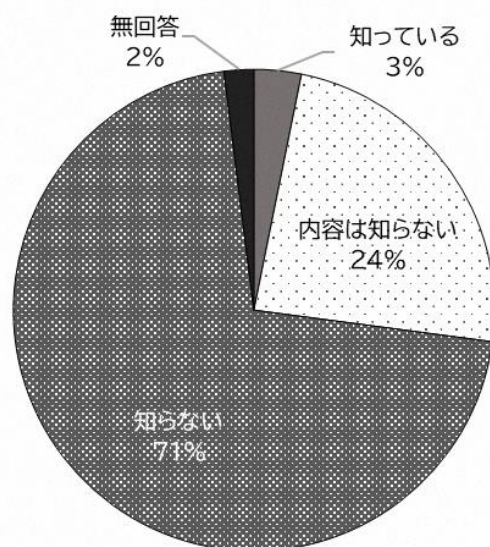


「知っている」「名称のみ知っている」を合わせた回答が 50%を超えている事業はなく、全体的に市の事業の認知度の低さが見られる。今後、効果的な周知啓発の手法等についてさらなる検討が必要。

16. 『市民と築くゼロカーボンのまち宣言

～「安全・安心に住み続けられるまち」を目指して～

の宣言を表明していることの認知度



市ホームページや市政だより・市の公式 SNS で情報発信をしているが、ほとんど認知されていない。今後、市がゼロカーボンを進めていく上で、より多くの市民周知が必要。

宇治市の環境についてのご意見(自由記載)

地球温暖化に関するもの
急激な地球温暖化で生活環境がすっかり変わっている。お金のかからない省エネ方法などもっと広報をして欲しい。
制服リユース事業をもっと広めて欲しい。
スーパーのトレーが過剰包装、ペットボトルもマイ容器を持参するアイデアで削減指導して欲しい。
省エネに加えて健康も守れる家の高断熱化を推進していくべき。アルミサッシの使用は禁止すべき。
宇治市の具体的な取り組みについては知らなかった。ゼロカーボンには難しい。電気自動車は高額で、車は生活必需品。
環境政策を推進していることはよく理解できた。諸施策は市民の協力が必要。施策を数値で見えるようにし、市民が実感できるようにすべき。ごみ減量化率2022年実績〇〇%2023年目標〇〇%など。
海外リユースは素晴らしい。衣類だけでなく、食器等も受け付けてくれるようになり、より使いやすくなった。後は出品する側が汚れたままのものや壊れたものを出さないという良識を守ることが必要。家具や電気製品等も取り扱ってもらいたい。
市政だより等大抵の人は読んでないのではないか。エコポイントについても、知っていても活用していない人も多い。町内・自治会レベルで取り組みれば関心も出るかもしれないし、環境への取り組みもしやすくなるのではないかな。防災訓練も最初は浸透した。大きな施設を作るよりも住みやすい街への配慮を。
近年の大雨洪水に対する宇治川河川敷の強化整備を何よりも先にお願したい。
電気自動車購入時に補助金を出すようにして欲しい。
集合住宅向けのコンパクトな太陽光発電が身近な物になるよう希望します。
環境全般に関するもの
地球環境の維持のためには、中途半端ではない本格的な取組が必要。そのための決意を示すような事業を発案し、推進して欲しい。また、市の実施している事業についてももっとわかりやすい名称にしてアピールできるものにして欲しい。
観光地の意識を持って、皆が美しいまち作りを心がけたい。大好きな宇治が益々皆さんに愛されるように、環境問題に取り組んでいきたい。
自然環境は新しく何かを作るのではなく、今あるものを保全し、人間以外の生き物も保全していただきたい。
宇治市が取り組んでいる事業については全然知らなかった。子どもがいないので、小学校等の情報源が少なく、困っている。共働き夫婦でも市の情報がもっと入ってくるような事を考えて欲しい。
歴史・文化の街として文化水準を高める為に、環境教育の強化をして欲しい。また、車の渋滞を防止、府道の整備を早急に実施して欲しい。
これからも住み続けたいと思います。不満なところはトビケラが舞うシーズン散歩で宇治川方面に行けなくなることくらいです。
川や道路などのゴミのポイ捨てが多い。
公衆トイレのうち、一部に恥ずかしいものがある。
自転車道を整備してほしい。
ブラマークの回収日を増やしてほしい。古紙回収の日も増やして欲しい。
観光開発よりも、「ゆったりした緑の街」を守って欲しい。
その他
高齢者です。買い物するところがないので大変です。
小倉駅(近鉄)が昔引っ越してきた時とくらべてひっそりとさびしい。もっと活気がほしい。
高齢者が住みやすい環境作り、子供達全員が学べる場所をもっと増やして欲しい。
宇治市の事業をまとめたハンドブックが欲しい。

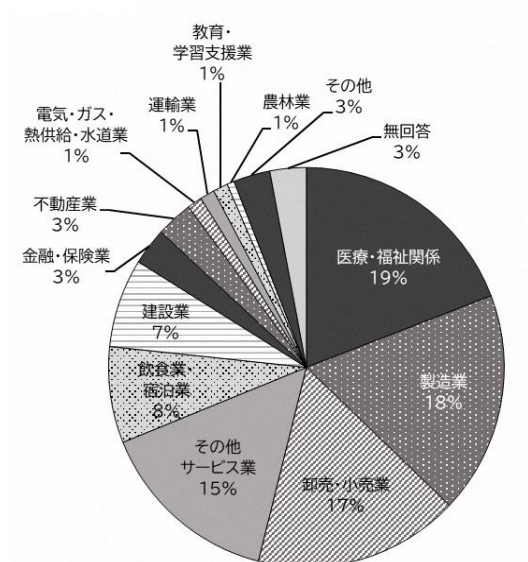
(2)事業者アンケート

① 調査概要

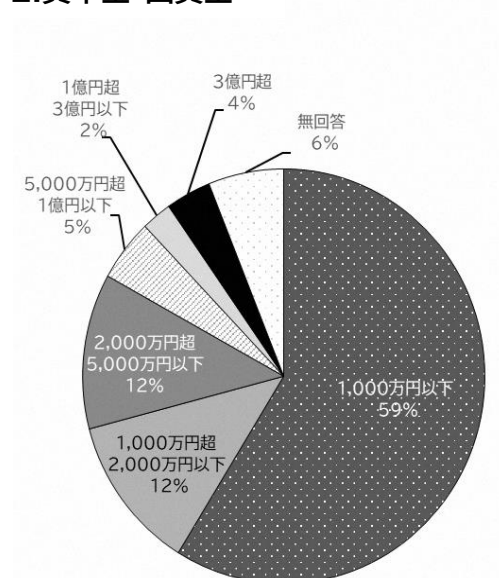
項目	事業者アンケート
対象	事業者 500 事業者 ※総務省統計局事業所母集団データベース情報から 無作為抽出
調査方法	直接郵送(回答は郵送または WEB)
調査期間	令和 5 年 7 月 14 日(金)～令和 5 年 8 月 10 日(木) ※調査終了後も一定期間回答を受付
回収数	165 事業者(33.0%) うち Web 回答(15 社)

② 事業者アンケート調査結果

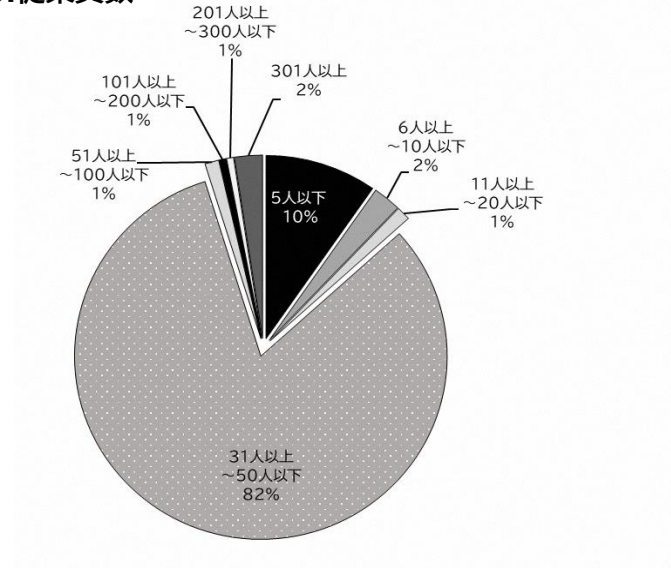
1.業種



2.資本金・出資金

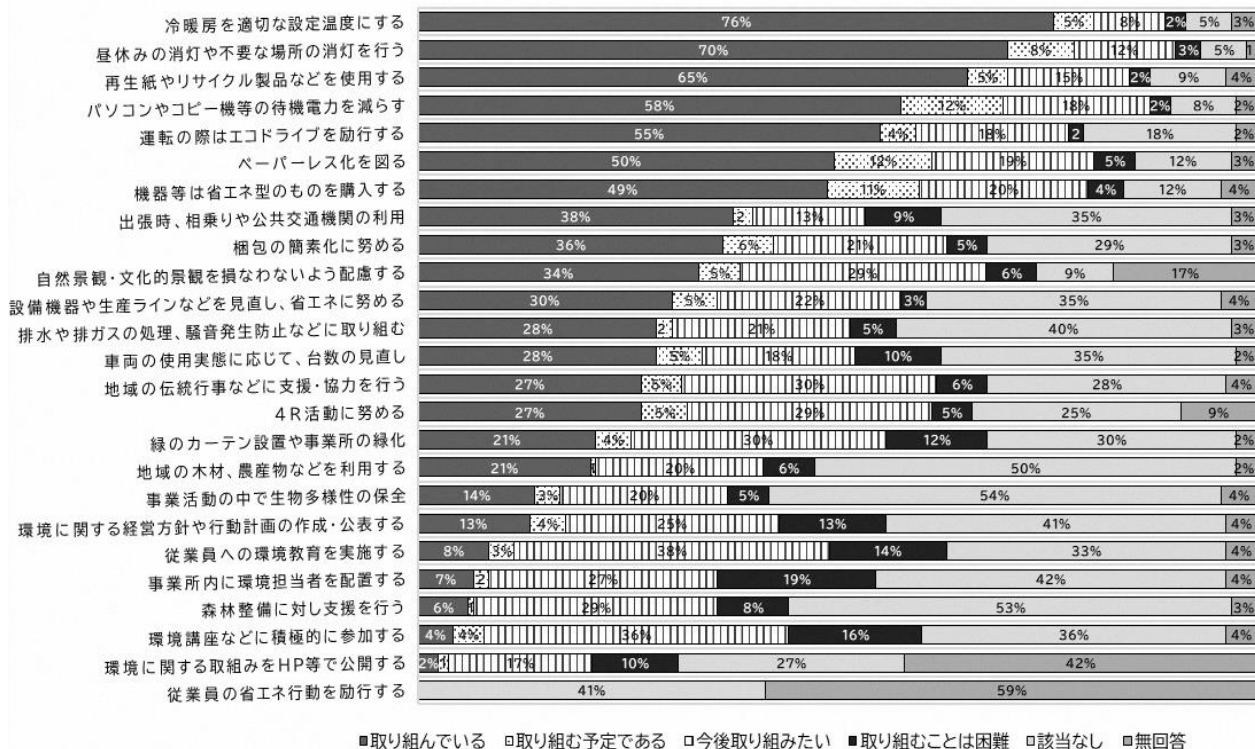


3.従業員数

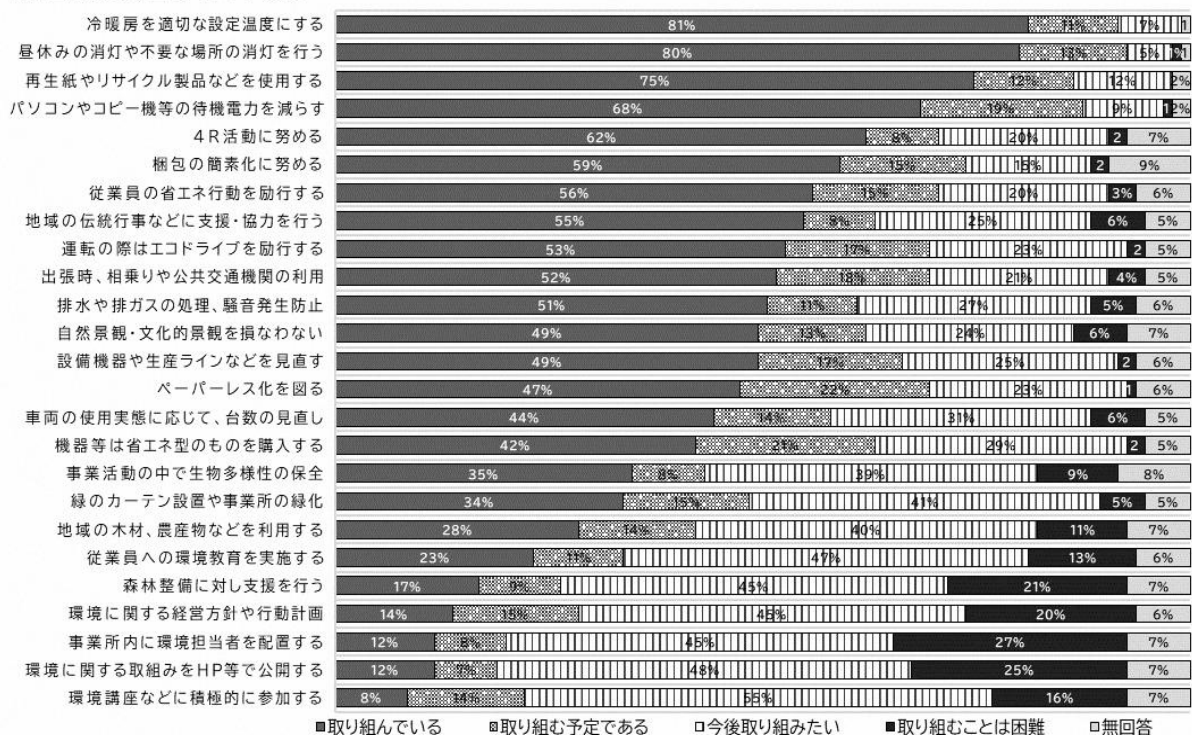


4.環境保全への取組

今回調査



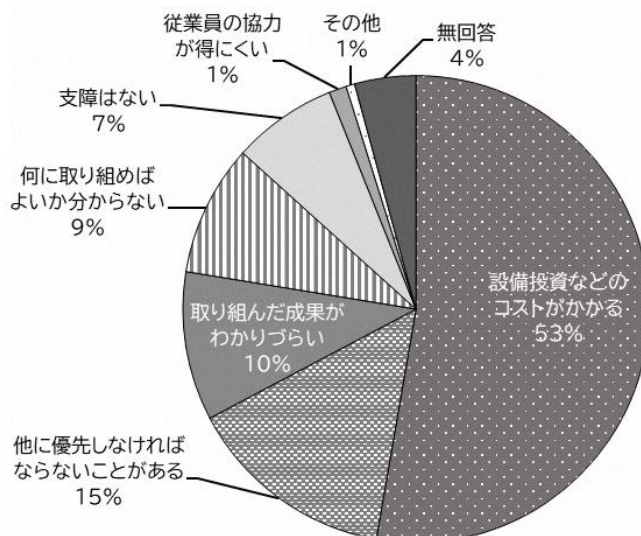
前回調査(2012年度)



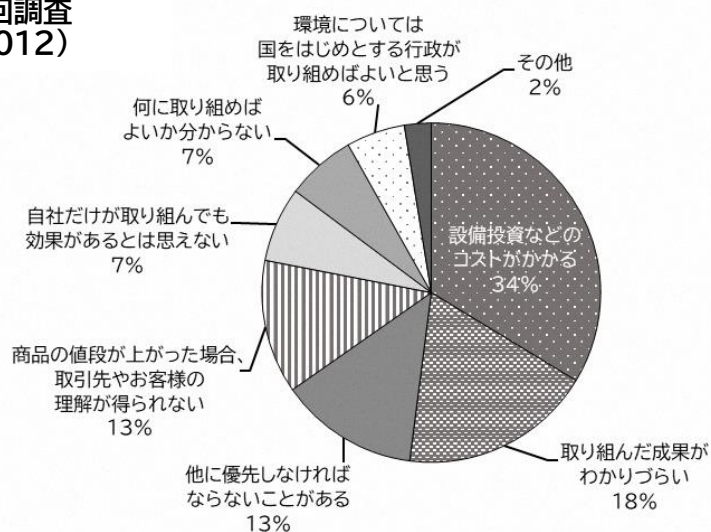
前回調査同様、冷暖房の適切な温度管理、不要な場所の消灯などの取組状況が高い結果となった。多くの設問で前回調査時の選択肢にはなかった「該当なし」の割合が高くなっている。

5.省エネなどの環境保全について 取り組む上で支障となること

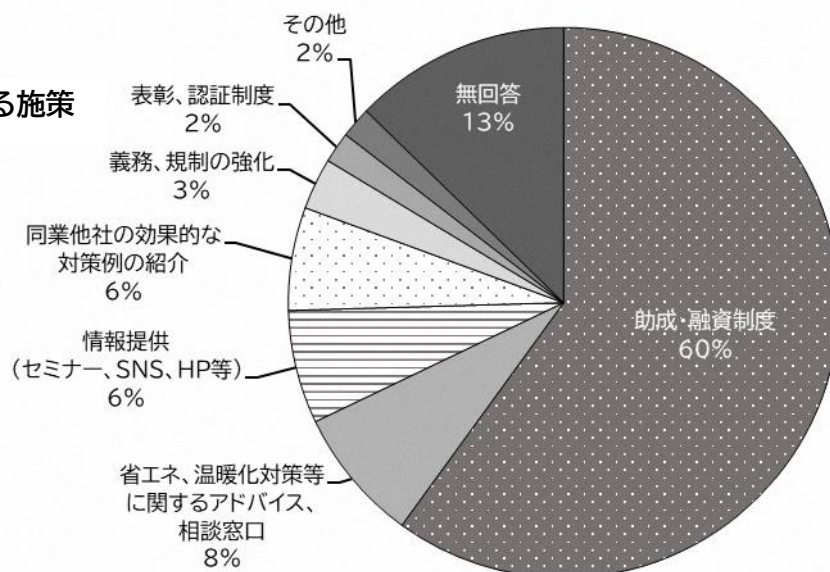
今回調査



前回調査
(2012)

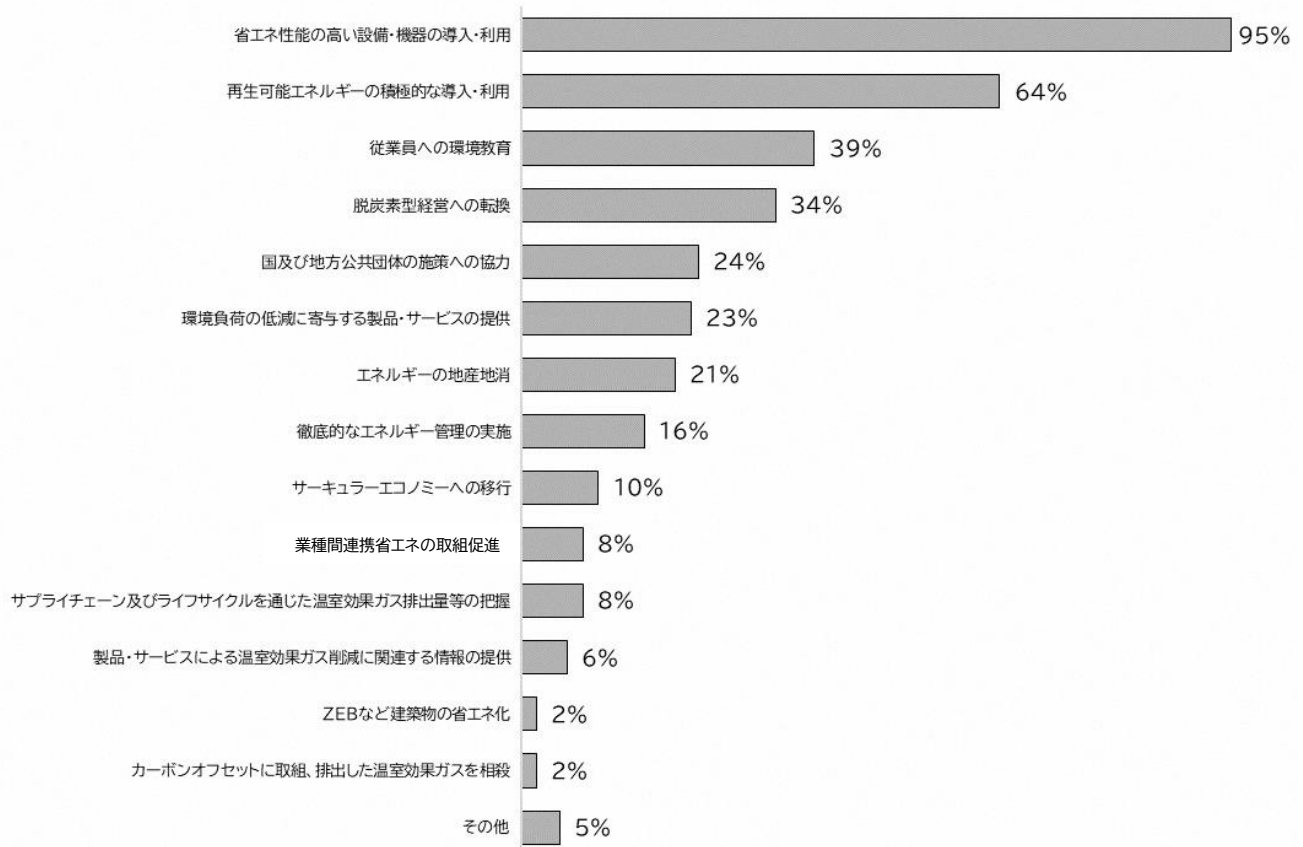


6.行政に期待している施策



コスト面が支障と回答した事業者は、前回調査時よりも20%程度増加しているなど、事業者が省エネや環境保全に取り組む上では、コスト面が支障となっており、行政に対して助成・融資制度が望まれている。事業者への温暖化対策は、コスト面の解決策の提案などが必要。

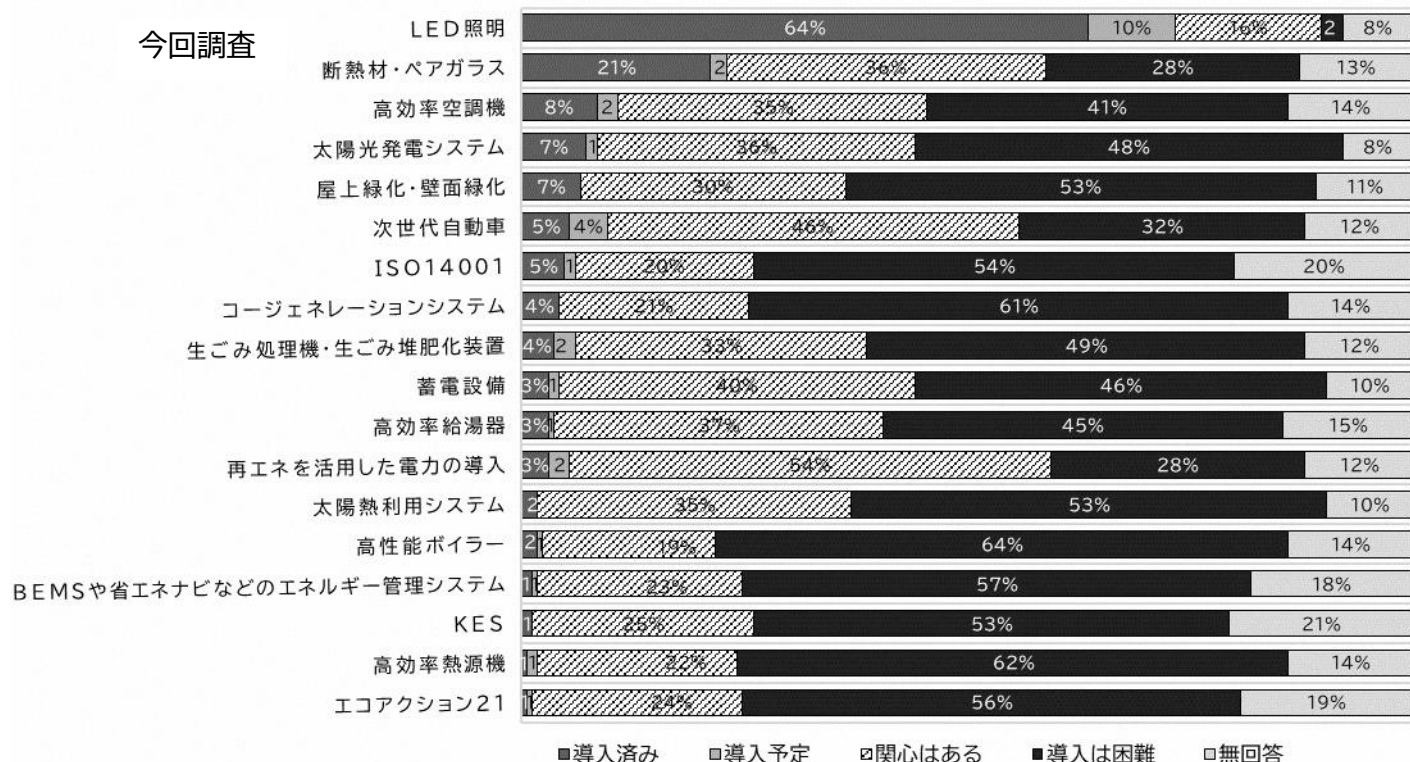
7.事業者として必要な取組み(複数回答)



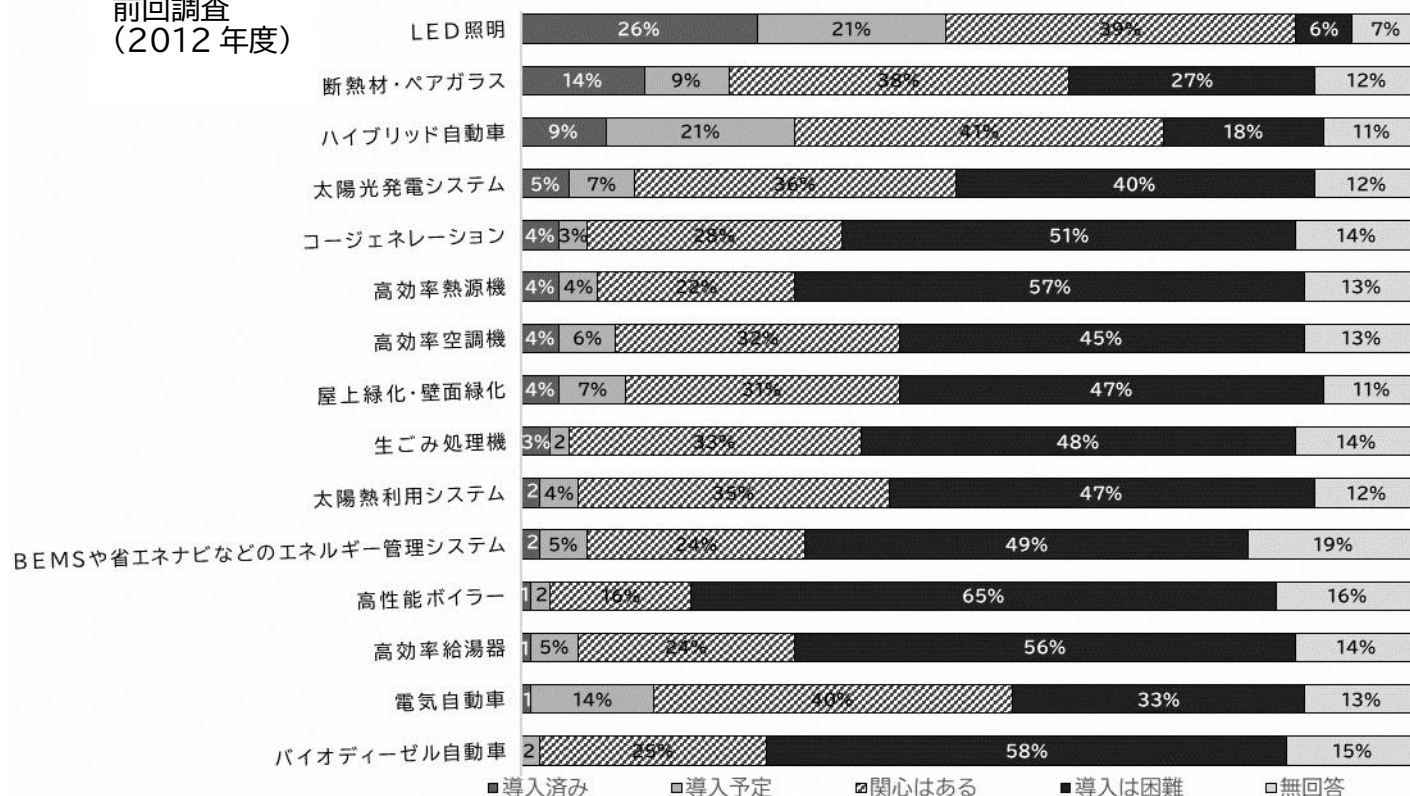
事業者として省エネ性能の高い設備・機器の導入・利用や再生可能エネルギーの積極的な導入・利用が必要な取組と考えられており、今後、事業者に対する高効率省エネ設備・機器や再エネ設備の導入・利用支援の効果的な普及・啓発が必要。

8.省エネ・再エネ設備等の導入状況

今回調査

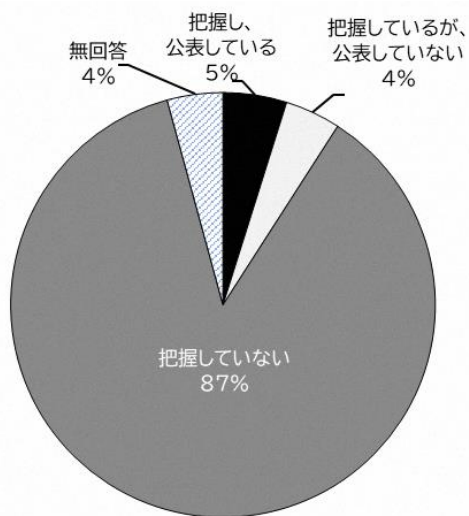


前回調査 (2012年度)

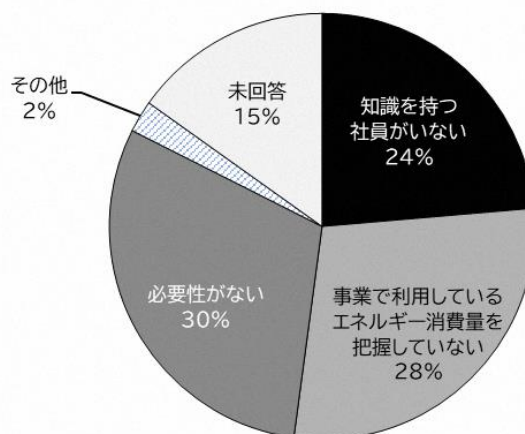


前回調査時に比べて「LED 照明」の導入割合が大きく増加しており、その一方で、高コスト設備の導入割合は高くなかった。そのような中で、「再エネを活用した電力の導入」や「太陽光発電システム」、「蓄電池」については導入割合は高くないものの、関心を示している事業者は多く、今後、これらについての普及・啓発が必要。

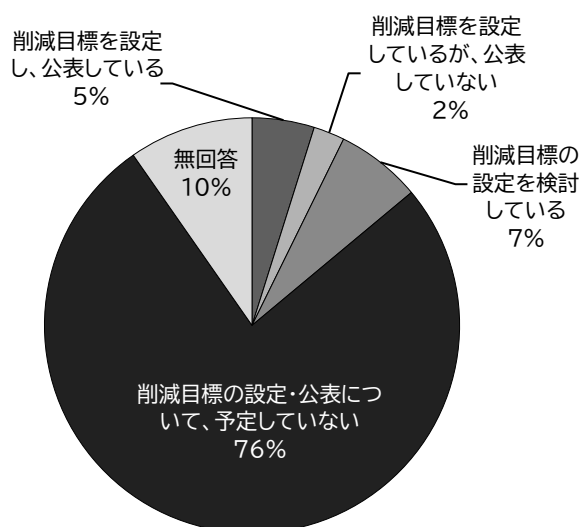
9. 温室効果ガス排出量の把握状況



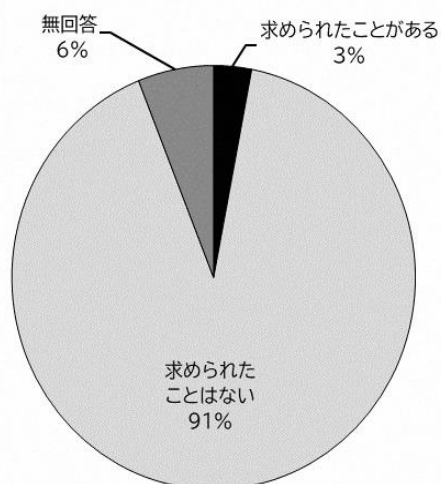
10. 温室効果ガス排出量を把握できない要因



11. 温室効果ガス排出量の削減目標

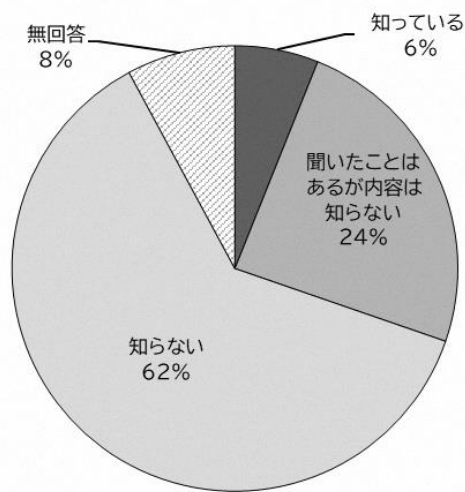


12. 温室効果ガスの削減や目標設定を要求された事例

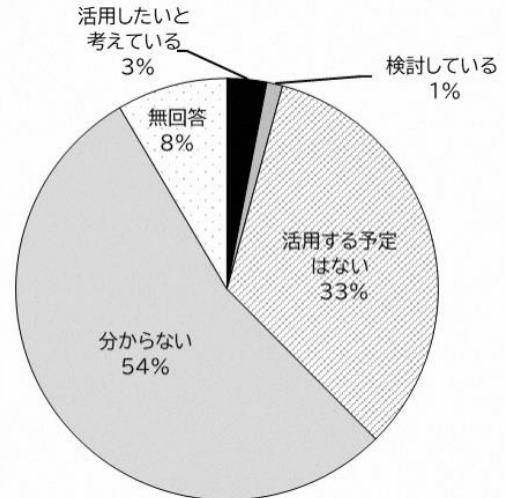


事業者の多くは温室効果ガス排出量を把握しておらず、削減目標の設定・公表を予定していなかった。事業者の脱炭素を効果的に進めていくため、事業者の自らの排出量把握に向けての検討が必要。

13.エコ・アクション・ポイントの認知度



14.エコ・アクション・ポイントの活用意向



エコ・アクション・ポイントの認知度は、市民アンケート同様、低い結果となった。今後、効果的な周知啓発の手法等について検討が必要。

宇治市の環境政策全般についてのご意見・ご要望(自由記載)

地球温暖化に関するもの

温暖化は想像以上のスピードで進んでいる。時には厳しい姿勢で対策して欲しい。考察に時間をかけていたら、手遅れになる。

気象変動の激しい昨今、他国や他市の自然災害など情報を収集、分析し、早め早めに必要な所から手を付けて欲しい。地球規模の大変困難な課題ですが期待している。

蓄電設備は興味があるが、とても高いので導入は困難。3/4 補助などあれば考えたい。

宇治市で独自に、市内での排出量の現在の状況を目で見えて分かるようにしてほしい(例えば電光掲示板や道路の信号機の下に掲示するなど)。現状、どのような状態になっているかを理解できれば省エネに対する意識も高くなると思う。

カーボンニュートラルの目標自体、真実性があるのか疑問がある。

天ヶ瀬ダムの水力発電を主に主張して“エコ都市”と銘打ち、太陽発電や水力、風力発電を積極的に導入し、そのための助成金も増やし、緑化運動や生ごみ処理機も推進して、戦略を立てていくと観光地としての値打ちも上がると思う。もっとアピールが必要と思う。

環境全般に関するもの

高層マンションが立ちならび、町が活性化するのは良いが、車の利用者が増加している。交通事故増加等心配している。

事業所単位での取り組みは難しい。事例の公表があれば検討できると思う。

我々、出来る限り協力していきたいと思っている。

市街地に「緑」を増やしてもらいたい。

環境政策や、どう取り組めばいいのかなど、市政だよりに大きく載せてもらいたい。

4 宇治市環境保全基本条例

○宇治市環境保全基本条例

昭和 51 年 7 月 15 日

条例第 29 号

めざましい科学の進歩は、人間生活に物質的な豊かさをもたらした。しかし、今日までの産業経済と都市の急激な発展により、人間の行動圏の拡大と生活様式の変化およびこれらに伴う社会的価値感の変化が生じ、人間と自然との結びつきを破壊し、また、人間同志の暖かい心のふれあいが奪い去られつつある。

宇治市民は、従来、緑と水と山なみに囲まれた豊かな土地で恵まれた自然環境、歴史的環境を生活にとり入れ、良好な環境を築いてきた。しかし、人口が急増し、急激な都市化現象を呈している宇治市において、自然の生態系を乱す公害、都市生活の場・居住の場の未整備、人間関係における連帯感の疎外など諸種の弊害が生じ、それは拡大の傾向にある。

市民は、健康で文化的な生活を享受しうる権利とともに、良好な環境を保持する責務を有する。

いまや良好な環境を保全し、確保するためにあらゆる努力が傾注されなければならない。

ここにわれわれ宇治市民は、自然と調和のとれた環境の創造を都市づくりの理念とし、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかつた都市」の実現をめざし、市、事業者、市民がその力を結集して環境問題に対処し、「明るく健康なまち」を未来に継承することを誓い、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全およびその確保に関する市長、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、その推進をはかることにより、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境をいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、良好な環境の保全および確保に関する総合的な施策を策定し、およびこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動により良好な環境をそこなうことのないように努め、自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、市長が実施する良好な環境の保全および確保に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、法令等の規定に反しない場合または定めのない場合においても、周辺の自然的、社会的条件に応じて良好な環境をそこなうことのないよう最大限に努力する責務を有する。

3 事業者は、良好な環境の保全および確保に関して協定を締結するように努める責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、その日常生活において良好な環境の保全および確保に関する意識を高め、相互に協力して地域の良好な環境をそこなうことのないように努めるとともに、良好な環境を保全し、確保するための市長の施策に協力する責務を有する。

第2章 環境基準の設定

(環境基準の設定)

第6条 市長は、良好な環境を保全し、確保するために維持されなければならない環境上の基準を定めることができる。

2 前項の基準については、常に適切な判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

第3章 環境保全計画の策定

(環境保全計画の策定)

第7条 市長は、良好な環境の保全および確保に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、環境保全計画を策定しなければならない。

第4章 良好な環境の保全および確保に関する基本的施策

(良好な環境の保全確保の施策)

第8条 市長は、次の各号に掲げる事項に係る施策を策定し、良好な環境の保全および確保に努めなければならない。

- (1) 緑化の推進、樹木等の保全、野生動植物の保護その他自然環境の保全および確保に関すること。
- (2) 良好な環境の確保に係る公共的な施設の整備に関すること。
- (3) 事業活動その他の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化する状態を含む。）、土壌汚染、騒音、振動、悪臭および地盤沈下（以下「公害」という。）の防止に関すること。
- (4) 無秩序な土地開発等の行為の規制および日照等の確保並びに合理的な土地利用に関すること。
- (5) 宅地化された空地その他空閑地に係る環境衛生の維持並びに工作物の規制等による風致の確保に関すること。
- (6) 廃棄物の不法投棄の防止および都市の清潔保持に関すること。
- (7) 歴史的・文化的遺産の保存および史跡名勝、景勝地の整備に関すること。
- (8) その他良好な環境の保全および確保に関する諸施策

2 市長は、前項各号の施策とあいまつて地域住民の連帯感に支えられたコミュニティの形成のための条件整備に係る施策を策定し、およびそれを実施しなければならない。

(公聴会の開催等)

第9条 市長は、前条に規定する施策を策定するため必要があると認める場合には、公聴会の開催等市民の意見を反映するために必要な方途を講じるものとする。

(監視・測定体制の整備)

第10条 市長は、良好な環境を保全し、確保するために必要な監視および測定の体制の整備に努めるものとする。

(報告および調査)

第11条 市長は、事業者、土地または建築物の所有者もしくは管理者（以下「関係者」という。）から良好な環境の保全および確保に係る対策その他必要な事項について報告を求め、またはその職員に当該工場、事業所、土地もしくは建築物等に立入らせ、施設その他の物件を調査させることができる。

(指導・助言・勧告および命令)

第 12 条 市長は、良好な環境の保全および確保に関し、関係者に対して必要な指導、助言、勧告または命令をすることができる。

(協定の締結)

第 13 条 市長は、良好な環境の保全および確保に関し、関係者および市民と協定を締結することができる。

第 5 章 審議会

(審議会の設置)

第 14 条 市長は、良好な環境の保全および確保に関する事項を審議するため、宇治市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる事項を審議会に諮問するものとする。

- (1) 環境基準の設定
- (2) 環境保全計画の策定
- (3) 公害の予防対策および被害対策
- (4) 良好な環境の保全および確保に関する協定の締結
- (5) 大規模な開発行為等に対する環境保全対策
- (6) その他必要と認める事項

3 審議会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 雑則

(氏名等の公表)

第 15 条 市長は、第 12 条の規定による命令に従わない者については、審議会にはかり、その氏名および住所(法人にあつては、その名称および代表者の氏名並びに所在地)並びに命令の内容等を公表することができる。

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 市民と築くゼロカーボンのまち宣言

～「安全・安心に住み続けられるまち」を目指して～



市民と築くゼロカーボンのまち宣言

～「安全・安心に住み続けられるまち」を目指して～

私たちのまち宇治は千年の昔から平安貴族の別業の地として、また、恵まれた自然環境の中、宇治茶の生産地として、大地、川、風などと密接に関わりながら、先人たちによってその恵み豊かな自然と歴史文化が大切に守られてきました。今、私たちはそのかけがえのない財産を未来に引き継いでいく責務を有しています。

近年、地球温暖化が原因と考えられる極端な気候変動の影響により、各地で猛暑、豪雪、台風の大型化や集中豪雨など、自然災害は激甚化の一途をたどっており、私たちの生命や暮らしを脅かす深刻な事態となっています。

こうした状況の中、2015年に合意された「パリ協定」、並びに2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、「平均気温上昇を産業革命前から1.5度未満に抑えるには、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする必要がある」などの見解が示され、2021年開催されたCOP26において、国際的な合意として強化されました。

私たちは、国際社会の一員として、また、「宇治の豊かな『歴史・文化』と『自然』を守り育て、将来にわたって安心して暮らせる『ふるさと宇治』」を築くため、2050年までに宇治市での温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に向けて取り組むことをここに宣言し、宇治市民・事業者の皆さまとともに、その実現へ向け積極的な取組みを推進してまいります。

令和4年3月25日
(2022年)

宇治市長 松村 淳子

6 計画の推進体制と経緯

(1) 宇治市環境保全審議会委員名簿(敬称略)

区分	委員名	所属機関・団体	備考
学識経験者	松良 俊明	京都教育大学	会長
	山田 智子	京都文教短期大学	
	松原 斎樹	京都府立大学	
市民代表	古島 健次	宇治公衆衛生協会	
	吉田 利一	京都やましろ農業協同組合	副会長
	中川 晴雄	宇治商工会議所	
	多田 重光	宇治市観光協会	
	吾妻 牧子	宇治久世医師会	
	鳥居 里美	宇治市女性の会連絡協議会	
	居原田 晃司	宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議	
	岸本 幸三	宇治市森林組合	
	魚住 智子	宇治市植物公園	
市議会	中村 麻伊子	宇治市議会産業・人権環境常任委員会	
	角谷 陽平	宇治市議会産業・人権環境常任委員会	
行政機関	太田 喜和	京都府山城北保健所	
	吉田 俊朗	宇治警察署	

専門委員	木原 浩貴	京都府地球温暖化防止活動推進センター	
------	-------	--------------------	--

宇治市環境保全審議会専門部会委員名簿(敬称略)

区分	氏名	所属機関・団体	備考
学識経験者	松良 俊明	京都教育大学	副部会長
	山田 智子	京都文教短期大学	
	松原 斎樹	京都府立大学	部会長
市民代表	吉田 利一	京都やましろ農業協同組合	
行政機関	太田 喜和	京都府山城北保健所	

専門委員	木原 浩貴	京都府地球温暖化防止活動推進センター	
------	-------	--------------------	--

(2) 市内策定会議委員名簿

○宇治市環境保全連絡調整会議

部局名	役職名	部局名	役職名
市長公室	秘書広報課長	都市整備部	公園緑地課長
政策企画部	政策戦略課長		都市計画課長
総務・市民協働部	総務課長		歴史まちづくり推進課長
	管財課長		開発指導課長
産業観光部	農林茶業課長	上下水道部	交通政策課長
	産業振興課長		水道総務課長
	観光振興課長		下水道計画課長
人権環境部	人権環境部副部長	教育部	学校管理課長
	環境企画課長		教育支援センター学校教育課長
	まち美化推進課長	消防本部	消防総務課長
健康長寿部	長寿生きがい課長		
建設部	道路建設課長		
	維持課長		
	治水対策課長		

○宇治市脱炭素推進プロジェクトチーム

部局名	役職名
人権環境部	人権環境部副部長
	環境企画課長
危機管理室	危機管理室長
市長公室	秘書広報課長
総務・市民協働部	管財課長
産業観光部	農林茶業課長
	産業振興課長
人権環境部	まち美化推進課長
建設部	施設建築課長
都市整備部	公園緑地課長
	建築指導課長
	交通政策課長
上下水道部	下水道計画課長
教育部	学校管理課長

(3)計画策定の経緯

年月日	項 目	内 容
令和 5 年 7 月 7 日	第 1 回宇治市環境保全審議会	諮問・骨子案提示
令和 5 年 7 月～8 月	アンケート調査 (調査期間) 市民 (令和 5 年 7 月 21 日～8 月 10 日) 事業者 (令和 5 年 7 月 14 日～8 月 10 日)	市民・事業者アンケート
令和 5 年 9 月 11 日	第 1 回宇治市環境保全審議会専門部会	素案(たたき台)協議
令和 5 年 10 月 13 日	第 2 回宇治市環境保全審議会専門部会	素案(たたき台)協議
令和 5 年 11 月 15 日	第 3 回宇治市環境保全審議会専門部会 第 2 回宇治市環境保全審議会	素案提示
令和 5 年 12 月 4 日	第 3 回宇治市環境保全審議会	初案提示
令和 5 年 12 月下旬～ 令和 6 年 1 月下旬	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
令和 6 年 2 月中旬	第 4 回宇治市環境保全審議会	パブリックコメント実施結果 及び答申 (案) について
令和 6 年 3 月上旬	答申	宇治市環境保全審議会からの 答申

7 用語集

【 あ 】

ウォームシェア

余分な暖房を止めて、みんなでひとつの部屋、場所に集まることでエネルギーを節約することです。

たとえば、個別の部屋の暖房は止めて街へ出かけて、図書館や博物館、児童館などの公共施設、レクリエーション施設などを利用すれば、全体としてエネルギーの使用量を抑えることができます。

ウッドマイレージ

フードマイレージを木材に応用した指標で、木材の量と木材の産地と消費地まで輸送距離を乗じたものです。

エコアクション 2.1

環境省が策定した環境マネジメントシステムのことで、組織や事業者等が環境へ配慮した取り組みを主体的・積極的に行なうための方法を定めたものです。

エコドライブ

ゆるやかな発進や一定速度での走行など、車の燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らすための環境に配慮した運転技術や心がけのことです。

温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質を指します。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO₂ や CH₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、CO₂、CH₄、N₂O に加えてハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の 7 種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

オフセット

排出される温室効果ガスの排出をまずできるだけ削減するように努力をした上で、削減が困難な部分の排出量について、他の場所では実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所では排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいいます。

【 か 】

カーシェアリング

自分の車を持たず、必要なときに使用目的に合った車を自家用車と同じように気軽に共同利用するシステムのことで、利用時間や回数に応じた料金設定による適正な利用、車の共有による資源消費の効率化といった環境保全上の効果があります。利用者における車の維持費の低減の経済的メリットや都市における駐車場問題の解消というメリットも期待されています。

カーボンニュートラル

CO₂ を始めとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすることです。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成を目指します。（⇒実質ゼロと同義）

外来生物

もともとはその地域にいなかったのに、人間の活動によってほかの地域から入ってきた生物を指します。生態系への影響や人間への被害が問題となっています。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達

成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムといいます。

緩和策

省エネ取組や再エネ利用により、温室効果ガスの排出量を削減する対策、及び森林等によって温室効果ガスの吸収量を増加させる対策のことで

気候変動

気温および気象パターンの長期的な変化を指します。太陽周期の変化など自然現象の場合もありますが、1880 年代以降は主に人間活動による化石燃料の燃焼が主な要因となっています。

気候変動適応計画

気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定された計画です。気候変動適応に関する施策の基本的方向性や分野別施策、基盤的施策について記載されているほか、PDCA サイクルの下で、分野別施策及び基盤的施策に関する KPI の設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施について記載しています。

気候変動適応法

2018（平成 30）年 6 月に施行された法律で、気候変動への適応を推進することを目的としています。

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関

する情報の収集及び提供等の措置を実施することが定められています。

業務その他部門

事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しない業種等が含まれます。

クールシェア

エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うことです。家族や地域で楽しみながら節電に取り組むことができます。家庭では、複数のエアコン使用をやめ、なるべく 1 部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼をシェアする、など 1 人あたりのエアコン使用を見直すことがクールシェアの考え方です。

クールスポット

水辺や森林、公園、公共の建物など、家の外で人が涼しく（クール）過ごせる空間・場所（スポット）のことです。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

グリーンリカバリー

新型コロナからの経済回復に際して、脱炭素社会に向けた取組も同時に進めていこうとする政策です。

現状趨勢ケース（BAU）

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指します。

BAU ケースの排出量を推計することで、「将来の見通しを踏まえた計画目標の設定」や「より将来の削減に寄与する部門・分野別の対策・施策の立案」を行うことができます。

コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのことです。回収した廃熱は、工場における熱源や、家庭やオフィス、病院など生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用することができます。

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)

気候変動枠組条約締約国会議 (COP) とは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的として1995 (平成7) 年から毎年開催されている年次会議のことです。2015 (平成27) 年に開催された COP21 は、第 21 回目の年次会議に当たり、「パリ協定」が採択されました。

【 さ 】

サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄が一方に進むリニアエコノミー (線形経済) に代わって、近年ヨーロッパを中心に提唱されている新しい経済のしくみです。あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を目指す社会経済システムを意味します。

再生可能エネルギー

法律で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電

時や熱利用時に地球温暖化の原因となる CO₂ をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS (リーポス)]

「Renewable Energy Potential System」の略称で、全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報等を、データと地図で可視化したウェブサイトです。

サプライチェーン

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのことをいいます。日本語では「供給連鎖」ともいいます。

最終エネルギー消費量

エネルギーは、原油や天然ガス等が生産され、電気や石油製品等に形を変える発電・転換部門 (発電所、石油精製工場等) を経て消費されています。この際、発電・転換部門で生じるロスまで含めた全てのエネルギー量を「一次エネルギー供給」といい、最終的に消費者が使うエネルギー量を「最終エネルギー消費量」といいます。一次エネルギー供給から配送・転換時のロスを差し引いたものが最終エネルギー消費量になります。

事業継続計画 (BCP)

「Business Continuity Plan」の略称で、何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと、または業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画のことをいいます。

次世代自動車

窒素酸化物 (NO_x) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境に

やさしい自動車です。電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル自動車などが挙げられます。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成 27）年国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。世界全体の経済、社会及び環境の三側面を調和させ、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

実質ゼロ

二酸化炭素等の温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による吸収量の差し引きがゼロになることを表します。（⇒カーボンニュートラルと同義）

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会をいいます。

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000（平成 12）年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されています。

省エネナビ

省エネ意欲を促進するため、電力使用料金をリアルタイムに表示するシステムです。あらかじめ省エネ目標を設定し、目標より多くの電気を使用すると警報がなる等の工夫が施されているものもあり、家庭等における自発的な省エネ行動を促進します。

省エネルギー診断

省エネルギーの専門家がエネルギー使用設備の状況等を現地調査し、設備の現状を把握するとともに、省エネルギーによるエネルギー消費の削減量等を試算する取組です。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、賞味期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることをいいます。

森林吸収量

植物は、太陽からの光エネルギーを利用して、大気中の二酸化炭素を有機物として固定し、幹や枝などの形で大量の炭素を蓄えています。光合成による二酸化炭素の吸収量から、呼吸による二酸化炭素の排出量を差し引き、固定した分を森林の吸収量といいます。

スマートホームデバイス

スマートホームとは、家電などとインターネットをつなぎ、スマートフォンやスマートスピーカーでコントロールすることで快適に、便利な暮らしを実現する家のことで、それを実現させるための機器のことをスマートホームデバイスといいます。

スマートメーター

検針業務の自動化や HEMS 等を通じた、電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のことです。

生物季節

植物の開花や紅葉、渡り鳥の去来やセミの鳴き始めといった植物や動物が季節に応じて周期的に示す現象のことです。

生物多様性

生物多様性条約では、生物多様性を全ての

生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という三つのレベルでの多様性があるとしています。

ゼロカーボンシティ

「2050年にCO₂実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指すことを公表した地方自治体をいいます。

ソーラーカーポート

カーポートの屋根として太陽光パネルを用いるもの（太陽光発電一体型カーポート）、あるいは、カーポートの屋根上に太陽光パネルを設置するもの（太陽光発電搭載型カーポート）を指します。

カーポートを設置することで、駐車場の駐車スペースを確保したまま、駐車場の上部空間を利用した太陽光発電を実現できます。

【 た 】

太陽光発電

太陽の光エネルギーを電気に変換する発電方式です。

太陽光発電設備は、太陽電池を配置した太陽光パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流電気に変換するインバータ（パワーコンディショナ）で構成されています。

脱炭素シナリオ

現状趨勢（BAU）シナリオにおける活動量の変化に加え、脱炭素社会の実現に向けた対策・施策の追加的な導入を想定したシナリオです。

脱炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素（CO₂）やフロンなどの温室効果ガス排出量と森林等による吸収量との均衡を達成する社会をいいます。

断熱リフォーム

住宅の断熱機能を向上させて、熱の移動によるロスを少なくするリフォーム工事です。

地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇することをいいます。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定されました。

地球温暖化対策の推進に関する法律

（地球温暖化対策推進法、温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」における京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めたものであり、1999（平成11）年に施行された法律です。2021（令和3）年の改正により、「パリ協定」に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定されました。

蓄電池

1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のことをいいます。電気代が安い夜間の電力、また

は太陽光発電で昼間に余った電力をためておき、使用することができます。

地産地消

地域で生産されたものを、その生産された地域内において消費することをいいます。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組み等を通じて、地域の活性化にもつながります。また、輸送に係るエネルギー削減等の長所もあります。

さらに、東日本大震災等を契機に、分散型エネルギー社会の実現を目指し、電力などのエネルギーを地域で創り、地域内で消費しようというエネルギーの地産地消という取組が進められています。

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標達成に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しするために開始された国民運動のことをいいます。

適応策

気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会もしくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図るための対策をいいます。

テレワーク

ICT（Information and Communications Technology の頭文字を取ったもので、情報通信技術のこと。）を活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方をいいます。企業等に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワークと、個人事業者・小規模事業者等が行う自営型テレワークに大別されます。

電気の二酸化炭素排出係数

電気事業者が供給（小売り）した電気の発

電に使用した燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量（t-CO₂）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量（kWh）で除した値です。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいいます。

地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多く、通常のアスファルト舗装に比べて、太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制効果もあります。

トップランナー制度

自動車の燃費基準や電気機器（家電・OA 機器）等の特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準を、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めることとし、機械器具のエネルギー消費効率の更なる改善の推進を行う取組をいいます。

【 な 】

熱中症警戒アラート

環境省と気象庁が提供する情報で、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症の予防行動をとるよう促すための情報をいいます。

【 は 】

パートナーシップ

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいい、協働ともいいます。

バイオディーゼル燃料

植物油からつくられるディーゼルエンジン用のエコロジー燃料のことです。

トラック・重機・トラクター・発電機・ボイラーなどで軽油のかわりに燃料として使用することができます。

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等があります。バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などをつくることのできる他、プラスチック化するなど幅広く利用することができます。

ハザードマップ

自然災害が発生した際に想定される危険な場所や、避難経路・避難場所の情報を地図上にまとめたものです。

パリ協定

2015 年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること等が含まれています。

ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。

ヒートポンプ給湯器

ヒートポンプ給湯器は、室外の空気から熱を汲

みあげてお湯をわかします。このとき、電気のエネルギーは熱を運ぶための動力として使い、お湯をわかすときは、室外から汲みあげた熱と一緒に、お湯をわかす熱になります。このため、お湯をわかす熱の効果は、外気から汲みあげた熱と、ヒートポンプが使った電気の熱の合計になります。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことをいいます。

フードマイレージ

輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送に係る燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることとなります。

フリマ・シェアリング

環境省から暮らしの中で脱炭素化できる行動として「ゼロカーボンアクション 30」と名付けた 30 の代表的な行動が紹介されており、そのうちの取組の一つとして挙げられています。物を捨てる時・増やすときに選択肢として、フリーマーケットで売る、シェアリングやサブスクリプション（定額料金による一定期間のサービス・コンテンツ利用など）を利用するという選択肢を持つことを促しています。

ペレットストーブ

ペレットは「小さな球」という意味で、おがくずや木くずなどの製材廃材などに圧力を加えて固めた固形燃料のことを「木質ペレット」といいます。ペレットストーブは、この木質ペレットを専用の燃料として使います。「木質ペレット」はバイオマスエネルギーののひとつとして注目されており、木材を原料とす

るためカーボンニュートラルとみなすことができるので、地球温暖化防止に有効とされています。

ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を有する材料を発電層として用いた太陽電池の総称です。フィルム材料への形成が可能で、これまで重量物を載せられなかった工場や倉庫の屋根、公共施設等、従来にない太陽電池用途開拓の可能性が期待されています。

ポテンシャル

潜在的な応力や可能性として持つ力のことです。

環境省では、各種再生可能エネルギーのポテンシャル情報が提供されており、賦存量、導入ポテンシャル、事業性を考慮したポテンシャルの3つについて定義しています。

【 ま 】

まちかどふれあい花だん

町内会や有志団体が公園等公共空き地を花壇にする取組に、宇治市から花苗等を支給する制度です。

マルチベネフィット

ひとつの取り組みによって複数の恩恵を得る手法のことです。

みどりのボランティア

正式名称は「緑化ボランティアみどりの会」、宇治市植物公園や市役所・黄檗公園・西宇治公園などの花壇を花やみどりできれいにすることを目的とした、ボランティア団体です。

【 ら 】

リターナブル容器

中身を消費した後に、容器などを返却・回収し、洗浄して繰り返し使う容器のことです。

【 アルファベット 】

AI

「Artificial Intelligence」の略で、人工知能のことをいいます。

BEMS（ベムス エネルギービルマネジメントシステム）

建築物全体での徹底した省エネルギー・省CO²を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備について、最適な運転の支援を行うビルのエネルギー管理システムを指します。

ESG 投資

Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことです。

DX

デジタル・トランスフォーメーションは、スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱されました。教授の定義によると、「ICT（情報技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされています。

HEMS（ヘムス）

「Home Energy Management System（家庭用のエネルギー管理システム）」の略称で、電気やガス等のエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげます。HEMSでは、家庭内の発電量（太陽光パネルや燃料電池等）と消費量をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリー等の蓄電をすることで細やかな電力管理を行います。

IoT

「Internet of Things」の略称で「モノのインターネット」と呼ばれています。自動車、家電、ロボット

ト、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出します。

IPCC

「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略称で気候変動に関する政府間パネルのことです。各国の研究者が政府の資格で参加し、気候変動のリスクや影響及び対策について議論するための公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）により設立されました。地球温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討することを目的としています。IPCC は新たな研究を行うための機関ではなく、気候変動に関する科学技術文献をレビューして、評価することをその役割としています。

ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格です。PDCA サイクルに従い環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくしくみのことです。

KES（京都環境マネジメントシステムスタンダード）

京都議定書の発祥地である京都から発信された環境マネジメントシステムの規格のことをいいます。

PPA

PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出の削減ができるモデルのことをいいます。設備の所有は第三者（事業者又は別の出資者）が持つ形となり、資産保有することなく

再エネ利用が実現できます。

SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標のことです。環境、貧困、教育など様々な観点から持続可能な世界を実現するため、17のゴール・169のターゲットで構成されています。近年、このSDGsに基づき、環境に配慮した取り組みを行う企業が増えています。（⇒持続可能な開発目標）

ZEB（ゼブ）

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。

ZEH（ゼッチ）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。